

令和 7 年香美市議会定例会

9 月定例会議会議録

令和 7 年 8 月 2 9 日 開 議

令和 7 年 9 月 2 6 日 散 会

香 美 市 議 会

令和 7 年香美市議会定例会

9 月定例会議会議録（第 1 号）

令和 7 年 8 月 2 9 日 金曜日

令和7年香美市議会定例会9月定例会議会議録（第1号）

招集年月日 令和7年8月29日（金曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 8月29日金曜日（審議期間第1日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1 番 有 光 収 三
2 番 公 文 直 樹
3 番 中 平 麻 衣
4 番 西 村 剛 治
5 番 西 山 潤
6 番 森 田 雄 介
7 番 村 田 珠 美
8 番 小 松 孝
9 番 舟 谷 千 幸

1 1 番 山 崎 晃 子
1 2 番 笹 岡 優
1 3 番 濱 田 百合子
1 4 番 山 崎 龍太郎
1 5 番 利 根 健 二
1 6 番 山 本 芳 男
1 7 番 山 崎 眞 幹
1 8 番 小 松 紀 夫

欠席の議員

な し

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	依 光 晃一郎	建 設 課 長	野 村 文 紀
副 市 長	村 上 真 祥	農 林 課 長	川 島 進
総 務 課 長	竹 崎 澄 人	商工観光課商工班長	濱 田 さおり
企画財政課長	黍 原 美貴子	環境課環境班長	公 文 健 心
定住推進課長	小 松 伯 聖	管 財 課 長	三 谷 恵 司
防災対策課長	中 川 英 斉	ふれあい交流センター所長	原 美和子
税務収納課長	猪 野 高 廣	会計課会計班長	都 築 由 美
高齢介護課長	中 山 繁 美	《香北支所》	
福祉事務所長	野 邑 裕 永	支 所 長	石 元 幸 司
市民保険課長	萩 野 貴 子	《物部支所》	
健康推進課長	川 渕 美 香	支 所 長	片 岡 亮

【教育委員会部局】

教 育 次 長	中 山 泰 仁	生涯学習振興課長	小 松 幸 春
教育振興課長	前 田 薫		

【消防部局】

消 防 長	野 口 正 一

【その他の部局】

農業委員会事務局長	和 田 雅 充	上下水道局次長	三 谷 麻 友

職務のため会議に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 一 圓 幹 生 議 会 事 務 局 書 記 横 田 恵 子
議 会 事 務 局 書 記 入 野 美 紀

市長提出議案の題目

- 議案第 57号 令和6年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 58号 令和6年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 議案第 59号 令和6年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 議案第 60号 令和6年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 議案第 61号 令和6年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 62号 令和6年度香美市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について
- 議案第 63号 令和6年度香美市簡易水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について
- 議案第 64号 令和6年度香美市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について
- 議案第 65号 令和7年度香美市一般会計補正予算（第4号）
- 議案第 66号 令和7年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）
- 議案第 67号 令和7年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）
- 議案第 68号 令和7年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第 69号 香美市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 70号 香美市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 71号 香美市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 72号 香美市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 73号 香美市子ども・子育て支援法第82条の規定による過料に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 74号 香美市上下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制

定について

議案第 75号 香美市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

議案第 76号 香美市給水条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 77号 香美市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 78号 香美市過疎地域持続的発展計画の変更について

議員提出議案の題目

なし

議事日程

令和7年香美市議会定例会9月定例会議議事日程

(審議期間第1日目 日程第1号)

令和7年8月29日(金) 午前9時00分開議

日程第1 審議期間の決定について

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 諸般の報告

1. 議長の報告

2. 市長の報告

(1) 報告第15号 令和6年度香美市健全化判断比率の報告について

報告第16号 令和6年度香美市資金不足比率の報告について

専決処分事項の報告について

報告第17号 損害賠償の額の決定及び和解について

(2) 行政の報告及び提案理由の説明

日程第4 議案第57号 令和6年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第5 議案第58号 令和6年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)歳入
歳出決算の認定について

日程第6 議案第59号 令和6年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)歳入
歳出決算の認定について

日程第7 議案第60号 令和6年度香美市介護保険特別会計(介護サービス事業勘
定)歳入歳出決算の認定について

日程第8 議案第61号 令和6年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の
認定について

日程第9 議案第62号 令和6年度香美市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及
び決算の認定について

日程第10 議案第63号 令和6年度香美市簡易水道事業会計未処分利益剰余金の処
分及び決算の認定について

日程第11 議案第64号 令和6年度香美市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分

及び決算の認定について

日程第12	議案第	65号	令和7年度香美市一般会計補正予算（第4号）
日程第13	議案第	66号	令和7年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）
日程第14	議案第	67号	令和7年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）
日程第15	議案第	68号	令和7年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
日程第16	議案第	69号	香美市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第17	議案第	70号	香美市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第18	議案第	71号	香美市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第19	議案第	72号	香美市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第20	議案第	73号	香美市子ども・子育て支援法第82条の規定による過料に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第21	議案第	74号	香美市上下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第22	議案第	75号	香美市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第23	議案第	76号	香美市給水条例の一部を改正する条例の制定について
日程第24	議案第	77号	香美市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
日程第25	議案第	78号	香美市過疎地域持続的発展計画の変更について

会議録署名議員

1 番、有光収三君、2 番、公文直樹君（審議期間第1日目に審議期間を通じ指名）

議事の経過

(午前 9時00分 開会 開議)

○議長（小松紀夫君） ただいまの出席議員は17人です。定足数に達していますので、これから、令和7年香美市議会定例会を再開し、9月定例会議を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

議事に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げます。

猛暑が続いた8月も残り僅かとなり、朝晩は幾らか過ごしやすくなってきたこの頃でございます。議員各位、執行部の皆様には何かと御多忙の折、令和7年9月定例会議に御出席いただき、誠にありがとうございます。

さて、国におきましては、7月の参議院議員選挙の結果により衆・参両院で少数与党となりました。そのため、予算案の成立には野党の一部を取り込んだ多数派形成が不可欠でございますが、見通しは立っていないのが現状です。喫緊の課題であります物価高対策につきましても、給付なのか、減税なのか、早急な対応が求められるところでございます。

一方、本市におきましては、NHK連続テレビ小説「あんぱん」のストーリーが進展する中、アンパンマンミュージアム、また、先生のお墓のある朴ノ木公園には数多くの皆様にお越しいただいております。今後は、NHK連続テレビ小説「あんぱん」放送終了後を視野に入れた施策の展開が重要となってまいります。

また、本市の三大祭りには多くの皆様でにぎわったところでございます。準備や後片づけに関わった職員の皆様、誠に御苦労さまでした。

さて、本定例会議に市長から提出されている議案は、令和7年度香美市一般会計補正予算（第4号）をはじめ、令和6年度の各会計決算認定など、議案22件でございます。議員各位におかれましては、慎重審議の上、それぞれの議案に対し適切な議決を賜りますようお願いいたします。

結びに、議会の品位を重んじ、円滑な議事運営に格段の御協力を賜りますようお願いを申し上げ、開会に当たり私の御挨拶といたします。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

日程第1、審議期間の決定を議題とします。

本件につきましては、8月26日の議会運営委員会で協議をいただいております。

協議結果につきましては、議会運営委員会、舟谷千幸委員長から協議結果報告書が提出されておりますので、御覧いただきたいと思います。

お諮りします。報告書のとおり、今定例会議の審議期間は、本日から9月26日までの29日間としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。よって、今定例会議の審議期間は、本日から9月26日までの29日間と決定しました。

なお、審議期間中の会議の予定につきましては、お手元にお配りしております予定表のとおりです。

【審議期間予定表 巻末に掲載】

○議長（小松紀夫君） 日程第２、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、今定例会議を通じて、１番、有光収三議員、２番、公文直樹議員を指名します。両名はよろしくお願いいたします。

日程第３、諸般の報告を行います。

初めに、議長の報告を行います。

まず、市長から、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び第２２条第１項の規定による、報告第１５号及び第１６号の報告が、また、地方自治法第１８０条の規定による専決処分事項について、報告第１７号のとおり報告がございました。

次に、監査委員から、令和６年度香美市一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書、令和６年度香美市公営企業会計決算審査意見書、令和６年度財政健全化判断比率及び資金不足比率審査意見が提出されております。

その他の報告事項につきましては、お配りしました議長報告書のとおりです。

日程第３、報告第１５号、令和６年度香美市健全化判断比率の報告についてから、日程第２５、議案第７８号、香美市過疎地域持続的発展計画の変更についてまで、以上２５件を一括議題とします。

行政の報告及び報告第１５号から議案第７８号までの提案理由の説明を求めます。依光市長。

○市長（依光晃一郎君） 本日、議員の皆様のお出席をいただき、令和７年香美市議会９月定例会議が開かれますことに、厚く御礼を申し上げます。

議案の説明に先立ち、最近の香美市の取組を例に挙げながら、私の政治姿勢や市政運営についての考え方を御説明させていただきます。

まず最初に、香美市の将来を見据えた取組についてです。

８月の課長会にて、今後の財政再建に向けた見通しと組織再編についての協議を行い、課長会の報告として８月８日に全職員へ向けて情報共有を行いました。

急激な人口減少は全国の自治体財政を悪化させ、四国のある自治体では財政危機脱却プランを策定し、財政問題の解決へ向けた取組をスタートさせるとの報道がありました。同様に、香美市の財政も厳しい状況であり、令和４年度から実質単年度収支が赤字となっております。このまま何もしなければ、令和１０年度末には予算編成に必要な財政調整基金の額を割り込むことが想定されます。余裕がある今から、まずは実質単年度収支を早期に均衡させるべく、職員一人一人への意識づけを含めて取り組んでまいります。

また、組織の活性化に向けた議論も併せて進めており、合併以降で最も大きな組織再編を来年度から実施したいと考えております。具体的には、管財課、定住推進課、企画財政課を廃止し、新たに、まちづくり課、財政課、企画政策課を設置、そして、建設課

を再編いたします。加えて、人事制度においても班長制から課長補佐制に戻し、現状の、係長よりも班長が多いといういびつな状況を改善していきます。この組織再編は、住民サービスの向上と業務の効率化を目指したもので、将来にわたって香美市役所のサービスを維持していくために必要な改革だと考えております。来年度にスムーズな移行ができるよう、しっかりと準備を進めてまいります。

次に、NHK連続テレビ小説「あんぱん」についてです。

ドラマの放送も来月26日までということで、あと1か月となりました。市を挙げてのPRやおもてなしにつきまして、多くの市民の皆様にご協力いただいていることに、改めて感謝を申し上げます。残り僅かの放送とはなりましたが、市民の皆様とともに最後まで盛り上げていきたいと思っております。目に見える朝ドラ効果としましては、今年度のやなせたかし記念館への来館者数は昨年の約2倍と好調で、放送終了後もこの勢いを持続させたいと思っております。ドラマを通じ、アンパンマンだけではない、やなせ先生の多彩なお仕事や魅力を知っていただいたおかげで、小さなお子様連れの御夫婦だけではなく、幅広い年齢のお客様に来ていただけるようになりました。また、団体旅行も好調で、県外からの大型バスもよく見かけます。この放送を機に、新たに生まれた県外旅行会社との協力関係も大事にして、年間を通じて安定的に観光客を呼び込み、地元への経済効果も生んでいくべく取り組んでまいります。

次に、香美市観光大使についてです。

今月2日の第57回土佐山田まつりにて、NHK連続テレビ小説「あんぱん」に御出演された榎尾篤紀さんに、香美市観光大使として御就任いただきました。榎尾さんからは、香美市の魅力が全国に知られ、たくさんの方々に来てもらえるように、僕ができることを精いっぱい頑張っていきますと、力強いメッセージをいただきました。榎尾さんには今後ともますます御活躍いただき、さらなる香美市のPRにも御協力いただければと思っております。

次に、教育長不在問題についてです。

香美市教育長の不在につきましては、香美市民だけではなく、多くの皆様から御心配の声をいただいております。誠に申し訳なく思っております。私としましては、今年3月定例会議にて議決されました問責決議を重く受け止め、5月臨時会議にて2回目の教育長任命議案を出させていただいたところです。残念ながら否決との御判断となりましたが、議会の御決定ですので、受け止めさせていただいております。そして、3度目の議案を出すため、5月臨時会議にて否決と御判断された10人の議員の皆様へ、こういった条件であれば御賛成いただけるかについて、文書にて御回答いただけるようお願いをしております。現状につきましては、いまだにお一人の議員からも御回答をいただけておらず、大変困惑しております。特に、3月定例会議にて、早期の解決を求め問責決議に賛成された8人の議員の皆様が御回答されていないことは、理解に苦しむところです。また、6月定例会議において教育長の問題に関し御質問されたのは小松孝議員、ただお

一人でした。３月定例会議の問責決議は何だったのでしょうか。議会議員が議会で議論をしないという姿勢は、議員としての責任放棄であるとも感じ、残念にも思っております。今定例会議では、香美市の教育長にはどういった方がふさわしいのかについて、議員の皆様と活発な議論をさせていただきたいと思っております。そして、私からの御提案なのですが、９月定例会議に加え、市民への御説明の機会として、議会報告会を開催していただけないでしょうか。もちろん私も参加させていただきます。教育長問題に関する議会報告会の開催につきまして、議長に要請させていただきます。

加えまして、もう一つの懸案事項が、教育委員の皆様が御指摘になり、議会の場でも追及されました、前教育長に対する私のパワハラ疑惑についてです。私と前教育長の名誉にも関わることでありますので、議会にて事実確認をお願いしたいと思います。議会として今さら調査は難しいということであれば、私から香美市議会議会運営委員会に、議員の発言が名誉棄損ともなりかねない状況となっていることについて、調査を求める申入れをさせていただきたいと思っております。この申入れを契機に、解決に向けて動き出していいただければと思います。パワハラ疑惑の件も含め、香美市民からは、最初は市長が悪いと思ったが、今では市長ではなく議会が悪いという声までも聞くようになりました。議会への市民からの信頼をこれ以上落とすことのないよう、御対応をよろしくお願いいたします。

最後に、美良布保育園の建設議案についてです。

この議案に関しましては、８月７日の全員協議会にて教育委員会から建設計画についての御説明をさせていただきました。議員の皆様からは、仮園舎建設の部分への反対のお声をいただき、まずは保護者への説明を行い、保護者の意見を聞くべきとの御意見をいただいたと聞いております。そこで、私としましては、会議初日での提案を断念し、まずは保護者や地域住民の皆様から御意見をお伺いすることにしたいと考えております。教育委員会によりますと、今月２０日に保育園職員への説明会、２５日に保護者への説明会、そして、昨日は地元説明会を開催したとのことです。一般質問終了後の来月１７日には２回目の地元説明会を開催とのことです。私も出席させていただき、御参加の皆様のお意見を聞かせていただきます。そして、議会での御議論も踏まえ、９月定例会議最終日に美良布保育園の建設議案を追加議案として提案するかについて、最終的に判断することにしたいと考えております。美良布保育園の建設計画につきましても活発な御意見をいただきますよう、重ねてお願いを申し上げます。

続きまして、５つの基本政策と４つの横断的な政策に基づく香美市づくりについて御説明いたします。

最初に、基本政策の１つ目、経済の活性化についてです。

NHK連続テレビ小説「あんぱん」の放送は、香美市にとって大きな追い風となり、多くのお客様に来ていただきました。お土産物を買っていただくなど、大きな経済効果も生み出してくれております。今後は、NHK連続テレビ小説「あんぱん」放送終了後

も多く観光客の皆様は継続して来ていただけるよう、努力していくことが重要だと考えております。そのためには、香美市に来ていただいたお客様の満足度がどうであったかをしっかり把握することや、旅行会社に継続して旅行商品を企画していただけるよう、旅行会社の要望をお聞きするなど、取り組まなければなりません。今後とも、観光地の磨き上げや旅行会社とのさらなる関係強化に取り組んでまいります。

次に、他地域との交流についてです。

香美市の観光振興のためには、市の知名度を上げ、旅行先として選んでもらうことが重要です。そのために、いろいろな地域との交流に力を入れております。今年も、全国の自治体が集まる「アニメ&まんが聖地EXPO」に参加してPRすることに加え、長崎県佐世保市との交流もスタートしました。佐世保市には「佐世保バーガーボーイ」と「させぼのボコちゃん」というやなせキャラクターがおり、9月7日には、健康センターセレネ前広場で開催される「全国あんぱんサミット2025 in 高知」にも御参加くださいます。そして、本定例会議には、香美市から佐世保市のイベントに参加させていただくための予算を計上させていただきました。今後とも他地域との交流を深め、観光振興や商品販売につなげるよう取り組んでまいります。

次に、基本政策2つ目の健康長寿の香美市づくりです。

香美市では、生涯活躍されたやなせ先生にあやかり、先生の健康の秘訣であった野菜スープに着目した健康づくりに取り組んでおります。ヘルスメイトの皆様による、やなせ先生が飲まれていた野菜スープレシピを御家庭に御紹介していただく活動や、給食センターによる給食での野菜スープの提供など、活動が広がってきております。また、FM愛媛と旭食品株式会社による、やなせ先生が飲んでいたレシピを基にした「野菜スープ愛と勇気のだしの素」という、手軽に野菜スープが作れる商品の開発にも、市として協力させていただきました。そして、現在「元気スープコンテスト」ということで、香美市産の農産物・特産物を使った、家庭で作れるスープのレシピを募集しております。このコンテストを含め、野菜スープを活用した市民の健康意識の向上と、バランスのよい食生活の普及に取り組んでまいります。

次に、基本政策3つ目の教育の充実です。

香美市は広い面積を有する自治体ですが、学校から遠い地域に住んでいても、できるだけ経済的な負担を減らすことができるよう取り組んでいるところです。そのための補助金として高等学校等通学費補助金を設置しておりますが、昨年度に比べて倍以上の申請があったため、今回補正予算を計上させていただきました。今後とも、対象者への周知を徹底し、御家庭の経済的負担を軽減するよう取り組んでまいります。

次に、大栃中学校における山村留学生への支援についてです。

今定例会議に、燃料費と通話料の補正予算を組ませていただきました。今後とも、山村留学の受入れに対し継続的に取り組んでまいります。私としましては、物部町の人口を維持し続けるためには、大栃小・中学校の維持が不可欠であり、市長部局としても何

らかの支援をしなければと考えているところです。現在の大栃小学校は、全校生徒数 8 人に対して特認校制度の活用者が 2 人、25%、地元出身者が 6 人、75%となっております。大栃中学校は、全校生徒数 21 人に対して、特認校制度の活用者が 6 人、28%、山村留学制度の活用者が 5 人、24%、地元出身者が 10 人、48%となっております。来年度以降の地元出身者の大栃小学校への入学予定者数は、ゼロ人から 2 人程度となることが想定されております。また、大栃小学校は、現在、1 年生から 3 年生までの児童がいないということで、このまま新入生がゼロに近い状況が続けば、3 年後には全校児童数が 2 人から 3 人となり、そして、今の小学校 4 年生が中学校を卒業する 6 年後には、大栃中学校には地元出身の生徒数がゼロとなり、特認校制度と山村留学制度の活用者だけに依存する状況となります。こういった状況の中で、大栃小・中学校運営協議会より、スクールバス運行に関する要望書を 7 月 25 日に受け取らせていただきました。具体的には、香美市中心部と大栃保育園、大栃小・中学校を結ぶスクールバスの定期運行を求めるものです。私個人としましては、前向きに、そしてスピード感を持って取り組みたいと考えております。まずは、教育委員会の御意見をお聞きしたいと思っております。

次に、基本政策 4 つ目の市民を守る災害対策についてです。

今年度も全国的に地震が頻発しており、南海トラフ地震への危機感が高まっているところです。そのため、災害用トイレ購入費補助金 30 件分、家具転倒防止等対策費補助金 5 件分について、新たに追加計上させていただきました。同様に、災害時協力井戸整備費補助金を 3 か所分、耐震改修設計費補助金 40 件分、耐震改修工事費補助金 10 件分と、それぞれ追加の予算を計上させていただいております。今後も、市民による防災への意識の高まりを追い風に、香美市の防災対策を進めてまいります。

最後に、基本政策 5 つ目のインフラの充実と有効活用です。

市役所本庁舎に来庁される市民の皆様から、駐車場が少ないというお声を多くいただいていたことを受けて、来年 3 月までに南駐車場を整備するべく工事を進めているところです。今定例会議では新たに、腐食や劣化が目立つテラスにつきまして 1,383 万 8,000 円の改修予算を計上させていただきました。南駐車場完成後は、日曜市などのイベントで一体的な活用を見込んでおります。香美市民が気軽に交流できるスペースとなるよう取り組んでまいります。

続いて、4 つの横断的な政策についてです。

1 つ目は、親しまれ信頼される行政窓口への継続的な改善です。

昨年度より会計課に新たなレジスターを導入しておりますので、これまでの利用状況も踏まえ、御報告させていただきます。新たなレジスターの導入は、これまで手作業であったお金を数える作業を省略し、自動化することができました。数え間違いのリスクが減り、処理スピードが上がったことで、お客様を待たせることなく、とても喜ばれております。今後とも、住民サービスの向上と業務の効率化を進めてまいります。

2つ目は、中山間地域対策の充実・強化です。

今定例会議では、香美市中山間地域介護サービス確保対策費補助金として、100万円の補正予算を計上させていただいております。この予算は、訪問・通所系介護サービス事業所を支援する補助金で、新たに市外の2事業者から申請があったことから、計上させていただきました。今後とも、中山間地域での介護サービスを維持するために、事業者の支援に取り組んでまいります。

次に、物部町における燃料問題への対応についてです。JA大栃給油所が来年3月末で閉鎖となることにより、これまで住民の御自宅まで配達されていた灯油が配達できなくなります。そこで、市としてLPガス給湯器への交換費用を補助し、経済的負担の軽減とスムーズな燃料転換を後押しするための費用として、140万円の補正予算を計上させていただきました。今後も、住民の皆様の状況を把握し、JA大栃給油所閉鎖の影響をできるだけ小さくできるよう取り組んでまいります。

3つ目は、子供施策の充実と女性活躍の場の拡大です。

本年7月1日より、小児科医へ無料で相談できるオンライン健康医療相談サービス「小児科オンライン」が提供されております。この事業は、高知県が実施しているものですが、県内在住のゼロ歳から15歳の小児を持つ保護者及び子育てに関わる全ての関係者が利用できるものとなっております。香美市には、現在、小児科がなく、議会からも御要望をいただいておりますが、具体的なお話を進めるまでには至っておりません。香美市で子育てをされている方に広く周知することで、少しでも子育ての安心につなげていただきたいと考えております。今後とも、県とも連携して子育て支援に取り組んでまいります。

4つ目は、文化芸術とスポーツの振興です。

昨年度より生涯学習振興課に文化財室を設け、市史編さんに向けての準備を進めております。そして、市史をどういった形で発行するのかなどの方針を議論させていただき、市史編さん準備会を7月11日に開催いたしました。今後、正式に編さん委員会を設置し、市史編さんがスタートいたします。香美市の将来に向けた有益な資料として、しっかりと市史を残せるよう取り組んでまいります。また、文化財室では、現在、戦争遺産の展示を旧佐岡小学校2階にて行っております。戦争中の貴重な資料に触れていただくことで、悲惨な戦争を二度と起こさないという決意を多くの方と共有し、広げたいと思っております。多くの方々にお越しいただければと思います。

以上、5つの基本政策と4つの横断的な政策について御説明をさせていただきました。

それでは、今定例会議に提案します議案について御説明いたします。

報告第15号は、令和6年度香美市健全化判断比率の報告についてです。

報告第16号は、令和6年度香美市資金不足比率の報告についてです。

報告第17号は、専決処分事項の報告について、損害賠償の額の決定及び和解についてです。

議案第 57 号は、令和 6 年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定についてです。

議案第 58 号は、令和 6 年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定についてです。

議案第 59 号は、令和 6 年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定についてです。

議案第 60 号は、令和 6 年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定についてです。

議案第 61 号は、令和 6 年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

議案第 62 号は、令和 6 年度香美市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定についてです。

議案第 63 号は、令和 6 年度香美市簡易水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定についてです。

議案第 64 号は、令和 6 年度香美市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定についてです。

議案第 65 号は、令和 7 年度香美市一般会計補正予算（第 4 号）です。

議案第 66 号は、令和 7 年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 2 号）です。

議案第 67 号は、令和 7 年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第 1 号）です。

議案第 68 号は、令和 7 年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）です。

議案第 69 号は、香美市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてです。

議案第 70 号は、香美市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第 71 号は、香美市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第 72 号は、香美市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第 73 号は、香美市子ども・子育て支援法第 82 条の規定による過料に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第 74 号は、香美市上下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第 75 号は、香美市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第 76 号は、香美市給水条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第 77 号は、香美市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第 78 号は、香美市過疎地域持続的発展計画の変更についてです。

以上、報告 3 件、議案 22 件の提案となります。

議案の詳細につきましては、お手元の議案細部説明書を御参照いただき、何とぞ御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小松紀夫君） 以上で、市長の行政報告及び提案理由の説明を終わります。

12 番、笹岡優君、動議ですか。

○12 番（笹岡優君） 先ほどの発言につきまして動議を。

先ほど、市長から提案説明がありましたが、事実とは違う内容を言っています。さきの教育長否決の後に、議長から、議員と話す場を構えますかと提案されたと思います。ところが、市長はそれを断って、アンケートをお願いしたいと言いました。議長はそれを断ったという報告を受けています。だから、議長から、アンケートについて断っている問題を、市長は、議長にも相談し、事務局にも相談して私たちの机に置いたんでしょうか。本来そういうのは、議会はルールによってやっています。ですから、ちゃんと手続を踏んでやらないと答えられません。その答えなかったことを、今回議場で、問題があるような発言をするのは、議会の品位を本当に傷つけることになるんじゃないでしょうか。ぜひ、こういう発言はやめていただきたいし、同時に、議長のほうで今回の発言等をしっかり精査していただいて、対応をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 後日、議会運営委員会を開催し、精査をして、対応を協議したいと考えております。よろしいですか。

これから、報告第 15 号について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第 15 号についての質疑を終わります。

次に、報告第 16 号について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第 16 号についての質疑を終わります。

次に、報告第 17 号について質疑を行います。質疑はありませんか。

13 番、濱田百合子議員。

○13 番（濱田百合子君） 伺います。

この専決処分の内容で、土佐山田町中組のアパート敷地内において、公用車を転回するためにということですが、この公用車はどういう用事でこの辺りに行ったのでしょうか。それと、公用車のあとの被害について、状況をお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 管財課、三谷課長。

○管財課長（三谷恵司君） まず、公用車の被害状況についてお答えさせていただきます。公用車につきましては三菱のミニキャブになりますが、リアバンパーとテールゲ

ートパネル等を損傷しております。修理に要する費用は１９万８，４９５円の見積りを
いただいております。

あと、こういった用事で現地に職員が向かっておったかというところにつきましては、
担当課であります健康推進課長からお答えいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小松紀夫君） 健康推進課、川渕課長。

○健康推進課長（川渕美香君） お答えいたします。

業務の内容につきましては、赤ちゃんの訪問のために参りました。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第１７号についての質疑を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

次の会議は９月９日午前９時から開会します。

本日はこれで終了します。

（午前 ９時３６分 散会）

地方自治法第１２３条第２項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

令和 7 年香美市議会定例会

9 月定例会議会議録（第 2 号）

令和 7 年 9 月 9 日 火曜日

令和 7 年香美市議会定例会 9 月定例会議会議録（第 2 号）

招集年月日 令和 7 年 9 月 9 日（火曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 9 月 9 日火曜日（審議期間第 1 2 日） 午前 9 時 0 0 分宣告

出席の議員

1 番	有 光 収 三	1 1 番	山 崎 晃 子
2 番	公 文 直 樹	1 2 番	笹 岡 優
3 番	中 平 麻 衣	1 3 番	濱 田 百合子
4 番	西 村 剛 治	1 4 番	山 崎 龍太郎
5 番	西 山 潤	1 5 番	利 根 健 二
6 番	森 田 雄 介	1 6 番	山 本 芳 男
7 番	村 田 珠 美	1 7 番	山 崎 眞 幹
8 番	小 松 孝	1 8 番	小 松 紀 夫
9 番	舟 谷 千 幸		

欠席の議員

な し

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	依 光 晃一郎	税 務 収 納 課 長	猪 野 高 廣
副 市 長	村 上 真 祥	高 齢 介 護 課 長	中 山 繁 美
総 務 課 長	竹 崎 澄 人	建 設 課 長	野 村 文 紀
企 画 財 政 課 長	黍 原 美貴子	農 林 課 長	川 島 進
定 住 推 進 課 長	小 松 伯 聖	商 工 観 光 課 長	門 脇 正 人
防 災 対 策 課 長	中 川 英 斉	管 財 課 長	三 谷 恵 司

【教育委員会部局】

教育長職務代理者	浜 田 正 彦	教 育 振 興 課 長	前 田 薫
教育次長兼学校給食センター所長	中 山 泰 仁	生 涯 学 習 振 興 課 長	小 松 幸 春

【消防部局】

な し

【その他の部局】

上 下 水 道 局 長 西 村 安 史

職務のため会議に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	一 圓 幹 生	議 会 事 務 局 書 記	横 田 恵 子
議 会 事 務 局 書 記	入 野 美 紀		

市長提出議案の題目

な し

議員提出議案の題目

なし

議事日程

令和 7 年香美市議会定例会 9 月定例会議事日程

(審議期間第 1 2 日目 日程第 2 号)

令和 7 年 9 月 9 日 (火) 午前 9 時開議

日程第 1 一般質問

①	8 番	小 松	孝
②	1 番	有 光	収 三
③	1 5 番	利 根	健 二
④	3 番	中 平	麻 衣
⑤	1 7 番	山 崎	眞 幹
⑥	1 2 番	笹 岡	優
⑦	5 番	西 山	潤
⑧	1 4 番	山 崎	龍太郎
⑨	2 番	公 文	直 樹
⑩	6 番	森 田	雄 介
⑪	1 1 番	山 崎	晃 子
⑫	1 3 番	濱 田	百合子
⑬	4 番	西 村	剛 治
⑭	7 番	村 田	珠 美
⑮	9 番	舟 谷	千 幸

会議録署名議員

1 番、有光収三君、2 番、公文直樹君（審議期間第 1 日目に審議期間を通じ指名）

議事の経過

(午前 9時00分 開議)

○議長（小松紀夫君） おはようございます。ただいまの出席議員は17人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程に入る前に報告いたします。9月定例会議初日の市長発言に対する笹岡優議員の動議につきまして、9月3日に議会運営委員会を開催しましたので、議会運営委員会、舟谷千幸委員長に代わり、議員各位に協議の結果を御報告いたします。

まず、教育長不在問題に関する発言についてです。この件につきましては、市長より、文書の提出ではなく、反対した10人の議員との意見交換の依頼がございましたら、速やかに日程調整をすることとなりました。なお、5月臨時会議において教育長人事案が否決された翌日に、私から市長に対し、反対した10人の議員との意見交換実施を提案いたしました。市長は拒否をされたということを申し添えておきます。

次に、議会報告会の開催依頼と市長の報告会参加についてです。この件につきましては、議会基本条例第6条並びに議会報告会実施要綱第2条に明記されておりますとおり、報告会は市民と議会が市政全般にわたって自由に意見交換をする場でございますので、議会側に市長の席を準備することはできません。また、報告会の内容は議会が主体的に決定し行うものでございまして、教育長不在の件について議題とする予定はございません。

最後に、ハラスメント疑惑に関する発言についてです。ハラスメント防止条例特別委員会は、議会が率先してハラスメントの根絶と防止を目指し、香美市議会ハラスメント防止条例の制定を目指して設置されたものでございまして、市長のパワハラ疑惑を調査するための委員会ではございません。このことは、私とハラスメント防止条例特別委員会、中平麻衣委員長の連名で申入れを行っておりますので、読み返していただければと思います。

さらに、議員の発言が名誉毀損ともなりかねない状況となっているとの発言につきましては、会議録を弁護士に精査していただき判断をお願いすることとし、9月5日に弁護士に依頼をしたところでございます。

以上を申し上げ、議会運営委員会の報告といたします。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

日程第1、一般質問を行います。

通告順に従いまして、順次、質問を許可します。

8番、小松孝議員。

○8番（小松孝君） おはようございます。8番、小松孝です。議長の許可を得て、一問一答方式にて質問を行います。

まず、教育長問題について、毎定例会議で同じような質問になり、すみません。

教育長人事案について2回も不同意となり、本当に異常な状態です。市民も、もうど

うでもいいやと諦めも出てきて市民の関心も分断してしまい、私自身、議会議員として、また、変わり者の年寄りとして、少し言い方はおかしいですが、市長のわがまま的な発想を、早期に対応・協議ができなかったのか、大変悔やんでいます。もう市長の任期も迫ってまいります。対立ではなく、共通の目標に進んでいくのが、市長としてのリーダーシップと考えますが、任期の迫ったこの時期に、リーダーシップとしてもう一度考えろと言っても無理かもしれません。教育長不在でも教育行政は止まるものではありません。宮地前教育長職務代理者、浜田教育長職務代理者をはじめとする、教育委員・職員の努力・協力があることです。もうこれ以上長引くことは、本当に教育委員の協力が得られなくなるのではと思います。また、現在、職員のやる気もなくなっているのではと心配です。あくまでも人事案件ですので、市長が提案するものですが、もうここまですれば政治家として腹をくくり、対応すべきではないかとの思いで、以下質問します。

今後の対応なども含め、どのように考えているのかをお願いします。

○議長（小松紀夫君） 依光市長。

○市長（依光晃一郎君） まずもって、教育長が不在となっていることに関しまして、保護者を始め、多くの市民の皆様に御心配をおかけしていることを、心よりおわびを申し上げます。私としましては、今できることとして、教育長不在の状況でも児童・生徒が安心して学べるよう、市長の権限に基づき、しっかりと対応してまいります。

さて、今後の対応については、6月定例会議から変わっておりませんが、改めて御説明させていただきます。

まず、前提として、教育長の同意議案が可決されるためには、5月臨時会議にて反対された10人の議員の皆様が、こういった条件であれば賛成していただけるかについて、明確に示していただく必要があると考えております。小松議員も含め、できるだけ早く明確な基準をお示しいただくようお願いいたします。そして、そのいただきました条件を満たす方に教育長をお願いするべく、まずは、私の人脈を通じて探させていただきます。結果、難しいようであれば、高知県教育委員会や文部科学省に御相談し、教育長の人材を派遣していただくことを考えております。この場合は、可決されることが前提でないと、高知県教育委員会も文部科学省も人は出せないと思います。まずは、反対された議員の皆様の条件をお示しいただくことが第一歩と考えております。なお、高知県教育長へは6月定例会議以降に、状況につきまして御説明させていただいております。

以上でございますが、この際、この場で香美市教育長に求める小松議員のお考えを御披露いただければ幸いに存じます。

○議長（小松紀夫君） 8番、小松孝議員。

○8番（小松孝君） 全ての対応において、市民、住民の置き去り感、分断感があります。ここまでもめにもめれば、解決の手は限られてくると思います。私は、議会にも責任があると考え、議会も解決のためなら腹くくるべきと考えています。先ほどの質問と異なりますが、市長が議員はどういう方を指名したらいいかというようなことを言わ

れますが、市長は2万5,000人弱の人口のトップに立っています。それで1人、2人の教育長ができないのでしたら、教育委員に多少耳を傾けて話し合ったらどうですか。これはまた僕、最初の6月定例会議と同じことになりますが、その前に一応、白川前教育長が5月25日までの任期でありましたが、それまでにやっぱり、1年も前からこの人を教育長にしたいということであれば、そのときにはっきりとしておけば、教育委員もそういう考えを持って進めていると思います。もう5月18日ですか、それにぼこっと言うて、5月25日過ぎたら差し替えてやるというようなことを、どない言うんかね、トップやからやってもいいでしょう、そら。いいけど、納得してもらえなかったということ、これがこじれてずっと現在までに至っておるわけです。それさえなければ、教育委員のほうもそれほど分からない人ばかりやないと思います。やっぱり打合せも必要やと思います。

どういうふうに進んでいくか、これからちょっと分かりませんが、私の質問もちぐはぐになって、1つのもんですがえらいろいろ言いますけど、先ほどの何にも関係するのですが、2回目の否決後から2か月たっています。市長の報告にありましたが、反対議員からの文書回答を待っていたので、何もできなかったと取れるようにも思いました。私は、前定例会議でも年齢が問題だと言っています。また、やる気があれば反対議員に聞くべきでは。教育長が決まらないのは、やっぱり議会の責任なのか、市長にも責任があると思います。そして、すみませんいろいろともうこれ、教育長ばかりのものをやって、質問も前後して、内容的にもいろいろとなっていますが、やっぱりこれだけ長い間もめるということは、何も打合せがないからです。そして、議員がどういう人と呼んできたなら納得するかと、やっぱり真っすぐ進めてくれたら、これはそんなにもめる問題じゃないんですよ。

関連してですが、教育長人事案反対者宛文書については、文書自体の事務上の問題もあると思いますが、反対に、少数である賛成者の意見などは取っていますか。当然、両方から取っているとは思いますが、その中には、何か大多数の反対者意見を覆すだけの賛成意見があったのでは。市長、何か。

○議長（小松紀夫君） 依光市長。

○市長（依光晃一郎君） この問題の解決のためには、やはりその反対されてる方の御意見を聞きたいということは変わってございません。また、賛成されている方につきましても、意見交換を当然させていただいておりますし、今回の問題が長引いた理由というのは何かといいますと、議会との関係というよりは、やはり教育委員との関係であったと理解しております。打診につきましてのお話がありましたが、私にとりましては、忘れもしない2月14日ということでありまして、当時の宮地教育委員に御相談したところ、そこで大反発を受け、また、議会にも要望書を出されたということでもあります。私としましては、何とかしたい思いで3か月間教育長人事につきましていろいろと努力はしたところではありますが、否決という御決定を賜りました。この1回目に反対された

ことも、結局は何で反対されたのか、私自身がまだふに落ちてないところもございます。そういった意味では、明確に、こういった理由で反対しているんだということを言っていただくことは、議会の責任ではないかと私自身は考えております。

面談というお話も議長からありましたので、こういった条件か教えていただけるのであれば、お一人ずつでも、お諮りをして（意見交換の場を）議会に設定していただく。また、議会が主体となって、そういった議員の条件に関しまして、できましたら傍聴もいただけるような形で設定いただければ、併せて住民の皆様にも御説明ができるのかなと考えております。

○議長（小松紀夫君） 8番、小松孝議員。

○8番（小松孝君） 関連ですが、市長個人が政治家として市民に向けての説明を誰も止めようがありません。市長の意見や思いを一方向的に押しつけるのではなく、お願いですので、市民の声を拾い上げるようなものになることを祈っています。今さらかもしれませんが、対立ではなく共通の目標を見つけることを期待しています。

関連ですが、先ほども言いましたし、最初に議長からも報告がありましたが、私は、前定例会議における質問でも、年齢の問題と言っています。また、やる気があれば、反対議員に聞きに来るべきではと。教育長が決まらないのは、やっぱり議会の責任なのか、市長なのか、一言お願いします。

○議長（小松紀夫君） 依光市長。

○市長（依光晃一郎君） まず、議会とは何かという話でございますが、やはり議会というのは、住民の代表である議員の皆様方と議論をさせていただく場と考えております。市長が悪いのか議会が悪いのかということではなくて、この議会の場でいろいろなことについて議論するのが正しい在り方、理由だろうと思っております。だから、私自体がいろいろとわがままを言っているつもりもなく、この教育長が決まらないという課題を解決したいということで、議員の皆様方とこういったことで対立してるのかを明確にする必要があると思っております。私自身は2回人物を挙げさせていただきましたが、今でもしっかりと仕事ができる方であったであろうと、本当に残念にも思っています。市長が悪いのか議会が悪いのかということではなくて、議会の場で明確に、こういった方が香美市の教育長にとってふさわしいのかを議論することであると思いますので、そういう意味では、先ほどお話ししたように、小松議員がこういった方であれば賛成できるのか、そこを教えていただければ、そういったところも含めまして提案させていただきたいと考えています。

○議長（小松紀夫君） 8番、小松孝議員。

○8番（小松孝君） 私が議員として1人で幾ら言っても、ちょっとこれは気に入ってもらえると、賛成してもらえとは思えませんが、やっぱり最初の発端は、教育長問題を教育長に何も言わずに、後の方は立派な方かも知れませんが、1年前から連れてきて、どうして一言もそれまでに、半年もたてば言えばいいのにそれを言わず、自分が

連れてきた者が、俺はトップやから何でも通るといような話で進んでるから、教育長関係も皆やっぱり一言言いたいですわ。

それから、この問題は本当に大したことない。こんな問題で、議員にぐちゃぐちゃ言う問題ではひとつありません。ただ、市長が聞く耳を持てば、みんな終わっとんですわ、1回。こんな問題にはならんですよ。副市長の件もそう。今回ももう1年半が来ますやん、5月ですき。そうやって決まらん、よその地方の副市長、教育長なんかは、やっぱりある程度の妥協線も見つけてやっとなるから、うまいことをいっておりますが、なかなか香美市の場合は打合せというものも一つもないし、市長の方針やから、それはそれでいいでしょう。

先ほども言いましたが、いろいろ手続もあり難しい点もあるかと思いますが、今回の反対につきましても、少数である賛成者の意見など取っていますか。当然、両方取っているものと思いますが、その中に、何か大多数の反対者の意見を覆すだけの賛成意見があったのでは。市長、何かあれば。

○議長（小松紀夫君） 依光市長。

○市長（依光晃一郎君） ちょっとどうお答えしたらいいのか、質問の意図が分からない面もありますが、当然、意見を聞くということに関しましては、市長でありますから、議員の皆様方の御意見に加えて、住民の方からも御意見を聞いております。その中で一番多いのは、議会は何で反対してるんだということでございます。小松議員がどういった方であれば賛成するのか、なぜ、1回目、2回目の提案者に反対されたのか、そこを明確にしないと前に進まないというのが私の考えでありますし、また、そのことについては、現状、反対された方の誰からもお聞きできてないということでございます。

○議長（小松紀夫君） 8番、小松孝議員。

○8番（小松孝君） 私の意見も聞いてということですけど、ここまでするのは、その最初、僕が言いますように、濱田さんを連れてきて1年も前からね、教育長になっていただくということで連れてきとるんでしょ。ほんで、この前の2回目は、土佐山田町出身かもしれませんが、南国市におって、そんな方でした。香美市にも400人以下の職員がおりますやん。その中で何であなたのブレーンになって1人ぐらいできないのか。やっぱり上がばらばらやから、何でもうちよつと話合いをしないのか。言葉は非常に悪いけど、いろいろぐちゃぐちゃ言うて。でも、やっぱり話合いをしたら、この問題はとっくに解決していると思いますよ、私は。これをいつまでも突っぱねて、こうやってやるにはどうしようもないですよ。たくさん優秀な職員もおりますが、やっぱりここはちゃんと話せばやってくれると思いますよ。ただ、一方通行に放り投げて言わなくても。これ幾ら言ってもしょうがないかと思いますが。

最後になりますが、市役所は何をしちゅうかと、市民は大変怒っています。今回の質問も、過去の質問と同じでかみ合わない質問になり申し訳ありませんが、もう解決には政治的決着しかないようにも思います。市長も議会も含め、もうそろそろ腹をくくり解

決を目指しませんか。回答はいいです。

以上にて、私の質問を終わります。

○議長（小松紀夫君） 小松孝議員の質問が終わりました。

次に、1番、有光収三議員。

○1番（有光収三君） 1番、自由民主クラブ有光収三です。通告に従いまして質問いたします。

今年は、これまでのところ大きな台風も襲来せず、農道や水路の大きな被害は聞こえてきません。中山間地域での農業は水が命。このまま、程々に雨が降ってもらうことを祈るばかりです。香北町内では、これから稲刈りのシーズンに入ります。黄金色に輝く田んぼ、稲刈り後のわらの匂いや群れ飛ぶ赤トンボ、この光景は日本人の五感に深く染み付いており、なくしてはならない原風景と考えます。香美市の「香」は香りの「香」、香美市はネギ、ニラ、大葉、ユズ、ショウガなど、香り高い農産物が豊かな町です。今年も無事に生産・収穫できることを願うばかりです。

それでは、1点目の質問に移ります。1点目の質問は住宅等耐震事業に関することです。

令和6年1月1日に発生しました能登半島地震を契機として、近年ますます地震への備えに対する意識が高まっております。これは、本市においても9月補正予算にて耐震関係の予算の増額が計上されていることから、市民意識の高まりは明らかであります。住宅耐震化の促進、避難路確保につながる危険家屋やブロック塀の撤去は、まさに待ったなしの状態だと言えます。

そこで、①の質問です。

国及び県の予算内示を受けて住宅等耐震事業は進んでいきますが、今年度当初の耐震に関する申請相談のうち、耐震診断、耐震設計、耐震改修の申請状況を教えてください。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課、中川課長。

○防災対策課長（中川英斉君） 5月7日から受付を開始し、8月末までの申込件数は、耐震診断が49件で、残り22件を受付中です。耐震設計、耐震工事ともに79件で、国費・県費の上限枠に達しているため受付を停止しています。耐震設計については、6月上旬に上限に達しました。申込みのあった79件中70件は、前年度以前に耐震診断を実施した住宅の申込みとなっています。耐震工事については、5月下旬に上限に達しました。申込みのあった79件中68件が、令和6年度に耐震診断を実施した住宅となっています。受付停止後も、工事を希望される方や事業者からの申請を希望する旨の問合せが20件以上ありましたが、十分に答えられない状況となっています。

○議長（小松紀夫君） 1番、有光収三議員。

○1番（有光収三君） ということは、もう6月上旬ぐらいには、もう耐震改修とか設計に関するところは筒いっぱいになって、なかなか受付ができない。しかも、その後追加で相談が20件以上あって、今回も全部で100件、110件やっている補正では

あるのですが、やっぱりそれも、補正予算が可決されればまたすぐに受付等が始まっていくという見込みでよろしいでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課、中川課長。

○防災対策課長（中川英斉君） はい、よろしいです。

○議長（小松紀夫君） 1番、有光収三議員。

○1番（有光収三君） そうすると、10月1日、10月上旬にまた受付が再開して、早い人は10月上旬にまた持ってきて、大体、審査に一月ぐらいかかると聞いていますので、11月ぐらいいから工事に入れるとしたら、11月、12月、1月、2月、3月、これは繰越しありの事業という認識でいいですか。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課、中川課長。

○防災対策課長（中川英斉君） 工事の受付は12月からの予定をしておりますが、繰越しも可能な事業になっています。

○議長（小松紀夫君） 1番、有光収三議員。

○1番（有光収三君） 一応繰越しもありで、工期は十分取れるというような判断でいいかと思います。地震のこともありましたので、ここ1年、2年ぐらいいは、こんな状況になるんじゃないかと思っております。

それでは、②の質問に移ります。

先ほど伺いました、耐震診断、耐震設計、耐震改修の申請を受理された診断士や設計士、工務店等に、極端な偏りなどはなかったでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課、中川課長。

○防災対策課長（中川英斉君） 診断士、設計士、工務店等の工事事業者ともに、大きな偏りはなかったと認識しています。

○議長（小松紀夫君） 1番、有光収三議員。

○1番（有光収三君） それで少し安心しました。他市町村で、特定の業者がかなり売り込みをかけてたくさん申請していくような状況があつて、非常にほかの業者を圧迫した事例もありましたので、香美市においてははないというようなことで、少し安心しました。

それでは、③の質問に移ります。

各種工事を施工することで、工務店等の地力は向上していくものと考えます。また、地元根差した工務店等の存在は、地域住民の心の支えとなり、発災後の復旧には欠かせない重要な地域の力になり得ると捉えております。市外の業者による施工を否定することではありませんが、香美市内工務店等への優先的な措置や枠取りなどは検討できないでしょうか。ローカル発注に係る本市の見解について、元高知県住宅課長として県全体の状況を熟知している、村上副市長にお尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 村上副市長。

○副市長（村上真祥君） 住宅耐震改修の市内事業者優先につきまして、お答え申し

上げたいと思います。

まずもって、市内事業者の育成は、建築関係の事業に限らず、土木におきましても、産業振興や災害復旧の観点から非常に重要であると考えてございます。住宅耐震改修につきましては、あくまで住宅の所有者に補助するものでございます。所有者は必ずしも香美市内在住ではないということから、実際に設計や施工を委託される事業者は、ここ数年の傾向を見ますと、約半数が香美市内、約半数が香美市外、多くは高知市の事業者というのが実情でございます。

また、この耐震改修工事につきましては、過年度に所有者が市外の設計事務所に耐震診断を依頼した場合、その流れで、その設計事務所に設計を依頼する。その設計事務所とよく組んで仕事をしている工務店が施工するというのが多い事例でございます。このため、後になってから、香美市内の事業者を優先して採択するというルールを課したとすると、既に、市外の設計事務所に耐震診断あるいは耐震改修設計を依頼している住宅所有者の方が、工事の補助を受けにくくなってしまうという問題点がございます。ほかの市町村で、市町村内の事業者への補助金上乘せを行っている事例はあるものの、補助対策そのもので市町村内の事業者を優先している事例はなく、市内事業者の優先採択については、さらに研究をする必要があると考えてございます。

ただ、その一方で、議員からも御指摘がございましたが、能登半島の地震以降、耐震改修のニーズが非常に高まっています。ここ数年は、受付を始めてもなかなかいっぱいにならない状況が続いておったのですが、能登半島の地震以降、特に、令和7年度当初予算につきましては、非常に早い段階で枠を使い切ってしまうという状況にございます。市内事業者の設計・施工予定だったものを含めて、補助採択ができなかった案件が多数ございます。今定例会議で補正予算を計上させていただいていますが、市といたしましても、まず、国・県に対して必要な予算配分を求めるということ、そして、その上で、意欲のある市内の事業者にしっかりお仕事をさせていただけるよう、補助採択の方法については検討を深めていきたいと考えてございます。

○議長（小松紀夫君） 1 番、有光収三議員。

○1 番（有光収三君） 隣の南国市なんかも、独自に枠内で上乘せをしているような実態もありますので、ぜひ、研究していただいて、香美市内の業者が元気になるような手段があれば、また採用していただければありがたいです。

それでは、大きな2点目の質問に移ります。2点目の質問は、香北地区道路愛護作業・一斉清掃についてです。

合併前から、7月上旬を実施基準日として、香北地区の道路愛護作業は実施されています。本作業は、市道沿いの通行の妨げになるような雑草や雑木の伐採、道路側溝の泥上げなど、地域を挙げて取り組んでおります。この作業を通して、市道の維持管理はもちろんのこと、自分たちが住むところの環境は自分たちできれいに保っていくというような、市民意識の醸成にもつながっています。また、市から委託を受けた自治会につい

ては委託料収入もあり、地域活動推進の貴重な原資となっています。しかし、少子高齢化の波は容赦なく各地区に広がっており、今後、事業を継続していく上でも、避けては通れない課題も幾つか見受けられるのが現状であります。

①の質問です。

香北町内の市道のうち、自治会へ作業を委託している総延長及び地区数はどのくらいでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 建設課、野村課長。

○建設課長（野村文紀君） お答えいたします。

香北町内でお願いしております延長でございますが、9万6,390メートルをお願いしております。また、地区につきましては、27地区で受けていただいております。以上です。

○議長（小松紀夫君） 1番、有光収三議員。

○1番（有光収三君） 通告はちょっとしていないですけど、総延長とか地区数がどれぐらいの割合かっているのは、ひょっとお分かりでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 建設課、野村課長。

○建設課長（野村文紀君） 香北地区内の市道の総延長が12万3,851メートルでございます。そのうちの9万6,390メートルをお願いしております、割合で言いますと77.83%でございます。地区数で言いますと、全体で41地区ございまして、そのうちの27地区にお願いをしておりますので、地区は65.85%でございます。

○議長（小松紀夫君） 1番、有光収三議員。

○1番（有光収三君） 次からは通告するようにします。すいません。

それでは、②の質問です。

今年の実施日は7月6日でしたが、熱中症等を勘案し、実施日を変更した地区は存在したでしょうか。また、作業中の事故等の報告はありましたでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 建設課、野村課長。

○建設課長（野村文紀君） お答えいたします。例年、アジサイの剪定に合わせまして、7月上旬に道路愛護作業もお願いしております。本年度につきましても、7月6日を基準としてお願いしたところですが、この作業につきましては市で保険をかけさせていただいております。その保険期間内ということもございまして、大きく後の期間になることはございませんでした。全体で27地区にお願いしておったところですが、実際の作業日としましては、6月15日に1地区、6月22日に4地区、6月27日に1地区、6月29日に2地区、7月6日に17地区、そして、7月13日に2地区で合計27地区の作業をしていただきました。

事故、熱中症等についてということでございますが、作業中の事故につきましては、草刈りの作業をしていただいていた方が、御自身の車の窓ガラスが草刈り中の飛び石に

よって割れる事故がございましたけれども、けがはございませんで、また、熱中症につきましても御報告はございませんでした。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 1 番、有光収三議員。

○1 番（有光収三君） ほぼほぼ 7 月 6 日に実施しているということで、6 月中旬から、やはり少し前倒しで皆さん暑さ対策をやられているのかなというところですが、ちょっと先ほどのやつで、ガラスが割れたのは保険対象になるんですかね。

○議長（小松紀夫君） 建設課、野村課長。

○建設課長（野村文紀君） 大変申し訳ないですけども、市でかけておる保険の対象外ということです。作業で、例えば、通行の方とかほかの車両とかに対して、ガラスが割れたとかけがをさせた場合は対象なのですが、御自身で御自身の車ということでしたので、今回は申し訳なかったですけど、市の保険は対象外ということでございました。

○議長（小松紀夫君） 1 番、有光収三議員。

○1 番（有光収三君） なかなか難しいところで、実はうちの地区でも数年前にそれがありまして、いろいろありまして、その方が参加してくれなくなって、ちょっと残念なことがありましたので、そこがかぶったので確認させてもらいました。

③の質問に移ります。

作業場所によっては、市道の両側に雑草が繁茂している箇所も見受けられます。現在の一概に 100 メートル当たりの単価で委託料を算出する方法では、不十分と思われる箇所もあろうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 建設課、野村課長。

○建設課長（野村文紀君） お答えいたします。

草の繁茂状況につきましては、場所によって大きく異なっておりまして、議員のおっしゃるように、市道の両側に繁茂しておることもございます。現在、市では、1 メートル当たりとか 100 メートル当たり何ぼという単価で延長をかけて、委託料を算出させていただいておりますが、逆に、ところどころにしか生えておらない地区も、地区といいますか部分も実際はありまして、そこら辺をどうやって算出するかは苦慮するところでございますが、厳密に言えば、その繁茂状況などを実際に現地へ行ってみて、ここは両側生えてるねとか、この辺は逆にあまり生えてないので延長を短くしようとかいう、実際の把握状況によって算出するべきとは思いますが、先の答弁でもありましたが、なかなかかなりの延長がございます。その現況を把握してからの算出というのは難しいのが現状でございますので、押しなべて 100 メートル当たりの単価を掛けて算出させていただいております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 1 番、有光収三議員。

○1 番（有光収三君） 確かに、実態的にはそういうところもたくさんありますので、

相殺される部分も多々あるかと思いますが、中でちょっとあまりにもっていうところは、またいろいろお話を聞いていただければと思っております。

実は、うちの地区については、県道の草刈り委託も受けていますので、結構、市道と県道のすみ分けってのがなかなか理解されないところもあって、意外と両側に生えているのは県道が多いような実態もあったりして、それは県に言わないかんのかなと思ったりもしていますが、なお、市道であまりにもちょっとひどいところは、また相談に乗っていただければありがたいと思います。

それでは、最後の質問に移ります。

これまで3点質問してきたとおり、市道周辺の草刈りや道路側溝の清掃作業を通して、香北町内の市道は地区住民の協力で長年維持されてきました。まさに共助の象徴であります。様々な理由やこれまでの経過から、委託されていなくても、この日は作業に協力する地区も中には存在します。また、作業延長の長い地区においては、複数日にまたぎ実施している実態もあります。委託しているからよしというような考えでないことは十分理解しておりますが、地区住民の額の汗に何らかの形で報いていただきたい。本事業に関する市長の見解をお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 依光市長。

○市長（依光晃一郎君） まずもって、市道を管理していただいております地区の皆様方には、暑い中での作業など、地域のためにと大変な御苦勞をおかけしておりますことに関しまして感謝を申し上げます。本当にありがとうございます。

先ほど、課長から御答弁させていただいたように、香美市としましても、皆様方にとって無理な作業とならないよう、いろいろな検討もしておりますし、それぞれの事情にもできるだけ配慮したいとは考えてございます。

また、先ほど有光議員から、地区住民の努力、汗に報いてほしいというようなお尋ねがございましたが、こちらに関しまして、直接的には委託の単価を上げるといったことも考えられると思いますけれども、予算上の制約もありまして、少し検討の時間をいただきたいと思います。今後も地元の皆様方の御意見をお聞きして、地域のために、コミュニティのためにと頑張ってくださいっている方々に、何らかの形で報いたいとの思いで市政を運営してまいりたいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 1番、有光収三議員。

○1番（有光収三君） これからは私の意見になりますので、答弁は結構です。

実は、先日、元香北町長の野島民雄さんとちょっと話す機会がありまして、興味深いエピソードを一ついただきましたので、紹介させてもらいたいと思います。

高知県庁で野島氏が話をした後、ちょうどその当時の高知県知事の溝渕増巳さんと雑談をしている中で出てきた話だそうです。溝渕元知事の、県道は県政を映す鏡である、県政のよしあしは県道を見れば一目瞭然だとの思いで県道の整備をしているとの言葉に、非常に野島氏は感銘を受けて、その後、町道の整備に尽力したということです。そうい

うこともありまして、この道路愛護デーについても高い関心を野島氏は持っておりまして、町長時代には作業当日に、町長、助役、収入役、教育長の４人で香北町内を手分けして、地区住民の方々に挨拶して回ることを心がけていたようです。恐らく、地域計画であったように、曉霞、在所、美良布、西川ぐらいで分けて、４人で回っていたと推測されます。なかなか働き方改革とか、公務多忙というのはよく分かりますが、地区の方が、先ほど言った６月中旬から７月上旬にかけてずっとやっている作業を、ぜひ、一度見に来ていただければ非常にありがたいかなと個人的には思っております。市道は市政を映す鏡、市政のよしあしは市道を見れば一目瞭然、今後もこの事業が連綿と続いていくことを切に願い、質問を終わります。

○議長（小松紀夫君） 有光収三議員の質問が終わりました。

次に、１５番、利根健二議員。

○１５番（利根健二君） １５番、無会派の利根健二です。通告に従いまして、順次質問をしてまいります。

１点目、秦山公園について。

まず、公園上段にあるふれあい広場についてお伺いいたします。ここの水路は雨水路として設計していると思いますが、岩場で造られておりましてとても危険です。当然、通常は水も流れていません。この危険な岩場を取り除き浅瀬にして、日頃から水が流れるように改修してはどうでしょうか。

写真資料①を御覧ください。こういった岩場がふれあい広場の周りに設置されています。誤って転落すると大けがをいたします。

続きまして、写真資料②を御覧ください。この写真が、先日行ってまいりました四万十町の四万十緑林公園の水辺でございます。こういった優しい水辺環境も提供できるのではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。写真資料を終わります。

○議長（小松紀夫君） 建設課、野村課長。

○建設課長（野村文紀君） お答えいたします。

秦山公園ふれあい広場についての御質問でございました。このふれあい広場は、平成１８年１０月に供用開始をされてございます。水路につきましても、その際に整備されたものでございます。岩場であること、また、水路の深さにつきましては、開園からこれまで事故の報告はございませず、危険という認識はしておりませんでした。

また、水路を浅瀬にして水を流してはどうかということでございましたが、ふだんはおっしゃるとおり水は流れておりませんが、大雨時には満水状態ぐらいまで水が流れるということで、この深さを今よりちょっと浅瀬にするという改修は、ちょっと難しいであろうと考えております。また、ふだんから水を流すということであれば、井戸水あるいは水道水などを整備して循環させることになろうかと思いますが、その整備費用や維持管理費などを考えますと、難しいのではないかと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 15番、利根健二議員。

○15番（利根健二君） 費用は、一定大改修になると思いますので、今後検討していただきたいと思いますが、1点、2点、断面積で言いましたら、写真を見ていただいたら分かると思いますが、幅があれば深さがなかっても急激な雨水に対応できる断面積は十分取れると思います。この断面積で、既に秦山公園の必要な断面積は十分取れていると私自身は思います。

あと、四万十町では、すごく谷場で水がありそうですが、実はここも水がなくって、井戸水を吸い上げてポンプで巡回させていると。水道水は使っていないのでコストもそんなにかからない。流す間に蒸発していく分だけをポンプアップをすると。当然、井戸水で子供たちも遊びますので、塩素での滅菌は必要やと。普通にプールでやるような感じのちょっと薄めやと思いますが、そっちの技術的なことについては可能と思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 建設課、野村課長。

○建設課長（野村文紀君） お答えいたします。

確かに、広く取れば、浅くしても断面積は取れると思っております。逆にそうすると、今の広場部分とかは当然狭くなるということがあると思います。あと、井戸水であれば、確かに毎月の水道料は必要ないかと思うんですけども、維持管理費というのは、やはり費用面を考えるとどうしても難しいかなというのが現状の認識でございます。

○議長（小松紀夫君） 15番、利根健二議員。

○15番（利根健二君） 費用が問題ということですので、今後、整備計画したいなと思えば、またぜひ、検討していただければと思います。

②へまいります。

憩いの場として考えた場合、日陰が少ないように思います。樹木を増やす等、憩いの場としてもっとふさわしい形にしてはどうでしょうか。

もう一度、この写真資料②を御覧になってください。

ここは緑林公園ということで、通常の遊園型公園よりは、確かに木が多いと思います。水辺、木陰が一体となって憩いの空間がつくられています。こういった空間をつくってはいかがでしょうか。写真の説明を終わります。

○議長（小松紀夫君） 建設課、野村課長。

○建設課長（野村文紀君） お答えいたします。

お聞きいただいていますふれあい広場は、ステージがあり、丘の反対側は広場になっていますので、ふだんはバドミントンであったり、サッカー、フリスビー、ボール遊びなど、そういう活用をしていただいております。木をたくさん植えると、今、熱中症問題もありますので木陰は非常にいいかなと思うんですけども、今の遊び形態から言うと、あまり木を植え過ぎるというのは、ボール遊びとか、そういったものについてやりにくくなるのではないかなと思っています。また、木陰については、丘の上に木が植え

てあったりとか、ふちにあったりとか、また、トイレに併設したベンチとかはございますので、そういったところで休憩をしつつというエリアと。憩いの広場というより、ふれあい広場となっていますので、多目的に遊んでいただけたらと考えてございます。

○議長（小松紀夫君） 15番、利根健二議員。

○15番（利根健二君） 答弁にありました、レクリエーションのエリアが狭まるということでございますが、次の質問にも関係しております、もうその丘を取ってしまえという質問も後に出てまいります。現状のまま一定木を植えても、十分な木陰が取れて、レクリエーションの邪魔になるとは、今、ちょっとキャッチボールしたりとかバドミントンしたりの程度ですし、邪魔になるほど、森になるほど木を植えたらどうですかという提案ではないのですので、自分としてはエリアはあると思いますが、いかがですか。そんなに邪魔になりますか。

○議長（小松紀夫君） 建設課、野村課長。

○建設課長（野村文紀君） 失礼しました。確かに森ほど植えるつもりはありませんでしたけれども、エリアとして広く平場として遊んでいただきたいということです。イメージ的には、真ん中があって広場だけを見るとちょっと木陰が少ないような感じですが、一段上がっていただきますと、子供の広場との間にもう一つ高台、また、上の遊歩道へ行くところにもあずまやがあったりしますので、現状では、あまり植樹を増やすような計画はありません。

○議長（小松紀夫君） 15番、利根健二議員。

○15番（利根健二君） ③の質問にまいります。

今言ったように、ステージと広場を隔てている丘は不要ではないでしょうかという質問でございます。ステージと一体感を持たせた、もっとゆったりとした空間づくりをしてはどうでしょうか。

また写真資料②を再度御覧ください。

ここは、水辺、木陰、そしてステージも含め、すばらしい憩いの空間がつくられています。こういった空間づくりをしてはと思います。資料の説明を終わります。

こういった空間づくりのもと、四万十緑林公園では、春と秋にそれぞれ約3か月の間、土日祝日にストリートピアノ、森のピアノを開催しております。2021年9月22日、NHKで放送された街角ピアノ「高知四万十町V o 1.1」は、その後、度々再放送されております。また、街角ピアノ「高知四万十町V o 1.2」や、25分版の街角ピアノ「25min. 高知四万十町」なども放送されております。自然と憩いを堪能できる場所は、近場では意外と少ないです。市民の憩いの場となるとともに、香美市のアピールポイントとしても有効と思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 建設課、野村課長。

○建設課長（野村文紀君） お答えいたします。

丘が不要ではないかとの御質問でございました。丘を真ん中に配置しまして、南側に

はステージがございます。その北側は、先ほど言ったボール遊びといったような活用を
していただいております。丘の役割として、一つは、ステージでイベントごとがあった
場合に、丘の斜面に座っていただいてステージを観覧いただくことで、ステージを見や
すくできるのではないかと。もう一つは、北に民家がございます。ステージで何か音の
出るようなイベントがあった場合には、丘があることで一定その音が北の民家へ直接届
くというところを、遮断とまではいきませんが緩和できておると。そういった役割もあ
るのではないかと考えております。また、北側でボール遊びなどをしていただいている
ときも、この丘があることでステージ側までボールが届かないといえますか、転がって
いかないということもあるんじゃないかと考えております。そういう意味合いもあって、
当初、そういった設計で整備をされておると考えます。

○議長（小松紀夫君） 15番、利根健二議員。

○15（利根健二君） ここまでの①、②、③の質問は、かなりコストがかかる質問
でしたので、それも含めて現状は難しいというのは分かっております。

通告の説明に行ったときに、課長や班長が、自分やったらこの公園をこうしたいと
いうすてきなプランを、実は持っているということが分かりました。公園に対するそれ
ぞれの個人的な思いを聞く中でちょっと思ったのは、担当課が担当課のことをするのは
当たり前やけど、そうやない職員もちょっと違うところについてのプランとかがあると
思います。そういったものを吸い上げるようなことを、ぜひ、市長にもしていただきた
いと思いますが、ちょっと外れますがいかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 依光市長。

○市長（依光晃一郎君） 先ほどお話がありました、職員の能力をいかに発揮しても
らうかということにつながるのではないかなと思いますが、私自身が職員のことをまず
知ることが重要だと思っておりまして、日頃よりいろんな場で、趣味であったりとか、
最近は旅行へどこ行ったのかとか、いろんなことを聞く中で、やはり香美市のこういう
場所をこうしたらいいんじゃないかという話は出てきてございます。

ただ、それを具体的にどう進めていくかは、またちょっと違うステップにはなるので
すが、今、職員提案制度というのを設けておりまして、朝ドラ「あんぱん」であります
とか、自分の部署と関係ないところで提案ができること、また、つぶあんチームという
ものも作らせていただいたのですが、例えば、朝ドラ「あんぱん」に関しましても、企
画財政課の「あんぱん室」だけではなくて、いろいろな部署が関わられるような仕組みを
つくりました。議員御指摘のとおり、いろいろなアイデアを生かせるように、職員の力
を発揮できるような市政にしていきたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 15番、利根健二議員。

○15番（利根健二君） 市長が就任したときに、若手の職員と意見交換の時間を持
つとかいう話も聞きましたし、職員提案制度とかを利用していただきまして、できるで
きんは、またそれぞれの担当課の判断、財政の判断も出てくるとは思います、こうい

意見があることを知っておくことは無駄ではないですので、ぜひ、よろしくお願いいたします。

④に行きます。

ステージの利用状況、実際、ステージの観客席用に造られた丘ではありますが、現実的に使われていないことがこの質問の前提になっております。

次の写真資料③を御覧ください。右側がステージで、真ん中に丘がございます。

そして、資料④が、課長が言われたように、すごく北側の家に迷惑になるようなバンドものとかをやるようなステージではないかなと。そもそもアコースティック系とか、ちょっとしたトークイベントとかショーのステージですので、その辺の心配はないかなという気がいたします。すばらしいステージがあまり認知されていない、利用のうわさを私自身があまり聞かないということは、すごく寂しく、もったいなく思います。現在の利用状況をお答えください。

写真資料は以上です。

○議長（小松紀夫君） 建設課、野村課長。

○建設課長（野村文紀君） お答えいたします。

ステージの利用状況でございますが、ここ最近で言いますと、東京オリンピックの聖火リレー出発場所として、秦山公園のふれあい広場になっておりましたので、その際に、セレモニーを開いて吹奏楽部の方に来ていただいて演奏していただいたりとか、ランナーがここから出発してということはございましたけれども、正直それ以外で、一般の方が楽器の演奏練習をしたりとかはございますが、ステージの定期的な利用というのは正直ございません。

○議長（小松紀夫君） 15番、利根健二議員。

○15番（利根健二君） そしたら、⑤の質問にまいります。

ステージを利用したい場合の手続は、どうなっていますでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 建設課、野村課長。

○建設課長（野村文紀君） お答えいたします。

ステージを使いたいという場合ですけれども、先ほどもありましたような、楽器演奏で個人的な練習をしたいとかいうことであれば、特段手続は必要ございません。御自由に使っていただいたらということでしております。ただ、何かイベントをするということで、このエリアを一定占有して何かをやりたいということであれば、事前に使用許可申請を建設課へ出していただく手続が必要になっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 15番、利根健二議員。

○15番（利根健二君） ちょっと以前に、知り合いがここを使って何か音楽できるかなって相談に行ったときに、特に必要ないですよという話を聞いたそうです。そういう場合ですよね、申請者と申請なしで練習している方がおるとするやないですか、申

請しちよって行ってみたら、申請なしで利用しよったという場合のトラブルとかも考えられるがですけども、そういった場合どういう対応をしますか。

○議長（小松紀夫君） 建設課、野村課長。

○建設課長（野村文紀君） そうですね、その場所を占有してではなくて、そこを利用したいということであれば、正直もうお話をさせていただいて譲り合っていただくと。ここは管理人も日中はいらっしゃって、愛護会の方がいらっしゃいます。夜は機械警備になりますのであれですけども、愛護会の方などに御相談していただいたら、建設課へも連絡がきますので、その場合は間に入ってお話もさせていただく対応になるかと思います。

○議長（小松紀夫君） 15番、利根健二議員。

○15番（利根健二君） そしたら、⑥の質問に行きます。

ステージの利用促進策を検討してはどうでしょうかという質問でございます。四万十緑林公園では、木々を揺らす秋の夜風と、虫の声、そして自由な音楽と…月明かりに照らされた森のステージを舞台に即興的に繰り広げられる唯一無二のアンサンブル、この日、この場所でしか出会えない、特別なひとときをお楽しみくださいといったすてきな言葉のもと「月夜の森の音楽会」を開催したり、大規模マルシェと音楽を融合させたイベント「chercher（シェルシェ）2020」シェルシェの後の「2020」は2020年という意味で、その後ここの数字が変わりながら開催されております。

次の写真資料⑤を御覧ください。これが「月夜の森の音楽会」が2020年に開催されたときの写真です。毎回開催されまして、今年も今月15日やったかな、ちょっと日があやふやですが、間もなく開催予定になっております。写真は、今年度のポスターというか、フライヤーに載せられている2020年にやったときの写真でございます。秦山公園の自分が提案した再整備で丘がなかったらというものは、広場とステージと水辺、全てをもう一体化したら、こういった優しい、楽しい企画ものができるんじゃないかなというような気がしております。こういった企画ができると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 建設課、野村課長。

○建設課長（野村文紀君） お答えいたします。

ステージを活用した利用促進策を検討してはどうかというお問合せでございました。実際、建設課で、何かここのステージあるいは広場を利用したイベント事を打つことは、今までもしてきてございません。ステージの利用としましては、確かにこれまでも少なかったということです。

ここ最近では、令和4年度に山田高校の吹奏楽であるとかダンス部などの部活の発表会で利用させてもらえないかという御相談はあっておりましたが、残念ながら実現には至っておりません。

先ほど申し上げたように、占有してやる場合には事前に申請をしていただきたいと思います

が、そうでなければ御自由に使っていただいて構わないというステージであります。なかなか周知が得意ではないところもありますので、こういうステージがあるんだよと、使っていただいていいです、むしろ、もうどんどん使ってくださいということを、市でのイベント検討もあろうかと思いますが、そういった周知もちょっと力を入れたほうがいいんじゃないかと考えております。

○議長（小松紀夫君） 15番、利根健二議員。

○15番（利根健二君） 先ほどの答弁にありました、山田高校は実に残念やったと思いますが、できなかった経緯が分かればお示してください。

○議長（小松紀夫君） 建設課、野村課長。

○建設課長（野村文紀君） すみません、実現に至らなかった理由等はちょっと承知しておりません。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 15番、利根健二議員。

○15番（利根健二君） 先ほどの答弁はそのとおりだと思います。これは多分担当課では利用促進について答えられない、答弁者がそうになっておりましたのでとりあえず答えた的な感じかなと思います。全国的に、文化ホールとかもそうですが、指定管理者を含む自治体に近いところによる企画が多数あります。あそこの場合は、指定管理者がそういったところとちょっと離れていますので、市本体がもうちょっと企画を、市本体もしくはそれに近い観光協会とか文化協会とか、そういったところの連携・企画みたいなことになっていくんじゃないかと思いますが、ちょっと香美市はいろんなところを利用してっていうのが少ないような気がします。香北町とか、一定固定された場所での開催、安易なところでどんどん集中して、もうちょっと光を当てたらいいようなこういった場所に光が当たってないというかね、それは担当課ではちょっと無理と思いますが、企画財政課になるのかな、市長になるのかな、お願いします。

○議長（小松紀夫君） 依光市長。

○市長（依光晃一郎君） これまでの御質問は、秦山公園に新たな光を当てていただけるような御質問であったと思います。私自身も、秦山公園について、来週は高知ファイティングドッグスの試合があつて、球場であるとか公園のほうにはたくさんの方に来ていただいておりますが、ステージということに関しましてはすっぱり抜けておったというのが、私の率直な感想でございます。

施設を有効活用するために、こういった使い方があるのではないかというような御意見を聞く場でありますとか、実際に使いにくいところがあれば改善できるような、また、周知もホームページに出していくなど、しっかりと努めてまいりたいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 15番、利根健二議員。

○15番（利根健二君） そしたら、⑦にまいります。

全体のことで、今度はエリアを移しまして、球場ライト側フェンス外の芝生エリアが、

現在、憩いの場として設定されております。

次の写真資料⑥へまいります。ここが憩いの広場としてアナウンスされている場所でございます。先ほどから質問していますように、ちょっと木を植えたりとか、水辺があつてくつろげる、憩える場所を先ほどのエリアに移して、ここで、実はドッグランなんかをしてはどうかなという提案でございます。写真資料を終わってください。

以前、ゲートボール場の有効利用案として、ドッグランとかも検討されたようにお聞きしています。この場所ですと、人工芝を芝生のところに敷くか、真砂土などを使ってドッグランエリアを整備できるんじゃないかと思います。一時的には確かに費用が、フェンス等がかかりますが、一旦してしまうと、除草などの管理上のランニングコストも下がりますし、一石二鳥ではないかと思います。確か当時、黍原課長がね、ドッグランはどうでしょうみたいな話をしたと聞いております。ぜひ、検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 建設課、野村課長。

○建設課長（野村文紀君） 憩いの広場についての御提案でございました。ドッグランをしてはどうかと、個人的には非常に魅力的な御提案をいただいたというのが正直なところでございます。最近、ドッグランといいますと、道の駅でありますとかサービスエリアなどにも併設されるところが増えてきています。木陰やあずまや、ベンチ、また、水辺とかごみ箱なども設置されておって、そういったドッグランがありましたら、ふだん御近所で散歩されている方だけではなくて、そこを目指して行くという方も一定はいらっしゃるのではないかと考えております。ただ、犬を好きな方とか飼われている方については非常に喜ばれると思うんですが、逆に犬が苦手な方、ほえたりとか臭いというところでの苦情、トラブルが考えられるというのも一つございます。憩いの広場につきましては、建設課としまして、これまではバスケットコートの整備ができないとか、いろいろどのようなニーズがあるのか、少しでも利用率を上げていくにはといったところの検討はしておるところではございます。

先ほどの御質問にちょっと出ていました、ゲートボール場などのこともございますが、併せまして、建設課、担当部署の生涯学習課、また、財政部署等とも話し合いをして、今後また検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 15番、利根健二議員。

○15番（利根健二君） 答弁にありましたが、犬の苦手な方、まさにこの場所は公園からちょっと離れているし、現在のゲートボール、一番目的があれば行けるけど、黙って素通りする場所じゃないので適当かなという思いで、このエリアにドッグランの提案をさせていただきました。

答弁にもありましたバスケットについては次の質問にありますので、⑧の質問に移ります。

次の写真資料⑦でございます。この場所は利用がないということで、年1回程度の草刈りをしていると聞きました。ベンチも草に埋もれるなどしておりまして、エリアとして非常に荒れた感が強く、秦山公園そのものの価値を大きく下げているように思っております。ベンチが既にもう草で見えないけれども、実はここに 있습니다。こういったのが2面ありますが、利用していないので草刈りも年に1回というような話をお伺いいたしました。

そこで、先ほどの課長答弁にありました、バスケットとかスリー・オン・スリーのゴール設置や、スケートボード場などにはということでございます。スリー・オン・スリーのゴール設置やライン引きなどには、そんなに多額の費用は発生しないと思います。また、近年、スケートボードやBMXなどのアーバンスポーツは、オリンピックの正式種目として採用されたこともありまして、若年層を中心に人気が高まり世界中で注目されており、須崎市では本格的なスケートパークの建設が進められているようでございます。他利用者の危険を考えますと当然かと思いますが、本市に限らず、ほとんどの地域の公園ではスケートボード禁止の看板があり、実質的には禁止されております。もちろん道路は非常に危険ですので、やっては駄目だと私も思っております。競技用の会場設定までは予算的に無理かと思いますが、スケートボードに触れることのできる場所を提供するなどしてはと考えます。

アーバンスポーツなどは、禁止や遠ざけるのではなく楽しめる環境を提供することが、若年層へのアピール、そして、香美市のイメージアップにもつながるのではないのでしょうか。

ちなみに、資料⑧が今まで質問したマップでございます。今まで、ここのふれあい広場を水辺のある新の憩いの広場に、現在の憩いの広場をドッグランになど、項目別に質問させていただいたところでございますが、最後の質問のゲートボール場を若者向けの施設にという質問はいかがでしょうか。左上がゲートボール場でございます。ここに2面ありますが、これはもう全然使用されていない。また、憩いの広場はすごく広く書かれていますが、実際は先ほどの写真資料のように狭い、まあ、そこそこの広さで、目的があれば行くけど、嫌な人が素通りしないといけない場所でもないということでございます。

通告のとおり、ゲートボール場についての質問でございます。よろしくお願いします。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課、小松課長。

○生涯学習振興課長（小松幸春君） お答えさせていただきます。

ゲートボール場につきましては、競技人口の減少もありましてコロナ禍以降は使用がございません。新たな活用につきましては、担当課においても検討しておりますが、民家が隣接しておりますので、音が出るような競技は難しいと考えております。御提案いただいたことも参考にしながら、考えていきたいと思っております。

また、整備につきましては予算の問題もありますので、財政担当と協議をしつつ、

様々な方の御意見をお伺いしながら、今後について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 15番、利根健二議員。

○15番（利根健二君） これについて答弁いただいた課長もね、2つの担当課にわたっておりますし、財政も関わってまいります。公園の在り方全体を再検討することによって、より幅広い世代の方が利用できる公園となるんじゃないかなと思います。

現在、小さい子供たちが思い切り遊ぶ公園としてはすごく機能しているけど、ちょっとステージ利用とかゲートボール場とかの利用が何か滞ってて、公園自体のパフォーマンスが下がっているというか、全体を再検討する、建設課長からもありましたように、全体のちょっとエリアとして、担当課を越えた検討をする場所を作ってはと思いますが、いかがですか。

○議長（小松紀夫君） 依光市長。

○市長（依光晃一郎君） 秦山公園につきましては、御提案いただきましたように、庁内でももう一度検討していきたいと思っております。今、いろんなところが財政難でありまして、例えば高知市でありますと、ネーミングライツというのを始められたりとか、あと、PFIという形で、もう民間に一定の提案をいただいておりますように、よそでは出てきております。

香美市につきましては、まずは庁内で、今、光が当たっていない場所も利根議員からの御指摘もありましたので、もう一度検討し、また議会にも御相談させていただきたいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 15番、利根健二議員。

○15番（利根健二君） それでは、大きな2点目の質問にまいります。

①です。

現在の衛星電話、衛星通信機器の設置状況をお伺いしたいという質問でございます。昨年3月定例会議での同僚議員への答弁では、本庁、各市町、繁藤に衛星電話を置いているということであったと思いますが、整備計画とかを見ると、多分消防なんかにも置いてあると思います。現在の香美市の設備状況をお伺いたします。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課、中川課長。

○防災対策課長（中川英斉君） 民間サービスの衛星電話は、本庁舎、香北支所、物部支所、繁藤出張所、消防本部、香北分署の6か所に設置しています。本庁舎、物部支所は庁舎に固定しています。香北支所、繁藤出張所、消防本部、香北分署はバッテリーで稼働する移動式のため、災害現場での通話が可能となっています。

また、全国の自治体、国の機関で通信可能な衛星電話が本庁舎にあります。

○議長（小松紀夫君） 15番、利根健二議員。

○15番（利根健二君） ②の質問に移ってまいります。

通信事業者は、今、S t a r l i n kとかイリジウムとか、その他かなりの数がご
います。どこと契約していますでしょうか。S t a r l i n kとか事業者によっては、
直接契約のほかにも、N T TとかK D D Iとか、かなり複数の特約店契約を結んでいる
場合もございます。現在、香美市が契約している通信事業者と契約事業者をお示しく
ださい。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課、中川課長。

○防災対策課長（中川英斉君） 民間サービスの衛星電話は、N T Tドコモが提供し
ているワイドスターⅡです。また、全国の自治体、国の機関で通信可能な衛星電話は、
一般財団法人自治体衛星通信機構が運営しています。

○議長（小松紀夫君） 15番、利根健二議員。

○15番（利根健二君） 以前は、イリジウムか何かというような話も聞きましたが、
どうですか。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課、中川課長。

○防災対策課長（中川英斉君） イリジウムについては、あまり通信の精度がよくな
かったものですから、解約しております。

○議長（小松紀夫君） 15番、利根健二議員。

○15番（利根健二君） ワイドスターⅡですね、分かりました。ちなみに、ランニ
ングコストとかは分かりませんか。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課、中川課長。

○防災対策課長（中川英斉君） すいません、ちょっと調べておりませんでしたので、
お答えできません。

○議長（小松紀夫君） 15番、利根健二議員。

○15番（利根健二君） 失礼いたしました。実は、自分の手元で、ワイドスターⅢ
は基本使用料月額1万450円、タイプLは1万6,500円が基本料で、ちょっと自
分の見方が間違っていたらいけないので、ちょっと確認のための質問をしましたが、結
構基本料金が高いのと、データ通信がすごく遅い、あくまでも電話としての機能という
ことでございます。

ここで③の質問に移ってまいります。これは一企業での提案というので、ちょっとど
うなのかなと思いがらの質問でございますが、全国的にも採用されておりますので、
質問させていただきます。

固定回線は、災害で電線や地盤が崩壊してしまうと復旧に時間がかかってしまいます。
一方で、S t a r l i n kはアンテナと電力さえ確保できれば、あらゆる場所でインタ
ーネット通信を享受できるため、災害時の有効性が高いと言えます。実際に、2024
年の能登半島地震では、K D D Iとソフトバンクにより約700台のアンテナが無償提
供され、通信インフラに大きな被害を受けた地域でもインターネット利用が可能となっ
たという実績もございます。こういった実績を考えたとき、本市も衛星電話、衛星通信

機器の強化、回線数、回線の質を確保しておくべきではないかと思います。

資料⑨は、ちょっと自分が作ってみました。香美市には、地上波利用の携帯では電波の届かないエリアも多くあります。この資料のように、遠隔医療などの通常利用も含めまして、様々な場面において有効であり、既に、先ほども申しましたように、運用している自治体もございます。本市も検討してはいかがでしょうか。資料を終わります。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課、中川課長。

○防災対策課長（中川英斉君） N T T ドコモは、ワイドスターⅡの提供サービスをワイドスターⅢに移行しております。ワイドスターⅡの提供サービスを2028年3月31日に終了すると発表しており、現在、ワイドスターⅢ用の衛星電話を活用して、ワイドスターⅡの利用をしている状況ですが、将来的には現サービスの終了に伴って、S t a r l i n k への移行などの検討が必要と考えております。

○議長（小松紀夫君） 15番、利根健二議員。

○15番（利根健二君） 終了次第ということでございますが、もう既に多分、能力とかランニングコストでは多くの自治体が動いております。課長と市長と副市長には、S t a r l i n k の料金を示させていただいております。ちょっと気になるのは、個人と法人では全然契約金額が実は違います。個人契約ですと、契約だけしてスリープモード、スタンバイモードみたいなものにしておくと、1台が月額730円です。これは個人契約ですので、香美市が直接契約するわけにはいかない契約なのですが、ちょっとほかの自治体とかも検討しているのですが、例えば、指定管理に出している施設にこれをお願いするとか、地区の公民館長とか町内会長、防災会関係の方に、基本料金を出して個人契約をお願いできるかというようなところを、実現にはハードルがちょっといろいろあると思いますが、そういったことも考えられるんじゃないかと思います。

あと、そのビジネス、多分、課長は今まで、N T T と契約するとかK D D I と契約するとか、国内のキャリア経由の契約になっていたと思います。S t a r l i n k の場合は、もう直営で契約ができるようになっておりまして、そのコストも、月額8,800円と4万2,000円というように、すごい金額の差があります。同じ金額を出すやったら直営だと思いますが、料金表を見ていかがですか。スペースXの直営もしくは個人も、勉強というか研究してはと思いますが、いかがでしょう。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課、中川課長。

○防災対策課長（中川英斉君） 県下の自治体も、キャリアであるK D D I とかの業者の見積りを基に導入を検討しておりまして、実際のところなかなか高いということで、検討はしているけれども導入までにはなかなか至っていないというのが現状であります。高知県も、大事な災害の拠点病院などに導入をしたところでございました。高知県内でS t a r l i n k を入れたところについては、大多数の自治体はまだ入っていない状況というのを県から聞いてございます。市としましては、スペースXの直営契約があるということですので、何かあったときに対応するには、やっぱりサポート体制があった

ほうがいいんじゃないかと思うところでもございます。

一方で、値段に大きな違いがあることは明らかになっているので、研究して何とか導入の方向にできるよう考えていきたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 15番、利根健二議員。

○15番（利根健二君） 料金表を見ていただいたら分かるとおりに、サポートパックの料金が月額3万3,000円と非常に高い。これは、電話で日本語で話せる。Starlinkと直接やったら、一応英語でチャットだけど、それぐらいは普通に個人でもやっていますので、その能力は十分香美市にはあると思います。

あと、この高い理由の一つに、衛星回線プラス、衛星回線を通じて実は地上波を通じてバックアップでできると見受けられる図面を自分も見ました。それは実際に被災した場合は、利用できないバックアップ回線になろうかと思っていますので、本当にこのサービスパックが要るかどうかも含めまして、ちょっと検討していただきたいと思います。

課長とか、ほかの自治体の方とちょっと話をしたときに、スペースXって実はクレジットカードじゃないと支払ができないので、行政はクレジット払いができんという話がありました。自分もこれを調べてみましたら、総務省からの通達がありまして、クレジットカード払いができるようになっておりますので、その辺も併せて。ちなみに、出張とか個人が使う場合も、もちろん香美市の法人カード発行ですけれども、いろんな場面でクレジットカードが使えるように法解釈がされてありまして、総務省からの通達がもう何年も前に来ていますので、それに併せて、NHKの通信料金なんかもクレジットカードで払っている自治体なんかもありますので、そういった情報もちょっとお示ししておきますので、これに限らず、ちょっと有利なところは利用していただきたいなと思います。よろしくお願いいたします。

以上で、自分の質問を全て終わります。

○議長（小松紀夫君） 利根健二議員の質問が終わりました。

暫時、午前10時50分まで休憩いたします。

（午前10時35分 休憩）

（午前10時49分 再開）

○議長（小松紀夫君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

次に、3番、中平麻衣議員。

○3番（中平麻衣君） 3番、自由民主クラブ、中平麻衣です。議長の許可を得ましたので、通告に従って一問一答方式にて、大きく六つの質問をしてまいります。

1番、プール授業実施の今後についての質問です。

1学期の小・中学校のプール授業実施状況及びその検証、今後の見通し等についてお聞きします。

①です。

市内小・中学校における1学期のプール授業は、どのような実施状況でしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薫君） お答えします。

令和7年度における各小・中学校での1学期に実施した水泳授業の実績は、小学校では4年生を対象にした場合、舟入小学校で8時間、山田小学校で8時間、楠目小学校で7時間、片地小学校で11時間、香長小学校で8時間、大宮小学校で14時間、大栃小学校で5時間となっております。中学校では、中学2年生を対象とした場合、鏡野中学校で10時間、香北中学校で7時間、大栃中学校で12時間となっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 3番、中平麻衣議員。

○3番（中平麻衣君） かなり少ないと思うんですけども。

②です。

1学期は、学校によって暑さのためにプール授業が中止になることも少なくありませんでした。授業実施可否の判断基準となる気温と水温をお示してください。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薫君） お答えします。

令和7年5月に市の教育委員会が定めた小学校における水泳授業の安全管理マニュアルにおいて、水泳授業中止の判断基準は、原則として、熱中症警戒アラートが発令され、暑さ指数33度以上の場合は中止としております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 3番、中平麻衣議員。

○3番（中平麻衣君） 水温についても同じ33度ということでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薫君） 現在の水泳中止の判断基準につきましては、気温と水温について、特に定めがありません。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 3番、中平麻衣議員。

○3番（中平麻衣君） ③です。

学校におけるプール授業で小・中学生が身につけるべきこととして、市教育委員会が設定している目標はどのようなものでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薫君） お答えします。

市の教育委員会が独自に設定しています水泳授業の目標はありません。文部科学省が定める学習指導要領において示されている目標に基づいて、各学校で指導を行っております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 3 番、中平麻衣議員。

○3 番（中平麻衣君） ④です。

6 月定例会議での質問の答弁では、各学校のプール授業時数は 10 時間から 18 時間ということでした。①の質問でお答えいただいたのはちょっと少ないというものもあるんですけども、③の質問でお聞きした学習指導要領中にある目標に到達するために、本来必要と考える授業時数はいかほどでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薫君） お答えします。

学習指導要領では、水泳の授業に必要な時間数を一律に規定してはおりません。目標は、安全に水と親しみ、基礎的な泳法を身につけることです。そのためには、子供の泳力や地域の実情に応じて計画的に時間を確保することが必要となります。多くの学校では、おおむね年間 10 時間程度を目安に水泳の授業を組んでおりますが、最終的には、児童の到達度に応じて柔軟に調整することが大切だと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 3 番、中平麻衣議員。

○3 番（中平麻衣君） ちなみに、今年度は目標が達成できたということでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薫君） お答えします。

本年度につきまして、各学校においての目標時間というのはばらばらにはなっておりますが、天候の問題であったり、熱中症警戒アラートの関係もありまして中止となった部分もありますので、全ての学校ではありませんが、目標に到達することが難しかった学校も実績としてはあったと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 3 番、中平麻衣議員。

○3 番（中平麻衣君） ⑥です。

同じく、6 月定例会議での質問に対して、全ての学校で水泳授業が終了したら、課題と改善方法について整理を行い、次年度以降の水泳授業における人員体制について検証を行うことを予定しているとの答弁がありましたが、検証内容について共有できることがあればお示してください。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薫君） お答えします。

今年度の水泳授業を実施した結果、課題として主に次の 3 点が挙げられております。一つ目が水位の調整と水位を下げることによる水質の管理、二つ目が熱中症対策、三つ目が監視員の確保となっております。これらの課題については、今後、市の教育委員会と校長会で協議をしながら、次年度に向けての改善方法を検討する予定となっております。

す。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 3 番、中平麻衣議員。

○3 番（中平麻衣君） ⑥です。

来年度のプール授業計画について、検討を始めていることはあるでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薫君） お答えします。

来年度の水泳授業計画については、本年度の実績に基づく課題等の整理を行った上で、市の教育委員会と校長会でこれから検討を開始することとなっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 3 番、中平麻衣議員。

○3 番（中平麻衣君） ⑦です。

プール授業について、保護者から何か声は届いているでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薫君） お答えします。

保護者よりの御質問として、同じ日で、水泳の授業を実施している学校と、中止をしている学校があるのはなぜですかというお問合せをいただいております。水泳の授業中止の判断は、熱中症警戒アラートが発令され、暑さ指数33度以上となっております。授業の実施時間や地域の暑さの状況によっても異なってきますので、学校では、常に計測器で数値を測定した上で授業実施の判断をしております。同じ日でも、学校によっては、気温、湿度、日射、ふく射、風などの条件が異なりますので、このようなことも起こり得るということを、御回答させていただきました。

また、水泳の授業での事故の報道を受けて、授業の実施を不安視する声もいただきましたが、対応策としまして、監視体制の強化とプールの水位を調整して実施するという事で御理解いただきました。

現在、市の教育委員会が把握している保護者からの声は以上となります。

○議長（小松紀夫君） 3 番、中平麻衣議員。

○3 番（中平麻衣君） ⑧です。

6 月定例会議での同僚議員の質問に対する答弁で、中学校の水泳授業の中で、川や海の危険性と安全確保について学習し、自分の身を守る対策としての着衣水泳を計画しているということでしたが、今年度実施をしてみても生徒の反応や、実施の効果などはいかがだったでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薫君） お答えします。

本年度は、中学校において着衣水泳の授業を実施しておりますが、子供たちは、服を着たままの泳ぎづらさが水着とは全く違うということに、かなり驚きを感じるようです。

服や靴は浮くのを助けるので脱がないほうがよいこと、服を着たまま浮く練習をし、パニックにならずに、まずは状況判断することが大切だということ、クロールと平泳ぎのどちらが泳ぎやすいかを試し、クロールは回す腕にかなりの負荷がかかるので平泳ぎのほうがよいということを学びました。

また、救助の際、無意味に飛び込んで助けに行っても巻き込まれることを防ぐよう、救助の練習をしたり、オリエンテーションでは離岸流の勉強も行いました。着衣水泳の授業を実施した結果については、実際、その場面に遭遇したときに現れるのではないかと思います。体育科では、より命の危険を感じる着衣水泳の授業を通して、川や海に行ったとき、自身の命を守るために命に対して真剣に考えてもらいたいと、子供たちに真剣に取り組んでほしいと思っています。

生徒の振り返りからは、溺れかけている人を見つけた場合は、その人から目を離さないようにしないといけないことが分かった、連絡できるものを持ち歩くことも大切だと思った、ペットボトルを使った救助は、水を少し入れておいたら正確に相手に投げやすくなることが分かった、ペットボトルを胸やおなかに回して浮いて息をする方法や、大の字で浮いて待つ方法が知れてよかったなどの感想がありました。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 3 番、中平麻衣議員。

○3 番（中平麻衣君） とても有意義な授業になったようで良かったです。

⑨です。

全国的に、中学校では座学中心の授業へ展開しているところも増えているようです。小学校、中学校を問わず、来年度以降について、危険性と安全確保を学ぶ座学、着衣水泳やライフジャケットの着用方法等を中心にした授業展開をしていくような考えはあるでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薫君） お答えします。

水難事故を未然に防ぐための安全教育として、着衣水泳やライフジャケットの適切な使用方法を学ぶ機会は、児童・生徒の命を守る上で重要であると認識しております。中学校においては着衣水泳の授業を導入しておりますが、小学校においても実施することができないか、他市町村の事例等を参考に、引き続き調査・研究を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 3 番、中平麻衣議員。

○3 番（中平麻衣君） ⑩です。

学校プールの老朽化も懸念されるところです。各校プールの耐用年数及び今後の補修の必要性について伺います。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薫君） お答えします。

各学校ごとに個別の耐用年数は定められておりませんが、一般的にプールの耐用年数は30年から40年程度とされております。市内の小・中学校全10校のうち、築後40年を超えているものは2校あります。それ以外のプールにつきましても、今後、適切な時期に建て替えや補修を行っていく必要があるものと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 3番、中平麻衣議員。

○3番（中平麻衣君） 補修も小規模なものであればよいですが、建て替えとなると、かなりの予算がかかるのではないかと思うんですけれども、今後も、小・中学校各校にプールを準備して、そこでプールの授業をしていくというようなお考えでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薫君） お答えします。

水泳の授業につきまして、市教育委員会としましては、現在では引き続き実施していくことを考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 3番、中平麻衣議員。

○3番（中平麻衣君） プールの統合といいますか、幾つかの学校で共有するとか、何か各校にというものじゃない方法というか、それもちよっと考えていただけたらなと思います。

それでは、大きな2番の質問に移ります。不登校の現状についてお聞きします。

夏休み明けには、学校に行くことへの不安感や恐怖感、プレッシャーに追い詰められる子供たちも多くなっています。2学期の始まる9月1日に、子供や若者の自死のリスクが高まるという現象を表した「9月1日問題」という言葉もあります。

①です。

本市の不登校児童・生徒について、それぞれ令和4年度、5年度、6年度と、今年度1学期の人数をお示してください。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薫君） お答えします。

不登校児童・生徒数の各年度末の人数について、令和4年度は、小学生12人、中学生29人、合計41人。令和5年度は、小学生12人、中学生19人、合計31人。令和6年度は、小学生12人、中学生14人、合計26人となっております。令和7年度については、1学期中で10日以上欠席をした児童・生徒数となりますが、小学生10人、中学生3人、合計13人となっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 3番、中平麻衣議員。

○3番（中平麻衣君） ②です。

令和４年度はコロナ禍の最中ということになりますが、その影響はあると考えられるでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薫君） お答えします。

不登校の児童・生徒数については、コロナ禍の影響も多少はあると思われます。コロナ禍以前においては、発熱、腹痛、嘔吐、下痢等、比較的是っきりと症状が出て学校を休むケースが多かったのですが、コロナ禍においては、少しでも体調が悪い場合には学校を休むことが推奨されており、学校を休むことが特別ではないという感覚が醸成されたことにより、児童・生徒が自己調整による休息等の感覚で欠席することが増えていたのではないかと推測されます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ３番、中平麻衣議員。

○３番（中平麻衣君） ③です。

令和２年度、３年度に実施された、魅力のある学校づくり事業とはどのようなものでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薫君） お答えします。

魅力のある学校づくり事業は、不登校の未然防止の取組として、全ての児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、心の安定や人とのつながりを大切にした学校づくりを推進していく取組となっております。児童・生徒が安心でき、自校での存在感や充実感を感じられる場所を、教職員が主体となってつくっていく居場所づくりと、児童・生徒が学級活動等を通して主体的に活動に取り組み、他者を思いやり協力しながら仲間との絆を紡いでいく絆づくりの二つの視点を大事に取り組んでいます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ３番、中平麻衣議員。

○３番（中平麻衣君） ④です。

ふれんどる一むの利用者数、鏡野中学校サポートルームの利用者数、保健室等へ登校している児童・生徒数を把握していればお聞きしたいです。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薫君） お答えします。

令和７年度１学期末のふれんどる一む利用申請者数は２０人、鏡野中学校サポートルームの登録者は６人となっております。各校の保健室等での別室対応につきましては、状況に応じて対応を行っており、早期に支援が終了し、学級へ戻るケースもあり、変動が大きいため、利用人数の把握はできておりません。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ３番、中平麻衣議員。

○3 番（中平麻衣君） ⑤です。

欠席日数について、不登校という定義には当たらない長期欠席の傾向のある児童・生徒の把握はされているでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薫君） お答えします。

本市では、各小・中学校において、欠席理由が不登校ではなくても、1 学期は10 日以上、2 学期は20 日以上、3 学期は30 日以上の長期欠席者に対して個別にサポートシートを作成し、欠席日数やどういう状況で長期欠席になっているのか、また、どのような機関と関わっているのか、支援の手だてなどを記録し、学校内の教職員で共有を図るとともに、市教育委員会、教育支援センター、教育研究所とも情報を共有しております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 3 番、中平麻衣議員。

○3 番（中平麻衣君） ⑥です。

ふれんどる一むや特認校制度もあり、一定の居場所確保はできているものと思います。なお居場所の選択肢を増やすという考えはあるでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薫君） お答えします。

学校における別室対応支援体制の充実と、県が実施しております、メタバース空間を活用したオンラインサポート事業、不登校の支援事業とも連携を持っていきながら取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 3 番、中平麻衣議員。

○3 番（中平麻衣君） 大きな3 番に移ります。放課後児童クラブと子供の居場所について伺います。

先ほどの2 番の質問でも居場所ということについてお聞きしましたがけれども、全ての子供たちや若者の居場所を選択できる状況の整備について質問いたします。

①です。

夏休みに入った8 月現在の各児童クラブ待機児童数はいかほどでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薫君） お答えします。

8 月1 日時点での待機児童数は25 人となっており、山田小学校第一児童クラブが7 人、山田小学校第二児童クラブが3 人、山田小学校第三児童クラブが1 人、大宮小学校児童クラブが14 人となっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 3 番、中平麻衣議員。

○3番（中平麻衣君） ②です。

今年1学期中の待機児童の状況を伺います。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薫君） お答えします。

1学期中の待機児童の状況は、4月が33人、5月が33人、6月は29人、7月は30人となっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 3番、中平麻衣議員。

○3番（中平麻衣君） ③です。

子供の学年が上がった際に、ひとり親家庭で保護者がフルタイムで仕事をしているなどの状況があっても、入所できなかったという話を複数聞いております。保育園の利用状況などから、児童クラブの利用希望はある程度推測できるのではないかと思います。一部の児童クラブにおける定員の設定を見直すべきではないでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薫君） お答えします。

児童クラブの定員は、国が示す放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の中で、児童1人当たりおおむね1.65平方メートル以上の専用区画を確保することが必要とされております。そのため、利用希望者が多い場合でも、施設の物理的な広さにより定員を超えて受け入れることができない状況がございます。本市としましては、子供たちが安心・安全に過ごせる環境を確保するとともに、利用実態を的確に把握しつつ、受入れ態勢の一層の充実に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 3番、中平麻衣議員。

○3番（中平麻衣君） ④です。

現在の施設を大きくするといったことではなく、現在指定管理を受けているかみっこベース以外の他事業者による、民設民営の児童クラブ等を導入する考えはあるでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薫君） お答えします。

現在、本市の児童クラブ運営については、指定管理者制度を導入しておりますことから、まずは、指定管理者であるかみっこベースと現状や課題について丁寧に情報を共有し、協議を重ねた上で、必要な対策を講じてまいりたいと考えております。今後、新たな民設民営の児童クラブ等の導入につきましても、こうした現状の把握と協議の状況を踏まえ、慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 3番、中平麻衣議員。

○3 番（中平麻衣君） ⑤です。

放課後児童クラブ以外で、放課後の児童の居場所として市が運営・管理をしているものにはどのようなものがあるかと、ほかに民間の事業等で把握しているものがあればお示しください。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薫君） お答えします。

現在、市が管理・運営を行っているものは、放課後子ども教室を片地小学校、香長小学校、山田小学校、香美市立中央公民館において実施しております。また、民間事業者による放課後の居場所づくりの取組は、市に相談や報告があったものにつきましては把握しております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 3 番、中平麻衣議員。

○3 番（中平麻衣君） 市に相談・報告のあったものというのと、具体的にどのようなものがあるのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薫君） お答えします。

本年度に入りまして、相談が1件ございました。一般社団法人こじゃんと学童香美という団体が、児童クラブと同じような内容の事業を実施しています。こちらは、香美市土佐山田町西本町で実施しております。

以上となります。

○議長（小松紀夫君） 3 番、中平麻衣議員。

○3 番（中平麻衣君） ⑥です。

児童クラブの担う役割は、保護者への支援面が大きいと思いますが、ほかに、子供の育ちや心身ともに安全であるために必要な多様な居場所を、今後、確保、増やしていく取組の予定はされているのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薫君） お答えします。

児童クラブや放課後子ども教室等における、放課後児童の健全育成に資する居場所づくりにつきましては、引き続き重要な課題であると認識しております。具体的な取組については、待機児童対策の一環である放課後子ども教室の拡充等について検討を行っております。今後も、企画財政課と十分に協議を行いながら、必要な対策を適切に講じてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 3 番、中平麻衣議員。

○3 番（中平麻衣君） 小学校の支援員は、夏休みなどの長期休暇中は雇用が途切れる形になりますが、夏休み中に放課後子ども教室のような形で雇用され、仕事が担保さ

れるような取組を行っている市町村もあります。子供の居場所もできて、専門性を有する支援員が適所に配置されること、かつ、支援員の職も保証されるという一石三鳥のようなことにもなるのではないかと思いますので、ぜひ、そういった検討もしていただけたらと思います。

⑦です。

各自治体の子供の居場所づくりの支援態勢強化を図る目的で実施される、こどもの居場所づくり体制強化事業において、こどもの居場所づくりに関する指針及びこどもの居場所づくり支援体制強化事業実施要綱が定められています。要綱に事業内容として定められている、子供の居場所に関する調査の実施はされているでしょうか。また、今後の実施予定はあるでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薫君） お答えします。

子供の居場所に関する調査については、現在、実施できておりません。しかしながら、放課後児童の健全な育成を育む場として、実態の把握は重要であると認識しており、必要に応じて今後検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 3 番、中平麻衣議員。

○3 番（中平麻衣君） ⑧です。

こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業を利用して、本市にこどもの居場所づくりコーディネーターの配置はあるでしょうか。また、今後の配置予定はあるでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薫君） お答えします。

こどもの居場所づくりコーディネーターの配置につきましては、子供たちの健やかな育成にとって大変意義深い取組であると認識しております。しかしながら、現時点におきましては、人的、財政的な制約もあり、直ちに専任の配置を行うことは難しい状況であると思っております。今後も状況を見ながら関係機関と協議を重ねつつ、必要に応じて体制の在り方について検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 3 番、中平麻衣議員。

○3 番（中平麻衣君） 次に、4 番、給食費について伺います。

物価の高騰が続いており、今年は米の価格の大幅な上昇もありました。

①です。

現在、保護者が負担している給食費と交付金措置による食材費で、給食の食材を不足なく賄うことはできているでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 学校給食センター、中山所長。

○教育次長兼学校給食センター（中山泰仁君） お答え申し上げます。

学校給食事業の所管部署といたしましては、限られた財源の中で適切に事業を執行することが求められておりますので、むしろ賄わなければならないとお答えすべきところでございますけれども、現実的には相当厳しい状況にあると言わざるを得ません。事業の財源といたしまして、保護者負担金である給食費に加えて、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を充当しているものの、実際に要した食材費が恒常的にこれを上回っておりまして、不足分を一般財源で補充している状況にあります。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 3 番、中平麻衣議員。

○3 番（中平麻衣君） ②です。

令和 6 年 3 月定例会議での残食の減ということにまつわる質問の中で、牛肉を使用せずに豚肉、鶏肉等に変更する、地元産ではなく安価な市外産食材への変更といった、給食用物資購入コスト低減のための工夫をお聞きしました。また、米の不足もあってか、1 学期に学校では白米ではなく麦御飯の頻度が高くなっています。今後もこのような状況が続くと見ていいのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 学校給食センター、中山所長。

○教育次長兼学校給食センター（中山泰仁君） お答え申し上げます。

このところの米価の高騰を受けて、麦飯の提供回数を増やしたことは事実でございますけれども、麦飯の献立自体は以前からあり、新たに始めた取組ではございません。食材費の高騰があれば、即座に対応して給食費の値上げ改訂を行うことが現実的ではない以上、限られた予算内での経費抑制策の一つとして考えざるを得ないところでございます。

なお、本市の学校給食でいう麦飯は、小学校 3 年生、4 年生の献立を例にとると、米 70 グラムに麦 5 グラムを混ぜて炊いたもので、麦の割合は約 6.7 パーセントとなっております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 3 番、中平麻衣議員。

○3 番（中平麻衣君） ③です。

次年度以降、米を始めとした食材を賄うための対策として、給食費の改定もあり得るでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 学校給食センター、中山所長。

○教育次長兼学校給食センター（中山泰仁君） お答え申し上げます。

現実問題といたしまして、食材費の値上がりがある以上、これに連動する学校給食費の値上げもまた避けられないところではございます。値上がり分を吸収できるようコストカットに様々な工夫を凝らし、可能な限り保護者負担の軽減に努めておりますけれども、成長過程にある児童・生徒が必要な食事量、栄養価を摂取できる献立を維持するこ

ともまた不可欠であり、対応には限界がございます。学校給食事業を継続するための給食費増額改定は、財源確保の選択肢として排除することはできないものと考えております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 3 番、中平麻衣議員。

○3 番（中平麻衣君） ④です。

給食費無償化の議論もされているところですが、安易な無償化によって給食の質が担保されないということになっては、本末転倒になるのではと懸念しています。無償化に関して市の考えはどのようなものか、お聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 学校給食センター、中山所長。

○教育次長兼学校給食センター（中山泰仁君） お答え申し上げます。

本市では平成27年度から、困窮世帯への経済的支援策として、就学援助制度に基づく学校給食費の全額支給を実施しており、応能負担という条件付ではあるものの、実質的な一部無償化を行っております。これを拡大し、全児童・生徒の給食費無償化を実現する場合は、本年度の当初予算ベースで就学援助対象分である488人、2,624万円を除いた1,066人分、約5,679万円の歳入を、新たに、そして、継続的に確保せねばなりません。持続可能な施策として取り組むためには、国の財源措置が欠かせないものと考えます。また、無償化によって給食の質が低下することは学校給食法の目的に逆行するもので、あってはならないものであると考えております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 3 番、中平麻衣議員。

○3 番（中平麻衣君） ⑤です。

オーガニック食材を取り入れた給食の実施については幾つもハードルがあり、そのうちの 하나가 価格の問題だと理解しています。昨今の材料高騰を考えたとき、オーガニック食材がそうでないものに比べて、物によってということになるかとは思いますが、価格の差が小さくなっているのではないかと思います。今後、給食へのオーガニック食材導入の可能性はあるでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 学校給食センター、中山所長。

○教育次長兼学校給食センター（中山泰仁君） お答え申し上げます。

中平議員がおっしゃられるオーガニック食材が、農林水産省の定める有機JAS規格の基準を満たし、認証マークを貼付した農産物に限定されたものであれば、現状、本市学校給食での取扱実績がありませんので、答弁に窮するところではございますけれども、少し間口を広く捉え、厳密には有機農産物とは言えない特別栽培農産物や環境保全型農業によって生産された農産物を例にお答え申し上げます。

これらの農産物の購入は、学校給食センターでも既に数年前から行っており、高価格が購入拡大の障壁であるとは捉えておりません。むしろ、安定した食材量を供給できる

生産者が少ないこと、生産者や食材を取りまとめる組織がないこと、個別生産者への発注や物品管理に対応できる事務体制がないことなどが解消されれば、取扱量の拡大につながるものと考えております。厳格な定義に基づくオーガニック食材の導入ではなく、環境保全型農業で生産された農産物など、有機 J A S 認証の有無にこだわらず、比較的入手が容易な食材を学校給食に使用することから着手、拡大することは、より有効な手段ではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 3 番、中平麻衣議員。

○3 番（中平麻衣君） ⑥です。

オーガニック食材のデメリットを伺ったときに、先ほども言っていただきましたが、価格や調達の問題のほかに、例えば、米の中に黒い粒が混じることなどを挙げていただきました。この黒い粒は、生育段階において、虫、病害、天候の影響等によって変色、着色したものであり、味への影響も大きいものではありません。もちろん人体に害のあるようなものではありません。子供によっては拒否感があるため導入に至らないとのことでしたが、食育の充実により一部の子供の拒否感を軽減できるのではないかと考えますが、見解をお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 学校給食センター、中山所長。

○教育次長兼学校給食センター（中山泰仁君） お答え申し上げます。

子供の拒否感が、オーガニック食材導入を妨げる唯一直接の理由とは考えておりませんが、食育の充実によって規格外の食材を忌避する感情を軽減し、理解を深めることにつながる可能性はあるものと考えております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 3 番、中平麻衣議員。

○3 番（中平麻衣君） 次に、5 の質問に移ります。香美市公式ホームページについての質問です。

市の公式ホームページがリニューアルしました。使ってみての感想は、正直よくなったとは言いがたく感じています。ホームページを設ける目的を、いま一度改めて考えていただきたく、お伺いします。

①です。

リニューアル後のホームページについて、使いやすさ、見やすさ等の検証はしているでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 総務課、竹崎課長。

○総務課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

ホームページ担当課といたしましては、リニューアルをして終わりというものではなく、引き続き現状の課題や改善点を検証するほか、庁舎内外からの要望や意見を参考としながら柔軟に対応していきたいと考えており、今後も研究をしてまいります。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 3 番、中平麻衣議員。

○3 番（中平麻衣君） ②です。

現在のホームページ制作の委託先を選定した経緯を、改めてお聞きします。

○議長（小松紀夫君） 総務課、竹崎課長。

○総務課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

今回のリニューアル業務は、旧のホームページシステム開発及び導入をいただきました事業者と委託契約をしております。他の事業者におきましても、それぞれ独自のページ作成システムを開発していることは承知しておりますが、新たな業者を選定して既存のページを引き継いだ場合に要する時間的、また、経済的なコスト、その他機能面の差異から生じる技術的な制約を考慮しまして、選定に至ったものでございます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 3 番、中平麻衣議員。

○3 番（中平麻衣君） 正直、すごく思い切った刷新をしていただきたかったなというのがあるのですけれども。

③に行きます。

子育てポータルサイトについては、令和5年3月定例会議、令和6年3月定例会議にも質問いたしました。令和6年3月定例会議での市長の答弁では、ホームページリニューアルの中で対応する、トップページに入れ込むことを考えているということでしたが、現在、子育てポータルサイトは確認できないようです。子育てポータルサイトに関して、現状はどうなっているのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 総務課、竹崎課長。

○総務課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

子育てポータルサイトにつきましては、議員がおっしゃいましたとおり、リニューアルに合わせて市の担当側で作成する予定としておりましたが、進捗が遅れている状況ですので、できるだけ早い完成、公開を目指していきたいと考えております。大変申し訳ございません。

○議長（小松紀夫君） 3 番、中平麻衣議員。

○3 番（中平麻衣君） いつ頃公開というようなことは、現状言えるのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 総務課、竹崎課長。

○総務課長（竹崎澄人君） 具体的なところは申し上げられませんが、今年度中には公開したいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 3 番、中平麻衣議員。

○3 番（中平麻衣君） ④です。

検索ポータルから語句検索をしても、欲しい情報へすぐに行き当たらない仕様になっているのではないかと思います。例えば、図書館の開館予定を知りたくて、グーグルで

香美市立図書館開館と検索をすると、香美市公式ホームページ内の香美市立図書館かみーのページがトップに表示されます。そのページには、大体3ページぐらい下という感じですが、下のほうに利用時間として「午前10時から午後7時まで火・水・木・金曜日」「午前10時から午後6時まで土・日曜日」と書いてはありますが、できればカレンダーを表示していただきたいと思います。かみーでも様々な催しや企画をしていますし、その情報もすぐに分かるように、カレンダーとして見せていただければ一目瞭然なのだと思います。カレンダーの表示を期待して、香美市立図書館開館と検索するような利用者の視点に立って改善していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 総務課、竹崎課長。

○総務課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

欲しい情報へすぐに行き当たらないという御指摘でございます。各種検索サービス側の仕様に左右される要素も多いとは思いますが、すぐに対応ができるという確約ではございませんけれども、保守業者とともに対応を検討していきたいというのが現在のところでございます。

○議長（小松紀夫君） 3番、中平麻衣議員。

○3番（中平麻衣君） ずっと申し上げていることではあるんですけれども、ホームページが充実しておらず、検索などしていただいてもそのホームページですぐに分かることが結局分からないとなると、市民にも職員にもプラスになるとは言えないのではないかと思います。ホームページを見てすぐに分かればそれで済むことを、結局、電話をすとか、訪ねていかないといけなくなるかとも思います。今後、組織再編も進んでいくと思うのですけれども、ホームページがより分かりやすく整備されていれば、その一助にもなると思いますので、ぜひ、また研究していただきたいと思います。お願いします。

大きな6番の質問に移ります。

令和7年6月定例会議と本定例会議における市長提案説明内の発言等に対して、疑問に思った点などをお伺いいたします。

（1）です。令和7年6月定例会議の市長提案説明についてです。

本市のよりよい教育のために思うところを整理させていただき、お伝えしたいという考えから質問いたします。

令和7年6月定例会議の市長提案説明文中に、教育長の同意議案について、どういった条件なら賛成していただけるか、教育長としてふさわしい方の条件を満たす方という発言がありました。私自身、香美市の教育を維持する、あるいはよくするための質問をし、定例会議において様々な議論をしてきたつもりでございました。それが足りていない、核心には届いていないということなのかもしれませんが、特に、令和7年3月定例会議での一般質問にて、市教育委員会が教育行政において基本的に担うべきものについての

考えも述べたと思っています。あくまでも教育行政観や施策についての議論であり、教育長について、例えばこのような経歴の人、例えばこういった経験のある人ということについて、言及はしておりません。市長も香美市の教育について述べられて、香美市の教育の在り方についての議論を交わしてきたものと考えておりますが、香美市の教育が目指し守ろうとしているものは何なのか、そして、本市の教育をつかさどるにふさわしい方がどのような方であるかについて、結局は市長のお考えと合意形成ができていないということかもしれません。どのような人物が本市の教育長にふさわしいのかということについて、性別や年齢や職歴、資格など、具体的にリストにできるようなものではないとも思っております。

私以外のほかの議員がどのように考えているのかは分かりませんし、当然、ほかの方も含めた議員を代表した意見ではありません。これまで、最も公式な場である定例会議の中で、各議員が香美市の教育についての議論を尽くしてきたのではないかと思います。教育長にふさわしい人についての具体的な条件ではなく、どのような教育が行われるべきかという議論が繰り返されてきたのではないのでしょうか。言うなれば、その教育を進めていくことができる人だということにほかなりません。そして、会議録にはそれがしっかりと記されているはずで、それを読めば議論の内容が確認できるのではないかと思います。市長はそういった視点で振り返って会議録を読み返してみられるということとはしていないのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 依光市長。

○市長（依光晃一郎君） 中平議員から、議会では議論を尽くしているのに、市長は議会で議論が尽くされていないと批判している、市長は議会で議論されたことを知らないのではないかとの御指摘をいただきました。まずは、この御指摘につきまして反論をさせていただきます。

中平議員は、3月定例会議にて、1回目の教育長人事議案が否決されたことを受けて、私自身がフェイスブックに「市議会、市長と教育委員が対立している状況を解消しなければ、市長の人事案には賛成しないというスタンスです」と書いたことについて、根拠を示せと御質問をされ、中平議員御自身は別の理由で反対されたということを示唆されました。私としましては、中平議員がなぜ反対されたかについてお聞きできておりません。

私が繰り返し申し上げているのは、反対している議員の皆様が求める教育の課題、先ほども、不登校でありますとか、放課後児童クラブにつきまして御質問をいただきました。こういったことを具体的な教育長像に落とし込んでいくのかなとも思いますし、教育のあるべき姿をどう考えているのか、また、教育長が教育課題に対してどういうリーダーシップを発揮するべきと考えているのかということなどについて、お考えをお聞かせいただきたいということでもあります。つまり、教育長としてふさわしい人物像とは何かということになります。私としましては、中平議員から先ほどありましたように、そ

の経歴とかということではなくて、中平議員御自身がこういった方がふさわしいとお考えなのか、私が提案した方について、なぜ反対されたのかをこの場でお話しいただくことができれば、新たな教育長選任に向けて前進するのではと考えております。

議論ということに関しまして、私は、こういった香美市の教育長像かがやはりずれていいるのかなと思っておりますし、私自身がこれまでも言っておりますとおり、香美市の教育というのは、高校も大学もある、そして、社会人の教育もある、図書館もある、スポーツ施設もある、そういったことを全般的にやっていける教育長像だと。教育委員の皆様方は、学校現場のことだけに特化した方を選ばれておったということで、論点としてはそこであるかなとは思っていますが、中平議員も、なぜ、1回目の方が駄目だったのか、2回目の方が駄目だったのか、そこを明確にしていただければ議論が分かりやすくなると思います。中平議員が議会を代表する必要はないと思っておりますので、個人の御意見を承れればと思っております。

○議長（小松紀夫君） 3番、中平麻衣議員。

○3番（中平麻衣君） けんかをしたいわけではないということを、とりあえず、まずは一言言っておきたいのですけれども、ただ、その「議論されたことを知らないのではないか」と言われた点も、早速ねじ曲げられたようなことを言われて、ちょっと心外だなんてまず思います。私の言った言葉、それって私がそれを発言したという事実だと思うのですけれども、それをまず、それに対して市長がどう思われたという話ではなくて、私がこう言ったという発言は、ちょっと考えた上でしていただきたいなと思います。

今までの議論の中といいますか、一般質問で私が述べてきたことというのは、教育長は児童・生徒の安全について大きな責を負う立場、存在であるということです。教育委員会はもちろん義務教育だけではないのは当たり前のことです。高校も大学もあります。生涯学習ということも範囲には入っております。ただ、中心として、やはり義務教育とこのを据えて考えていくべきというのが、私の考えです。なので、教育委員会が小・中学校だけをやっていて、ほかのことはなおざりにということではあるんですけれども、私たちは、小・中学校だけとはもちろん考えておりません。ただ、中心に据えたことを進めていっていただきたいということです。

その教育の目的って何なのかというと、やはり人格の完成にほかならないと思うんです。これは、小・中学校であるとか、何なら、就学前の教育というか、そこから始まることですので、そこを中心に教育を進めていくことができる方を教育長にと、今までの議論の中で私が述べてきた、ここを読み解いていただきたいと思って、今回の質問もしています。

大体これで伝わったでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 依光市長。

○市長（依光晃一郎君） まずもって、私の表現が悪かったことはおわびを申し上げますが、先ほど言われていることというのは、私も大賛成なのです。私は、

先ほども言われたように、当然、義務教育というのは重要でありますし、そこを全くやらないとは言っていないくて、それ以外の、保育でありますとか社会教育のところに強い方を選ばせていただいたところでございます。そこを反対する理由は先ほどなかったのではないかなと、むしろ賛成していただけるような形でお話があったのかなと思っておりますので、私としましては、言っていることと採決の状況が違うのではないかと思います。それが感想でございます。

○議長（小松紀夫君） 3 番、中平麻衣議員。

○3 番（中平麻衣君） 少なくとも、小・中学校よりも高校、大学と私には聞こえていたんです。常々、全く同じですと市長がおっしゃることがあるのですけれども、正直、同じ考えとは思えなくて、会話が深まっていったいないというのは感じております。ですので、今回の人事のことについては、人物を実際に評価はしてはいないのです。市長の教育行政観であるとか、教育観というものに対して納得がいかない。そこに当たる人であれば反対ですというのが、おおむねの理由です。御理解いただけるか分からないのですが。

今回、チェックリストの作成であるとか提出を求めるといようなことがあったのですけれども、より深まる対話であるとか議論ということをやと思っていますがいかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 依光市長。

○市長（依光晃一郎君） 先ほどの御答弁を聞いてもよく分からないというのが正直でありまして、じゃあ、私が提案させていただいた方がなぜ駄目だったのか。先ほどのお話を受け止めると、私が提案した方は小・中学校について何も分からないというふうにも取れるような言い方でありました。そうではないと思いますし、実際、教育長というのはマネジメントも重要でありまして、それぞれの現場というのは、校長先生がいて、それぞれの学校の先生方がいらっしゃいます。また、そのビジョンをつくっていくとか、実行していくことであるとか、そういったことも含めて、香美市の課題をさらに解決するため、当然、今までの教育行政を維持した上でのプラスアルファと考えておりますし、実際、私自身がこれまでの教育行政について、学校の予算とかいろんなことについて全然やっていないということもあります。ですから、今までやってきたことの課題について、しっかりそこを埋められる人材として提出させていただいたということでありまして、中平議員がおっしゃられているような、小・中学校を全く知らない人を選んだというふうには全く考えておりませんし、そういったことは、普通、言えないのではないかなと思っています。

議論として、中平議員が思われていることと私が思っていることはちょっと違うのかもしれないですけれども、私はちょっと納得がいかないという意味の感想でございます。

○議長（小松紀夫君） 3 番、中平麻衣議員。

○3 番（中平麻衣君） ずっと、多分、説明不足という言葉が市長がおっしゃられて

きたと思うのですけれども、実際、その説明と市長が思われていることにもずれがあるといえますか、何というんですかね、説明をきちんとしてもらった感が実はないんですね。聞いても聞いても正直分からない。ただ、違うな、納得できないなというところのまま、私も来てしまっていて。より突っ込んで聞いても、正直、ちょっと諦めてしまうところが実はあったんです。共通の言語を話していないような感覚というのも、正直ありました。説明不足ということと言われてはいるんですけれども、その説明不足の内容も、もしかしたら把握をされていないのではないかなと感じております。今後は、ちょっと議論をきちんとしていけたらと思うのですけれども、よろしくお願いします。

(2)の質問に移ります。令和7年9月定例会議の市長提案説明についてです。

①です。

先ほど、(1)の質問の中でも議論ということについて述べました。今定例会議の開会日にて、市長提案説明の教育長不在問題について、また、議論ということについて述べられた部分を抜粋して読ませていただきます。「6月定例会議において、教育長の問題に関し御質問されたのは、小松孝議員ただお一人でした。3月定例会議の問責決議は何だったのでしょうか。議会議員が議会で議論をしないという姿勢は、議員としての責任放棄であるとも感じ、残念にも思っています。今定例会議では、香美市の教育長にはどういった方がふさわしいのかについて、議員の皆様と活発な議論をさせていただきたいと思っております」ということでした。

さきに述べたとおり、私自身は、これまで、教育課題等について定例会議において真摯に議論をしてきたという認識でおります。議場において交わされてきたものが議論ではないのだとしたら、議論を議論たらしめない要素は一体何だとお考えでしょうか。市長の考える議論とは何かということを伺います。

○議長（小松紀夫君） 依光市長。

○市長（依光晃一郎君） 私が考える議論という言葉につきましては、一般的な言葉の定義ではなく、議会における議論ということでお答えさせていただきたいと思います。

議会とは、住民の代表である議会議員の皆様が、行政課題についていろいろな意見を出し、少数意見にも配慮した上で、あるべき香美市の姿を導き出すものであると考えています。そして、議会の議論で導き出された、あるべき香美市の姿と執行部の考え方をすり合わせることも、議会における議論であると思います。また、執行部から見た議会については、執行部の予算案や条例案について、住民の代表として議会で議論いただき、お墨つきを与えていただく場でもございます。反対に、執行部が提案した内容が、住民にとって、また、未来の香美市にとってよくないと議会の議論により判断されたのであれば、ストップをかけるのも議会の役割でございます。繰り返しになりますが、議会での議論とは、一人一人の議員が住民を代表した意見を出し、その意見のよいところ悪いところを明らかにして、よりよい結論に導くべきものであると思います。

今回の教育長問題について言えば、議員が、それぞれが求める教育長像を語り、ふさ

わしい人物像を導き出すことが議会に求められている議論であり、議員にとって最も大切な役割であると考えております。現状は、私が求める問いかけにお答えいただくことができておらず、議論を避けていると感じているため、議会冒頭では議員としての責任放棄という強い言葉で述べさせていただいたところでございます。

○議長（小松紀夫君） 3 番、中平麻衣議員。

○3 番（中平麻衣君） 議論というか、議会の役割というお話ではないかと思うのですけれども、私は、市長の考える議論というものが、議会における議論というよりも、とにかく議会の役割というお話だなと今伺ったんですけれども、もっと議論ということについて、よりソリッドにといいますか、お考えをお聞きしたいです。

○議長（小松紀夫君） 依光市長。

○市長（依光晃一郎君） まず、先ほどの前段の話でもありましたけれども、教育長問題について言うと、反対された執行部としましては、その反対理由を明確にしていただければ、それに応じた修正、あるいは自分の政治姿勢で言えば妥協ということもあるのかもしれないですけれども、1 回目の方、2 回目の方を含めて、1 回目と2 回目はまた違うのかもしれないですけれども、それぞれにどういった理由で反対されたかというのを、本来はお聞きしたいところです。教育委員が言われるように、小・中学校の教員免許があつて現場経験がないと駄目だということかもしれないですし、そうであればそう言ってもらったら分かりやすいと思いますし、中平議員が言われている教育長像、あるいは香美市の教育がどうあるべきかということは、そんなに違いはないのかなと。そこで、私としては、マネジメントとか内側の話もさせていただいたところではありますけれども、やはり、それぞれの課であったりとか、その現場の職員が仕事をしやすい環境をつくっていくことも重要でありますし、マネジメント能力ということも条件に挙げさせていただいたところでございます。

ただ、その議論の中身で、そういったことではなくて、教員免許、あるいは香美市の出身じゃないと駄目だということも教育委員から言われましたけれども、そういったことであれば、そう言っていたほうが、私としては分かりやすいと思っております。

○議長（小松紀夫君） 3 番、中平麻衣議員。

○3 番（中平麻衣君） 先ほど、議論についてということを私は聞いたと思うのですけれども、早速、教育長の反対理由をというお話にすり替わったなど、正直、ちょっと疑問符が頭に浮かぶような感じなのですけれども。ちょっとずらすっていうことがない形で、しっかり一つの目的に向かって進んでいけるような議論をぜひしたいと思っています。

②に移ります。

9 月定例会議開会に先駆けて、議長及びハラスメント防止条例特別委員会委員長名で、市長に対して申入れをいたしました。ハラスメント防止条例特別委員会は、議員を主体としたハラスメントの防止・根絶を目的に設置されたものであり、6 月定例会議にて市

長が言われたような、市長が前教育長に行ったと言われているパワハラ問題について、議会として解決するために設置したものではないという委員会設置の趣旨について、説明をさせていただきました。

本日冒頭に、議長より、動議に関する議会運営委員会での協議結果についての報告もありました。また、議会が市長の個別の事案についての調査、事実確認をしたり、罰を与えたりするような原則がないということもお伝えしました。9月定例会議提案説明文中には「議会として今さら調査が難しいということであれば」とあります。今さらという時期の問題ではなく、議会が市長の個別案件を調査するような仕組みにはなっていないということから、不適切発言であると感じていますが、この表現の意図するところは一体何でしょうか。

○議長（小松紀夫君） 依光市長。

○市長（依光晃一郎君） まず、このハラスメント防止条例特別委員会が設置された経緯というのは、西村剛治議員のほうからこの案件が出たときに、関連した質問の中で条例制定の話が出たと理解しているので、私としては、そのパワハラ問題と議会のその委員会というのは一致しているものと思いましたが、先ほどのお話も含めてそうではないということがありましたので、それはそれでいいのだと思います。だから、委員会とは別の話として、これからお話をさせていただきたいと思いますが、私が述べた「議会として今さら調査が難しいということであれば」ということにつきましては、市長のパワハラ問題について1年以上時間が経過していますので、今のタイミングで議会自らが行動に移すことは難しいだろうと考えたから、こういった表現を取らせていただきました。本来は、議会で指摘があった直後の議会運営委員会で検証がなされるべきものであったとは思いますが。

私自身が議員の発言に反論しなかったのは、市民に選ばれた議員の発言に反論することは、民主主義の議論を萎縮させることにつながるという遠慮があったこと、そして、議会議員とではなく、パワハラ発言を最初に指摘した教育委員に真意を確かめることで、解決を目指したいとの思いがあったからでもありました。しかし、前教育長が調査に応じていただけない状況が続いておりますので、今さらではありますが、議会議員の発言を検証することから、パワハラ問題についての解決に結びつけたいと考えております。

今後の対応といたしましては、議会として弁護士に相談されたとお聞きいたしました。その結果が出ましたら、その内容を元に、議会運営委員会の皆様と当時の議員の発言に問題がなかったかについて、検証をさせていただければと考えております。

○議長（小松紀夫君） 3番、中平麻衣議員。

○3番（中平麻衣君） 前段、何といいますかね、市長からのパワハラ案件ということと、それについての議員の発言という二つの問題があると捉えていいのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 依光市長。

○市長（依光晃一郎君） まず整理しますと、私が前教育長にパワハラをしておった

という話は、教育委員との協議の場で教育委員から出た話でございます。当時、公開で教育委員との意見交換の場を持たせていただきましたので、その場には、当然、議員の皆様方、マスコミも各社入っておりました。その場で教育委員からまず言われたことなので、当然、教育委員に真意を聞くということが筋であろうとは思っております。一方で、この問題が議会で取り上げられまして、高知新聞にも載るようなことになりました。また、全国的な報道でも、市長がパワハラ問題で議会といろいろな議論になっておるということも出ました。当時、兵庫県のパワハラ問題が出ている時期でもありましたので、何てひどい、そんなとんでもない市長がいるのかということで、私のほうにもいろいろなことがあったりもしておったわけですが、そういう経緯もありましたので、ハラスメント防止条例特別委員会も含めて設置されたものと思ひまして、今に至っております。

ただ、状況はもう当時とは変わりました、議会のほうで動いてくださっておることとありますので、そこは推移を見守らせていただきたいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 3番、中平麻衣議員。

○3番（中平麻衣君） 議員の発言というものが市長へのハラスメントに当たるかどうかということではなく。分かりました。

常々、それこそ議会からは、市長と特別職を含む職員のハラスメントについての条例なり要綱なりをきちんと整えて、そこはもう執行部側できちんとしてくださいというお話はずっとしているんですけども、それさえあれば、この事案というものはやっぱり一定片付いていくものではないかと思うんですけども、市長自らするという事にはならないでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 依光市長。

○市長（依光晃一郎君） 今回の案件は、被害者であります前教育長からの御意見がない中で起こっている事象ということが一番難しいのだと思います。基本的に、調査に関しましては、被害者が訴えるところからスタートする、公益通報も含めてスタートする、だから、条例があればそれにのっとっていくんだろーと思いますけれども、そうではなくて、今回は教育委員から前教育長がそういうことを言われたという発言がありました。私自身は、前教育長がそういうようなことをお感じになっているとは思っていないこともあって、それは本当だろうかという思いが今でもございます。

ただ、この話というのは、私がパワハラされたことに対してということではなくて、やはり香美市の市長がパワハラと訴えられている状況は問題であろうと、香美市としてもイメージダウンであろうということとありますので、別に私が傷ついておるから何とかしてほしいとか、そういうことではございません。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 3番、中平麻衣議員。

○3番（中平麻衣君） 当然、そのハラスメント対象者からの申出があつてというこ

とではないので、まず案件として成り立たないということはもちろん分かります。ここに、それを扱う条例なり要綱があれば、もうその案件にはなりませんということで終わったんじゃないかなと、正式になると思うのですけれども、そこが整っていないことについて問題があるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 依光市長。

○市長（依光晃一郎君） 私の趣旨は、こういったことってあるんです、いろいろな舞台で。事実に基づかない発言であるとか、誹謗中傷であるという議会の発言なりを、議会運営委員会、私も県議会議員でおりましたので、普通は、さっきの発言の根拠は何なんだという形で、根拠がないことを根拠があったように言うと、それは議会として成り立たない。当然、議会議員の皆様方は事実に基づいて質問をされている前提なので、そこは執行部、我々ではなくて、議会の中で正常化を図られるものだろうと思いますので、パワハラ問題というのとは別に、パワハラ問題があったでしょうっていうやり取り自体が、問題ではないかというようなことでございます。

○議長（小松紀夫君） 3番、中平麻衣議員。

○3番（中平麻衣君） 当然、議会でのやり取りに関しては、もちろん議会でというのは承知しております。ただ、やはり特別職のハラスメントということについては、執行部としてきちんと整えていってほしいと思います。

今回の質問内容につきましては、フェイスブックなどのSNSで、このような考えであると発信することがいいのかなとも実は考えました。しかし、常々、議員であるからには議場、すなわち定例会議の場こそが最も正式かつ公式の議論の場であるとも思っておりまして、その旨の発言もしてきたことから、今回、こうして公式に問うことにいたしました。

市長のおっしゃったことを挑発と受け取って、反論をして揚げ足を取るような、そんな場にするための質問ではありません。おっしゃることをしっかり聞いていきたいと思っておりますし、議員からのものに限らず、意見が出るということになりましたら、市長にももちろんそれをしっかりと聞いていただきたいとも思っております。

議論は、自分が正しいと思うことで相手を論破するというようなものではなく、異なる立場、異なる意見を持つ者が意見を交わし、相手の言うことをよく聞き、お互い納得のできる、よりよい解決を得るためにするものであるということを、改めて申し添えて質問を終わります。

以上で私の質問の全てを終わります。

○議長（小松紀夫君） 中平麻衣議員の質問が終わりました。

暫時、昼食のため休憩といたします。

（午後 0時06分 休憩）

（午後 1時08分 再開）

○議長（小松紀夫君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

次に、17番、山崎眞幹議員。

○17番（山崎眞幹君） 17番、山崎眞幹です。無会派です。議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして順次お尋ねをします。

まず、1番目、香美市協働推進計画についてです。

香美市協働推進計画には、情報の発信と共有の推進、協働・参画に向けた環境整備、自治会運営・活動に対する支援、協働意識の醸成という、4つの基本方針がうたわれております。この計画の広義の協働の領域には、市民主体、市民主導、協力、行政主導がカテゴライズされておりますけれども、どの領域であれ、どちらの側からであれ、最初に情報の発信と共有がなければ、協働とはならないと思います。

そこで、基本方針1、情報の発信と共有の推進に関連し、令和6年12月号から令和7年8月号までの広報K a m i上で、協働への呼びかけとして情報発信された以下のそれぞれの結果と、結果についての所感をお尋ねしたいと思います。また、委員会と審議会に関しましては、公募以外の委員の数、年間の委員会開催予定数も併せてお尋ねいたします。

まず、①です。

12月号で公募しました、J R土佐山田駅周辺まちづくり基本構想策定委員について、結果をお尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 建設課、野村課長。

○建設課長（野村文紀君） お答えいたします。

令和6年12月広報及び香美市のホームページで、公募委員を若干名ということで募集させていただきまして、現在、2人の方に公募委員として委員になっていただいております。この委員会の委員数は12人で構成しておりますので、公募の方が2人、それ以外の10人の方が公募以外ということでございます。この委員会は、年3回から4回の開催を予定してございます。所感といたしましては、当初、若干名と言いながら3人以内ぐらいでと思っていたので、結果2人ということで、思っていたよりもちょっと反響が少なかったのかなというのが正直なところでございます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 17番、山崎眞幹議員。

○17番（山崎眞幹君） 次、②です。

1月号で公募した香美市広報委員をお願いします。

○議長（小松紀夫君） 総務課、竹崎課長。

○総務課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

広報K a m i 1月号に掲載しました広報委員の公募につきましては、1人の応募があり、現在も広報委員会の一員として広報紙編集に携わっていただいております。また、

今回委員となられた方を含め、それぞれの委員がこれまでの経験や強みを生かし御尽力をいただいております、感謝とともに公募制の意義を深く感じております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 17番、山崎眞幹議員。

○17番（山崎眞幹君） 一応、全体で何人中の何人かということと、年間の回数、これは12回以上はあるのかな、委員会の開催回数をお願いします。

○議長（小松紀夫君） 総務課、竹崎課長。

○総務課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

委員は、定数10人で今9人のトータルになっていまして、公募のあるなしのところは、ちょっと調査をようしていません。あと、年間の委員会開催数については、月2回ですので24回となっております。任期が2年でございます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 17番、山崎眞幹議員。

○17番（山崎眞幹君） 今回初めてですかね、それとも、公募委員がおられたということで、1人の応募があったことについての感想、所感はありますか。

○議長（小松紀夫君） 総務課、竹崎課長。

○総務課長（竹崎澄人君） 近年で言いますと、令和2年に1人、それから令和4年にも1人が公募で来てくださっています。先ほども説明しましたとおり、公募制の意義というところは深く感じております。

○議長（小松紀夫君） 17番、山崎眞幹議員。

○17番（山崎眞幹君） 令和2年、令和4年の方と同じ方ですかね、今の公募された方は。

○議長（小松紀夫君） 総務課、竹崎課長。

○総務課長（竹崎澄人君） 令和2年と令和4年の方は別々でございます。

○議長（小松紀夫君） 17番、山崎眞幹議員。

○17番（山崎眞幹君） ③です。

2月号で募集した、香美市まち・ひと・しごと創生総合戦略への意見をお願いします。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課、黍原課長。

○企画財政課長（黍原美貴子君） 残念な結果なんですけれども、意見はありませんでした。

○議長（小松紀夫君） 17番、山崎眞幹議員。

○17番（山崎眞幹君） ④です。

3月号で募集した、パブリックビューイングについてお願いします。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課、黍原課長。

○企画財政課長（黍原美貴子君） 午前の部に関しましては約130人、午後のパブリックビューイングでは約70人の方に応募いただきました。朝ドラ「あんぱん」の初

回ということでしたので、香美市の盛り上げにはつながったかと思っております。

○議長（小松紀夫君） 17番、山崎眞幹議員。

○17番（山崎眞幹君） ⑤です。

6月号で募集した、香美市まちづくり委員についてお願いします。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課、黍原課長。

○企画財政課長（黍原美貴子君） 2人の応募がございました。公募以外の委員数は14人で、まちづくり委員会の開催回数は5回を想定しております。

○議長（小松紀夫君） 17番、山崎眞幹議員。

○17番（山崎眞幹君） 今までで一番少ないと思うのですが、どうですか、感想としてはどうですか、6期目ですけど。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課、黍原課長。

○企画財政課長（黍原美貴子君） もう少したくさんの方に応募していただきたいと思いましたが、結果は仕方ないかなと受け止めております。

○議長（小松紀夫君） 17番、山崎眞幹議員。

○17番（山崎眞幹君） ⑥です。

6月号で募集した、第3次香美市振興計画への意見についてお願いします。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課、黍原課長。

○企画財政課長（黍原美貴子君） 1件御意見をいただきました。ありがとうございます。

○議長（小松紀夫君） 17番、山崎眞幹議員。

○17番（山崎眞幹君） 私が意見出したので、私の1件だけということですよ。いや、残念やな。

⑦です。

7月号で募集した、香美市合併20周年記念表彰の候補者募集についてお願いします。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課、黍原課長。

○企画財政課長（黍原美貴子君） 1人の応募がございました。

○議長（小松紀夫君） 17番、山崎眞幹議員。

○17番（山崎眞幹君） これもう終わったんでしたっけ、募集は。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課、黍原課長。

○企画財政課長（黍原美貴子君） 終わったかどうかは分かりののですけれども、また課内でも話し合いをして、ほかの方も探さないといけないと考えております。

○議長（小松紀夫君） 17番、山崎眞幹議員。

○17番（山崎眞幹君） やっぱり20周年記念なので、1人じゃちょっと寂しいよなって。やっぱり追加も含めてぜひ検討いただければということで、お願いしたいと思います。

続きまして、⑧です。

7月号で募集した、令和7年度香美市提案型市民主役事業補助金二次募集についてお願いします。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課、小松課長。

○定住推進課長（小松伯聖君） お答えいたします。

7月号で公募しまして、9月1日まで募集いたしました。チャレンジコースに2件の応募がございました。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 17番、山崎眞幹議員。

○17番（山崎眞幹君） どうですか、これ。お金が余って多分やっている。所感としては、もうちょっとあったらよかったなとか、何かそういう感想はないですか。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課、小松課長。

○定住推進課長（小松伯聖君） 一次募集の6件と合わせれば8件ですので、イベントの数としては十分じゃないかと感じております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 17番、山崎眞幹議員。

○17番（山崎眞幹君） ⑨です。

7月号で募集した、香美市振興計画等審議会公募委員をお願いします。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課、黍原課長。

○企画財政課長（黍原美貴子君） こちらのほうも、残念なことに応募がございませんでした。応募以外の委員数は12人で、香美市振興計画等審議会の開催回数は2回を予定しております。

○議長（小松紀夫君） 17番、山崎眞幹議員。

○17番（山崎眞幹君） 大体状況が分かりました。

それでは、（2）に移りたいと思います。

この香美市協働推進計画は、取組評価シートと進捗管理シートにより進捗管理が行われております。この方法と結果について、取りまとめの事務局である担当課の所感をお願いします。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課、黍原課長。

○企画財政課長（黍原美貴子君） お答えいたします。

香美市協働推進計画にある取組評価シートの項目ごとに、各課事業の取組状況を年1回進捗シートとして取りまとめ、まちづくり委員会で協議してきました。

所管といたしましては、進捗シートという形式的な成果は得られているのですが、その内容は取りまとめに終始しておりますので、本来の目的である進捗管理が十分行われていないのではないかなと思っております。振興計画の見直しに合わせまして、計画、運用を見直していくことを考えております。

○議長（小松紀夫君） 17番、山崎眞幹議員。

○ 17 番（山崎眞幹君） 同じ意見でよかったと思います。何かね、自分もこれをもう一回ね、再度見直してみて、第3期、第4期の中で、コロナ禍でしたけれども、この計画をまとめさせていただいた本人として改めて見ると、ちょっと現実合っているのかどうか心配になりましたのでお尋ねしました。ぜひ、見直していただければと思います。

（3）です。

先ほど課長が言われましたように、この香美市協働推進計画については、令和9年3月までの計画でありまして、期間終了時に見直すとされております。この見直し作業は第6期まちづくり委員会のミッションとなるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課、黍原課長。

○企画財政課長（黍原美貴子君） 当然、次期香美市協働推進計画の見直しは、まちづくり委員会の協議事項となります。

○議長（小松紀夫君） 17番、山崎眞幹議員。

○ 17 番（山崎眞幹君） その協議事項となる大事なまちづくり委員会で、公募の委員が2人というのは、本当に何か残念だなと。1回目は15人ということでね、大変な人気でしたけれども、だんだん人気がなくなっちゃったという感じでね、また、香美市振興計画等審議会の委員も誰もいないということなので、どうやったら市民の皆様の意見がそこに反映されるのかみたいなことを考えると、何か手だてが要るのかなという気がします。そういうことがもし可能であれば、1年半ぐらいかけてやるわけですから、ぜひその手だてを打っていただければと思います。

2番目です。愛と勇気の物語のまちの財政事情ということで、お尋ねしていきたいと思います。

過日、全員協議会で説明を受けた本市の財政事情に関連して、本市の行財政運営の指針である行政改革大綱、集中改革プラン、中期財政計画を基にお尋ねしたいと思います。

（1）です。

令和8年度に予定する組織再編概要について、重い人件費負担を主な理由として説明を受けました。

① です。

本市の人口1人当たり人件費の決算額と、歳出全体の決算額に占める人件費の割合は、県内の人口1万5,000人以上5万人未満の市で最も多く、人件費の負担は同規模の他団体と比較して大きいと書かれておりますけれども、1人の人に他団体より多くの行政費用、経費を投下しているということは、見方によりましたらですけれども、他の自治体と比べてより多くのサービスを行っているのではないかと考えられます。

そして、第4次香美市行政改革実施計画令和5年度進捗シートのPDCAサイクルの評価（CHECK）の項目では、業務の多様化により、各部署での人員不足が慢性化している、改善（ACTION）では、第4次香美市行政改革実施計画に基づいて職員数

を確保していくとあります。ということは、人件費の負担割合が大きくなることは、ある程度承知でサービスの向上を目指しているのではないかと考えられます。

人件費の1人当たりの負担が大きいことによるサービスの充実という行政効果もあるのではないかと思いますけれども、見解をお尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課、黍原課長。

○企画財政課長（黍原美貴子君） 御指摘のとおり、人件費は単なる負担というよりも、行政サービスの効果につながる面もございます。本市の人件費は、学校教育や福祉、防災、公共交通など、市民生活を支える大切な分野に充てられておりますので、その効果は市民に還元されているとも考えられます。その上で、将来の財政負担を少しでも和らげるために、組織の見直しや業務の効率化、定員管理の工夫などに取り組み、人件費の適正な水準を保つように努めていきたいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 17番、山崎眞幹議員。

○17番（山崎眞幹君） そのとおりですね。

それでは、②です。

令和7年度に、集中改革プラン上での職員数を超えて定数条例を改正した理由をお尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 総務課、竹崎課長。

○総務課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

令和7年3月定例会議におきまして改正しました定数条例につきましては、一つ目が、業務量の増加等に伴う市長部局職員の増員が必要であったこと、二つ目としまして、上下水道局におきまして、窓口センター業務をこれまでの委託方式から直営方式に移行するために担当職員の増員が必要となったこと、三つ目としまして、消防部局の定数の見直しに係る増員によるもので、定数の修正をかけました。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 17番、山崎眞幹議員。

○17番（山崎眞幹君） それでは、③に移ります。

本市では、本市ではというか旧土佐山田町時代からなんですけれども、従来から、社会福祉専門職業従事者のカテゴリーであり一般行政職として分類される保育士の数が、全体の中で占める割合が大きく、本市の定員管理に影響を及ぼしているのではないかと指摘があります。

本市の一般行政職内の保育士の割合と、安芸市、香南市及び他の幾つかの類似団体の割合をお尋ねしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 総務課、竹崎課長。

○総務課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

令和6年度の定員管理調査における本市及び近隣自治体の一般行政部門の保育士正職員の数と、保育士職員の割合を申し上げます。まず、香美市としましては、職員数が5

7人で割合が20.5%。安芸市は41人、21.5%、香南市は77人、25.2%、南国市は49人、17.1%となっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 17番、山崎眞幹議員。

○17番（山崎眞幹君） 香美市は、この中で割合は下から2番目ですよね。

これは、④の質問につなげるために、一旦、その割合を聞いたんですけれども、割合だけではちょっと分からないかなと思ひまして、それぞれの自治体、香美市、安芸市、香南市ということで、現在の利用者数を聞き取りました。先ほど類似団体で南国市の割合を聞きましたけど、ここは民営化がすごく進んでいるので、そこについても聞き取りをしてみました。そうすると、香美市の場合は全体で10施設あって、そのうち6施設が公立であると。どこから言ったらいいのかな、分かりやすく言うと、公民合わせて香美市の場合は682人の方が利用しています。その中で、公営の施設を利用している方が472人で、全体の75%が公立を利用しています。安芸市の場合は、公立を利用している方が246人で、民営を含めて全体で342人の方が利用しています。安芸市では全体の77%の方が公立の施設を利用していると。そして、香南市は、全体の利用者数が1,159人で、公立の施設を利用している方が990人です。全体の85%の方が公立の施設を利用している。南国市は、何と全体で1,555人なんですが、公立の施設を利用している方は431人で、利用者の28%が公立の施設です。南国市の状況をお聞きしたときに、南国市の場合は、平成12年の財政再生審議会というところで民営化の検討が始まりまして、平成13年の大篠保育園民間委託を皮切りにして、平成25年の岡豊保育園まで計8園を民営化し、それ以降は民営化していないということです。

見ていただくとまさに分かるように、28%の方が利用している南国市が17.1%、そして次に香美市ですよね、75%の方が利用している香美市が20.5%、次に、77%が利用している安芸市が21.5%で、これを見ると、香南市が実に厳しいことになっています。85%の方が利用している香南市が25.2%ということで、かなり厳しい状況が見て取れます。特に、令和6年度の職員の、これは何かな、総務省の資料なんですけれども、香南市の場合は何と南国市よりも全体の人数が多くて、香美市の場合は403人、香南市が471人、南国市が443人、安芸市が278人と、もうこれは本当に香南市は大丈夫かえというような感じです。

ということも含めて、④の質問です。

一般管理職の構成割合が他の自治体と大きく異なれば、集中改革プランの令和5年度取組内容進捗シートの、職務の多様化により各部署での人員不足が慢性化しているとの検証を、課題解決に向けたアクションへの方向性が見えるのではないかと考えます。先ほど総務課長から説明がありましたが、それぞれの市長部局、そして消防とか、あと上下水道局の事情があって、定員を増やしたということですよね。業務の多様化による各部署での人員不足慢性化は、本市の行政区域の広さと、3町ごとに異なる居住環境が最

も大きい要因だとは思いますが、一般行政職の構成割合見直しを図るためにも、公立保育園の民営化について検討を進め、中長期的に構成割合を含めて定員管理の適正化を図ってはどうかと考えますが、見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 総務課、竹崎課長。

○総務課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

先ほど答弁させていただきました、周辺地域の職員数と割合というところでお答えいたしますと、先ほど申し上げましたとおり、本市の割合が20.5%ということでございましたので、香美市を含めた4つの自治体でいきますと、平均値相当ぐらいとは感じておりました。ただ、先ほど議員から情報をいただきましたとおり、近隣自治体の詳しい状況を踏まえますと、また違ったお答えになろうかと思えます。

この保育士だけではなくて他の部分も含めて、議員がおっしゃいました、今後の検証課題解決へのヒントというところで行きますと、他の部署も踏まえての検証が必要かと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 17番、山崎眞幹議員。

○17番（山崎眞幹君） 本当にね、南国市が参考になると思うんですね。南国市は、現在、公営施設が7施設で、民間が15施設です。それで28%の方が通っていて、割合が17.1と。やっぱりその足りないところの、定員って一人一人それぞれがすごく大事で、少しでも改善することによって、例えば、これ半分ですよ、そこまで言うてえいかよう分かりませんが、なかよし保育園とあけぼの保育園が全体の半分です。その半分が民営化のほうに行くとすればですよ、これ57人、もちろん単純計算ですよ、でも、その半分がほかのサービスに回せるんじゃないかというごくごく単純な計算もできますので、ぜひ、中長期的に検討いただければと思います。

次に移ります。（2）市有財産の有効活用ということで、まず、べふ峡温泉です。

令和7年3月に策定されました、香美市中期財政計画で示されている令和7年度の人件費は41億2,900万円ですが、令和7年度の当初予算では44億2,671万円が計上されております。この金額は、令和8年度以降の計画値であります42億2,400万円を既に大幅に上回っておりまして、人件費の削減が必要ということで、来年度の組織再編について説明受けましたが、この組織再編が歳出構造の改善につながるまでには、いましばらくの時間が必要ではないかとも思われます。

それに関連しまして、現在の歳出構造の改善につながるのではないかとと思われる幾つかの事柄について、お尋ねを順次していきたいと思えます。

まず、①です。

市有財産の有効活用でべふ峡温泉です。

現在休業中のべふ峡温泉について、令和5年7月27日付の産業建設常任委員会所管事務調査報告を見ると、観光協会が施設全体の指定管理業務を受託していた、平成24

年度から令和４年度までの指定管理料、修繕費、委託費、工事請負費の総額は、３億７
９７万６、１９０円となっています。観光協会の指定管理業務終了後から現在までの、
管理費、調査費等々の総額をお尋ねしますということで、資料を頂いておりますので説
明していただきましょうか、資料を基に取りあえず。

○議長（小松紀夫君） 商工観光課、門脇課長。

○商工観光課長（門脇正人君） 御質問にお答えいたします。

休業中でございます、べふ峡温泉の維持管理等にかかる経費を申し上げます。

別添のタブレットの資料を御覧いただけますでしょうか。令和６年度の実績合計額は
５５０万３２０円です。令和７年度の予算額合計は９４２万４、３７１円です。これに
は、地下タンク解体撤去工事設計監理委託業務及び解体撤去工事が含まれます。なお、
令和５年度に実施いたしました、財務会計及び優位性についての調査・分析委託業務は
２５９万５、７８０円です。補足がございまして、表の一番上のべふ峡温泉及びキャン
プ場維持管理委託業務の詳細につきまして、この業務は、香美市観光協会に委託してお
ります。内容につきましては、温泉設備の定期点検、主にボイラーで、月に３回から５
回の点検がございまして、地下重油タンク定期点検が年４回、温泉の湯沸かし・浴場の清
掃は毎月行っております。敷地内の草刈り・剪定。点検費用につきましては、電気保安
協会、浄化槽、簡易水道がございまして、それに事務費を加えまして、修繕費、重油代、
雑費等が含まれます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） １７番、山崎眞幹議員。

○１７番（山崎眞幹君） 今後も、年間約６００万円前後の費用が必要となるという
ことだと思います。

②に移ります。

集中改革プランには、平成２８年度に公共施設等管理計画を策定し、土地、施設の把
握を行った。また、財産台帳のシステム化を行ったと書き込まれております。そこで、
施設の立地する底地の権利関係をお尋ねしますということで、この資料にあります、土
地賃借料に多分なると思いますが、地権者が８人ということですが、これについ
て、これ以上の説明はありますか、一旦説明をもらいましょうか。

○議長（小松紀夫君） 商工観光課、門脇課長。

○商工観光課長（門脇正人君） お答えいたします。

議員もおっしゃったとおり、地権者８人で借地面積は約１万平米、９、７３７．４９平
米でございます。現在、べふ峡温泉の敷地につきましては、一部香美市の市有地です。
しかし、大部分につきましては民間からの借地になってございます。地権者は８人です。
以上です。

○議長（小松紀夫君） １７番、山崎眞幹議員。

○１７番（山崎眞幹君） 私の手元に、公共施設等総合管理計画の改訂版を持ってい

まして、それを見ると、言われるようにほとんど借地ですよね。どこがどうなるって聞こうと思っていましたけれども、ほとんど借地ですよね。はい、分かりました。

そしたら次に移ります。③です。

べふ峡温泉の施設整備につきましては、昭和59年からですけれども、森林業構造改善事業、新農業構造改善事業、過疎地域活性化対策事業、総合型林業構造改善事業等々の事業を取り入れながら整備されております。一方、行政改革大綱では、市有財産の有効活用というところで、市有財産の利用状況を精査し、保有資産の適正化を図ります。資産の処分に関しては、従来の方法に加え、全国に向けて情報発信が可能なインターネットオークション等を活用し、高価格での処分による収益確保を目指しますと書き込まれております。補助金を活用した事業ですので、施設の用途変更、売却には幾つかのハードルがあるかもしれませんが、現状で本市として有効に活用するめどが立たないようであれば、売却するという選択肢も検討に値するのではないかと考えますけれども、見解をお尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 商工観光課、門脇課長。

○商工観光課長（門脇正人君） お答えいたします。

べふ峡温泉施設の売却を検討する際には、先ほども申し上げたとおり、べふ峡温泉の敷地の大部分が民間からの借地でございます。これまでの行政との信頼関係により成り立っている部分もございます。地権者にも御意向を確認する必要があると考えており、現段階で施設の売却については検討しておらず、有効活用を検討しております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 17番、山崎眞幹議員。

○17番（山崎眞幹君） 有効活用を検討ということで、令和5年度にその業務をやりましたね、その後もお聞きすると、有効活用に向けた取組が一步も進んでないように私は思いますけれども、その後何か進捗はありましたか。

○議長（小松紀夫君） 商工観光課、門脇課長。

○商工観光課長（門脇正人君） お答えいたします。

当初は、従来のように行政が施設の大規模改修なりを行い、指定管理者の公募制度で施設運営を行う方法等を検討しておりましたが、べふ峡温泉及び周辺施設は、従来の方法での指定管理の見通しはなかなか立てづらいところでございます。現在、意欲のある事業者から御提案をいただいて、べふ峡温泉の各種施設のハード整備と様々なソフト事業を組み合わせるなど、民間の柔軟な発想で運営を任せる形もあるのではないかと模索しております。現在、施設運営の方法や起業やソフト事業等に協力してくださる方々に提案していただきたいと考えておりまして、個別でヒアリングもしております。今後、市として事業者に求める最低限優先すべき条件等を整理しまして、庁内で検討を重ねたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 17番、山崎眞幹議員。

○17番（山崎眞幹君） いや、時間がかかりすぎて、本当にお金が足りない。もっ
とここにあったら、今日の質問で言えば秦山公園の整備もそうでしたし、それから、幾
つか今日の質問の中にも、お金があればできそうなこともいっぱいあって、それがまさ
に行政改革として、現状に合わせて様々な工夫をしていくことにつながるのではないか
と思いますけれども。自分の聞ところでは、計画ができてから別に一步も進んだよう
にも思えんし、何か逆に、今頃それやっているのみたいな感じになるとね、最初の選択
肢の出し方がちょっとどうかなということも考えたりします。本当に考えたほうがいい
と思います。今日そういう答弁でしたので、それ以上は多分ないでしょう。でも、これ
本当に見ると、トイレとかバンガローとかバーベキューハウスとか、もう全部借地の上
でやってるんやなと思うと、なかなかこれもまた、じゃあ、どうするのっていう話にな
りますよね。地権者の方に買ってもらいますか、冗談ですけど。

それでは、べふ峡温泉はこの程度にとどめまして、（3）市有財産の有効活用、やな
せたかし記念館とザ・シックスダイアリーかほくホテルアンドリゾート（6Dホテル）
に移りたいと思います。

これはもう随分何回もやりましたので、多分、同じ答えが来ると思っていますが、令
和6年度の決算の状況で、投資的経費の状況を見ますと、やなせたかし記念館予約シス
テム連動入場ゲート整備事業で1,331万円、アンパンマンミュージアム館内展示更
新委託事業で5,005万円、やなせたかし記念館改修工事で2億17万円、ザ・シッ
クスダイアリーかほくホテルアンドリゾート屋根及び外壁塗装工事で8,686万1,0
00円が、現年度分として計上されております。ちなみに、これらの総額は3億5,0
39万1,000円となります。この二つの施設を、公益財団法人やなせたかし記念ア
ンパンマンミュージアム振興財団に譲渡してはどうかという件につきましては、これま
でも再三再四、文化ホールと同じように何度も聞いて、何度も同じ答えをいただいでい
ます。それはそれとして、今後においても中長期的に多分同じような経費が発生するで
あろうことも踏まえれば、ポスト「あんばん」の聖地づくりとなるやなせたかし記念館
のあるまちづくりに向けて、関係者の役割分担を整理し、例えば、行政の役割とか財団
の役割とか市民の役割とか観光協会の役割、いろんな役割がありますよね、役割分担を
整理しながら検討する必要があるのではないかと考えますけれども、再々再度見解をお
尋ねしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 依光市長。

○市長（依光晃一郎君） まずは、これまでの答弁を振り返りたいと思いますが、香
美市立やなせたかし記念館とザ・シックスダイアリーかほくホテルアンドリゾートの譲
渡につきましては、令和6年9月定例会議において、議員からの一般質問に対して御答
弁を申し上げましたとおり、基本的な考え方に変更はございません。二つの施設を公益
財団法人やなせたかし記念アンパンマンミュージアム振興財団に譲渡することは、今後

の香美市の財政運営を考えたときにはとても魅力的な御提案ではありますが、引き継ぐ振興団体との十分な協議や御理解が必要であり、現時点では困難であると考えております。また、公益財団法人がホテルを運営することについても、現状困難であると考えております。

また、議員が御指摘のとおり、NHK連続テレビ小説「あんばん」終了後のやなせたかし記念館のあるまちづくりを見据えて、やなせたかし先生が香美市に託された御遺志を将来にわたって引き継ぐために、振興財団をはじめとする関係者と将来像に対する共通認識を持ち、役割分担を整理していく必要があると考えております。加えて、私の現在の感想ではありますが、現状の人口減少が続いていきますと、次の大規模改修というのは財政的にも非常に厳しいものがあると思いますし、今回ラッキーであったのは、大規模改修とNHK連続テレビ小説「あんばん」を絡めることができましたので、かなり補助のほう、いろんな形で県にも御支援いただきました。次にそれがなかったら厳しいということは考えております。まずは入館者数を維持していくことによって、しっかりと稼げる館になればと思っておりますので、財団のほうは、どちらかと言うと美術館であるという考え方ではございますが、市としましては、やはり多くのお客様にこれからも来ていただけるように、例えば、旅行会社との連携でありますとか、ある意味商売発想を持っていただくことによって、少しでも財政に寄与できる施設にしていきたいと思いますと考えております。

○議長（小松紀夫君） 17番、山崎眞幹議員。

○17番（山崎眞幹君） ずっと同じ答えて、もちろんそのとおりだと思いますけれども、やっぱり何かの時点でこの話はしなきゃいけないから、今回ポスト「あんばん」が最適の機会かなというふうに、私自身は捉えています。

この話も何回もするがですけど、朝ドラ「あんばん」の前に外壁が汚れていますよという話をしたときに、担当の課長からは、130万円から上は香美市が出さないかんきみたいな話でペンディングを受けていたということが、朝ドラ「あんばん」を機会にばっとできたことは僕はうれしく思っていますけれども、そんなこともありますし、振興財団が直にホテル経営をできないということはもちろんありますけれども、そのやり方についてもいろいろできると思うんですよね。別会社とかいろんな考え方がありますので、そういうことについても時間のあるときに検討していただければと思います。引き続きよろしくお願いします。

それでは次に、（４）美良布保育園建設事業の問題です。

美良布保育園建設事業につきましては、8月7日に担当課より説明を受け、8月28日の地元説明会も傍聴させていただきました。また、市長も所信表明の中で、活発な御意見をいただきますよう重ねてお願いいたしますと述べられていますので、それらのことを前提に順次お尋ねしたいと思います。

①です。

この事業をホームページで検索しますと、第1回香美市立美良布保育園建設検討委員会は、令和2年8月25日に開催されておりました。当日は、事前に行われたアンケート結果を含め、実にたくさんの資料が用意されておりました。議事録ではスケジュール等についても説明があったようですけれども、この事業の担当課での検討はいつからスタートしたのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薫君） お答えします。

本事業の開始日は、美良布保育園建設検討委員会の設置日である令和2年1月6日からであると認識しております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 17番、山崎眞幹議員。

○17番（山崎眞幹君） ②です。

令和4年10月に変更された建設基本計画書には、北園舎の老朽化が課題であると書かれておりますけれども、課題についての認識に変化はないのか、お尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薫君） お答えします。

建設基本計画書を変更した令和4年10月から3年近くが経過し、北園舎の建物自体のゆがみ、各保育室の床部分及び設備等の老朽度は、日に日に増しております。よって、課題についての認識に変化はございません。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 17番、山崎眞幹議員。

○17番（山崎眞幹君） スタート時から今までに支出した費用の総額をお尋ねしますということで、資料をありがとうございます。資料を頂いておりますので、あらあら説明をしてもらいましょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薫君） お答えします。

これまでに要した費用の総額は6,491万7,645円でございます。詳細につきましては別表のとおりとなりますが、主立った経費としましては、令和5年度に実施しました用地造成測量設計委託業務1,957万9,000円、基本設計委託業務756万6,350円、令和6年度に実施しました実施設計委託業務2,888万995円となっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 17番、山崎眞幹議員。

○17番（山崎眞幹君） それでは、④に移ります。

この事業がここまで迷走して、事ここに至るまでにはもちろん様々な経緯があり、加えて、8月28日の地元説明会の際に頂いた資料では、今後の動きということで、保護

者に向けてのアンケート調査、そして、9月17日には市長も出席されるとアナウンスされた住民説明会も予定されています。

現計画で、今後必要とされる事業費も結構な額で、仮園舎建設に向けての9月補正ということで計上された分が、3億7,000万円ぐらいですよ、これ仮園舎なんです。まあ新園舎実施設計業務も入っていますが、結構な額です。あと、やっぱり早期の開園ということが、実は議事録を全部読みましたが、9回開かれて、2回はコロナで書面会議だったみたいですけども、中では建設を急いだほうがいいという意見があったりですね、今回の最終的な、最終的になるかは分かりませんが、28日とか、議会に対して説明された仮園舎に対しても、その場所に対する不安でありますとか、仮園舎をした後で多用途で次に再利用とか、いろんなとにかく山盛りの課題のようなものがあって、本当にじゃあどうするのって、現状は行き止まり、デッドエンドにも見えますけれども、様々な課題、要望等を全て俎上にのせて、私なりの最適化を考えれば、取りあえずは現園舎を仮園舎に見立てて、最優先事項であると思われる、先ほど言われました、ゆがんできたとか、最初の計画でいっても次に開園するのが令和10年度ですよ、説明いただいた。これからまだ先があります。だから、現園舎を仮園舎に見立てて、最優先事項であると思われる老朽化対策を順次施しながら、新しい保育園の建設を再検討すると、今の場所でも実は問題があったりしていたわけで、その選択肢が最良じゃないかなと思われる。なぜかという、現在、定員120人の施設を61人が使用しているということですから、使用していない部屋もあると思われる。もし、全ての部屋を何らかの形で使用していたとしても、空き部屋をつくるとかいう工夫をして、園児たちの使用する部屋を移動させながら、順繰りに老朽課題策を施行することで老朽化という課題に対応して、その間に今回の轍を踏まないように、用地や周辺との交渉がまとまってから次のステップへ移行するという手順で、新園舎の建設を目指してはどうかと考えますけれども、見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薫君） お答えします。

今後、どういった方針で事業を進めていくかといった点につきましては、議員からいただいた御意見、これまで開催しました保護者説明会、地元説明会、また、9月17日に開催予定の住民説明会での参加者の皆様からの御意見を踏まえ、また、現在全保護者を対象として実施しておりますアンケートの結果も十分参考にさせていただいて、最終的には市長が市として総合的に判断をするということになると考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 17番、山崎眞幹議員。

○17番（山崎眞幹君） ⑤に移ります。

28日の説明会のときに示された原案で、原案を検討するまでにほかの候補地はなかったかと聞かれたときに、担当が2か所ぐらいの話をしました。その中で、私はこっち

のほうがいいなっていう、今の仮設について割と反対が多いのは、結局、市の中心に向かうんじゃなくて奥のほうに向かっていかなければならないということが、大きい要素の一つだったかなと思います。聞いた範囲ですけど。そうじゃなくて、市の中心のほうに向かったところにあったと言われている農地ですよ、私見ですが、そこを諦めた理由というのは、農地の転用について時間がかかるとか、財源の面で過疎債がとかいうふうなお話があって、断念したということでした。農地も結局時間がたてば転用が認められるわけですし、費用についてはクラウドファンディング型のふるさと納税なんていうのが最近はやっていますので、そんなのも検討してみてもいいかなと思いますけれども、その点について御意見をお願いします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薫君） お答えします。

今後、議会の皆様、市民の皆様から御納得をいただける方針が定まり、事業を開始できる体制が整いましたら、市の費用負担をできる限り軽減するために、議員御提案のクラウドファンディング型ふるさと納税を活用することについても検討させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 17番、山崎眞幹議員。

○17番（山崎眞幹君） 本当にね、さっきの保育園の話でちょっとしましたが、香美市の保育園も本当に子供減っちゃっているんですよ、残念なことに。今、美良布保育園は、これは資料が古いのでホームページは2022年11月1日の資料しか上がっていないのですが、そこで見ると、美良布保育園は145人の定員となっています。ただいま61人。今回、70人に定員を見直してやっていますけれどもね、ある意味もう非常に厳しい状態なんですね。ほかのところも、片地保育園が60人で29人しかいないとか、新改保育園が65人で47人、残念なことに大栃保育園の場合は60人定員で3人しかいないというようなことがあってね、課題山盛りです。そんなこともある中での建設っていうのも、何か大変やと思います。思いますけれども、後々に憂いを残さないような取組をじっくりとするためにも、現園舎の補修・改修を早く始めて、それがあまりにもきれいにいったら、もうそこでしばらくやると言うてもえいんじゃないかと。いや、行革の今僕は話をしていますね、その中にはいろんな要素があるじゃないですか。やっぱり、節約できるというか、無駄ということは言いませんけれども、少しでもお金をちょっとずつ節約して、必要なところに回していくということを、組織編成で再編された課では、ぜひ、そんなことにも取り組んでもらいたいなと思います。

愛と勇気の物語のまちの財政事情ということで、行政改革に関連して今質問をさせていただきました。本市の中期財政計画は、今後、香美市振興計画に掲げる目標の実現を図っていくため、市税等の収入未済額の縮減、遊休財産の処分や貸付け等による有効活用や有利な補助制度の活用など、安定した財源の確保を図るとともに、経常経費の抜本

的な見直し、事業の選択と集中、公共施設の統廃合、公共サービスの民間委託または民営化の検討など、歳出の削減につながる取組を進め、持続的な行政運営ができるよう、歳入に見合った歳出構造への転換をさらに進めていく必要がありますと、このように結ばれています。私が旧土佐山田町の議員として初めて行政に参加させていただいた頃に、先輩議員がよく、入るを量りて出ずるを制すと、その頃はずっと言われていました。限られた財源の中で、いかにそれをうまく制していくかということは、地方交付税というお金に頼っている自治体にとっては永遠の課題だと思いますので、ぜひ、これらのことも再確認をして、財政状況の好転に資する取組を引き続きよろしくお願いしたいと思います。

それでは、3番目の質問に移ります。何とかここまで乗り切ってきたんで、もうあと一つで、割と余裕を持った感じになりました。それでは、最後、DMO方式による観光振興です。

観光庁のホームページを見ると、観光地域づくり法人（DMO）は本年6月27日時点で全国に322件が登録されており、高知県でも物部川DMO協議会を含めて5件が登録をされております。その観光地域づくり法人（DMO）とは何なのかということをお観光庁のホームページで見ますと、観光地域づくり法人（DMO）とは、観光地域づくり法人は、地域の稼ぐ力を引き出すとともに、地域への誇りと愛着を醸成する地域経営の視点に立った観光地域づくりの司令塔として、多様な関係者と協力しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人です。このため、観光地域づくり法人が必ず実施する基礎的な役割、機能（観光地域マネジメント・マーケティング）としては、以下の点が挙げられますということで、（1）観光地域づくり法人を中心として観光地域づくりを行うことについての多様な関係者の合意形成、（2）各種データ等の継続的な収集・分析、データに基づく明確なコンセプトに基づいた戦略（ブランディング）の策定、KPIの設定・PDCAサイクルの確立、（3）地域の魅力向上に資する観光資源の磨き上げや域内交通を含む交通アクセスの整備、多言語表記等の受入環境の整備等の着地整備に関する地域の取組の推進、（4）関係者が実施する観光関連事業と戦略の整合性に関する調整・仕組みづくり、プロモーションが挙げられています。

そこで、①の質問です。

物部川DMO協議会が観光庁に提出しました、令和7年2月10日付の観光地域づくり法人形成・確立計画では、全体計画進捗管理、各市における広域観光推進の主導、個別観光政策との連携、観光協会、商工会と連携した観光客受入れ態勢の強化、予算措置、イベント主催等が本市の商工観光課の役割として挙げられております。これらの進捗管理はどのように行われているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 商工観光課、門脇課長。

○商工観光課長（門脇正人君） お答えいたします。

本市の役割のうち、各市における広域観光推進の主導、個別観光政策との連携、観光協会・商工会等と連携した観光客受入れ態勢の強化の部分につきましては、観光協会・商工会等と連携し、観光客受入れ態勢の強化を図るべく、観光ガイドブックの発行や観光ガイドの育成研修、宿泊施設の整備について補助金を交付しております。また、香美市がやなせ先生をPRできるようなお土産品の開発経費に対し、補助金を交付しております。物部川エリアでの観光博覧会「ものべすと」の実施におきましても、市の各部署で実施するイベントや、市内の団体が実施するイベントとの連携を図り、「ものべすと」のホームページ、SNS等プラットフォームにおいて情報発信を行っております。そして、全体計画、進捗管理、予算措置、イベント主催等の部分の進捗管理につきましては、各理事会への出席のほか、物部川エリアでの観光博覧会開催に向けた実行委員会、幹事会、担当者会等に参加し、確認を行っております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 17番、山崎眞幹議員。

○17番（山崎眞幹君） それでは、②に移ります。

観光素材の発掘、情報発信、イベント主催、ガイド養成等をミッションとする連携事業者として、一般社団法人香美市観光協会が挙げられています。役割の推進にはそれなりの資金が必要だと思われますけれども、観光協会の令和6年度の決算では、正味財産がマイナス463万9,484円となっております。これはミッションの遂行に支障を来しているのではないかと、本当に心配しています。この総会の際に、私は質問したいなと思っておりましたが、議長をやってくれということになりまして、発言の機会を失っておりました。その観光協会に補助金、そして指定管理料を出しております香美市商工観光課に、ここで一旦お尋ねしたいと思っておりますけれども、観光協会の現在の財務状況と今後の見通しについてお尋ねしたいと思っております。

○議長（小松紀夫君） 商工観光課、門脇課長。

○商工観光課長（門脇正人君） お答えいたします。

観光協会からの財務状況報告によりますと、令和7年7月末時点の実績では、一般正味財産残高がマイナス113万8,848円でしたが、前年度同期令和6年7月末時点ではマイナス192万2,669円。これと比較いたしますと、差額が78万3,821円分で、業績が改善されている傾向にあると見受けられます。今後、イベントにおける物販や観光ガイドによる収益、市の委託事業等を通じて、少しずつではございますが、プラス方向に向かう見込みがございます。また、事業の実施に当たっては、観光協会からのヒアリングの上、観光ガイドブックの発行やガイド養成研修の実施等に対して、必要に応じた補助金を交付しております。そして、観光事業に経験のある地域おこし協力隊1人によって支援を行っており、今後も緊密な連携を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 17番、山崎眞幹議員。

○17番（山崎眞幹君） 正味財産がマイナスになっているのは長期負債があるからで、長期負債は、この決算でいくと前年度400万円だったのが、6月末で360万円になっているということで、これを返したのだと思いますけれども、でも、これがあっても、毎月のキャッシュフロー、どこかキャッシュがショートしているんじゃないかなという懸念がすごくあるわけですよ。普通はこれちょっと本当に無理な話で、多分、先ほど言われた必要な補助金なんてところでうまく工夫しているのかもしれませんが、基本的にやっぱり観光協会というものは、べふ峡温泉の指定管理をしているときにはそこが稼ぐ、いわゆるマネタイズの場所だったんですけど、それがうまくいかずに、べふ峡温泉の指定管理料が足りなくなって、観光協会本体の法人のお金をそこへつぎ込んでしまったことがあって、もうそれはいかんじゃないかということになりました。でも結局、法人の今のこの状況は、何か本当に大丈夫かいねということが続いています。これをどうすることができるのか、できないのかよく分かりませんが、やっぱり前の、これはDMOとの関係にもなるとは思いますけれども、観光協会がいわゆる手数料というか、媒介料、仲介料みたいなところでもう少し稼げるような形のものを、このDMOの中でもちょっと話をしていくとか、香美市は香美市なりに、前言ったのは、6Dホテルに泊まっている親子ですよ、いわゆるパパ・ママ・キッズという人たちが、奥物部ふるさと物産館2階の集落活動センターで、例えば、アメゴ釣りの体験ができるコースとか、昆虫採集ができるコースとか、何かそんなようなプランをつくって、そういうところで稼げるような形にしないと駄目じゃないかという提案も、一旦させていただいております。

やっぱり、ポスト「あんぱん」、今なんかもう朝ドラ「あんぱん」でみんな頭がいっぱいになって、とにかく放映期間中を何とか乗り越えなければいけないとなっていると思います。でも、最近の朝ドラ「あんぱん」を見ると、いよいよ来たなっていうね、いよいよやなせ先生そのものが来てですよ、いや、これからお客さんが来るんじゃないかなっていう状況にもなってきているので、やっぱりここからが逆に勝負というか、何か担当課として知恵を出して、この財務状況が好転するような取組を、ぜひ、現場と一緒に、くれぐれもお願いしたいと思います。

③に移ります。

平成27年10月の高知県観光活性化ファンド設立を端緒とするDMO方式による観光振興のプロジェクトが、令和7年の朝ドラ「あんぱん」放送を予知していたというわけではないとは思いますが、このプロジェクトがあったことで、「ものべすと」や「どっぷり高知旅」等の観光博の受入れ態勢や役割分担等についても、比較的スムーズな協議が行われたのではないかと推察しております。

本年6月定例会議でも言及しましたが、このプロジェクトは、株式会社ものべみらいを収益部門、一般社団法人物部川DMO協議会を公益部門の核として位置づけ、

産業振興と雇用創出による地域経済の活性化を目指しています。本市は、株式会社ものべみらいには2.8%、ものべみらいが出資する株式会社香北ふるさとみらいには3%の出資を行い、香北ふるさとみらいには6Dホテルと健康センターセレネの指定管理を委託することで、このプロジェクトにスタート時から中核的に参画し、支え、推進をしております。このスキームワークについての見解と、ポスト「あんぱん」に向けた今後の見通しをお尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 商工観光課、門脇課長。

○商工観光課長（門脇正人君） お答えいたします。

物部川エリアでの観光博覧会「ものべすと」が開催できたのは、県の広域観光推進事業費補助金の対象要件からも、物部川DMO協議会の存在によるものが大きいと考えます。また、日頃から物部川DMO協議会の事業を通じ、県・香南市・南国市との連携を取っており、博覧会の実績に係る協議も円滑に進んでおります。

議員もおっしゃいましたが、市からの出資や、かつてのホテルと健康センターセレネを運営していた香北ふるさと公社の、市が保有する株式の大部分を株式会社ものべみらいへ売却後、株式会社香北ふるさとみらいとして再出発し、その後、6Dホテル、健康センターセレネの指定管理者として運営を担っていただいております。

ポスト「あんぱん」につきましても、3市と高知県が一体となった事業展開が不可欠であることから、物部川DMO協議会を中心とした情報発信や事業の実施が必要と考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 17番、山崎眞幹議員。

○17番（山崎眞幹君） これ実は、先ほど物部川DMO協議会を中心としてと言いましたが、そもそものスタートは、株式会社ものべみらいを中心とした話だったんですね。それが途中から、これは多分国の方針だったと思いますが、物部川DMO協議会はものべみらいの推進するマネタイズに対する協議体としてそもそもはあったんです、任意団体として。それを一般社団法人化したんですね。それは多分、観光庁のこういうことだったと思います。だから、司令塔はものべみらいであったはずなのが、いつの間にか物部川DMO協議会が司令塔となってしまっています。

この観光活性化ファンドを入れてやったプロジェクトの大きな最初のお約束は、実は6Dホテルを造ることだったんですよ。そもそもホテルをやめろと、結局毎年1,900万円ぐらいの赤字を出していてね、もうホテルはできんて、ホテルとして一旦指定管理で募集をしたら、2社から手が挙がって、1社が来て現地調査をしたらやっぱりできませんって言うて、それで終わっていたんです。だから、あそこの6Dホテルは、そもそもこのプロジェクトの中心にあるものなんです。そういうことを自分はやっぱり忘れたらいかんと思うし、今、その推進の中で、社団法人はこれを見ると毎年様々に補助金をもらって、その補助金内訳も確立計画書っていう中に書いてやっています。一方、

ものべみらいの場合は、REVICから投資を受けて、その投資の残った部分というか、REVICが引き上げていった分を、今、四国銀行が引き受けてやっています。

そういうことでやっていますので、私の言うスキームワークというのは、香美市の最初から始まったこのスキームワークを、やっぱりある程度しっかりと認識しながら、今後の推進についても、それをベースに考えなきゃいけないんじゃないかと思っているわけなんです。そこはやっぱり、途中でいろいろ意思の疎通が悪かったりして、香美市となかなかうまくいかないようなこともあったわけですが、それは様々な情勢があります。美良布保育園じゃないけど、様々あります。でも、今、やっと朝ドラ「あんぱん」があつてですね、これから先も、じゃあ、これをきっかけにみんなでどうやってこの状況を、香美市本体がお金をもうけるわけにいきませんので、マネタイズできないので、民間にどうやってマネタイズしてもらうかと、お金もうけしてもらうかという話になるわけですから、自分は、そこをしっかりと踏まえながら、香美市はやらなければいけないんじゃないかと思うわけです。その件について、何か感想等があったらどうぞ。

○議長（小松紀夫君） 依光市長。

○市長（依光晃一郎君） 山崎議員から歴史を振り返ってということがありまして、私も、高知県観光活性化ファンドには最初から関わっていることでありましたので、そういった経緯も踏まえて、そして、私は、最初龍河洞からスタートして、だんだん香美市の観光に、先ほどあった6Dホテルとかへ広がっていったと認識しておりますが、やはり地元の思い、また、金融団の皆さん方、いろんな思いの中で朝ドラ「あんぱん」というのが来て、今非常に良い状況にあることは認識しております。そういった中で一番大事なのは、先ほど言われたように、やはり地域へいかにお金を落としていくのか。当時から言ったら、商工観光課のメンバーもほぼ変わっておるような状況ではありますが、私自身が一番最初にできた思いは、議員と共にしっかりと思い出するような取組に関わっていきたいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 17番、山崎眞幹議員。

○17番（山崎眞幹君） 市長が議員だったときに龍河洞の調査をやりましたよね、そんなことも下敷きになって、ものべみらいができて、周辺活性化協議会ができて、それで県の産業振興計画の中に位置づけられて、龍河洞にも情報館ができたし、旧川村屋の除却もできたしというふうな、たくさんのいわゆるベネフィットというかね、恩恵をいただいています。これからは、やっぱりこの基礎となったものをより一層活用しながら、投下した部分について、いややっぱり皆さんに、例えば税金を香美市に払うみたいな形でね、できるような好循環を生んでいければと思いますので、ぜひ、このDMOはちょっと今違う形になっていますけれども、高知県が物部川流域でうまくいったら全県的に広めましょうということで始めた方式の観光振興を、これからもその初心に沿ってやっていただきたいと思うし、それについては私もできる協力はしたいと思いますので、引き続きよろしく

お願いしたいと思います。

これで全ての質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小松紀夫君） 山崎眞幹議員の質問が終わりました。

暫時休憩します。

（午後 2時28分 休憩）

（午後 2時43分 再開）

○議長（小松紀夫君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

次に、12番、笹岡優議員。

○12番（笹岡優君） 12番、日本共産党の笹岡優です。

来年度には現在の振興計画が終了し、合併20周年を振り返り、新たな振興計画を策定することになります。9月13日から県立高知城歴史博物館において、時代を見据え、変革に挑む野中兼山の企画展が開かれます。卓越した土木工学と想像力によって、かんがい用水から港湾整備、災害から住民を守る土木事業など数々を手がけ、香長平野、高知平野を一大穀倉地帯にし、土佐藩、高知県の発展の礎をつくった人物です。本市には、野中兼山の隠居といいますが、幽閉されていたんですが、その地があり、娘の婉さんも眠ります、また、交流のあった谷秦山もありまして、そして、やなせたかしさんが育った後免町も含めて、野中兼山に由来する先人たちが残した遺構がたくさんあります。朝ドラ「あんぱん」の放送を契機に、私たちの住んでいる町の持っているポテンシャルは何か、もう一度原点に立ち返った議論が必要ではないかと思い質問をしますので、よろしくお願いします。

1番目です。

振興計画に据えるべき視点として、幾つかの角度から質問します。

①です。

香美市図書館かみーるにある土佐山田町史は、昭和50年に作ったものですから今から約50年前の土佐山田町史を拝見しますと、高知市を中心とした経済圏の中にあり、将来ますます高知市のベッドタウンの性格が強くなることが予想されると明記しています。

ここにありますが（資料を示しながら説明）、これが前の土佐山田町です。まだ国道が山田高校のところでつながっていないので、いつか分かりません。図書館に聞いてもいつの写真か分かりませんが、これぐらい田んぼも広がり、田園の町であったわけです。後ろにもちょっと見せますが、こういう感じですね。八王子宮があここに鎮座して400年近くなり、79年前の昭和地震、171年前の安政南海地震、そして318年前の宝永地震、この間の地震・自然災害を乗り越えてきた地域です。この土佐山田町には、そういうポテンシャルがあるんじゃないでしょうか。この点からも、南海トラフ巨大地震

後の高知県の避難・復興の拠点として、位置づけられる可能性があるのではないのでしょうか。

先の質問でも明らかにしたとおり、空き家対策問題も含めて、高知市の経済圏として、教育環境の整備の問題や医療・介護サービスの問題、多様な課題への対応として、広域的な視点での手だてが必要になっている時期ではないのでしょうか。この点についてのま

ず見解をお聞きます。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課、黍原課長。

○企画財政課長（黍原美貴子君） お答えいたします。

本県においては、平成22年度から高知市を中心市とした高知中央広域定住自立圏を形成し、医療や福祉、教育など、各分野において広域的な取組を行っております。平成30年度からは、れんけいこうち広域都市圏として取組を進めております。本市においても、今後、人口減少や高齢化、労働者不足により、学校や医療機関といった社会インフラの維持がさらに困難になることも見込まれておりますので、こうした取組を通じまして、市民の皆様がこれらの社会インフラへ継続してアクセスできるよう、取り組んでいきたいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 12番、笹岡優議員。

○12番（笹岡優君） 大変重要な視点だと思いますので、お願いします。

野中兼山、やなせたかしさんのつながり等も生かして、「ものべすと」の今話もありましたが、物部川流域3市も含めた喜ばせごっこをしたらえいと思いますので、ぜひ、そういうお願いしたいと思います。物部川流域のやっぱり魅力、可能性を生かすことが本当に今大事だと思いますので、よろしくお願いします。

②です。

本市は、旧土佐山田町当時に、将来にわたって農業を健全に発展させるためとして、農業振興地域を特定して網をかぶせるのではなく、私の認識では、農業振興の除外地域だけを特定したという記憶があるんです。だから、除外してないところは全部農業振興がかかったという認識なのですが、これは本市のやっぱり大きな発展に足かせになっているんじゃないかと思うんですね。本市の歴史的な経過として、政策判断で香南市とは違う都市計画の市街化区域と市街化調整区域の網をかぶせたわけです。先ほど見せた写真ですが（資料を示しながら説明）、もともとこの土佐山田町はほとんど田んぼやったんです。そういう中で、都市計画の網をかぶせてきて、今、土佐山田町を中心に市街化としてどう進めていくか、それから同時に、調整区域や都市計画の網がかかってない中でどうこれを生かすか、地の利を生かして、やっぱり将来にわたって農業を健全に発展させるためという農業振興に、もう一回原点に返った振興策をやって、それ以外の土地利用をどうしていくかというのがすごく大事だと思うわけです。

その点で、市の政策として、エリアを決めて農業振興の網を外す手だてを講じる必要があるんじゃないのでしょうか。この点はどうでしょう。

○議長（小松紀夫君） 農林課、川島課長。

○農林課長（川島進君） 農業振興地域における農用地につきまして、現時点では農地確保の点からも積極的に網を外す考えはありませんが、今後、振興計画などの諸施策との整合性を図る必要が生じた際には、適宜、見直しを行っていきたいと考えます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 12番、笹岡優議員。

○12番（笹岡優君） 今回は振興計画について提案していますので、ぜひ、そのことを視点においてやっていただきたいと思います。

課長にちょっと聞きたいのですが、先ほど言ったように、香美市の場合は農地全てに農業振興がかかっているということになるのじゃないでしょうか。ぜひ、そこを考えていただきたいと思います。

土佐山田町史を調べますと、農家戸数は1,808戸でした、この先ほどの50年前は。兼業農家が1,356戸で75%が兼業農家やったと。専業農家は本当に少なかったわけですね。そして、1戸当たりの平均耕作面積が4反8畝と、本当に零細の農家やったわけです。今現在、農業振興でやってきたところは、先ほど言ったように、施設園芸も含めて本当に頑張っています。しかし、全体としての農業が衰退していますので、ぜひ、この見直しをお願いしたいと思います。それで、住宅や沿道店舗などの開発可能な地域のところを含めて、4メートルの道接続道がある建築確認が可能のところ、開発可能地域については、農業振興を外していくことを検討できないでしょうか。

どちらか、企画財政課長でもかまんし、そういうことも一つ視野に入れられないでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 暫時休憩します。

（午後 2時52分 休憩）

（午後 2時52分 再開）

○議長（小松紀夫君） 正場に復します。

依光市長。

○市長（依光晃一郎君） 議員の御指摘があった点でございますが、まちづくりの観点から、今、高知広域都市計画というのがございまして、市街化区域、市街化調整区域とある中で、一つにはその枠組み、それと、農業振興地域、要するに一種農地をどうするかというような課題も認識しておりますが、この点は市としましてそれぞれの状況を見ながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 12番、笹岡優議員。

○12番（笹岡優君） 一種農地も含めて、この間にも話をしていますけど、産業団地の問題も指摘しましたわね、ですから、本当にどこを振興していくのかという特定をちゃんとしてやらないといけないと。それ以外の中での土地利用をどうしていくかとい

うことで、先ほど言った、開発可能、接続道もちゃんとある市街化調整区域、そして、都市計画の網のかかっていない土地をどうしていくか、そこがすごく今後の振興計画で大事だと思いますので、よろしくお願いします。

③です。

南国市、香南市の物部川流域で、在宅医療・介護連携推進の連携協定を結んで、医療・介護の専門職が必要な情報を共有し、安心して暮らせる地域づくりを進める考えはどうか。

○議長（小松紀夫君） 高齢介護課、中山課長。

○高齢介護課長（中山繁美君） お答えいたします。

南国市、香南市及び香美市におけます地域包括ケアシステムの構築に当たり、在宅医療と介護の連携推進を図るため、3市で年2回の在宅医療・介護連携推進事業実施検討会を実施しております。3市の連携協定は締結しておりませんが、連携事業や情報共有は十分できておりまして、今後も協定を結ぶ予定はございません。

連携事業である検討会では、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進、医療・介護関係者の情報共有の支援、また、在宅医療・介護連携に関する相談支援、医療・介護関係者の研修などについて検討を行って、医療・介護関係者を対象とした3市合同の事例検討会や、各市におきましての勉強会などを実施し、情報共有や相談支援をしております。なお、9月11日には南国市で、約120人参加予定の第1回3市合同事例検討会があり、「支援者ゼロから始まる支援～制度・連携・思いをどうつなぐか～」というテーマで、南国中央病院地域連携室長の事例提供の後、事例検討及びグループワークを予定しております。今後も3市で連携し、多職種による情報共有を図りながら、在宅で安心して暮らせる地域づくりを進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 12番、笹岡優議員。

○12番（笹岡優君） よく頑張っておられるということですが、県の地域包括ケアシステムというのは、在宅医療、在宅介護を含めた県の将来構想なんです。この将来構想を進めていくためにも、やっぱり住み慣れた家・自宅で、地域で暮らし続けることができるためには、今後、香美市の場合にはやっぱり医療・介護サービスのどうしても弱い弱さが一方であるわけです。だから、やっぱり3市での広域連携というのが今後は絶対に必要だと思いますので、全国の先進地の調査・研究もしてですね、ぜひ、こういうことも含めた振興計画なりをちょっと検討していけんかなと思いますが、どうでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 高齢介護課、中山課長。

○高齢介護課長（中山繁美君） お答えいたします。

第9期高齢者福祉計画介護保険事業計画の中でも、地域包括ケアの深化推進は重要な施策として位置づけておりまして、将来にわたり調査・研究は必要と感じております。また、県全体の医療行政におきましては、高知県地域医療構想調整会議の中央区物部川

部会の中で、県が中心となりまして、香美郡医師会、土佐長岡郡医師会、また３市で、地域医療提供体制検討事業による分析結果の報告、また、新たな地域医療構想の検討を進めておりまして、引き続き広域連携を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） １２番、笹岡優議員。

○１２番（笹岡優君） ④です。

先に挙げました、県の医療介護包括ケアシステムを構築していくためにも、連携した定住自立圏を目指していくためにも、今後は国民健康保険が県一元化となつて、高知市で住んでいる方も物部町で住んでいる方も室戸市で住んでいる方も、みんな同じ保険料を払うことになります。ところが、医療サービス等も含めた偏在化があります。少なくとも物部川流域で、医療・介護サービス等を含めた、言わば移動手段を確保すること、エリアバスですね、やっぱり県にも提案して、県一元化の流れの中で実現していくことが必要じゃないかと思うのですが、その点はどうでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課、小松課長。

○定住推進課長（小松伯聖君） お答えいたします。

厳しい財政状況、また、ドライバー不足など、公共交通だけではなく運輸関係の業務を取り巻く環境におきましては、既存路線の維持と確保だけでも非常に厳しい状況となっております。医療機関等へのアクセス向上については、役割として重要な事柄であるという認識は持っております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） １２番、笹岡優議員。

○１２番（笹岡優君） 以前も質問で取り上げましたが、香美市の消防が救急等の搬送というか、救急車で運んでいますけど、そのときの一次救急、二次救急が今本当に香美市の場合は弱っています。三次救急の中身を調べたら、本来は二次救急か一次救急で対応しなければならない方が、やっぱり三次救急、三つしかない高知県最後のとりでの三次救急に行っている状態があるわけですので、その点も含めて、ぜひ、検討いただきたいし、これから振興計画の中にうたっていただきたいと思います。

次ですね、⑤です。

人生１００年時代です。３市には、高等教育を支える高等学校、高知工業高等専門学校、大学や専門学校があります。物部川流域にある南国市、香南市と連携して、普通教育から工業、農業、商業などの専門的な分野まで、学び直しも含めて、やっぱり人生１００年時代、学べる柔軟な教育条件整備を議論するときではないでしょうか。今、各学校も定員割れがありますので、１年間はその学校に行くけど、２年目からの選択肢として、自分の進路をもう一回検討していけるようなことも含めて取り組むことはできないでしょうか。人生の中で、高校三原則というのがあります。学区制、その地域で学ぶのが一番いい、同時に、高校時代にはやっぱり男女共学がすごく大事と言われていましたし、

それから、やっぱり総合的な教育を受けていって全面発達させていくためには、自分の進路、これから大学とかも含めて行くわけですので、そういう検討はできないでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課、小松課長。

○生涯学習振興課長（小松幸春君） お答えさせていただきます。

多様な要望に応えられる環境整備は望ましいことではありますが、現在の制度や学校の運営主体も様々でありまして、御質問のような教育条件の整備の可能性も含めて研究してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 12番、笹岡優議員。

○12番（笹岡優君） ぜひ、お願いしたいと思います。本当に、人間が生まれ持っている能力をどうやってやっぱり生かしていくか、それが香美市にとって大きなプラスになっていくわけですので、そういう中で、今つくっている教育体系そのものが時代を含めた見直しが必要になってきます。特に、高度成長期には専門学校へずっと行ってしまったんですよ、工業をつくり、商業をつくりとね、総合機能というよりどちらかと言えば専門的な。時代の豆技術者というかね、そういう時代もあったわけですが、今はそうではなく総合力がいると思いますので、ぜひ、検討いただきたいと思います。

⑥です。

土佐山田町史では、1番目に「産業基盤の整備（豊かな暮らし）」を明確に位置づけられています。この間も指摘してきましたが、香美市のつくった人口ビジョンで最も経済波及効果が高い、特化係数が高いというのは、やっぱりその中にもうたってます。林業や農業、産業にどればあ従事しているか、関わっているかによって人口を維持することができし、人口を増やすことができると思いますが、振興計画の中にその点をしっかり据えるべきじゃないでしょうか。林業と農業の振興をまちづくりの中心にしっかり位置づけるためにも、新しい企画振興課という、この能動的で横断的に挑戦する取組が求められています。この企画振興課はどういうイメージなのかなということで今回質問していますので、よろしくお願いします。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課、黍原課長。

○企画財政課長（黍原美貴子君） 特化係数のお話でいいですね。

○議長（小松紀夫君） ⑥の答弁でよろしいですね。

○企画財政課長（黍原美貴子君） 労働者数の全国値と比較した特化係数であれば、本市の基盤産業は林業と農業という結果になると思いますが、近隣市町村と比較した場合は、必ずしもそういった結果とはなっておりません。また、基盤産業を特定するには、労働者数のみの単純な比較ではなくて、生産額や消費額といったことも考慮すべきと考えております。一方で、本市の地理的な条件から、林業及び農業が重要な産業であるということは間違いなく、農業の就業者数は、医療、福祉と並んで大きな香美市の割合を

占めております。こういったことから、次期振興計画の策定に当たっては、農林課や関係団体と協議をしつつ取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 12番、笹岡優議員。

○12番（笹岡優君） 縦割りというよりは企画振興課というのをつくるわけですので、中心的なあれを発展させるために、企画振興課の中に農業専門メンバーも入れて、そして、これをある意味推進進めていくというイメージの課になるのでしょうか。市長、どうなんですか、どういう議論をしているんですか。

○議長（小松紀夫君） 依光市長。

○市長（依光晃一郎君） 議員のおっしゃられるようなとおりにはなりません。

○議長（小松紀夫君） 12番、笹岡優議員。

○12番（笹岡優君） 今、一番香美市にとって何をせんといかんかというところから力点をおいた企画振興で、その課がやっぱり一定リード役をやっていく形になっていくというね、農林担当部門もありますけど、そういう人材も含めて、やっぱりやるイメージを、ぜひ、お願いしたいと思います。

次に、⑦です。

子育て中の親から、地球温暖化による危険な暑さで、子供を外で遊ばせたいのに遊ばせられないという声が上がっています。これは私たち大人がつくってきたわけですが、自然環境の変化が、子育てや子供たちの育ちにマイナスになっていると危惧するところです。日ノ御子等、本市の豊かな森林資源を生かし、森林浴、また、森林セラピーも含めて、気軽に子供たちが遊べる里山づくりが急がれるのではないのでしょうか。この点の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 依光市長。

○市長（依光晃一郎君） 子供たちが、香美市の自然に接しながらのびのびと成長できる環境づくりに、今後も努めてまいります。

○議長（小松紀夫君） 12番、笹岡優議員。

○12番（笹岡優君） 先日、仁淀川町に森林・林業・林産業活性化推進香美市議会議員連盟で行ってしまして、そこで取り組んでいるのは、人と森林のエコシステム構想ということで、森のたねプロジェクトで、保育園の子供たちが種を植えたり、それから苗の育成から発芽、成長を見守って小学生が植林をする、それから、中学生が育林をする、高校生が林業就職体験などに取り組んでいます。こういう取組もありますし、佐川町の佐川おもちゃ美術館へも行きました。木と触れ合うとかいうことで。この仁淀川町は、御存じだと思いますけど、吉田類さんという、例の酒場放浪記や何かNHKで低い山を登っていくという、これ結構有名なあれでして、だから、本当に森林の中での遊び、全国では森林レンタルというのがありまして、このエリアだけをあなたに貸しますと、山の中を自由に使ってくださいと、キャンプをしたりハンモックをつったり、それから同時にブランコを作ったりとか、山そのものをレンタルしていくという取組もしている

わけです。それから、先日、すごい発想だなと思ったのが、今、富士山にたくさん登っています。登っているけど、五合目から上は全部岩場で岩ばっかりです。ところが、五合目から下山すると豊かな自然があるわけです。ですから、やっぱり観光ルートというか、山に親しむようなルートも開発して行って、山にどうやっていざなっていくかがすごく大事なわけですので、ぜひ、市長ね、そういう方向でいろんな検討をしていただきたいと思います。

それでは、⑧に移りたいと思います。土佐山田町の都市排水問題です。

杉田ダム土地改良区の用水路による雨水流入問題はどうか対応してきているんでしょうか。この間も、杉田ダム土地改良区の用水路は、杉田ダムが水を止めていたのに、豪雨のときに山の斜面から降った水が用水路に落ちて、それがずっと行って農協のところを通り、ダイソーのところですね、三差路に大変たくさんの水が来ます。途中で落ちた水は、貴船神社も含めて全部が舟入川、上井、中井、舟井に落ちてきます。そういう状況があります。また、土佐山田町中心街の内水対策についても、重要な国分川への排水問題改善はどうなっているんでしょうか。その辺の進捗状況をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 上下水道局、西村局長。

○上下水道局長（西村安史君） お答えいたします。

土佐山田町市街地における雨水排水の約6割は、国分川水系の土生川や水路を經由して、下流域の南国市側に流出しています。昨年議員から助言もいただいたこともあり、南国市と意見交換を行いました。その中で、南国市からは、豪雨時における市街地の浸水被害が深刻であるとの説明があり、特に、上流域に位置する本市からの雨水排水について強い懸念があり、上井川への流入を避けるよう強く要望がありました。このような状況を踏まえ、現時点では上井川への排水計画は断念せざるを得ないと判断しております。また、広域的な大規模雨水幹線の整備についても、南国市からは、土佐山田町の雨水排水が市内を經由することについて懸念を持っており、賛同できない旨の意見が示されました。

以上のことから、香美市単独での雨水対策が必要となり、近年の豪雨対策にはハード整備のみでは限界があるため、総合的な浸水対策が必要であると認識しております。今後は、ハード整備に加え、ソフト対策の強化、自助の推進を進めていく考えです。具体的には、ハード整備としましては、貯留浸透施設の導入、雨水枝線の整備、ソフト対策強化としては、内水ハザードマップの作成・公表により、土地利用の誘導や土地高のかさ上げの啓発を図ってまいりたいと考えています。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 12番、笹岡優議員。

○12番（笹岡優君） 内水ハザードマップを作るということですが、これはいつ、どれぐらいの目途ですか。

○議長（小松紀夫君） 上下水道局、西村局長。

○上下水道局長（西村安史君） 完成は令和８年度末を予定しております。

○議長（小松紀夫君） １２番、笹岡優議員。

○１２番（笹岡優君） 先ほど示したとおり、これですね（資料を示しながら説明）、赤いのは線路です。ここに田んぼがあったから、杉田ダム土地改良区が用水を運んできよったわけですね。ところが、もう田んぼは市街化をつくったわけですので、その水を持ってくるということ自身も本当に検討しなければなりませんので、ぜひ、これも先ほど言ったように、振興計画の中にしっかりとうたっていただかないと、土佐山田町そのものがつかることになります。また９８豪雨と同じようになります。９８豪雨を経験しております。市長、知っていますか、９８豪雨のとき。土佐山田町の商店街は川でした。駅前の浜幸があった道は、歩いて渡れんぐらいの水が流れていましたので、そういう事態が起こります。ぜひ、杉田ダム土地改良区の問題も検討いただけんかなと思いますが、その点はどうですかね、副市長、何かありますか。

○議長（小松紀夫君） 村上副市長。

○副市長（村上真祥君） 土佐山田町市街地の内水問題については、以前も御質問をいただいたところであります。流域一貫という考え方がございまして、物部川の流域、それから、国分川の流域につきましても、上流下流一体で考える必要があると考えてございます。先ほど、上下水道局長から御答弁を申し上げましたけれども、下流にあまり負荷をかけるわけにはいかないということがありまして、上流側の土佐山田町内での処理が非常に大事になってくると考えております。

振興計画に位置づけるかどうか、振興計画そのものと直接の関係があるのかというのはありますけれども、今後の排水計画に当たりましては、流域一貫という考え方に基づいて整備を進めてまいりたいと考えてございます。

○議長（小松紀夫君） １２番、笹岡優議員。

○１２番（笹岡優君） 先ほど言ったように、土佐山田町の持つるポテンシャルを含めて、そこが水害を受けるというか、つかうようではやっぱりまずいんじゃないかと思っておりますので、浸透ますも含めて検討するということですので、ぜひ、排水対策をお願いしたいと思います。

次の⑨に行きます。

来年度は合併２０周年です。合併後の財政分析と今後の財政予想が重要と思っております。特に今後、借金返済のピークはいつ来るのか、また、その返済カーブはどうなっていくのか、この見通しをお聞きしたいと思います。資料の提示も含めてお願いしています。資料が届いていますけど、令和１７年度、あと１０年後にピークを迎えるということですので。これは確認ですが、西庁舎、美良布保育園等が入っていない、これまでやってきた事業の借金払いということでしょうか。その辺をちょっと詳しくお願いします。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課、黍原課長。

○企画財政課長（黍原美貴子君） 今回お示しさせていただいた元利償還金の表には、未来の大型事業も含んだものをお示しさせてもらっております。

元利償還金のピークにつきましては、先ほど議員も言われたように、令和１７年度を想定しておりまして、令和１２年度に過疎債が一部地域で利用不可となる見込みであることから、令和１８年度以降、段階的に縮減していく見込みとなっております。

○議長（小松紀夫君） １２番、笹岡優議員。

○１２番（笹岡優君） 一定、この間も入れているし、今後の予想も入れているという認識でいいんでしょうかね、返済のカーブは。それから、西庁舎は含まれていると、美良布保育園はまだ入っていないということでえいですかね。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課、黍原課長。

○企画財政課長（黍原美貴子君） 美良布府保育園の建設事業とかシェアオフィス、高機能消防指令システムの更新事業等々の事業は入っております。

○議長（小松紀夫君） １２番、笹岡優議員。

○１２番（笹岡優君） 先ほどちょっと説明であった、過疎債が一部使えない地域が出てくるから借金が減るという、ちょっと意味が妙に分かんので、事業を起こさないために減るという、それがちょっと分かりにくいですけど、どういうことですか。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課、黍原課長。

○企画財政課長（黍原美貴子君） 次の御質問でお答えさせていただこうと思っておりますけれども、有利な起債の過疎債が活用できる期間には、今後必要となる施設の長寿命化など行いまして、過疎債などの有利な起債が終了した後は、大型事業の抑制につながるのではないかと考えております。過疎債の一部、土佐山田町が過疎債から外れるのではないかと予想しております。

○議長（小松紀夫君） １２番、笹岡優議員。

○１２番（笹岡優君） 課長のところに、私が２０年間の資料を作ってみたんですが、市税、市民税が１０億円を切ったわけですよ、令和６年は切っています。これまで大体１０億円以上ずっとあったのが減っています。それから同時に、この間やっていますけど、人件費については先ほど同僚議員からの質問もありましたが、その地域で購買力でいきますと波及効果あるわけですね。それと同時に、普通建設、物件費、維持補修も含めて、この地域でいろんな形で使われています。しかし、このように税収が伸びなくなっていますので、ぜひ、ここは研究する必要があるんじゃないかと思います。よろしくお願いします。

そしたら、⑩です。

先ほどちょっと言っていたけど、今後の起債計画等、予想がありましたらお願いいたします。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課、黍原課長。

○企画財政課長（黍原美貴子君） 同じ答弁になりますけれども、有利な起債が活用

できる期間に、今後必要になる施設の長寿命化などを行いまして、終了した後には、大型事業の抑制などにより起債額が減少すると見込んでおります。

○議長（小松紀夫君） 12番、笹岡優議員。

○12番（笹岡優君） ちょっと後の⑪で書いていますけど、やっぱり財政健全化判断比率及び資金不足の関係等では、一応香美市は頑張っていますよね、いい感じであるけれども、単年度でやっぱり赤字になっていると。それはやっぱり借金払い、経常収支比率が高くなっているわけですので、借金払いがあるじゃないですか、ですからね、そこを含めてありますので。

⑪に進めます。

決算書の中に、合理的な歳出削減が求められると書いています。この合理的な歳出削減とはどういうことになるのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課、黍原課長。

○企画財政課長（黍原美貴子君） 監査委員からの合理的な歳出削減の指摘を真摯に受け止めさせていただいて、中長期的な財政の見直しを踏まえた計画的な運営が必要と考えております。具体的には、シーリングや減額査定による歳出の抑制、職員採用の抑制による人件費の圧縮、公債費負担を減らすために繰上げの償還、基金の弾力的活用、大型事業の抑制といった取組を進めていきたいと考えております。今後も、歳出抑制と併せて、ふるさと納税や有利な地方債の活用など、歳入確保策も推進し、持続可能な財政構造の確立に努めたいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 12番、笹岡優議員。

○12番（笹岡優君） ⑫の質問をします。

令和2年度から会計年度任用職員制度ができて、臨時職員の方々の人件費は物件費から外れて人件費になりました。ところが、資料にも示していますが、物件費がずっと伸び続けていますね。これはどうしてかなと。ここの研究が要るんじゃないでしょうか。確かに、令和2年度には人件費が増えているんです、物件費が減って。ところが、それからまた後ずっと物件費が増えて、27億円が令和6年度の決算になっているわけです。27億円というと、見てもらったら、これまでで一番高い伸びになっているわけです。この研究はしていますでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課、黍原課長。

○企画財政課長（黍原美貴子君） 御質問の物件費増加要因について、主な理由は、公共施設の指定管理料や市営バスの運行委託料など、経常的に発生する委託料の増加であること、ただ、これらは年度ごとの事業規模とか契約条件などによって変動するため、増加が恒常的に続くものではございません。令和6年度を見れば、庁舎建設関連経費や教育振興費、こちらは小学校の教師用指導書や予防接種事業といった一時的な支出が重なったことで、前年度より大きく伸びたと考えております。

○議長（小松紀夫君） 12番、笹岡優議員。

○ 1 2 番（笹岡優君） 各種システムの委託料比率がかなり高いんじゃないかと思う
んですよね。そこをよく分析してください。

⑬です。

合併から 20 年を迎えようとしています。行政財産と普通財産の精査がいるんじゃない
でしょうか。処分を含めた対応の必要性についてお聞きしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 管財課、三谷課長。

○管財課長（三谷恵司君） お答えします。

学校や公営住宅等を除いた建物系公共施設に関しましては、香美市公共施設個別施設
計画において、継続して使用するか、他の利活用を検討するか、売却・除却等の処分を
行うかといった方針を施設ごとに設定しております。方針は随時見直しを行っており、
行政財産につきましては、所管する部署において、毎年の利用状況・コスト等を管理し
ておりますので、それらを考慮しながら今後の必要性についても適宜検討していくこと
となります。

一方、行政目的を失ったものや普通財産の扱いとなっているものは、処分を進めるこ
ととなりますが、除却・解体等におきましては、予算措置を伴い、一定の時間も要する
ことから、計画的に順次進めていくほかございません。

建物系公共施設以外の財産についても同様に、行政財産につきましては所管する部署
におきまして適宜必要性の有無等を検討していくこととなります。なお、普通財産の土
地につきましては、順次売却処分を進めておりますが、売却に当たりましては、土地鑑
定のための費用であったり、一定の時間を要することなどがございまして、こちらも順
次進めていくほかないのが現状であります。

今後につきましても、適宜取り扱い方針の見直しや課題の研究をしながら、計画的か
つ適切な対応に努めてまいります。

○議長（小松紀夫君） 12 番、笹岡優議員。

○ 1 2 番（笹岡優君） ちょっと持ってきましたけど、これ佐岡です（資料を示しな
がら説明）。ここに見えるのが N P O 法人いなかみです。ここに道が走っています。広
い道できています。ここにまだ市道があります。橋があります。こういうところを見直
していかないと、場合によっては、ここをもう通行止めにして外していく。特に今、交
付税の関係等が包括算定方式になっちゅうわけでしょう。前は市道の面積等が一応計算
に入っていましたけど、今多分それがなくなってるんじゃないかと思うんです。やっ
ぱりこういうところも含めて全部見直しが必要ですし、公共事業をすればするほど残地
ができます。そしたら、残地をまた普通財産として持つ。行政財産も、先ほど言ったよ
うに、利用頻度を含めて見直しせんといかんのと同時に、普通財産も特定して、ここは
何か他の利用がないかも含めてやる手だてを打たないと、これずっとたまり続けるとい
うと言葉が悪いな、増え続けていくんです。ここをやっぱりちょっとやる必要があるん
じゃないでしょうか。スリム化することを含めて、ぜひ、検討いただきたいなと。20

年前に旧 3 町村が合併したわけです。そのときに持ったやつを抱えていますので、この 20 年の節目として見直すときが来ているんじゃないでしょうか。ぜひ、そういう方針を出していただいて、議論いただきたいと思います。この点で、市長か副市長から何かありますか。

○議長（小松紀夫君） 依光市長。

○市長（依光晃一郎君） 議員が御指摘のように、台帳がちょっと分かりにくくなっているところもございますので、整理はしっかりさせていただきたいと思いますが、売れるものは売っておると御理解いただければと考えております。

○議長（小松紀夫君） 12 番、笹岡優議員。

○12 番（笹岡優君） ぜひ、よろしくお願いします。

それでは、大きな 2 番目の質問をします。今こそ能動的に空き家対策と向き合うことが必要じゃないでしょうか。

戦後の高度成長期に 1 億総不動産という雰囲気がつくられて、造成と分家で、家に 3 人の子供がおったら 3 軒の家を建てたことも含めて、同時に、農地を買い、山を買いということをやってきたわけです。しかし、バブルが崩壊し、極端な少子化で、その財産を継承する者がいない状態が進行しています。一次産業が衰退し、息子や娘は都市部に出ていったらもう帰ってこない。そこで生計をなしたら、自分たちの故郷に帰属性がなくなっている、薄れてきているという面があるんじゃないでしょうか。まさに適切な管理義務、土地所有権の絶対性が崩れてきているんじゃないでしょうか。極端に今揺れ動いています。旧土地基本法では開発を含めてやってきました。それから、新土地基本法もありますが、令和 3 年に民法が改正されて、共有規定と相続規定がつくられ、不動産登記法が変えられ、登記の義務は相続が発生してから 3 年以内に登記することになり、怠ったら 10 万円以下の過料が科せられる。しかし、今の遺産相続の関係は、おじいちゃんの名前で息子が相続権を計上されてなかったら、その息子がまた息子、孫に対してやっていなかったら全部そこで切れます。そうですね、切れます。まして相続権ですので、子供が 3 人おったら 3 人の了承がないと遺言がなかったら継承できません。そういう日本の制度がありますので、この不動産登記法では財産の継承が困難ではないでしょうか。まず見解をお聞きします。

○議長（小松紀夫君） 税務収納課、猪野課長。

○税務収納課長（猪野高廣君） 笹岡議員の御質問にお答えします。

令和 3 年の改正不動産登記法によりまして、令和 6 年 4 月 1 日から相続登記が義務化されました。法務省のホームページ、令和 7 年 4 月法務大臣記者会見の概要によりますと、相続登記件数は、令和 2 年度の約 114 万件が、令和 5 年度は 150 万件を超え、令和 6 年度は 4 月から 12 月までで約 120 万件、前年度同月比 9% 増加と発表しております。

本市においては、令和 6 年 1 月から登記課税連携システムの導入により、法務局から

の登記情報は、紙ベースからデータでの情報提供となりました。令和5年度の紙ベースの登記移動件数は数えていませんが、令和6年1月から3月の登記件数2,977件のうち相続登記件数2,291件、令和6年度は登記件数1万2,149件のうち相続登記件数8,004件、令和7年度4月から7月の登記件数2,996件のうち相続登記件数2,083件です。法改正後、財産の相続に関しての電話や来庁による相談は度々ありますので、法改正による効果は一定あると考えております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 12番、笹岡優議員。

○12番（笹岡優君） 一定あるけど完璧じゃなくて、かなりの数。

②に行きます。

相続人が明確でない土地の実態はどうなっているのでしょうか。資料を出していただいているが、これを見たら、土佐山田町で94件、香北町で31件、物部町で183件が不明ということではないのでしょうか。ちょっとお願いします。

○議長（小松紀夫君） ②の答弁で構いませんね。

税務収納課、猪野課長。

○税務収納課長（猪野高廣君） お答えします。

本市の面積は537.86平方キロメートルで、筆数は25万652筆あります。このうち、国・県・市等有する非課税の土地6万6,702筆を差し引いた18万3,950筆、約183.49平方キロメートルが、課税対象となる筆数と面積です。この課税対象のうち相続人不明土地は、27名義人の所有する308筆、約1.16平方キロメートルです。旧町村ごとの筆数・面積は、土佐山田町が94筆、約3万8,244平方メートル、香北町が31筆、約7,363平方メートル、物部町が183筆、約11万5,616平方メートルです。

なお、土佐山田町の94筆については、市街化区域、市街化調整区域、それ以外の区域のデータ処理に時間を要したため、今回分類ができておりません。また、非課税の土地における相続人不明の筆数や面積についても把握できておりません。申し訳ございません。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 12番、笹岡優議員。

○12番（笹岡優君） どうも御苦労をかけました。

③に移ります。

子供を自立させ、社会人として独立させた夫婦が二人きりになります。その方々が暮らしていると、家族構成から見えてくるのは空き家の形ではないでしょうか。この段階での将来の生活設計、夫婦が二人で住みよって、どちらかが他界された場合は独居になっていきますし、そういう段階から、固定資産税の名寄せ帳を含めて、自分たちの財産の見直しをする一つの分岐点になります。家は、地域社会における役に立つ資産・資源

であり、需要力、ありのまま受け入れられるものを持っています。ですから、所有するだけの不動産から社会的に役に立つ資産として活用することが、香美市の特に移住促進、高知市のベッドタウンとしての役割を果たしていくためにも、すごく大事だと思います。一級建築士、宅地建物取引士等、専門的な集団から積極的なアプローチが必要な時期に来ているのではないのでしょうか。第三セクターを含めて、機能的な手だてを講じる必要性について、見解をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課、小松課長。

○定住推進課長（小松伯聖君） お答えいたします。

今後も空き家が増える一方であるという議員の御指摘については、当然、理解をして深刻に考えておるところではございます。空き家対策に関する取組につきましては、今後も強力に推進していきたいと考えておりまして、香北町、物部町地域に限りませず、全域におきまして空き家の活用を推進するべく、積極的に取り組む必要があると考えております。また、都市計画班とも連携して、香美市全域での空き家の掘り起こし等にも力を入れていきたいと考えております。その取組の中で、必要に応じて民間と連携する場面もあろうかなと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 12番、笹岡優議員。

○12番（笹岡優君） 先ほどもあったように、南海トラフ巨大地震後の高知県避難復興拠点として位置づけられる可能性もあることや、高知県のベッドタウンも含めて、これまでの延長線、機構改革をしますので、ぜひ、ちょっと振興計画の位置づけも含めた議論というか研究が必要じゃないかと思いますが、この点で、副市長、何か御提案というか、見解をお願いしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 村上副市長。

○副市長（村上真祥君） 高知県住宅課での勤務の後、国土交通省に戻りまして中古住宅活用の部署に所属し、様々な施策の担当をしておりました時期がございます。そのときに、空き家活用の相談体制を国のモデル事業として構築するという事業を担当しておりました。その際には、御指摘がありました、一級建築士、宅建士、ファイナンシャルプランナー、銀行、弁護士、そういったいわゆる士業、それから金融業のグループによって、空き家の相談体制を構築するという事業であったわけなのですが、結論から言うと、これは非常に難しいです。なぜかという、それぞれの業だけで、この事業だけでは採算が取れない。採算が取れるようであれば、そもそも宅建士、あるいは一級建築士の方が自ら手を出しておられるはずなので、なかなかこの相談体制をつくるということ自体が、何らかの資金的な支援が必要であることが分かったところでございます。その後、モデル事業から実際に動くような仕組みになったものとしては、それぞれ別の業をお持ちの方、宅建業なら宅建業をやっている方が、少し手を広げてそういった相談に乗るという体制ができたところについては、今でも根付いて動いている仕組み

もでございます。

こうしたところは、恐らく行政の中だけで、公務員が仕事として担当することは難しいと思っております。一方で、先ほどの民間の業の方が、この取組だけで採算を取るのも難しいところでもありますので、その中間の何かが必要であろうと思っております。第三セクターという御指摘がありました、これはいわゆる公でありますので、なかなか第三セクターでは難しいと思っております。民間の方が少し手を広げられるような仕組みづくりができるかというところを、研究してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 12番、笹岡優議員。

○12番（笹岡優君） 先ほど言った、南海トラフ地震の津波等も含めて、高知県の場合は高知市に人口が半分おりますので、偏在化してきました。それを考えても、ぜひ、検討いただきたいと思います。

大きな3番目の質問です。稲作農家を守る本格的な農政の転換を求めたいと思います。

農林水産省が公表した食糧・農業・農村白書では、令和6年度から令和7年度の世界の穀物消費量28億6,000万トンに対して、生産量は28億3,000万トンで、同年度の期末在庫率は26.5%という大変低い状態です。世界的な不作が発生した場合には、食料不足と価格の高騰が起こりやすい状態になっているということを、白書で指摘しています。

①です。

先の議会でも明らかにしましたが、災害時に瀬戸内海の三つのルート、橋が通れなくなったら物流は止まります。本県民の食料として米は足りているという認識でしょうか。

○議長（小松紀夫君） 農林課、川島課長。

○農林課長（川島進君） 作物統計調査による高知県の令和6年度産主食用米の作付面積は1万100ヘクタールで、収穫量は4万5,800トンとなっております。高知県の人口を約65万人とし、1人当たりの米の年間消費量を60キログラムとした場合、3万9,000トンとなりますので、生産量と消費量の関係におきましては、数値上、米は足りているという認識でございます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 12番、笹岡優議員。

○12番（笹岡優君） なぜ高知県かと、酒米、加工米を含めて計算せんといかんわけですので。

②に行きます。

本市として、少なくとも市民の1年間に必要な主食である米を生産できる稲作農地面積と、それを支えてくれる担い手が必要という立場でしょうか。

○議長（小松紀夫君） 農林課、川島課長。

○農林課長（川島進君） 地産地消の観点からも望ましいことだとは思いますが。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 12番、笹岡優議員。

○12番（笹岡優君） ぜひ、そのことが必要だと思います。先ほど言ったとおり、多分、農政のほうでも正確な水田面積はつかめていないですよ。

ここにちょっと持ってきましたカタログがありますが（資料を示しながら説明）、ヤンマーへ行って聞いてきました。4条刈りがもう今2,000万円しているんですよ、キャビン付きにもなっていますが、2,000万円になっていました。トラクターも約1,000万円、田植機も4条植えになってきたら400万円前後ですね。今、私が知っている方々も含めて、何十町分もこの下段で支えてくれる方がおります。その方々が、機械が壊れたもう辞めるという話をしているわけです。そしたら、もう広大な放棄地ができる可能性があります。その点は課長も知っていますよね、私会ったのは3人の方ですけど、3人の事業体が支えてくれていますが、先ほど1番目の②で質問したとおり、農業振興地域をちゃんと特定して、そこをやっぱり持続可能にしていくということをやらないと、将来にわたって農業を健全に発展させるというのが農業振興の目的なわけですので、ぜひ、それをはっきりさせて、先ほど言った、必要な米の生産ができる手だてを検討いただけないかなという、そこはどうですかね。

○議長（小松紀夫君） 農林課、川島課長。

○農林課長（川島進君） そこは適切に対応してまいりたいと考えます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 12番、笹岡優議員。

○12番（笹岡優君） ③に行きます。

そのときに正確なデータと根拠が必要です。土佐山田町にあった統計事務所は統廃合させられて、高知県の統計事務所は高知市1か所だけになりました。この点も踏まえて、先ほど課長から答弁がありましたが、作物統計調査を根拠にしていくのか。この作物統計調査というのはある意味属地主義で、属地主義というのは、香美市で作られている面積で無作為に抽出した推計値、自家消費米も全部入っていますが、それを根拠にするのか、農林業センサスの面積を根拠とするのか、それともこの間、地域計画をつくってきたものを根拠にするのか、その辺の見解をお願いします。

○議長（小松紀夫君） 農林課、川島課長。

○農林課長（川島進君） データに関しましては、目的に応じて使い分けが必要と考えます。作物別データの場合は作物統計調査、地域農業の全体像や農家の経営実態を把握するなら農林業センサス、地域ごとの農用地面積を把握する場合は地域計画を基にするものと認識しています。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 12番、笹岡優議員。

○12番（笹岡優君） そしたらちょっとお聞きしたいのですが、前の質問で、香

美市民が１年間に必要なお米といった場合、どればあの面積が必要ということを含めて、そのときはどのデータを使うことになるのですか。

○議長（小松紀夫君） 農林課、川島課長。

○農林課長（川島進君） 以前答弁させていただいたときには、香美市の地域農業再生協議会が台帳上把握する、主食用水稻の作付面積を基にさせていただいております。以上です。

○議長（小松紀夫君） １２番、笹岡優議員。

○１２番（笹岡優君） １反当たりが、作物統計調査の関係では８俵となっていますよね。８俵はえいわけですけど、高温障害も含めて大変厳しくなっていますので、それを根拠にするより、もうちょっと現実的な問題も含めて研究いただけないかなと思いますので、よろしくお願いします。市民のための主食で、先ほど言った農業振興によって持続可能な水田農家を維持することを、ぜひ、視野に入れていただきたいと思います。④です。

稲作、水田振興地域を決めて手だてを講じる以外に、もう守ることができなくなっているんじゃないですか。公の力で農地を守っていく、農業を守っていく、農家を守っていくということをしないと、守れなくなっているのじゃないでしょうか。香南市の農業公社や南国市の南国スタイルなど、営農グループの組織化や地域おこし協力隊の活用等による従事者確保など、積極的な取組が必要になっていると思いますが、見解をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 農林課、川島課長。

○農林課長（川島進君） 現時点では、稲作、水田振興地域といった考えは持ち合わせておりませんが、今後、米の増産という方針になれば、議員がお示しの方法なども含め、消費の動向なども踏まえて検討してまいります。

以上です。

○議長（小松紀夫君） １２番、笹岡優議員。

○１２番（笹岡優君） これまで国は、お米は余っていると、だから減反政策をやってきたわけですね。ところが、いつの間にか足らない。だから先ほど言ったように、本当に日本が統計で正確なものがつかめていない。この間も大臣が備蓄米を供給したけど値段が下がらないということで、本当に米政策が日本は本当に今狂っているんじゃないでしょうか。

ここにちょっと資料があります（資料を示しながら説明）。この資料は、地域おこし協力隊と農林水産省の新規就農者支援との比較なんです。新規就農者への農林水産省の活動する経費は年間１５０万円しかありません。ところが、総務省の地域おこし協力隊は上限５５０万円まであります。これは上がったんです。以前より３０万円上がったんです。５２０万円から５５０万円になった。地域おこし協力隊の報酬に３５０万円、それプラス２００万円があって５５０万円。同時に、地域おこし協力隊は、サポートに要

する支援策について、定住で空き家対策の改修費を含め、半額の支援措置があります。香美市は地域おこし協力隊を有効に使えていないんじゃないでしょうか。なぜこれを生かすような手だてを打たないのか。打って、やっぱり先ほど言った、農地を守る手だての研究をすべきじゃないでしょうか。その点での見解を、これは市長か副市長のどちらでも構いませんが、どうでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 依光市長。

○市長（依光晃一郎君） 議員のおっしゃられていることが正確には分からないわけではございますが、要するに、地域おこし協力隊で田んぼを作ればいいじゃないかというお話と理解しました。地域おこし協力隊というのは、御本人がやりたいこと、あるいはその能力を生かして、その地域で活躍するということだと思えますし、例えば、農業をしてみませんか、あるいはその農業法人で就職するというような形で、制度上、地域おこし協力隊は活用できないのではないかと、私はちょっと想像をするところでございます。

農業のいろいろな産地提案書を使って、弟子入り制度のような形で、今、ユズでありますとかニラでありますとか、そういった農業には、制度としてしっかりと新規就農者が維持できています。米の問題に関しましては、やはりなかなか作っても所得につながらないところが課題でありますので、どれだけの価格で消費者が買ってくれるのか、また、生産コストを落とすことができるのかを踏まえまして、国を中心に検討されるものであると認識しております。

○議長（小松紀夫君） 12番、笹岡優議員。

○12番（笹岡優君） この間、先ほどの仁淀川町は、地域おこし協力隊が遠くは北海道から、林業に携わりにたくさん来ていまして、その方が地域で定住しています。林業を目的でやっています。佐川町も地域おこし協力隊で林業をやっているんです。そういう形で、地域産業を支えるためのマンパワーを、この地域おこし協力隊で生かしませんかと。先ほど言ったとおり、農業が深刻な事態に今直面しています。だから、農業を、農地を守り、その地域の環境を守り、その地域の産業を守っていくためにも、この制度を生かして、今やる手だてが必要じゃないですかと。これぜひ、今後の振興計画じゃないですけど、10年計画のほうでやっぱり位置づけるべきだと思います。野中兼山に怒られるのじゃないかと思えます。二期作発祥の地であって、香長平野の中でどんどん農地が荒れていきゆう、田んぼが荒れていきゆう、これは駄目じゃないかと思うわけですので、ぜひ、そこを考えていただきたいと思います。増産の方向へ国が舵を取ったということです。

⑤です。

工業生産を含めて、二次産業の製品を活用しなければ農業は成り立ちません。二次産業を支えゆう方々が農産物を買います。本当に自由競争の中では絶対農業は潰れていく仕組みになるんです、経済的には。この視点を抜きにして、消費者のための米価ばかり

を議論していたら駄目じゃないかと思うわけです。稲作、水田農家の安定継続をさせるためにも、この点を考慮して、米の生産者米価はどうあるべきか、適正価格について議論するときに来ているんじゃないでしょうか。この一つの目安として、私自身の私案なんですが、地域経済のベースである労働者の最低賃金、高知県の場合は今度1,000円になりましたけど、これを根拠として、生産者米価米1キログラムの換算をしていく。最低賃金が上がったら全ての物価が上がりますので、生産コストもまた上がるわけです。そういう議論が必要じゃないでしょうか。この間、5キログラムが4,000円ということは、1キログラム800円ですよね。5キログラムが5,000円ということは、1キログラム1,000円ということでしょう。そういう議論の中でやることによって、やっぱり農業、米作りが安定的に継続できるということを含めて、この点での政策判断基準としてはどうでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 農林課、川島課長。

○農林課長（川島進君） 持続可能な米の生産環境を確保するためにも、適正な価格形成が重要であると認識しています。市が価格を直接的に設定はできませんが、生産者が安心して生産し、消費者も納得して消費できる農業政策を目指すよう、機会を捉えて情報発信してまいりたいと考えます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 12番、笹岡優議員。

○12番（笹岡優君） 先ほど言ったとおり、本当に農地を守り、農家を守っていくためには、高度な手だてを打っていかんと、それをやっぱり政策化させていかん。ぜひ、企画政策課を含めて、今後、そういう議論をして進めていただきたいと思うわけです。その政策の一つの基準として、こういうやり方でやっていくと。そうしたら、消費者米価は高くなりますよね、高くなるけどそこをどうやってやるかというのは、消費者にやるかは、すごく研究せんといかんところだと思います。

先ほど言った、機械の問題も含めて、肥料も上がり、今、農家の方々はもう大変です。暑い中で農地を守りやってきた。先ほど別の質問で言ったとおり、香美市の場合は農家の方々も兼業農家が多い。兼業農家の方々は、自分の年金とか、また、外で働いた現金収入をつぎ込んでまで農地を守ってきたわけです。ところが、もうその気持ちが萎えています。香美市の場合は75%が兼業農家って、私、紹介しましたね、ですから本当に今困っていますので、ここに光を当てる必要があります。ぜひ、その点をお願いしたいと思います。

そしたら、⑥に移りたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 暫時時間を延長します。

○12番（笹岡優君） 地方分権一括法が通りまして、その趣旨は、目的と農業等の細かい補助金等は、ある意味矛盾しているんじゃないでしょうか。地方分権の視点からも、研究し、改善を求めるべきではないでしょうか。見解をお聞きしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 農林課、川島課長。

○農林課長（川島進君） 補助金の在り方については、矛盾しているかどうかも含めて研究し、必要に応じて改善を求めてまいりたいと考えます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 12番、笹岡優議員。

○12番（笹岡優君） 地方分権一括法を受けて改正された、地方自治法第1条の2第1項では、地方公共団体は、地域における行政を主体的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとするとしています。そして、同条第2項では、国は、国が本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体に委ねることを基本とし、役割を分担するとともに、制度の策定及び施策の実施に当たって、地方公共団体の自主性及び自立性が十分発揮されるようにしなければならないとしています。これが地方分権一括法の中身なわけです。だから、国の役割と地方の上下関係はなくなりましたわね。機関委任事務がなくなって法定受託事務だったけど、まさに地方自治の権限としてやっていくということになったわけです。そして、地方財政法第28条では、都道府県は、その事務を執行するに要する経費について、必要な措置を講じなければならないとなっております。今、農業関係の補助金等を含めて、よく研究することが必要です。今、本当に担当課も、申請と報告を含めて大変ですよ。この地方財政法第28条の見解を見たら、この経費は、本来、都道府県が見なければならないことになるんじゃないでしょうか。

この前、私たち議員皆が、高知県市議会議長会の勉強会に行っただけです、高知市に。そのときに、前に三重県知事をやった北川さん、国会議員もやられていたあの方からも、地方分権一括法の中身と地方の在り方について、研究する必要があるという御講義を受けました。これまでのやっていることを踏襲していくというよりは、やっぱりどう変わってきたのか、ボトムアップといいますか、下から上に上げていくという、これからの地方自治の在り方を検討しなければならないと思うんですが、この点、市長かもし副市長からありましたら。

○議長（小松紀夫君） 依光市長。

○市長（依光晃一郎君） 議員がおっしゃられることは、非常に大きな論点であるというふうに思います。国・県・市町村の役割がどうあるべきかということになるんだろうと思いますが、市としまして現状できることはやっておるという認識でありまして、国策として米政策をどうしていくのか、それはやはり国会でやっていただくべきと思いますので、私自身がしっかり答弁をして予算をつけるということは難しいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 12番、笹岡優議員。

○12番（笹岡優君） この前の議会でも、私、指摘しましたね、予算書で農業予算をずっと見ていただいたら、県の補助金とかが入っていますけど、項目がたくさんあり

ます。全部メニューが決められています。国の負担金があるし、県の負担金も市町村もあると。全部メニューを決められてくくられていっていると、くくられているという言葉は悪いかもしれんな、その中にはめられていっている。下から、こういう事業をやるからそれを支えなさいという形にはなっていないという話なわけです。だから、先ほど言ったように、地方分権一括法関係の趣旨からしても、本来、ボトムアップの方向に変えるべきじゃないでしょうかと言っているわけですので、地方分権としての在り方、地方分権を進めていくというのは市長もオーケーですよ、進めていくためにも研究して、改善を求めていくことが求められていますので、そういう方向に流れを変えるためにも、合併２０年、これから３０年に向かいます。香美市の今後の将来構想を、そういう角度で分析いただきたいということをお願いするとか、ぜひ、研究いただきたいということをお述べまして、終わりたいと思います。私たちが今やっているのは、先ほど言ったように、環境問題も含めて子供たちの未来にとっても本当に大事ですので、よろしくお願いします。

全ての質問終わります。ありがとうございました。

○議長（小松紀夫君） 笹岡優議員の質問が終わりました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議は延会することに決定しました。

次の会議は９月１０日午前９時から開会します。

本日の会議はこれで延会します。

（午後 ４時０４分 延会）

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

令和 7 年香美市議会定例会

9 月定例会議会議録（第 2 号）

一 般 質 問 資 料

利根 資料①

1-1 秦山公園 水路



利根 資料②

1-1.2.3 四万十緑林公園



利根 資料③

1-4 秦山公園 ステージ&広場



利根 資料④

1-4 秦山公園 ステージ&広場 2



利根 資料⑤

1-6 月夜の森の音楽会 2020



利根 資料⑥

1-7 秦山公園 憩いの広場



利根 資料⑦

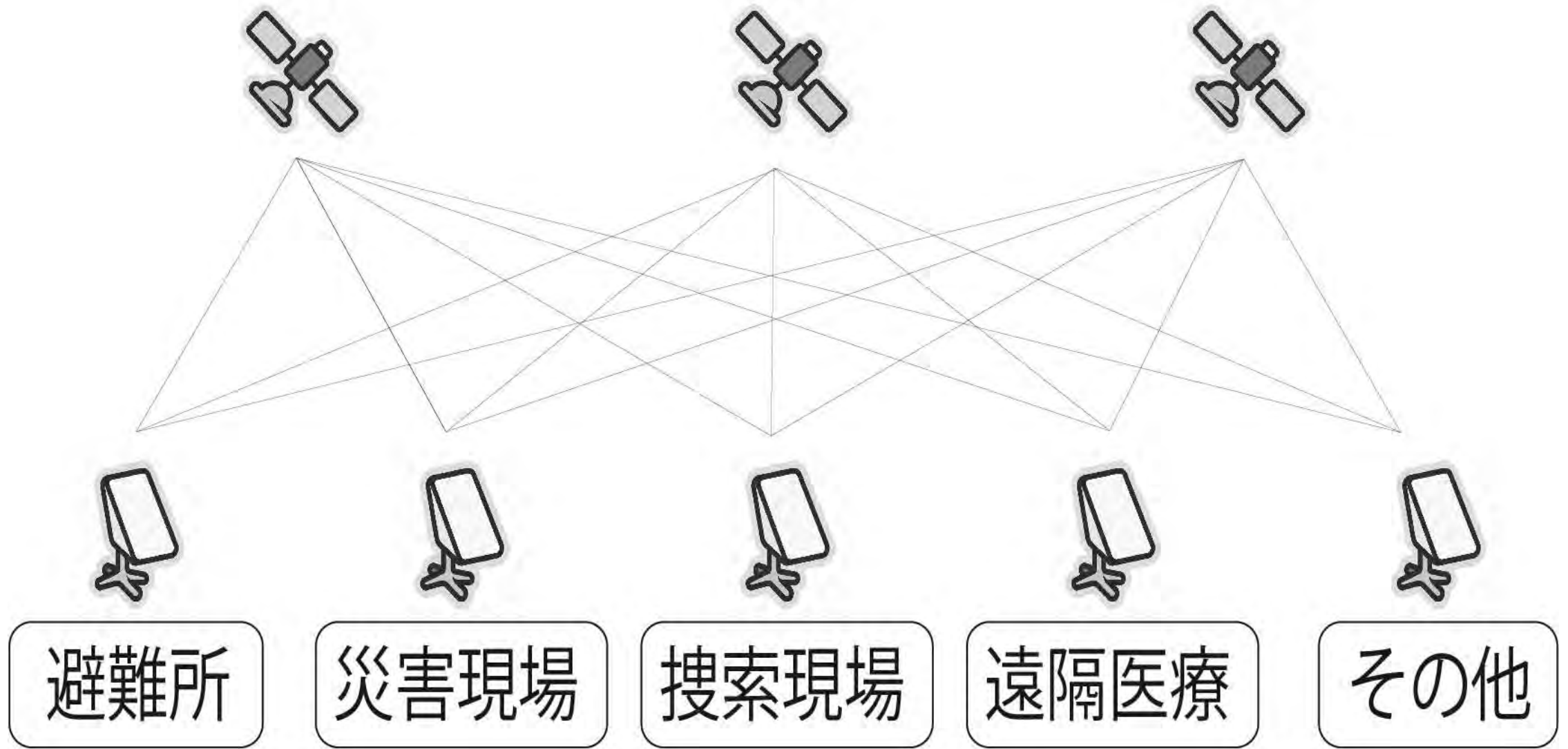
1-8 秦山公園 ゲートボール場



利根 資料⑧

1-8 秦山公園 ガイドマップ





利根 資料⑨
2-2 スターリンクのイメージ

R7.9月定例会議 山崎眞幹議員の一般質問

2-(2)-①資料「市有財産の有効活用（べふ峡温泉）」

業務名	R6	R7（予算）
べふ峡温泉及びキャンプ場維持管理委託業務	1,957,771	2,377,000
水道料	481,436	400,000
電気料	1,705,328	2,100,000
電話料	28,414	30,000
浄化槽保守管理委託	85,140	85,140
地下タンク解体撤去工事設計監理委託業務	0	407,000
地下タンク解体撤去工事	0	2,783,000
LED照明リース料	376,200	376,200
冷蔵庫、冷凍ユニット等リース料	399,960	399,960
チップアイスディスペンサーリース料	118,800	118,800
土地賃借料(地権者 8 人)	347,271	347,271
合計	5,500,320	9,424,371

参考 R5年度 財務・会計及び優位性についての調査分析委託業務 2,595,780円

美良布保育園建設事業 これまでに要した費用

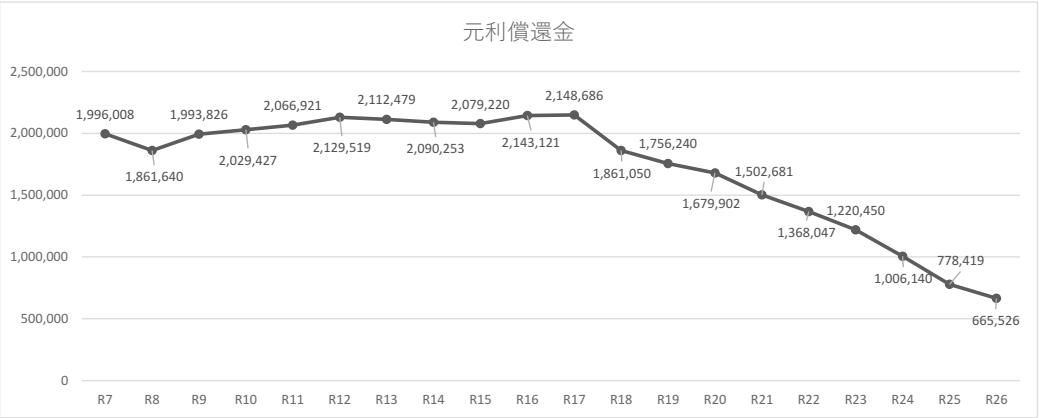
(単位：円)

年度	費用	内訳
令和2年度	114,000	建設検討委員謝金 114,000
令和3年度	78,000	建設検討委員謝金 78,000
令和4年度	5,688,600	用地造成測量設計委託業務 4,500,000 アスベスト事前調査委託業務 924,000 プロポーザル等支援委託業務 237,600 建設検討委員謝金 27,000
令和5年度	30,156,050	用地造成測量設計委託業務 19,579,000 設計委託業務（基本設計） 7,566,350 プール施設等解体設計委託業務 1,265,000 プロポーザル等支援委託業務 872,300 家屋等事前調査委託業務 429,000 プロポーザル第2次審査参加者報償費 400,000 プロポーザル審査委員謝金 44,400
令和6年度	28,880,995	設計委託業務（実施設計） 28,880,995
合計	64,917,645	

内 過疎対策事業債 (単位：円)

年度	起債額
令和4年度	4,500,000
令和5年度	20,800,000
令和6年度	28,800,000
合計	54,100,000

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23	R24	R25	R26
元利償還金	1,996,008	1,861,640	1,993,826	2,029,427	2,066,921	2,129,519	2,112,479	2,090,253	2,079,220	2,143,121	2,148,686	1,861,050	1,756,240	1,679,902	1,502,681	1,368,047	1,220,450	1,006,140	778,419	665,526
元金	1,938,486	1,757,075	1,853,959	1,864,682	1,879,978	1,924,291	1,892,302	1,873,149	1,867,832	1,940,136	1,957,072	1,681,817	1,586,579	1,519,391	1,350,097	1,240,422	1,116,388	923,924	714,938	616,829
利子	57,522	104,565	139,867	164,745	186,942	205,228	220,177	217,104	211,388	202,984	191,614	179,233	169,661	160,511	152,584	127,625	104,062	82,216	63,481	48,697



【元利償還金の推移（見通し）について】

元利償還金のピークは、令和17年度を想定しており、令和12年度に過疎債が一部地域で利用不可となる見込みであることから令和18年以降段階的に縮減していく見込みとなっている。

令和18年度元利償還金の大幅な減少については、令和7年度に最終年となった旧合併特例事業債に活用して行った新西庁舎建設事業等の元利償還金の償還終了及び令和5年度借入の過疎債を活用した市民グラウンド改修事業等の償還終了に伴う減となっている。

【新たな記載の計画・予想】

有利な起債（交付税算入率の高い起債）が活用できる期間に今後必要になる施設の長寿命化などを行い、終了した後は大型事業の抑制等により起債額の減少が見込まれる。

笹岡議員質問２－②の答弁資料

No.	所有者 コード	名義人	所有	面積（㎡）	筆数	内訳			地目
						土佐山田町	香北町	物部町	
1			一般	169.00	1		1		その他
2			一般	1,342.00	5	5			雑種地
3			共有	45,618.00	4			4	山林
4			共有	93,420.00	4			4	山林
5			共有	51,768.00	1			1	山林
6			共有	592,143.00	47			47	山林
7			共有	89,251.00	9			9	山林
8			共有	72,494.00	5			5	山林
9			一般	40,405.00	3			3	山林
10			一般	3,402.33	6	6			山林5雑種地1
11			一般	247.26	3	3			宅地2その他1
12			一般	558.67	3	3			宅地1その他2
13			一般	983.61	7	7			宅地1山林4原野1 雑種地1
14			共有	89.00	1	1			宅地
15			一般	29,966.10	48			48	田7宅地1山林29 原野3雑種地1そ その他7
16			一般	410.84	1	1			宅地
17			一般	86.78	2	2			宅地
18			一般	27,698.67	56	56			田1宅地4山林45 その他6
19			一般	56,092.14	52			52	山林49その他3
20			一般	569.99	5		5		田4宅地1
21			一般	154.04	1	1			宅地
22			一般	2,322.34	7	6		1	田2畑1宅地2そ 他2
23			一般	72.00	1	1			その他
24			一般	44,454.30	9			9	山林
25			一般	6,396.85	23		23		田2畑4山林11原 野1雑種地1そ 他4
26			一般	882.23	2	2			宅地1原野1
27			一般	228.09	2		2		宅地1その他1
合計				1,161,225.24	308	94	31	183	
				1,161,225.24		38,244.49	7,363.93	1,115,616.82	

令和 7 年香美市議会定例会

9 月定例会議会議録（第 3 号）

令和 7 年 9 月 1 0 日 水曜日

令和 7 年香美市議会定例会 9 月定例会議会議録（第 3 号）

招集年月日 令和 7 年 8 月 2 9 日（金曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 9 月 1 0 日水曜日（審議期間第 1 3 日） 午前 9 時 0 0 分宣告

出席の議員

1 番	有 光 収 三	1 1 番	山 崎 晃 子
2 番	公 文 直 樹	1 2 番	笹 岡 優
3 番	中 平 麻 衣	1 3 番	濱 田 百合子
4 番	西 村 剛 治	1 4 番	山 崎 龍太郎
5 番	西 山 潤	1 5 番	利 根 健 二
6 番	森 田 雄 介	1 6 番	山 本 芳 男
7 番	村 田 珠 美	1 7 番	山 崎 眞 幹
8 番	小 松 孝	1 8 番	小 松 紀 夫
9 番	舟 谷 千 幸		

欠席の議員

な し

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	依 光 晃一郎	高 齢 介 護 課 長	中 山 繁 美
副 市 長	村 上 真 祥	福 祉 事 務 所 長	野 邑 裕 永
総務課長兼選挙管理委員会書記長	竹 崎 澄 人	建 設 課 長	野 村 文 紀
企 画 財 政 課 長	黍 原 美貴子	農 林 課 長	川 島 進
定 住 推 進 課 長	小 松 伯 聖	商 工 観 光 課 長	門 脇 正 人
防 災 対 策 課 長	中 川 英 斉	《物部支所》	
税 務 収 納 課 長	猪 野 高 廣	支 所 長	片 岡 亮

【教育委員会部局】

教育長職務代理者	浜 田 正 彦	教育振興課長	前 田 薫
教 育 次 長	中 山 泰 仁	生涯学習振興課長	小 松 幸 春

【消防部局】

な し

【その他の部局】

な し

職務のため会議に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	一 圓 幹 生	議 会 事 務 局 書 記	横 田 恵 子
議 会 事 務 局 書 記	入 野 美 紀		

市長提出議案の題目

な し

議員提出議案の題目

な し

議事日程

令和 7 年香美市議会定例会 9 月定例会議議事日程

(審議期間第 1 3 日目 日程第 3 号)

令和 7 年 9 月 1 0 日 (水) 午前 9 時開議

日程第 1 一般質問

①	5 番	西 山	潤
②	1 4 番	山 崎	龍太郎
③	2 番	公 文	直 樹
④	6 番	森 田	雄 介
⑤	1 1 番	山 崎	晃 子
⑥	1 3 番	濱 田	百合子
⑦	4 番	西 村	剛 治
⑧	7 番	村 田	珠 美
⑨	9 番	舟 谷	千 幸

会議録署名議員

1 番、有光収三君、2 番、公文直樹君（審議期間第 1 日目に審議期間を通じ指名）

議事の経過

(午前 9時00分 開議)

○議長（小松紀夫君） おはようございます。ただいまの出席議員は17人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程はお手元にお配りしたとおりです。

日程第1、一般質問を行います。

通告順に従いまして、順次質問を許可します。

5番、西山潤議員。

○5番（西山潤君） おはようございます。みんなの願いを届けたい、日本共産党の西山潤です。議長の許可を得ましたので、通告に従い、一問一答方式で質問いたします。

大きな1番、聴覚障害者や加齢性難聴者への支援充実についてお聞きします。

まず初めに、写真を紹介したいと思います。モニターを御覧ください。資料①は、昨年12月14日、かみーるで開催された手話で楽しむおはなし会の様子を写したものです。これに写っている皆さんは、手話サークル「かかしの会」の皆さんです。これは、令和6年度香美市まちづくり応援基金を活用した事業、健康づくりのための情報バリアフリー展の一環として行われました。議会だより第76号でも紹介したものでございます。手話サークル「かかしの会」の皆様は、毎月2回から3回、中央公民館やかみーるを会場として手話の練習に励んでいます。同僚議員の中には、参加して、ともに手話を勉強されている方もいると伺いました。本当に素晴らしい活動をされていると思います。資料①は、絵本の読み聞かせを一番左側の方がされて、それに合わせてほかの方が手話でも伝えている場面です。

次の写真資料②が、手話による歌でございます。歌に合わせて手話で表現をしているわけでございますが、何の歌を歌っているか分かりますでしょうか。多分ここは「カエルだって」というところだと思います。資料③も同じ歌ですが、これですね、これが同じ歌で、ちょうどこの場面は「太陽に透かしてみれば」という場面でございます。もうここまで言ったら分かると思いますが、やなせたかしさん作詞、いずみたくさん作曲の「手のひらを太陽に」です。参加者も一緒に手話表現を楽しみました。

資料④は別の歌で、飾り物をつけているので分かりやすいと思いますが、指3本を耳のところでやるのがトナカイの表現で、クリスマスが近いときでしたので「赤鼻のトナカイ」を手話で表現した様子でございます。

一旦、モニターでの資料の説明を終わります。質問に戻ります。

3月定例会議において、本市は手話言語条例を制定しました。また、11月15日からデフリンピックが東京で初開催されます。手話の普及や聴覚障害者への理解を深める好機と考えます。また、聴覚障害の問題は決して一部の方の問題ではなく、加齢性難聴という全ての方に起こり得る問題でもあります。新聞報道によりますと、全国では、473を超える自治体が、何らかの形で加齢性難聴者の補聴器購入補助制度を既に実施し

ております。本県においても、今年度に入り、室戸市、安芸市、日高村、須崎市、中土佐町、三原村、黒潮町の7自治体が制度をスタートさせ、既に実施している7自治体と合わせて、県下14自治体に広がりました。本当に一気に広がったなという感じがいたします。

質問の①です。

手話言語条例に基づき、具体的にどのような施策を今後を実施していく予定でしょうか。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所、野邑所長。

○福祉事務所長（野邑裕永君） お答えします。

来年度に手話奉仕員養成講座の開催を予定しておりまして、それに向けて今年度は、まず手話に興味を持っていただくことを目的として、市民を対象とした手話教室を2回開催する予定です。

また、手話の周知として、広報香美へワンポイント手話講座を9月号から出しておりますが、そちらは継続的に掲載をしていくようにしております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 5番、西山潤議員。

○5番（西山潤君） 広報香美9月号は私も見ましたけれども、ワンポイント手話を継続していただけると、それから、手話教室も2回やっていただけることで、大変うれしい限りでございます。

こちらは「耳の不自由な人をよく知る本」という本でございまして（資料を示しながら説明）、子供向けの本でかみーるで借りたものですが、大変聴覚障害の方についてよく分かる本ですので、お勧めしたいと思います。この中に、ヘレン・ケラーの言葉として紹介されているものがありまして、視覚障害は物とつながりにくくする、聴覚障害は人とつながりにくくするという言葉がございました。聴覚障害というのは、なかなか周囲の人に分かりにくい障害とも言われています。周囲の理解者をどれだけ増やすかが重要だと思いますので、ぜひ、引き続き手話言語条例に基づき具体的施策を進めていただきたいと思います。

②に移ります。

7月の参議院議員選挙で、聴覚障害者への投票支援策は取られましたか。

○議長（小松紀夫君） 選挙管理委員会、竹崎書記長。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（竹崎澄人君） お答えいたします。

本市におきましては、コミュニケーションボードを各投票所へ設置して対応しました。こういった物を設置してございます（資料を示しながら説明）。

○議長（小松紀夫君） 5番、西山潤議員。

○5番（西山潤君） コミュニケーションボードを使ってやっていただけているということでございます。

③へ移ります。

初めに紹介しましたデフリンピックですが、実は、あまり知られていないのではないかと心配しています。本市として広報する予定はありますか。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所、野邑所長。

○福祉事務所長（野邑裕永君） 11月号の広報香美のワンポイント手話コーナーにおいて、デフリンピックの手話表現と開催日などを掲載する予定をしております。

○議長（小松紀夫君） 5番、西山潤議員。

○5番（西山潤君） 実は、この前の日曜日、高知市においてデフリンピック壮行会が開かれています。ただ、翌日の地元紙を見ますと、石破首相退陣表明と阪神タイガース優勝で埋め尽くされておりまして（資料を示しながら説明）、このデフリンピックの記事がなかったわけです。タイミングも悪かったのかもしれませんが、あまりデフリンピックがマスコミで取り上げられていないということもあると思いますので、ぜひ、広報を香美市としてもしていただきたいと思います。

④へ移ります。

重度聴覚障害者が人工内耳を装着する効果と経済的負担はどれほどでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所、野邑所長。

○福祉事務所長（野邑裕永君） 効果につきましては個人差がありますがけれども、聴覚の改善によるコミュニケーション能力の改善や、認知症の予防、災害時の緊急速報聞き取りによる身体的安全性の向上が見込めます。

人工内耳の手術等による治療につきましては、自立支援医療の更生医療が適用となりますので、事前に決定しておれば、所得に応じた医療費の自己負担額が軽減されます。

○議長（小松紀夫君） 5番、西山潤議員。

○5番（西山潤君） 日本での人工内耳装着手術も増えておるといことですし、先ほどの自立支援医療も適用になるということですので、ぜひ、これがもっと知られてほしいと思います。

その上で、⑤です。

人工内耳は定期的に電池交換が必要ですが、医療保険の対象外です。電池交換を本市の日常生活用具支援品目に追加できないでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所、野邑所長。

○福祉事務所長（野邑裕永君） 市民の方からそういった御要望がありましたら、品目追加への検討は可能です。

○議長（小松紀夫君） 5番、西山潤議員。

○5番（西山潤君） そういった要望があればということですのでございますので、ぜひ、市民の方からの要望によって、これを日常生活用具支援品目に加えていただきたいと私は思っております。

⑥に移ります。

私は、８月３０日に高知市で開かれた「加齢性難聴を学ぶ」という学習会に参加しました。講師は、土佐市民病院耳鼻咽喉科の関博之先生です。関先生がまず言われたことは、難聴を放置することは認知症の最大のリスクであることでした。先ほど野邑所長も言われた認知症のリスクを、関先生の言葉によると最大のリスクであるということでした。認知症には予防し得るものが４０％、予防し得ないものが６０％あるそうです。その予防し得る認知症の原因の８％を占めるのが難聴と言われました。そして、難聴を放置することによって起こるほかのリスクとして、社会的孤立、転倒、事故、記憶力の低下、就労・雇用機会が失われる、災害時には情報弱者となり命の危険にさらされるなどを挙げておられました。

質問の⑥です。

本市において、加齢性難聴による生活の質の低下や地域での孤立等の事例はありますか。

○議長（小松紀夫君） 高齡介護課、中山課長。

○高齡介護課長（中山繁美君） お答えいたします。

加齢性難聴を原因とする生活の質の低下や地域での孤立の相談事例は、今のところございません。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ５番、西山潤議員。

○５番（西山潤君） 今のところないということによかったのですが、今後起きることも予想されますので、そういうときに補聴器を装着することによって、生活の質の低下や地域での孤立を防げると考えます。また、認知症リスクを軽減することもでき、ぜひ、多くの方に補聴器を試してもらいたいと考えております。

関先生に紹介してもらいましたが、最近の補聴器は、従来ある耳かけ型、耳穴型、ポケット型に加え、骨導補聴器、骨に導くと書いて骨導補聴器、それから、軟骨伝導補聴器、前定例会議でも同僚議員が軟骨伝導イヤホンを紹介してくれましたが、その補聴器版、軟骨伝導補聴器という物も開発されており、いろいろなタイプの中から選べるということでございます。

そこで、補聴器購入補助制度の出番になるわけです。⑦の質問です。

国は、平成２９年度から、高齢者の自立支援・重度化防止等に関する取組推進のため、保険者機能強化推進交付金を創設しました。令和２年度からは、それに加え、介護予防の位置づけを高めるために介護保険保険者努力支援交付金を創設、その評価指標の中に、難聴高齢者の早期発見・早期介入に係る取組を行っているかとの項目が追加されました。本市もこの交付金を活用して補聴器購入補助制度ができないか、お尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 高齡介護課、中山課長。

○高齡介護課長（中山繁美君） お答えいたします。

保険者機能強化推進交付金の活用は可能でございますが、本市では、地域支援事業の

包括的支援事業・任意事業におきまして、認知症支援事業や要介護４・５認定の非課税世帯の介護者を対象とした、介護用品支給事業とおむつなどに活用しております。

国の評価指標の介護保険保険者努力支援交付金評価指標におきましては、認知症総合支援の推進の中で、難聴高齢者の早期発見・早期介入に係る取組を行っているかが評価の視点となっております。本市では、加齢性難聴につきまして、早期発見・早期受診を呼びかけるチラシを作成しまして、介護予防講座等の参加者に配布して、啓発に力を入れております。

また、介護予防講座の参加者には１講座につきまして、k a m i c a（カミカ）ポイントの５０ポイント付与を今年度より開始いたしまして、少しでも多くの高齢者に関心を持っていただけるよう、取組を行っております。

高齢者を対象とした補聴器購入補助制度につきましては、国、他市町村の動向を注視しながら引き続き検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ５番、西山潤議員。

○５番（西山潤君） 啓発に努めていただけるとかチラシの作成とかいうのは、非常によいことだと思いますが、制度そのもののハードルがやはりちょっとまだ高く感じます。県下１４自治体まで広がってきたということで、市長のお考えを、ぜひ、お願いします。

○議長（小松紀夫君） 依光市長。

○市長（依光晃一郎君） 香美市手話言語条例をつくらせていただいたことを契機に、香美市におきましても、耳の聞こえない方についてできるだけサポートを考えております。また、先ほど御紹介があったとおり、県下１４自治体に広がっておるということです。ので、しっかり情報共有もさせていただいて、香美市でできるところからスタートしてまいりたいと考えております。

○議長（小松紀夫君） ５番、西山潤議員。

○５番（西山潤君） ぜひ、情報収集をしていただいて、前向きに検討していただくようお願いします。

最後に、手話サークル「かかしの会」主催で、１０月１１日土曜日午後１時から映画「ぼくが生きてる、ふたつの世界」の上映会が香美市中央公民館であります。主演は吉沢亮さんで、今話題の映画「国宝」で大ブレイク中の方です。聴力障害者の両親を持ち、本人は耳が聞こえる子供で「大（コーダ）」と言うそうですが、この「大」の物語です。２つの世界とは、聞こえる世界と聞こえない世界ということのようです。私もまだ見ていないわけですが、すばらしい映画という評判ですので、この場をお借りして紹介させていただきます。

大きな２番に移らせていただきます。高齢者の孤立に具体的対策をとということで、モニターをお願いします。

こちらの写真資料⑤が、今年３月３０日に私の住んでいる上野地区で開かれた花見とピザの会です。上野地区を中心に、地区外から来てくれた方も含めて４０人の方が集まってくれました。よく見ると、ここに私が写っているということでございますが、前の年に開かれた花見とピザの会には依光市長も参加してくれましたので、雰囲気は分かっていたかと思うと思います。上野地区は高齢者の割合が非常に多い地域ですが、子供も若い方も参加してくれて、非常に高齢者にとって元気の源になった会ではなかったかと思っています。

次の写真資料⑥を見てください。これは、①の質問で取り上げております、社会福祉協議会による「あったかふれあい事業」で、土佐山田地区の「通うほっと倶楽部」に集まっている方々です。まず、資料⑥は、体と頭脳を使うスポーツのボッチャを楽しんでいる様子です。こういう感じですね。次の写真資料⑦が折り紙ですね。指先を使う折り紙をやっておりますが、見ていただいたら分かりますように、非常にカラフルな立体作品を作っておりますが、私、驚いたわけでございます。ほかには、トランプや手芸、塗り絵など、グループに分かれて楽しんでおられました。最後の資料⑧はコーヒータムということで、ボランティアの協力の下、約２時間あまりの「通うほっと倶楽部」は、あっという間に時間が過ぎてしまいました。

資料の説明を終わります。質問に戻ります。

９月の第３月曜は敬老の日であり、多年にわたり社会に尽くしてきた老人を敬愛し、長寿を祝う日とされています。今年度も各自治体による敬老会や記念品配布が実施予定です。また、７５歳以上の方の割合は年々高まっております。先ほど写真で見ていただいた、私の住んでいる上野地区でも、９月１５日に敬老会を予定しておりますが、依光市長からは早速祝辞をいただきありがとうございました。その祝辞は最新の資料を基に書かれていると思いますが、ちょっと一部紹介させていただくと、本市で敬老の日を迎えられる７５歳以上の方は６,３０８人、今年度１００歳になられる方は２７人、現在、１００歳以上の方は４７人いらっしゃいますと書かれております。非常にたくさんの方が、７５歳以上、１００歳以上を迎えられているのは喜ばしいことでございますが、核家族化や若者の県外流出等により、一人暮らしの高齢者も増えているわけです。そうした中、写真資料で紹介しました、社会福祉協議会による様々な取組が行われています。

①の質問です。

先ほど見ていただいた「通うほっと倶楽部」、それから、香北地区、物部地区では「お茶会」というものが同じように開かれております。それぞれの参加者数と男女比率についてお聞きします。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所、野邑所長。

○福祉事務所長（野邑裕永君） 令和６年度の実績になりますが、土佐山田地区で開催しています「通うほっと倶楽部」につきましては延べ８０７人、香北・物部地区で開催しています「お茶会」につきましては延べ８２７人の参加がございました。男女の比

率につきまして、男女比の集計はしていないんですけれども、1回の開催で大体10人から20人の参加があり、そのうちの男性参加者は一、二人となっておりますので、男性が1割、女性が9割になるかと思います。

○議長（小松紀夫君） 5番、西山潤議員。

○5番（西山潤君） 本当に社会福祉協議会が御努力されて、参加者を集めていることが分かりました。私の御近所の高齢者で女性の方ですが、プラザ八王子まで歩いて参加しております。上野地区から八王子まではかなりの距離があるわけですが、歩いて参加すること自体が健康づくりにもつながっているということです。大変よい取組だと思っています。その上で、男性参加者が少ないことは、写真資料の8月5日の「通うほっと倶楽部」に参加させてもらって、私も感じたところでございます。

②の質問に移りますが、ちょっとすみません。②の質問です。

社会福祉協議会の方から非常に努力しているということ、そして、工夫もして男性参加者を増やしたい、全体の参加者を増やしたいということをお聞きしました。その一つとして、社協だよりを今年度から工夫するとお聞きしました。これが今までの社協だよりでございまして（資料を示しながら説明）、表紙が四季折々の桜とか紅葉とかで、これはこれでなかなか上手に撮っているなと思ったわけですが、最新号の今年の7月号は（資料を示しながら説明）、明治地区公民館で体操教室と大きく打ち出して、その体操教室の様子を表紙にしたと。ぱっと見ましたら、私の知り合いの方が参加していることが分かってうれしかったわけですが、そして、次の社協だよりは多分10月号だと思いますが、夏休みにやった「宿題終わらそう！ウィーク」の小学生の写真が出るそうです。こちら楽しみです。ところが、意外とこの社協だよりは、広報と一緒に配ってもあまり読まれていないという実態がありまして、提案なんです、広報香美でも社会福祉協議会の取組を大きく紹介してはどうでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 高齢介護課、中山課長。

○高齢介護課長（中山繁美君） お答えいたします。

介護予防事業、認知症支援事業につきましては、広報香美で年に1回紹介をしております。昨年度は7月号に紹介記事を掲載いたしました。今年度は11月号に掲載を予定しております。広報香美のほか、市内の医療機関や量販店に設置している香美市認知症支援ガイドブックの中でも紹介しております。また、地域包括支援センターの窓口や、高齢者宅を訪問した際にチラシをお渡しして、紹介などもしております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 5番、西山潤議員。

○5番（西山潤君） ぜひ、積極的な広報をお願いしたいと思います。

③です。

一人暮らしの高齢者に対して、市としてどのような支援を行っていますか。

○議長（小松紀夫君） 高齢介護課、中山課長。

○高齢介護課長（中山繁美君） お答えいたします。

本市では、一人暮らし高齢者、または高齢者のみの世帯が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう支援を行っております。具体的には、65歳以上の高齢者世帯のうち、緊急時における通信手段の確保が困難な方に緊急通報装置を貸与し、急病や事故などへの迅速な対応を可能とする体制を整えております。また、火災などに備え、自動消火器、火災報知機の給付を行い、安全な生活環境の確保に努めております。さらに、配食サービスにつきましては、調理が困難であり、近隣に支援可能な親族がいない住民税非課税世帯の方を対象にしまして、栄養バランスに配慮した食事を提供しております。食事の配達時には、声かけや見守りを併せて行うことで安否確認や孤立の防止にもつなげております。そのほか、自宅での生活に不安を感じる一人暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯には、物部町にあります生活支援ハウスこづみを提供しております。

また、地域包括支援センターの事業では、社会福祉協議会をはじめ民生委員や市内の企業等と連携して、高齢者を見守り、早めに異変をキャッチして支援につなげる体制がございます。提供する支援としましては、高齢者の状況により、介護保険サービスや介護予防事業、運動教室、また、脳トレ教室などがございます。

さらに、社会福祉協議会へ委託しておりますあったかふれあいセンター事業におきましては、ボランティア及びあったかふれあいセンターのスタッフが一人暮らし高齢者の電話見守りサービス「声ともだち」を行ったり、また75歳以上の一人暮らし高齢者に対して見守りはがきを送付し、生活状況への不安や困り事がある人を対象に訪問をしたりしております。

これらの取組を通じて、今後も地域で安心して暮らせる環境づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 5番、西山潤議員。

○5番（西山潤君） 様々な取組をやっていただいていることがよく分かりました。非常に重要なことだと思います。その上で、私としましては、ぜひ、男女とは言われませんが、どうしても「通うほっと倶楽部」をはじめとして男性の参加者が少ないですので、男性への積極的な働きかけも併せてお願いしたいと思っています。最後、市長のお考えをお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 依光市長。

○市長（依光晃一郎君） 議員が御指摘のとおり、男性の社会参加、高齢になられてからのお一人暮らしでありますと、なかなか社会とのつながりを持ちにくい方がいらっしゃることは事実ですし、また、社会福祉協議会とも連携しながらそういった方々への声かけをしているところですが、これはもう多分全国的なことであろうと思いますけれども、男性のひきこもり、男性の閉じ籠もりというようなことは、課題として認識しております。いろいろな事例を見る中で、やはり男性に対して役割を与えるような取組が

重要ではないかと思っております。例えば、香美市ではワインを作っているグループがございます。「びらふ」という井上ワイナリーのワインを作っておりますが、そういったところには男性が、力仕事もあるということで参加をされ、また、お酒を飲むというようなことで参加しやすいような仕組みがあります。そういったいい事例を香美市でも広げてまいりたいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 5 番、西山潤議員。

○5 番（西山潤君） 男性に役割を与えるということは、私も非常に賛成です。ただの一般参加者では行きたくないと、何とか長とついたら行きたいというような声も聞いたわけございまして、とにかく班長でもグループ長でも、その中で役割を与えて参加していただくという工夫、それから、先ほどのワイナリーの何かを作るようなことは、非常に男性もやりがいや今までの経験を生かされると思いますので、工夫していただきたいと思います。

大きな3番に移ります。子供たちのために安全で命を守れるプール授業についてお聞きします。

昨日、同僚議員の質問もありましたので、重複する部分は省くようにします。ただ、私の思いといたしましては、8月12日付の地元紙に載りました、中芸地域教育委員会関係者の発言、細心の注意を払って安全に泳げる機会を確保し続けることが大人の役目との指摘に、大いに共感するものです。

①です。

小・中学校におけるプール授業に対する香美市教育委員会の認識をお願いします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薫君） お答えします。

水泳授業を実施する目的は、水に慣れ、命を守る力を身につけるとともに、基礎的な泳力や体力を養い、仲間と協力して楽しく活動することであり、水泳を通じて体を動かす楽しさを学び、全身運動を通じた体力向上を図ることや、泳力の向上だけでなく、協調性や自己管理能力の向上も期待されます。また、水難事故防止や命を守るための安全教育としても重要であり、水に対する正しい知識や技術を学び、実践する能力を育成するためでもあります。市教育委員会では、今後も引き続き、安全・安心に水泳授業が実施できるような環境を整えてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 5 番、西山潤議員。

○5 番（西山潤君） 私も非常に共感するところでございます。昨日の同僚議員への答弁でも、本市として引き続き各校にプールを設置・整備し、プール事業を行っていくという方向が示されました。私は、ぜひ、その方向で頑張りたいと思っています。既に、一部の保護者からは、スイミングスクールへ通わせたほうがえいろうかという声を聞きました。しかし、そうなりますと、家庭の経済状況で水泳ができるかでき

ないかまで左右されることになってしまいます。ぜひ、大丈夫です、学校で安心・安全なプール授業をやっていきますというメッセージを、教育委員会が自信を持って打ち出していったほしいと思っておりますので、よろしくお願いします。

②の質問は昨日答えていただきましたので省略します。

③へ移ります。

昨日答えていただいた学校の中で、最も少ない小学校は5時間、最も多い小学校が14時間でした。中学校の場合、着衣水泳の時間も含めて最も少ない学校で7時間、最も多い学校で12時間でした。小学校で9時間の差、中学校で5時間の差はかなり大きいと考えますが、このばらつきの原因は何でしょう。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薫君） お答えします。

文部科学省が定める学習指導要領において、体育授業の各学年の目標と内容が示されております。例えば、高学年5年生、6年生の指導内容では、体づくり運動、器械運動、陸上運動、水泳、ボール運動、表現運動となっております。これらの指導内容について授業時間数の配分を各学校で決定しているため、学校ごとに水泳授業時間数のばらつきが生じることとなっております。また、これに加えて、計画しておりました授業を天候等によって中止した結果、想定していた回数よりも少なくなっているケースもあるかと思えます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 5番、西山潤議員。

○5番（西山潤君） 確かにそのとおりで、学習指導要領で定められた内容は、いろいろな陸上とか器械とかボールとかで分かれておりますので、水泳ばかりに時間を費やすことはできないということがあると思います。私のお聞きした校長先生もそういう内容を言われておりましたが、私としましては、この豊かな自然、川と海に恵まれた高知県において、せっかく水泳のできるシーズンにほかの運動をするというのは、ちょっともったいないなという気持ちを非常に持っているわけです。これは個人的見解でございますが。

④の質問に移ります。

先ほど課長も言われたように、暑過ぎるためプール中止という学校が今年がありました。気象庁によると、今年の夏は平年と比べて2.36度高く、統計を取り始めて最も暑かった去年、一昨年を大幅に上回ったそうです。そして、昨日も教えていただきましたが、熱中症警戒アラートが出て、暑さ指数3.3度以上は中止という安全マニュアルがあるとのことでした。根本的問題としては、地球沸騰化とまで言われるこの気候変動に対して、日本を含め多くの国がまだ有効な対策を十分取れていないことがありますので、子供たちの未来のために、この気候変動対策に世界中で取り組んでほしいと思っています。まずは、来年度のプール授業に向けて、何らかの対策は取れないでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薫君） お答えします。

水泳授業中止の判断基準は、原則として、熱中症警戒アラートが発令され、各学校で暑さ指数33度以上である場合は中止としております。児童・生徒の熱中症などのリスクを回避するためにはやむを得ない判断だと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 5番、西山潤議員。

○5番（西山潤君） 確かに、リスク回避という上では中止がやむを得ない場合もあると思いますが、例えば、あけぼの保育園では寒冷紗をプールの上に張って、暑くなり過ぎるのを防いでいるわけです。山田小学校でお聞きしましたら、かつて山田小学校にも、寒冷紗を張って紐を四隅につけてフェンスにくくりつけるという簡易な方法で、暑くなり過ぎるのを防いでいた時期があったそうです。この程度のことで、この程度と言われませんかけれども、こういう簡易な方法で何らかの対策は取れないでしょうか。課長、もう一回お願いします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薫君） お答えします。

議員が御提案の寒冷紗につきましては、直射日光を遮ることにより、プール周辺やプール水面の温度を下げるができるかと聞いております。特に、夏場の強い日差しによる水温の急激な上昇や、プールサイドの温度上昇を抑える効果があるとも聞いておりますので、暑さを軽減する有効な手段であると思われまます。導入につきましては、費用対効果を考慮して、かつ安全に実施できるということであれば、検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 5番、西山潤議員。

○5番（西山潤君） ぜひ、具体的に検討していただきたいと思います。

⑤へ移ります。

昨日の答弁で、課題として監視員の確保が難しいことが挙げられていました。これまで保護者に監視員を頼んできた経過がありましたが、既に過度な負担になっているのではないのでしょうか。県または本市の予算で監視員を雇うべきと考えますが、どうでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薫君） お答えします。

保護者の皆様におかれましては、就労状況や家庭の事情などもある中で、学校からの依頼に応じて監視員に従事していただくことは、その御負担が少なからずあることについて、私どもも十分に認識をしています。また、学校現場においても、県安全管理指針が求める監視員・人員を配置することは、大変な負担ともなっております。

市教育委員会としましても安全管理の徹底のために、次年度以降はライフセーバーや水泳教室の指導員など、専門の外部人材に監視を依頼することを検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 5 番、西山潤議員。

○5 番（西山潤君） 大変うれしいこととございまして、ぜひ、外部人材の雇用という方向で監視員をお願いしたいと思っております。

⑥へ移ります。

夏休みのプール開放は子供たちにとって大きな楽しみです。私が学校に在職していた当時、初めの頃は土曜日にも学校がありましたので、日曜を除くほぼ毎日プール開放をしておりました。山田小学校などは人数が多かったので、午前中は低学年、午後は高学年というような形を取り、午前も午後もプール開放をしておりました。そのため、ほぼ毎日プールに来る常連の子供がおりまして、9月の始業式には真っ黒に日焼けをしておったことを覚えておりますが、なかなかそこまでのプール開放は現状では難しいと考えます。初めにも言いましたように、細心の注意を払って安全に泳げる機会を確保してほしいとの思いで、来年度のプール開放実施について改めて見解をお願いします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薫君） お答えします。

本年度は、高知県教育委員会が令和7年4月に定めた、小学校の水泳指導における安全管理指針を踏まえ、監視体制や水位の調整など、学校が実施する水泳授業と同等の対応がプール開放においても必要であると考えた結果、中止の判断いたしました。

次年度につきましては、今後の県の動向も踏まえて改めて検討することになります。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 5 番、西山潤議員。

○5 番（西山潤君） 改めて検討ということとございますので、ぜひ、実施する、実施できる、安全に泳げる機会というものを実現していただきたいと要望しておきます。

⑦の最後の質問です。

準備運動をする体育館にも空調整備が必要だと考えます。現時点で体育館の空調整備調査はどこまで進んでいるのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薫君） お答えします。

現在、体育館空調設備に係る調査について、入札に向けた準備を進めているところで、契約は10月中を目途としており、調査の実施期限は1月末までとしております。調査結果を踏まえ、今後の整備方針や具体的な対応について検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 5 番、西山潤議員。

○5 番（西山潤君） ぜひ、進めていただきたい、それも早急に進めていただきたいとお願いしておきます。

現時点では、全国の公立小・中学校体育館への空調は 18.9%、公立高校では 14%にとどまっています。7 月 30 日に、ロシアのカムチャツカ半島付近で発生した地震による津波避難では、避難先となった体育館へ避難中に、熱中症で救急搬送された方が 11 人いたと、政府の記者会見で発表されました。改めて、避難所ともなる学校体育館へのエアコン設置は待ったなしというふうに思います。子供たちの学習環境整備とともに、災害対策としても体育館へのエアコン設置を急いでほしいとお願いして、私の全ての質問を終わります。

○議長（小松紀夫君） 西山潤議員の質問が終わりました。

次に、14 番、山崎龍太郎議員。

○14 番（山崎龍太郎君） 14 番、山崎龍太郎です。

質問に入ります前に、通告の訂正をお願いいたします。4 項目めの地区公民館の利用についての「条例・規則の変更もないのに」という文言の削除をお願いいたします。申し訳ございません。

では、通告に従い、順次質問いたします。一問一答であります。

最初に、令和 7 年度地方税法改正等に関してお尋ねします。

令和 7 年分の所得税から基礎控除が 10 万円引き下げられました。さらに、基礎控除の特例を創設し、恒久的措置として、合計所得金額 132 万円以下の場合は 37 万円が上乗せされ、合計所得金額 132 万円から 655 万円以下の場合は、2 年間の時限措置として所属階層別に控除額が上乗せされます。ただし、住民税の場合は従前のままです。物価高騰が続く中、生活費非課税の原則を徹底する意味から言えば、課税最低限の引上げが必要と私どもは考えます。

総務省は、個人住民税は地域社会の会費として、広く多くの国民が負担するため、地方税独自に所得控除を設定しており、所得税の改正内容、地方税財源への影響や税務手続の簡素化の観点から、基礎控除の引上げを見送ったと説明しております。

ともあれ、個人住民税においても、給与所得控除の最低保障額 55 万円は、令和 8 年度分より 65 万円に 10 万円引き上がります。併せて、19 歳から 23 歳の大学生年代の親等の特定親族特別控除の創設や、扶養控除に係る所得要件の引上げが行われます。その他、法人関係、固定資産税関係の改正等々もございます。

そこで、順次伺ってまいります。

①です。

最初に、令和 6 年度決算において、市民税が全税目で減少しておりますが、その要因についてお伺いします。

○議長（小松紀夫君） 税務収納課、猪野課長。

○税務収納課長（猪野高廣君） お答えいたします。

令和6年度決算における市民税収入減の要因でございますが、令和5年度の個人の市民税現年課税分の調定額9億6,720万4,269円、収入済額9億6,181万8,185円、令和6年度の個人の市民税現年課税分の調定額8億9,558万1,568円、収入済額8億8,948万3,784円で、その差額は、調定額7,162万2,701円、収入済額7,233万4,401円です。

減収の1つ目の理由としまして、令和6年度は所得税3万円、住民税1万円の定額減税が実施されました。この定額減税の減収分が調定額で、市民税の分ですが、約8,600万円でした。次に、令和6年度は東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律が10年の時限立法の期間が過ぎ、市民税分500円が課税されなくなりました。この分の減収額は調定額で約587万円でした。よって、減収の主な要因は定額減税とこの震災復興税の2つであると考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、山崎龍太郎議員。

○14番（山崎龍太郎君） よく理解できました。

②です。

令和7年度の現状はいかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 税務収納課、猪野課長。

○税務収納課長（猪野高廣君） お答えいたします。

令和7年度の課税額は、令和6年分の所得に対して課税しております。8月末時点の調定額と収入額を比較しますと、令和7年度の調定額は約10億1,700万円、収入額約3億2,800万円、令和6年度の調定額は約8億8,700万円、収入額約2億5,700万円ですので、本年度は調定額で約1億3,000万円、収入額で約7,100万円ほど前年度を上回る税収となっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、山崎龍太郎議員。

○14番（山崎龍太郎君） 8月末時点で三億云々ということでしたが、例年に比べたら同程度という収納状況でしょうか。

○議長（小松紀夫君） 税務収納課、猪野課長。

○税務収納課長（猪野高廣君） 通年で比べたら、そうですね、令和6年度の減収分に比べますと、通年どおりの伸び率であると認識しております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、山崎龍太郎議員。

○14番（山崎龍太郎君） ③です。

個人住民税では、物価上昇局面における税負担の調整及び就業規則への対応にて、全

国的には750億円の減収、市町村民税にはうち486億円の減収との予測が出ております。本市においてはいかがでしょうか、お尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 税務収納課、猪野課長。

○税務収納課長（猪野高廣君） お答えします。

山崎議員が御質問のとおり、私の手元にあります資料におきましても、令和7年度の税制改修による税収減収の見込みですが、個人住民税の道府県税がマイナス264億円、市町村税がマイナス486億円、合計750億円の減収になるという予測資料が出ております。この資料に基づく試算はしておりませんので、本市の減収額がどのくらいになるのかは現状分かりませんが、これらの資料も参考にしまして、国・県等からの情報等に注視していかなければならないと考えております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 14番、山崎龍太郎議員。

○14番（山崎龍太郎君） 情報収集は早めにしておいたほうが今後の対策にもなると思いますので、よろしくお願いします。

④です。

これまで、子供がアルバイト等をしていた場合、給与収入が103万円以下であれば親などの個人住民税から45万円が控除されましたが、この収入上限を123万円以下まで拡大する特定扶養控除に加え、123万円から188万円以下の場合、扶養親族が段階的減少はしますが控除できる、特定親族特別控除が創設されました。私どもは、一握りの給与所得者が減税の恩恵を受ける仕組みには問題が多いと考えますが、市当局も、税収減はもとよりシステム改修等も含め多大な事務を強いられると考えます。この点について見解を求めます。

○議長（小松紀夫君） 税務収納課、猪野課長。

○税務収納課長（猪野高廣君） お答えいたします。

いわゆる103万円の壁が撤廃されまして、大学生年代の子等に関する特別控除が創設されます。この制度は、19歳から23歳の子を持つ親の扶養控除で、1つ目の特定扶養控除は、子供がアルバイト等をしていた場合、親が控除を受けられる金額の上限、つまり、このアルバイト給与収入金額の上限が、103万円から123万円に引き上げられるものです。これは前からあった制度で、2つ目の特定親族特別控除は、先ほど議員がおっしゃられた、子供の収入が123万円超から188万円以下の場合、その収入額に応じた控除があり、収入により控除額が段階的に減るという仕組みになっておりまして、これが新たに創設されます。

この制度による税収への影響につきましても、国・県等からの情報等に注視していかなければならないと考えております。また、この制度内容につきましても、さらに精査していかなければならないと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、山崎龍太郎議員。

○14番（山崎龍太郎君） この制度構築によってどれだけ市税等が減収するかというが、まだ予測が立っていませんか。

○議長（小松紀夫君） 税務収納課、猪野課長。

○税務収納課長（猪野高廣君） 今のところまだ予測は立っておりません。
以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、山崎龍太郎議員。

○14番（山崎龍太郎君） 先ほど申し上げました、四百数十億円部分の資料によりますと、この制度によって全国的には50億円ぐらい減収するであろうと言われていすので、その点も踏まえて情報収集に努めてもらいたいと思います。

⑤です。

改正において、所得税における住宅借入金等特別税額控除の見直しに伴う措置で住宅ローン控除の要件見直しに合わせて住民税でも見直しされる中、所得税が控除し切れない分を住民税から控除できるようにすることです。これによる減収分は国費で補填するということですが、その他控除拡大等での税収減に対する国からの補填等はないのか、お尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課、黍原課長。

○企画財政課長（黍原美貴子君） 現時点で、国からの具体的な対応は示されておりません。一応、地方財源を確保することにはなっているということです。

○議長（小松紀夫君） 14番、山崎龍太郎議員。

○14番（山崎龍太郎君） どういう形であろうが地方財源は確保していくが、まだ具体的には示されていないということですが、減税対象の市民・国民にとってはありがたいことですが、先ほども言ったように、これはやっぱり一握りが対象であります。私どもは、やるんやったら減税の恩恵が国民に幅広くいくことが大事だと思っています。先ほど、確保する点については国から言われているということですので、ぜひ、国には財源の措置をしていただけるように、あらゆる部分で情報発信をしてもらいたいと申し添えておきます。

それでは、2番目に移ります。人口減少対策総合交付金連携加算型事業についてお尋ねします。

高知県人口減少対策総合交付金を利用して、県・市が目標を共有し、人口減少対策に取り組んでいるところです。本市はkamica（カミカ）マネーを利用し、連携加算型事業を進めております。広報6月号、9月号にて啓発もされております。各事業の現状の取組実績等を伺ってまいります。

①です。

香美市出身者、高知工科大学学生等をターゲットにした、若年層の市外への流出防止やUターンを促進する目的から、県外からの転入者へのkamicaマネー2万円付与の

現状実績をお尋ねします。人数、金額等についてもお示してください。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課、小松課長。

○定住推進課長（小松伯聖君） お答えいたします。

香美市引越し祝電子マネー付与事業でございます。令和7年4月1日以降に高知県外から転入し、かつ、34歳以下の方に付与されるという事業でございますが、現時点での実績をお伝えいたします。4月分の付与は現時点で87人、174万円、5月分は11人、22万円、6月については2か月経過後ということもございまして、現在、作業中でございます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、山崎龍太郎議員。

○14番（山崎龍太郎君） ①の部分で、引越し祝いということで同じ制度に構築されていて、②とちょっとかぶるところもありますが、4月で87人、174万円、5月で11人、22万円を付与されていますけれども、実際にちょっと聞きたいのは、このうち、高知工科大生が来られて住民登録をして、このkamicaマネーの付与を受けるわけですが、その状況はいかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課、小松課長。

○定住推進課長（小松伯聖君） お答えいたします。

現時点におきましては、そこまで詳細な分析はしていない状況になります。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、山崎龍太郎議員。

○14番（山崎龍太郎君） 詳細な分析ができてないと。これは後の質問にもつながりますが、分析はそのうちするでしょうけれども、現実問題は住民登録をしないとkamicaマネー付与はないということの確認です。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課、小松課長。

○定住推進課長（小松伯聖君） お答えいたします。

住民登録が要件になっております。8月末時点の資料を用意していますのでお答えいたしますと、8月末時点で市外からの転入者は、市外ですので高知県内からの転入も含めますが、446人で、去年と比較してマイナス7人との状況でございます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、山崎龍太郎議員。

○14番（山崎龍太郎君） 確認します。

8月末時点で市外からの転入者が446人ということですが、この方々が対象ということなんですか、どういうことですか、ちょっとお願いします。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課、小松課長。

○定住推進課長（小松伯聖君） お答えいたします。

ちょっと混乱させてしまって申し訳ございません。このマネー付与事業の要件は、4

月 1 日以降に香美市内へ高知県外から転入、かつ、34 歳以下となっておりますので、もちろん先ほど言いました 446 人は香美市外からの転入者、高知県内からの転入者も含めますのでイコールではないことを申し添えておきます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14 番、山崎龍太郎議員。

○14 番（山崎龍太郎君） マイナス 7 人で転入状況をお示しいただいたということですね、分かりました。

この点で、NPO 法人いなかみが、具体的にこの 34 歳以下の子育て世代転入者等への働きかけも踏まえて行うことが計画に書かれておりましたが、現状の取組はどうでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課、小松課長。

○定住推進課長（小松伯聖君） この事業と NPO 法人いなかみとの連携につきましては、香美市内に転入することのインセンティブとして紹介しておりまして、6 月に東京都と大阪府で開催されました高知暮らしフェアに出展した際も、移住相談で本事業の宣伝をいただいております。事業の仕組みは理解いただいておりますと認識しております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14 番、山崎龍太郎議員。

○14 番（山崎龍太郎君） ③です。

共働き・共育ての啓発、市の子育て支援制度を紹介するため冊子制作事業を行うとのことですが、まだ予算化されていないと思います。現状はいかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課、小松課長。

○定住推進課長（小松伯聖君） お答えいたします。

予算化につきましては、令和 7 年度当初予算の総務費、総務管理費、企画費の中の委託料におきまして、パンフレット作成業務にて予算化をしております。84 万 7,000 円という予算額となっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14 番、山崎龍太郎議員。

○14 番（山崎龍太郎君） 見抜かっておりました。失礼しました。

ただ、着手というところまで行っているのでしょうか。予算化されていることであれば早急に委託に着手すべきと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課、小松課長。

○定住推進課長（小松伯聖君） お答えいたします。

人口減少対策総合交付金の共働き・共育ての部分を補完する目的で、この事業を行っておりますが、現在の進捗状況につきましては、印刷会社各社に見積りを依頼中でありまして、今後、速やかに事業を進める予定でございます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、山崎龍太郎議員。

○14番（山崎龍太郎君） 結局、転入者等に渡したいわけですが、今転入されている方にはどういうサービスをしていますか。こういう冊子はまだ渡せていないわけですね、様々な香美市の情報を発信しなければならない中で、今まで転入された方には後で渡すわけですか、どうなるのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課、小松課長。

○定住推進課長（小松伯聖君） お答えいたします。

相談があった際には、当然、市の取組であるとか制度は紹介させていただいております。特設サイトにも一応いろいろと情報は入っておりますが、冊子が必要ということは認識しております。現在のところはそれを作成中で、口頭では説明しておるという状況でございます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、山崎龍太郎議員。

○14番（山崎龍太郎君） 今までの方に口頭では説明しているけど、この冊子ができたら渡す段取りはあるんですか、それは考えていないんですか、相談があったら渡すという格好になるのか。やはりそこら辺は、市のサービスとして送ってあげるとか、そういうことをしてあげるのが筋と思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課、小松課長。

○定住推進課長（小松伯聖君） 現在のところ、納品された後、これまで転入された方に渡すことは想定しておりません。子育てというところは啓発の目的もございますので、広く、特に転入者だけとも考えていないという状況でございます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、山崎龍太郎議員。

○14番（山崎龍太郎君） 善処できるところは善処していただきたいことは申し添えておきたいと思います。

④です。

若者出逢い応援事業に、上限3万円掛ける100件で予算化しておりますが、申込み実績、広報9月号には出たばかりという認識も持っていますが、そこら辺。6月号には出ていなかったですね、時間がかかったのはなぜなのかをお願いします。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課、小松課長。

○定住推進課長（小松伯聖君） お答えいたします。

香美市の広報9月号に掲載いたしました。制度設計の大まかなものは去年度から大体行っていたんですけど、細かく制度を詰めるに当たりまして、要綱は8月8日制定、告示となっております。公表が広報9月号となりまして、現在、もちろん応募はまだございません。今後、他のkamicaマネー付与と併せてチラシを作成し、より一層周知を図ろうと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） マイクをしっかりと向けて話してください。

14番、山崎龍太郎議員。

○14番（山崎龍太郎君） マッチングアプリは、結構人気があるとも聞いていますが、そこら辺の市場状況なんかは調査して、これならいけるという判断に至ったのか、再度お尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課、小松課長。

○定住推進課長（小松伯聖君） お答えいたしたいと思います。

マッチングアプリは、今の若い方にとりまして、比較的交流を求めるのに標準的なツールと認識しております。キャンペーンにもよると思いますけれども、事業を遂行するに当たりまして、これも必要なものであるとの認識でございます。

○議長（小松紀夫君） 14番、山崎龍太郎議員。

○14番（山崎龍太郎君） 広報によりますと、いずれかのサービスの利用ということで、ア、イ、ウと書かれているわけですね。実際、この事業者等に、香美市の方やったらこういう制度が使えますよという働きかけをしているのか。逆に言ったら、香美市の方が利用するときに、後々せつかくあったのに知らなかったということにならないためには、こういう事業者にもせつかくやるんやったらお知らせするのがいいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課、小松課長。

○定住推進課長（小松伯聖君） マッチングアプリサービスの周知につきましては、ちょっとすみません。私、現時点では把握しておりませんが、利用者につきましては広報等を使いまして十分周知をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、山崎龍太郎議員。

○14番（山崎龍太郎君） 利用者も若い世代ですので、そこら辺は抜かりないかもしれませんが、なお、そういうことに失念している人がおったときには、事業者から働きかけがあったらということで、そこら辺は考えていただきたいと申し添えておきます。
⑤です。

結婚祝電子マネー付与事業は、夫婦に各5万円掛ける60世帯という想定でございますが、現状はいかがでしょうか。また、子ども誕生祝電子マネー付与事業についてもお尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課、小松課長。

○定住推進課長（小松伯聖君） お答えいたします。

結婚祝電子マネー付与事業につきましては、6月の広報に掲載し、ホームページでも周知をしておりますが、現在、申し訳ないですが、まだ応募はございません。

続きまして、子ども誕生祝電子マネー付与事業につきましては、4月分付与者が3人、

5月分付与者が6人と、まだ本事業が始まったばかりで効果がちょっとあれかは検証中にはなりますけれども、里帰りでも対象となるかなどの問合せは数件あっておる状況のようでございます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、山崎龍太郎議員。

○14番（山崎龍太郎君） 結婚祝電子マネー付与事業はまだゼロですので、ぜひ、十二分に啓発していただきたいと思います。令和4年の実績が54組で、また、出生は100人規模で考えられているということですが、広報自体が遅かったということもありますけど、やっぱり問合せがあるんやったら加速度的に取り組んでいただきたいですが、そこら辺の再度の見解を求めます。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課、小松課長。

○定住推進課長（小松伯聖君） お答えいたします。

この人口減少対策総合交付金における婚姻の目標につきましては、令和7年度は60組、出産に関しても令和7年は110人、このキャンペーンを受けるかどうかは別として、その数字が目標となっておりますので、それに向けて制度をしっかりと使っていただけるように周知したいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 14番、山崎龍太郎議員。

○14番（山崎龍太郎君） ⑥です。

人口減少対策にk a m i c a マネーを使う効果として5点を掲げております。1点目は、転入者へのk a m i c a 発行に合わせ転入理由を調査することで、効果として移住者数の把握に活用が可能である。2点目に、k a m i c a マネーの付与効果で高知工科大学生の住民票移転を期待し、効果として将来的な市内定着に向けた囲い込みを実施する。3点目に、キャンペーンによるポイント付与で生活支援が可能であり、効果として収入の低い若い世帯や大学生の生活に効果が大きい。4点目に、複雑な申請手続なしで様々な支援が容易であり、効果としてライフステージに応じた支援をプッシュ型、低コストで実施できる。5点目に、アプリ機能を活用した情報発信が可能であり、効果として移住者・大学生に香美市の様々な情報提供が可能である等々、計画を作成しているところではありますが、この点の検証は行っていくのか、そこら辺についてお尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課、小松課長。

○定住推進課長（小松伯聖君） お答えいたします。

効果の検証につきまして、k a m i c a の交付を通知する際にアンケートを送付・収集しております。その結果を基に移住者のカウントも実施をするわけですが、アンケートの項目には、5番目にk a m i c a の機能を活用という部分がありますけれども、k a m i c a の機能等の記入欄もございまして、収集後は担当部局の商工観光課と共有することとしております。また、御指摘のとおり、高知工科大学の定着も本事業の狙いでございます。k a m i c a を通じて地域の商業施設を利用いただき、k a

m i c a アプリから市の公式 L I N E へつなげ、市とのつながりを持っていただくように今後とも努めてまいります。

検証につきましては、もう副次的な効果もありますので、全ての項目をちょっと行うものではないということを御了承いただきたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 14番、山崎龍太郎議員。

○14番（山崎龍太郎君） これは人口減少対策総合交付金連携加算型事業を使うわけですが、県へ報告の義務みたいなものはないのですか、全ての項目ができるかどうかと最後に申されておりましたけれども。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課、小松課長。

○定住推進課長（小松伯聖君） お答えいたします。

実績報告時にある程度、今回は今年からということもございまして、どのような実績報告をするものかがちょっと十分把握できておらない状態ですが、数値目標といたしましての移住者数であるとか出生数、婚姻件数はございます。それを中心に、副次的効果も記載するような形になるのではないかと、現時点では想像しております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、山崎龍太郎議員。

○14番（山崎龍太郎君） 令和7年度から令和9年度までですけれども、毎年報告というわけではないのですか、まとめて最後に実績を含めてやるのか、そこら辺はどうでしょう。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課、小松課長。

○定住推進課長（小松伯聖君） 今の認識の話にはなってしまうんですけれども、単年度事業ですと単年度ごとに一応数字は上げます。当然、中期的なサイクル、令和7年度からと言いましたけど、実際、令和6年度から制度自体はありまして、令和6年度は事業がなかったので報告はしておりません。香美市は令和7年度からとなっております、令和9年度には総括的に効果を検証するものだとは認識しております。もちろん単年度の効果も検証されるものと認識しております。

○議長（小松紀夫君） 14番、山崎龍太郎議員。

○14番（山崎龍太郎君） 数値にもこだわってもらいたいということは、申し上げておきたいと思います。

3番目に移ります。秦山公園・土佐山田スタジアムについて伺います。

土佐山田スタジアムの利用状況等については、不定期に質問で取り上げさせていただいておりますが、今回は秦山公園も併せての質問です。

① です。

秦山公園は「ふわふわドーム」の全面改修が予算化されておりますが、そろそろ入札等の時期ではないでしょうか。子供たちの遊びの場として楽しまれ、有効利用されている点は喜ばしいことです。現在の利用状況を伺います。

また、朝ドラ「あんぱん」効果で、市外・県外のお子さんたちが立ち寄っていることはないのか、お尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 建設課、野村課長。

○建設課長（野村文紀君） お答えいたします。

秦山公園の利用者数につきましては、直接カウントはしておりませんので、正確な数は把握してございません。本当にざっくりした推計にはなっていますが、平成17年11月に子どもの広場が開園しております。当初の3年間は実際に計測した実数がございます、1年目の平成18年度が利用者数14万9,950人、2年目の平成19年度が13万2,553人、3年目の平成20年度が13万1,988人と、ちょっと管理人に対する負担も大きかったことで、平成21年度以降は数を数えておりませんが、これを子どもの広場内に設置しております自動販売機の売上げ本数で比較してみました。平成18年度、平成19年度が、年間で約5万3,000本から5万4,000本ほど自販機の売上げがございました。直近の令和5年度、令和6年度ですと、2万7,000本から2万8,800本ぐらいで、大体半分ぐらいになっておることからいくと、6万5,000人から7万人ぐらいなのかなという、本当にざっくりした推計でございます。感覚的ではございますが、コロナによって減ってございましたが、コロナ前の人数には回復しておると感じております。

あと、朝ドラ「あんぱん」の効果はどうでしょうかということでしたけれども、実際、朝ドラ「あんぱん」効果としては特段感じておりません。秦山公園自体が口コミで広がっておりまして、遠足などでも御利用いただいて、香美市内外からも多く御利用いただいております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、山崎龍太郎議員。

○14番（山崎龍太郎君） カウントしていないのでざっくりと、まさか自動販売機の販売本数で比較されるとは思っていませんでしたが、6万人ぐらいは来ているであろうということです。

朝ドラ「あんぱん」効果等については分からないという点で、口コミで来てくれる人もおると思うのですが、私は、アンパンマンミュージアムへ来た人らに土佐山田町にも立ち寄ってもらいたいということで、1つは、目玉である秦山公園なんかは子供たちが喜んでないかとも言わせてもらったんですが、この点について、別に戦略的に本市が取り組んだということはないんですね、結局は。そのところで聞きたいんですが、実際あそこには募金箱も設置してますよね、自動販売機の売上げと先ほど言われましたけれども、予算上は110万円が公園使用料として歳入で計上されておりましたが、その内訳はほぼ自動販売機の売上げということでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 建設課、野村課長。

○建設課長（野村文紀君） お答えいたします。

当初予算に歳入として上げさせていただいております公園使用料につきましては、ほぼ自動販売機の売上げ手数料でございます。

先ほど議員もおっしゃっていただきました募金箱についてですが、こちらは市が設置しておるわけではなくて、秦山公園愛護会で設置していただいています。秦山公園サポーター募金箱と名前をつけ、平成24年6月20日に設置させていただき、今に至っております。最近のことで言いますと、令和6年度の募金額が9,300円とお聞きしています。令和元年からの6年間で平均を取ってみますと、年間大体1万4,000円ほどの募金を頂いておるということでございます。いただきました募金につきましては愛護会で管理しておりますが、公園内に置きますプランターを購入して花を植えたりとか、ホワイトボードの掲示板を購入させていただいたり、あと、雨などでぬれた場合には「ふわふわドーム」の表面を拭き取ってから開園していますが、そういったタオルであるとかに活用させていただいております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、山崎龍太郎議員。

○14番（山崎龍太郎君） 市内の幼・保、それから、小学生の低学年とかがよく利用しているところを見かけますが、大体、学校の関係とか、幼稚園、保育園の関係で連れていっているという感じの認識でよろしいでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 建設課、野村課長。

○建設課長（野村文紀君） お答えいたします。

遠足等の団体で御利用いただく場合には事前に御連絡をいただくこともありまして、大体の人数を把握させていただいております。令和6年度は、山田小学校、香長小学校、舟入小学校、片地小学校、新改保育園、そして、第2土佐山田幼稚園の方に御利用いただいております。合計で951人の方に来ていただいております。市内も含めまして遠足等で御利用いただいた全体は、令和6年度が4,796人。そのうちの951人は市内の保育園、幼稚園、小学校からの御利用でございます。

○議長（小松紀夫君） 14番、山崎龍太郎議員。

○14番（山崎龍太郎君） 幼児から小学生まで来てくれるがはすごくうれしいですが、ちょっと心配するのはけが等が起きたとき、起きていないことはないと思うんですが、そこら辺の市としての対応はいかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 建設課、野村課長。

○建設課長（野村文紀君） お答えいたします。

平成17年に開園いたしまして、もうほぼ20年ぐらいたっております。やはり何度かどうしても、安全対策を取りながらもけがはつきものといいますか、実際に起こっております。ここ数年の事例をちょっと見てみますと、子どもの広場にあります大型遊具の「どんぐりの森」とか「ふわふわドーム」、あと、園内で鬼ごっこなどをして走っておって転倒し、けがをされたというような事例がございました。ただ、遊具とか施設に

不具合があつてとか、瑕疵があつてということに起因するけがはございません。愛護会の方に開園中は常駐していただいておりますので、何かの事故・けが等あった場合は、応急処置ですとか救急車を呼んでという対応させていただいております。

○議長（小松紀夫君） 14番、山崎龍太郎議員。

○14番（山崎龍太郎君） 何か市の賠償とか云々はなかったという認識でいいでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 建設課、野村課長。

○建設課長（野村文紀君） 市の遊具・施設の不具合と瑕疵等によるけがはございませんでしたので、市で賠償という事例ではございません。

○議長（小松紀夫君） 14番、山崎龍太郎議員。

○14番（山崎龍太郎君） 管理等が行き届いているということで、そこについては感心するところです。

②です。

「ふわふわドーム」は劣化するたびに修繕を繰り返していて、今回全面改修とのことですが、工事のスケジュール等についてお尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 建設課、野村課長。

○建設課長（野村文紀君） お答えいたします。

工事は、現在、入札が終わりまして、業者が決まり契約が済んだところでございます。工事のスケジュールとしましては、一番閑散期であります令和8年1月から2月頃の約2か月間をかけて工事をしようと考えております。今回は、外幕とか内幕とかポンプ、基礎部分以外を全面的に取り替えるという改修工事内容となっております。この2か月間は現場で工事をさせていただきますけれども、その間、子どもの広場全体を休園にしてではなく、工事に必要な区間は柵等で囲って使えないようになりますが、それ以外の部分については御利用いただけるような体制で取りかかりたいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 14番、山崎龍太郎議員。

○14番（山崎龍太郎君） 安全に配慮して工事を進めてもらいたいと、休園するわけではないということです。

20年間使ってきて、今回の全面改修ということですが、使い方にもよりますけれども、また20年ぐらいは大丈夫でしょうかね。

○議長（小松紀夫君） 建設課、野村課長。

○建設課長（野村文紀君） 昨年、秦山公園を含めました都市公園の長寿命化計画を作成し、日々点検もしております。小さいうちから維持管理をするようなことで、少しでも長く使用していただけたらと考えております。

○議長（小松紀夫君） 14番、山崎龍太郎議員。

○14番（山崎龍太郎君） 他の遊具等の安全管理もよろしくお願いします。

③です。土佐山田スタジアムです。

令和5年6月定例会議の課長答弁では、市民グラウンド改修があり、土日祝日は中学校野球部の練習や試合で使っていると、グラウンドゴルフが平日午前中の利用と、ほぼ毎日使っているとのことでした。近年の利用状況はいかがでしょう。また、先に述べた学校、団体等の利用では収益性はほぼないのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課、小松課長。

○生涯学習振興課長（小松幸春君） 近年の状況につきましても、平日午前中は公民館事業のグラウンドゴルフの練習、土日祝日は中学校野球部の練習等がメインの使用状況となっております。このため、令和6年度の使用料収入が25万6,600円となっております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 14番、山崎龍太郎議員。

○14番（山崎龍太郎君） 状況的には変わらないということで、市民グラウンドの改修が終わったので、中学生の関係はそちらに移行したかなと思うけど、利用率は変わらず60%ぐらいでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課、小松課長。

○生涯学習振興課長（小松幸春君） お答えさせていただきます。

令和6年度の実績は152日利用されておりまして、休園日以外の日数345日で割りますと、利用率は44%となっております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 14番、山崎龍太郎議員。

○14番（山崎龍太郎君） 少し落ちているところが気になりますが、やっぱり大切な施設なので、市民も含めて利用してもらいたいと考えます。

9月13日、14日に、四国アイランドリーグplusがありますけれども、実際このところの収益性はいかがでしょう。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課、小松課長。

○生涯学習振興課長（小松幸春君） お答えさせていただきます。

初日は冠試合のため、使用料を無料といたしております。また、2日目は地域振興に資する判断で半額を減免とし、設備、備品等の使用料を加えまして3万1,860円の使用料となっております。この減免につきましても、他市町村を参考に判断しております。また、今回のアイランドリーグの入場料は無料となっております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 14番、山崎龍太郎議員。

○14番（山崎龍太郎君） なかなか私どもは野球といたら、結構プロ野球なんかを想定するから、もうちょっと収益性があるのかなと思ったけどそうでもないんですね。了解しました。せっかくスタジアムでやるので、私も2回ほど見に行ったことがあるん

ですけど、せっかく無料ですので多く参加されることを望みたいと思います。

④です。

ナイター設置、人工芝張り替えについては十分な協議が必要な事項との答弁があつて久しところですが、協議されたのかをお尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課、小松課長。

○生涯学習振興課長（小松幸春君） お答えさせていただきます。

庁内の担当課等のレベルでは検討を行っておりますが、ナイター設備を新しくした市民グラウンドの利用状況が、今年度の野球での夜間利用は2件のみ、その他はサッカーやソフトボール等であり、また、整備の費用が大きいことから、費用対効果を考えますと整備は難しいと考えております。

人工芝の張替えにつきまして、担当課といたしましては積極的に進めたいと考え、庁内で協議を行っておりますが、多額の費用がかかるため、張替え後の一層の利用促進方策も考えていくことが必要であると考えており、慎重に検討を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 14番、山崎龍太郎議員。

○14番（山崎龍太郎君） ナイターについては、地元の方々が最初のころとはちょっと違って、協議の方向を我々にも示してくれたので、前回提案したわけですが、実際は地元協議ができていないということですわね、市民グラウンドの状況見て、今のところは考えないということですけど。

この人工芝の張替えについてですけれども、実際、施設自体はかなりもう二十四、五年がたちますわね。ずっと人工芝でやるということやけど、人工芝をのけるがやったら別やけど、人工芝でやるんやったらもうそろそろ張り替えていかんのかなと考えます。利用者に対してもお金がかかることは。個別施設計画で出されていて、どうかなと聞いたこともあるんですけど、そのところで、課としてはやりたいけれども、実際のところは財政的にというのは分かります。利用者増も踏まえてどうなのかというが、やっぱり傷んでいて利用しづらい状況が続くと思うんですけど、そういう御意見を利用者等からも伺ったらどうでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課、小松課長。

○生涯学習振興課長（小松幸春君） 御意見のとおり、利用者のアンケート等を行いまして、張り替えといいますか、芝の状況把握に努めていきたいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 14番、山崎龍太郎議員。

○14番（山崎龍太郎君） ⑤です。

スタジアム周辺をよく車で通らせてもらいますし、また、たまにはのぞかせてもらいますけれども、日常管理についてちょっとクエスチョンマークがつくところもございます。現在なら、木々の植栽、公園は結構きれいに刈られているんですけども、ゲー

トボール場の辺りはまだ、今、一生懸命アイランドリーグやるき整備しているかもしれませんが、実際のところそういうのは、アイランドリーグらも年中計画があるし、よそからお客様も来られますので、早め早めの対応が必要だと思いますが、そこら辺のことについてゲートボール場を今後どうしていくのか、検討状況も踏まえて回答をお願いしたいのですが、これは先日、利根議員が聞かれた部分もあります。現実問題として音の問題なんかを言われていたんですけど、民家まで気になるのか、野球をやったほうがもっと、歓声や打球音からの音もあると思いますし、利根議員が言われた方向性も私は全然オーケーと思いますので、これも踏まえて市民に情報を出して、どういうあれやったら使いたいのか。スリー・オン・スリーとかやったら簡単にできると思うけど、やったけど利用者がおらんかったら意味ないでしょう。「ふわふわドーム」らをやるときも、そのときの課長が言っていたと思うけど、子供たちに行ってもろうて、この遊具はいいということで「ふわふわドーム」を入れて、多大な予算はかかったんですけど人気を博したということもあります。ゲートボール場といえども、今後の展開をするときには、もしスケートボードをやりたい人がおって大きな人気であれば、その利用者が中心になって運営ができるかもしれませんわね、若い世代だと思いますけど。だから、そういうのはそれこそよくパブリックコメントらでやりますけど、情報発信をして、やりたい人数の調査をしたらいかがでしょうか。課内、庁舎内だけじゃなくて、やっぱり幅広く若い層から意見を聞いて、利用される方向に持っていったらと思いますが、そこら辺はいかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課、小松課長。

○生涯学習振興課長（小松幸春君） 日常管理につきまして、草刈りをスタジアムの職員で対応しており、不十分な点は否めないところでございます。それから、今後の活用方策につきましては、担当課内でも検討を行っておりますが、これといったアイデアが出ていない状況でもあります。先日、利根議員からも御意見をいただきましたけれども、引き続き活用に向けた検討を行ってまいりたいと考えております。

また、どういう需要といいますか、どういうものを住民が望んでいるかということにつきましては、意見の集約方法も検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、山崎龍太郎議員。

○14番（山崎龍太郎君） 前は令和5年に聞いたけど、それがまだなかなか前を向いていないということで、近くにああいういい施設があって、応援スタジアムがあって、これは土佐山田町の一つの顔でもありますので、ぜひ、発展していくことを望んでの質問です。先ほど言われた、市民からの情報収集も踏まえてやってもらいたいことを申し上げておきます。

4番目に移ります。地区公民館の利用についてです。

本年度より、条例に規定されている中央公民館を除く地区公民館の使用に際して、市

民からは、利用しづらくなった、面倒くさい等の声が聞こえてきました。手続的なことなのか、使用料についてなのか、利用目的なのか、複数の声を聞いたので、まずは現状を確認させていただきたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課、小松課長。

○生涯学習振興課長（小松幸春君） お答えさせていただきます。

地区公民館の利用につきましては、各地区の公民館において、従来、慣習に近いような形で利用していた部分がありました。公平性を保つために規則等を改めて適用することをお願いしています。今までよりも少し提出していただく書類などが増えておりますので、煩雑に感じられる場合があるかもしれませんが、運営の適正化について御協力をお願いしています。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 14番、山崎龍太郎議員。

○14番（山崎龍太郎君） そこで言われる公平性というがは何でしょう。地区民が利用することでいったときに利用がかぶったりしているのか、そのところのちょっと公平性が分かりませんので、お願いします。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課、小松課長。

○生涯学習振興課長（小松幸春君） 地区公民館におきまして、利用の申請といひますか、申請書の提出なく館長に連絡して、その時間帯に空いちゃったら了承していただいたりと、使用についての記録は残していただいているんですけども、申請手続を簡略して使用しておられたような団体があったりもしまして、そこにつきましては、お手数ですけども書類を出していただくことをお願いしていると、そういう意味での公平性でございます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、山崎龍太郎議員。

○14番（山崎龍太郎君） 年中使う方なんかやったら、1年間に一遍の申請でもえいということになるのか。実際のところ、そういうことが日常的に行われてきたので、それを規制させていただくということであろうかと思いますが、令和6年12月定例会議で条例改正、規則も改正されたんですけども、実際のところ、そのところではあんまり変わっていないと私は認識しているんですけど、やっぱりそこはなあなあではいかんとは思いますが、鍵を館長とか主事とかから借りてやるんですわね、そこに何かトラブルがあつてのことじゃないんですか、それはないですか。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課、小松課長。

○生涯学習振興課長（小松幸春君） 鍵のトラブルにつきましては、すみません、ちょっと自分では状況を確認しておりません。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 14番、山崎龍太郎議員。

○ 1 4 番（山崎龍太郎君） 運営審議会があるんですけれども、その中で、実際にこういう改正について、条例も変えて規則も変えていったわけですけど、このことについても審査して、こうやりますということを承認されてのことですね。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課、小松課長。

○生涯学習振興課長（小松幸春君） 運営審議会におきましても協議をいただいております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 1 4 番、山崎龍太郎議員。

○ 1 4 番（山崎龍太郎君） 使用料について伺いますけど、使用料は前納することが条例の規定です。ただ、事情があって使わなかったとき、使えなかったときの返還とかね、それから、ある部分、地区の自治会、自主防らあで集会するときには、減免の規定があって使用料が無料になると思いますが、そこら辺について、以前より厳しくなったとかはないのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課、小松課長。

○生涯学習振興課長（小松幸春君） 以前と比べて大きく厳しくなった改正ではございません。

○議長（小松紀夫君） 1 4 番、山崎龍太郎議員。

○ 1 4 番（山崎龍太郎君） 私が聞いたところによると、ちょっと厳しくなったので、そのもう公民館を使うのをやめて地域の別の集会所で始めたと。理由は何か伺っていないんですけど、そういうケースは把握されていますか。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課、小松課長。

○生涯学習振興課長（小松幸春君） 1 団体におきまして、地元自治会の公民館に移ったケースがあったと聞いております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 1 4 番、山崎龍太郎議員。

○ 1 4 番（山崎龍太郎君） 地区公民館といえども市民の財産ですので、もちろんそういう心がけでやっていると思いますが、弾力性を持たせての運用、逸脱したらいけませんけどね、営利目的で使うとかは駄目だと思いますけれども、その利用されやすい背景は、中央公民館なり生涯学習振興課としても持っておいていただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課、小松課長。

○生涯学習振興課長（小松幸春君） 御質問のとおり、地区公民館につきましても、柔軟性のある地域のニーズに沿った運用をいたしまして、公民館を有効活用できるようにしたいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 1 4 番、山崎龍太郎議員。

○ 1 4 番（山崎龍太郎君） 以上で私の質問を終わります。

○議長（小松紀夫君） 山崎龍太郎議員の質問が終わりました。
暫時休憩します。

（午前 11 時 00 分 休憩）

（午前 11 時 13 分 再開）

○議長（小松紀夫君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

次に、2 番、公文直樹議員。

○2 番（公文直樹君） 2 番、自由民主クラブの公文直樹です。議長より許可をいただきましたので、一問一答方式により通告書に従い、4 点質問いたします。よろしくお願いいたします。

質問事項 1 つ目は、奥物部ふるさと物産館について伺います。

（1）集落活動センター奥物部推進協議会による施設運営状況について。

①です。

指定管理者公募及び審査時のプレゼンテーションにおいて提案されていた主な事業計画、観光情報発信、広報活動、イベント、自主事業の実施状況と評価をお伺いいたします。

○議長（小松紀夫君） 物部支所、片岡支所長。

○物部支所長（片岡亮君） 奥物部ふるさと物産館の指定管理者であります、集落活動センター奥物部推進協議会の事業計画の実施状況と評価についてお答えいたします。

事業計画においては、年間 4 件のイベント、1 件の自主事業、12 件の地域交流開催が計画されておりました。これまでの実績としまして、3 件のイベント、6 件の自主事業が実施されております。

観光情報の発信や広報活動につきましては、物産館 1 階フロントカウンターにて観光案内リーフレットを提供しているほか、インスタグラムを利用した情報発信やチラシの発行等によって行っております。間もなく紅葉のシーズンを迎えるに当たり、物産館及び市内の観光情報等についてのさらなる情報発信について努めていただくよう、指導していきたいと考えております。

地域交流につきましては、地域で講師になっていただく方々と、開催時期など、実施に向けて調整中でございます。

参加者数につきましては、イベント・自主事業の参加延べ人数が 1,032 人となっております。一定の成果が出ているものと考えております。

なお、指定管理者の評価につきましては、現時点ではまだ年度途中でございますので、今後の運営状況を加味して評価していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 2 番、公文直樹議員。

○2番（公文直樹君） オープンから4か月ということですので、当初計画からいうと道半ばであると思いますが、参加者は青空市も含めてですかね、1,000人を超えているというのは。一定評価されているということですが、地域住民の交流拠点だけではなく、物部町地域の観光振興や地域活性化なども積極的に行っていただくことを前提として、指定管理をお願いしておりますので、今後も紅葉シーズンなどを迎えるに当たり、しっかりとした施設運営ができるように指導・助言をお願いいたします。

次に、②レストラン事業の経営状況についてです。

現在、レストランの営業時間は、平日午前11時から午後2時、土日祝日午前11時から午後2時30分、定休日は水曜・木曜となっています。開店当時は、ランチタイムの後、午後4時頃だったと思いますが、その頃までスイーツを提供していたり、短い間でしたがモーニングの提供もやっていたと思います。現在は、開店時間が非常に短く、また、日替わりランチの提供数も限りがあり、8月には料理長の体調不良を理由に1週間ほど臨時休業もあったことから、地域住民からは心配や不便であるとの声が多く聞かれております。

こうしたことから、レストラン事業収入も大変に厳しい状況であると思いますが、収支状況や今後の課題などについて共有できているのか、また、指導・助言の状況や改善計画の見通しはあるのか、伺います。

○議長（小松紀夫君） 物部支所、片岡支所長。

○物部支所長（片岡亮君） お答えします。

レストランの運営につきましては、近隣住民の皆様から、営業日や営業時間が短いこと、モーニングの中止や限定的な宴会受付等に関わる御指摘をいただいております。こうした点につきましても、指定管理者と毎月報告会を開催して情報共有し、収支状況や課題等の共有と併せて改善に向けた取組を行うよう協議を進めており、香美市商工会にもこの会に御出席いただき、専門的見地から御助言をいただいております。この結果、現在までに宴会受付の制限緩和など、一定の改善を行っており、利用者のニーズを踏まえて、今後一層の改善を進めてまいります。

なお、収支につきましては、営業開始初期の設備・備品購入や仕入れに要した費用等により赤字になった月もあるものの、目標額は達成しております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 2番、公文直樹議員。

○2番（公文直樹君） 地域住民の期待を背負って、みんなが使いやすいような施設になってほしいという思いから指定管理が始まっておりますので、どうか順調な経営がなされるよう、情報共有をしっかりとさせていただいて、指導・助言を今後もお願いしたいと思います。

次に、③です。

指定管理者は、毎日の出入口の開閉や周辺の清掃など、施設管理を主体的に行ってい

るのかを伺います。

○議長（小松紀夫君） 物部支所、片岡支所長。

○物部支所長（片岡亮君） お答えします。

施設管理につきましては、事業計画に基づき、指定管理者において主体的に行っていると考えております。引き続き、利用者にとって使いやすい施設となるよう、指定管理者を指導してまいります。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 2 番、公文直樹議員。

○2 番（公文直樹君） ちょっと奥物部ふるさと物産館も、度々前を通ったり施設にも訪れるわけですが、広場にコーンとか黄色と黒のバーが並べられていて、ちょっと煩雑だなというような印象を私自身が受けることもありますので、清掃等、適正に管理がなされるよう、御指導もよろしくお願いいたします。

次に、（2）集落活動センター奥物部推進協議会の運営状況について。

① です。

6 月定例会議の一般質問でも今年度の活動予定について議論されていましたが、これまでに開催されたイベントの参加人数や参加者の御意見などの実績と併せ、今後の事業予定についても伺います。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課、小松課長。

○定住推進課長（小松伯聖君） お答えいたします。

本年度の主な活動実績といたしまして、5 月には第 4 回奥ものべ青空市の開催、参加者は約 200 人ほどと聞いております。ゴールデンウィークに開催したため、地元住民の方に加え、帰省中の方にも多く御来場いただき、おおむね好評でございました。また、里山がっこうを神池地区で 2 回開催し、それぞれ 10 人ほどの参加で農業や自然に興味を持つよい機会となったようでございます。

奥物部ふるさと物産館 2 階のフリースペースでも、いざなぎ流の講座、片づけセミナーなど、それぞれ二、三十人近くの参加があったようでございます。沖縄三味線による音楽ライブを開催し、60 人ほどの参加がありました。参加者からは好評いただいております。ギャラリーにおきましても、定期的に陶芸展や写真展などを行っている状況でございます。

今後の事業予定といたしましては、第 5 回奥ものべ青空市の実施、里山がっこうの後期分開催、ギャラリーでの定期的な展示会などの開催を予定しております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 2 番、公文直樹議員。

○2 番（公文直樹君） 私自身も幾つかイベント行事なんかに参加させていただいたんですけれども、青空市なんかは地域の方々の顔がよく見えたかなとは思いますが、それ以外のそれぞれのイベントに御参加いただいたお客様からの評判はよく、盛況であっ

たと聞いております。しかしながら、地元住民の参加が少ないように感じております。交流人口の拡大と考えれば一定の成果を得たかもしれませんが、地域住民が求めていることと少し違うのではないのでしょうか。イベントの内容や周知方法がかみ合っていないと感じますので、もう少し計画的な実施が望まれると考えます。

次に、②です。

10月から、来年度に向けての予算編成準備が始まる時期であると思いますが、来年度以降の中長期計画及び集落センター事業の補助金活用計画について伺います。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課、小松課長。

○定住推進課長（小松伯聖君） お答えいたします。質問内容が、集落活動センター整備事業を主としたものであろうと認識して、御回答いたします。

集落活動センターを立ち上げてから、現在の要綱では5年間使えるという整備事業でございますが、今後の計画につきましては役員会等で話し合いが行われておりまして、地域の担い手不足に対応するため、地域以外の多様な組織と連携して、こちらは補助金ではなくて活動のほうですけれども、地域の草刈りや行事の運営等を通じて集落活動をサポートしていくものと聞いております。整備事業の活用についてでございますけれども、具体的な計画案はこれからとなりますが、物部町内では、地域の加工用食品生産者が様々な理由で廃業している現状もございます。誰もが利用できる加工場の整備案などが以前から出ていることは把握しております。そんな状況でございます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 2番、公文直樹議員。

○2番（公文直樹君） お察しいただいたとおり、整備事業についてということですが、補助上限が6,000万円ということで、大変大きい金額を活用できるわけですが、先ほどレストラン事業についてお伺いしたら、取りあえずは目標額を達成しているということですが、現状はなかなか厳しい御意見も寄せられておりまして、やはり喫緊の課題は、拠点となっておる奥物部ふるさと物産館のレストラン運営を軌道に乗せることが第一であると思います。拠点運営が安定しないと中長期計画が立てられないと考えますので、そういった整備補助金が無駄にならないよう、今後の加工場整備といった意見もあるということですが、その点、きちんとそちらも運営できるかどうか、運営体制を含め、慎重かつ実効性の高い計画を見極めていただきたいと思います。

次に、③です。

集落活動センター事業に関わる地域づくり支援員の日頃の活動状況と実績について伺います。

○議長（小松紀夫君） 物部支所、片岡支所長。

○物部支所長（片岡亮君） お答えします。

奥物部ふるさと物産館の運営に関しましては、2人の地域づくり支援員が担っておりまして、主に施設管理や敷地内の清掃等を担当しております。加えて、集落活動センタ

一主催のイベント等につきましては、先ほど述べました２人とは別の支援員が担当しております。集落活動センター奥物部の事務局業務につきましては、３人で分担して対応しております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ２番、公文直樹議員。

○２番（公文直樹君） ３人体制で対応されているということですが、住民の方々からは、支援員が何をやっているのか分からないとの声も聞かれます。支援員が公務として従事している時間と、恐らく公務時間外にレストランでアルバイトをされたりというような状況もあるようですので、公務でやっているのか、アルバイトでやっているのか、やっぱり市民の目からは分かりづらいという点もありますので、中にはそういったことから何をやっているのか分からないという声も聞かれます。ちょっと活動内容を整理したりとかいうことも必要ではないかと思います。また、日々の活動、その３人の情報共有ですとか、一緒に一つのこと、事業を成し遂げていく協力体制も整理していくべきではないかと思います。

そうした点で、先ほど、奥物部ふるさと物産館を使ったイベントについてお伺いしましたが、私の考えとしましては、奥物部ふるさと物産館の敷地内であったり２階を使ったイベントは、指定管理者の自主事業として行うべきではないかと考えます。一方で、集落活動センターとしての事業は、物部町全域をフィールドとして、地域住民とともに作り上げていくイベントや事業を展開していくことが望まれているのではないのでしょうか。

先ほど御紹介いただきました里山がっこうは代表的なイベントであると思いますが、これまで３年か４年ぐらい続けてこられて、神池地区のみで行われており、活動内容も毎年ほぼ同じとなってきております。マンネリ化しているのではないかと感じるころもありますので、今後は、場所や内容に工夫が必要と感じております。

また、あるいは、このたびの定例会議にも予算案が計上されておりますが、ＪＡエナジーこうちが運営する大柵給油所の閉店問題に際し、給湯以外で灯油を必要とする、例えば、厳しい寒さをしのぐために石油ストーブを必要とする御家庭への灯油配送サービスなどは、需要が増えてくるのではないのでしょうか。地元住民の手助けとなるような事業も、今後、集落活動センター事業として検討すべきと考えますので、御検討のほどよろしくお願いいたします。

それでは、質問事項２つ目、７月２０日に投開票された参議院議員選挙について伺います。

①です。

投票用紙の交付ミスや投票所入場券の誤記載など、事務的なミスが重なった要因とそれぞれの検証はなされているのか、お伺いします。

○議長（小松紀夫君） 選挙管理委員会、竹崎書記長。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（竹崎澄人君）

さきの参議院議員選挙におきま

して、事務処理の不手際により多くの皆様に御迷惑をおかけいたしまして、大変申し訳ございませんでした。

それでは、御質問にお答えいたします。

今回の事務的なミスにつきましては、選挙事務への慣れからくる確認不足が大きな要因であったと考えております。ミスの検証でございますが、投票所で発生したミスにつきましては、各投票所の投票管理者と執務いたしました職員から状況の聞き取りを行いました。また、それ以外の投票所につきましても、執務した職員から投票所の状況について聞き取りを行っており、今後、ミスを起こさない投票所の運用方法を考えてまいります。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 2 番、公文直樹議員。

○2 番（公文直樹君） 大きな要因は確認不足ということです。

②です。

選挙管理委員会の人員不足が一因との認識はございますでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 選挙管理委員会、竹崎書記長。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（竹崎澄人君） お答えいたします。

投票所で発生したミスにつきましては、人員不足が直接的な原因とは考えてございませんが、入場券の記載誤りでは、作成から発送まで担当職員が 1 人で対応しており、多くの事務を抱えながら準備をしていることから、人員不足は原因の一つと考えております。

○議長（小松紀夫君） 2 番、公文直樹議員。

○2 番（公文直樹君） ③です。

ミスの対象となった全体地域ですね、有権者からの御意見は寄せられているか、お伺いします。

○議長（小松紀夫君） 選挙管理委員会、竹崎書記長。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（竹崎澄人君） お答えいたします。

選挙管理委員会へ直接の御意見は届いてございません。

○議長（小松紀夫君） 2 番、公文直樹議員。

○2 番（公文直樹君） 選挙管理委員会への御意見は寄せられていないということですが、これまでの経過の中で、書記長をはじめ市長も、選挙できなかった方に直接おわびに行かれたということもお伺いしておりますが、御意見はないということで分かりました。

次に、④です。

投票所事務に関わった管理者や立会人からの御意見は寄せられているか、お伺いします。

○議長（小松紀夫君） 選挙管理委員会、竹崎書記長。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（竹崎澄人君） 投票所内の動線の見直し等に対して御意見をいただきました。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 2番、公文直樹議員。

○2番（公文直樹君） ⑤です。

そういった御意見も踏まえて、再発防止策は検討されているのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 選挙管理委員会、竹崎書記長。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（竹崎澄人君） お答えいたします。

繰り返しになりますが、今回の選挙におけますミス of の大きな要因としまして、慣れからくる確認不足と投票所の運営方法にあると考えております。

今後につきましては、各投票所の運営方法を再確認するとともに、チェックリストを見直し、選挙前の説明会を通して、ミスを起こさない投票所運営を行ってまいります。また、入場券への記載誤りにつきましては、発送前に入念な確認を行い、再発防止に努めてまいります。今回のような失敗を繰り返さないよう、一層気を引き締め、厳正な選挙事務の執行に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 2番、公文直樹議員。

○2番（公文直樹君） 慣れからくる確認不足ということですが、私もそのように思っております。

今回の問題で最も重要なことは、わざわざ投票所までおいでて投票していただいた選挙人の、貴重な一票一票が無駄になったことではありますけれども、この質問をさせていただくに当たり、ミスがあった投票所の選挙事務に関わった住民の方からも、お話を聞いて質問をさせていただいております。その方は、このたびのミスに対して非常に責任を感じておられ、今後は、選挙事務に関わるのがつらいとおっしゃられていました。選挙が公正に執行できるのも、各投票所を支えてくださっている地域住民の方々の献身的な御協力があってこそ成り立つものです。そのことをいま一度強く認識いただき、ミスを二度と起こさないという決意を新たに、従事していただきたいと思います。

来年には市長選挙と市議会議員選挙が予定されており、一つのミスが選挙結果に大きな影響を与えかねませんので、このたびの教訓をぜひ生かしていただき、今後は適切な選挙事務の遂行を強くお願いいたします。

それでは、質問事項3つ目、児童・生徒の安心・安全確保について伺います。

（1）のプール利用については3人目の質問となりますので、重複する部分は割愛しながら、ちょっと違った角度で質問させていただきたいと思います。

①につきましては、昨日の中平議員や、先ほどの西山議員への御答弁で理解できましたので、質問いたしません。

次の②です。

新聞報道にもありましたが、7月15日に鴨田小学校では、ライフセーバーによる着衣水泳やライフジャケット着用指導等が実施されたようです。ライフジャケットの活用については、昨年の9月定例会議において、香川県教育委員会が令和4年度スポーツ庁委託事業として行った、ライフジャケット推進事業を紹介させていただきましたが、やはりライフジャケットの有用性が認識されて、こうした取組が広がっているのだと思います。

そこで、本市も同様に実施できないか、お伺いします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薫君） お答えします。

水難事故を未然に防ぐための安全教育として、ライフジャケットの適切な使用法を学ぶ機会は、児童・生徒の命を守る上で重要であると認識しております。実施については、市教育委員会によるライフジャケットの整備が前提となると思われますが、他市町村の事例等を参考に、引き続き調査・研究を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 2番、公文直樹議員。

○2番（公文直樹君） ぜひ、研究を進めていただいて、導入まで検討していただければと思います。

③につきましては、先ほど西山議員への御答弁で理解できましたので、質問は行わず、意見を申し上げます。

来年度のPTAによる夏休み中のプール開放を改めて検討するのであるならば、ぜひとも、来年度にはライフジャケット着用の推奨を、今後の検討課題に加えていただきたいと思います。昨日の御答弁には、目標とする泳力確保が十分とは言えない学校もあることや、保護者から水泳授業実施について不安があるといった御意見が寄せられたとのこともありました。昨年も申し上げましたが、全国において、過去10年間、年齢や体力、泳力に関係なく、毎年のように約1,400件前後の水難事故が発生し、700人前後が死亡、または行方不明となっており、報道等で事故状況を知るにつれ、ライフジャケットを着用していれば多くの命が助かったのではないかと考えております。どうか小・中学校の授業においても、泳力向上の指導並びにライフジャケットの重要性についての十分な認識と、シートベルトや自転車用ヘルメット着用と同等レベルの着用義務感定着を、何とぞ授けていただきたいと思いますようお願い申し上げます。

④です。

昨年の9月定例会議では、ライフジャケットの有用性は認識するが、予算の都合上導入は難しいといった旨の御答弁がありました。改めてPTAが夏休み中のプールを開放するために、ライフジャケットなどの浮具を購入する際、補助金を交付する事業は検討できないかを伺います。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薫君） お答えします。

御提案いただきました補助制度につきましては、児童の安全確保という観点から、その趣旨は十分理解できるものではございますが、現時点におきましては、ライフジャケットに係る具体的なニーズや使用実態等について、市教育委員会で把握できていない状況でございます。また、制度として補助を行うに当たっては、ニーズの把握に加え、補助対象や基準、運用方法の整備など、慎重な検討を要するものと認識しております。

今後につきまして、まずは実情の把握に努めるとともに、必要に応じて補助事業の制度化について、引き続き検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 2番、公文直樹議員。

○2番（公文直樹君） なかなか財政も厳しい状況ではありますので、新しい補助事業はやはり慎重にということは理解できますけれども、最初から完璧な配備ではなくて、例えば、水位が低くてもちょっと肩が出るか出ないか、低身長の子に絞って試験的にライフジャケットを配ってみるとか、実際に、PTAの夏休みプール開放の中では自由泳になるとは思いますが、なかなか監視という部分では自由泳は見づらいと思いますので、PTAで監視をしていただく方々の実感として配備をしてみるところも、ニーズ調査の中に入れていただければと考えます。よろしくお願いいたします。

次に、（2）教職員による不祥事について。

①です。

県内でも発生している、学校内での性的姿態等撮影罪いわゆる盗撮や、昨年には本市に勤務する教職員が飲酒運転で事故を起こして懲戒免職となるなど、不祥事が後を絶たない現状について見解を伺います。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薫君） お答えします。

一部の教職員による不祥事が報じられ、社会からの信頼が揺らいでいる現状を重く受け止めております。教職員は、子供にとって身近な模範であるべき存在であり、不祥事は教育への信頼を損ない、子供たちの健やかな成長にも影響を及ぼしかねません。こうした問題を、学校では、教職員一人一人の倫理観や規範意識の徹底に加え、組織として不祥事を未然に防ぐ体制の強化、相談しやすい職場づくり、定期的な校内研修の実施等に努めております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 2番、公文直樹議員。

○2番（公文直樹君） ②です。

去る8月27日には、蓮池小学校において、性暴力防止の研修が行われたとの新聞報道もありましたが、本市において、これまで実際に不祥事を防止するための取組状況や、

今後の予防対策について伺います。また併せて、国の有識者会議なんかでも議論はあるようですけれども、校舎内の共用箇所、例えば、更衣室やトイレの出入口が見える廊下等への防犯カメラ設置についてはどのようなお考えか、お伺いします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薫君） お答えします。

市内の全学校において、不祥事防止委員会の設置、校内研修の実施、執務環境の点検や見直し等の未然防止に向けた取組、定期的なアンケートの実施等相談体制の整備、不祥事防止のための校内ルール作成を行っております。学校内での盗撮等の不祥事防止に向けて、防犯カメラの設置は一定の抑止力を持ち、未然防止の観点からも有効であると考えますが、同時に、児童・生徒や教職員のプライバシー、肖像権の侵害につながる可能性もあり、現時点での設置は考えておりません。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 2 番、公文直樹議員。

○2 番（公文直樹君） いろいろと取組を始めていただいているということで、決して他校に限ったことと思わず、自分事として、絶対に不祥事を起こさない、起こさせない職場の雰囲気づくりや研修、そして、何よりも児童・生徒の皆様の安心・安全を第一に取り組んでいただくことを切にお願いいたします。

防犯カメラに関しましては、後にも質問いたしますが、教職員だけを対象ということではなくて、実際に生徒、中学生・高校生が校舎内で盗撮するというような事案も報告があるようですので、教職員も児童・生徒も、防犯、不祥事を起こさないという雰囲気をお互いにつくり上げていくと。肖像権とかプライバシーという部分では、確かに、PTAや保護者の方々の了解は必要だと思いますが、それよりも何よりも児童・生徒の安心・安全が優先されるのではないかと考えますので、そういった視点でも、今後、協議の場を持っていただければと思います。

次に、（3）児童・生徒による不祥事についてです。

先ほど申し上げたとおり、先日の新聞報道にもありましたが、全国では中高生による校舎内での盗撮事案も増えているようです。そこで、いじめ防止対策推進法第28条に規定される、重大事態に該当するような重大ないじめや暴力行為、窃盗や盗撮など、いわゆる罪を犯すという点において、こういった事案についての過去3年間の認知件数をお伺いします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薫君） お答えします。

まず、いじめの認知件数から御報告いたします。小学校では、令和4年度が155件、令和5年度が63件、令和6年度が45件となっております。中学校では、令和4年度が19件、令和5年度が22件、令和6年度が44件となっております。

暴力行為につきましては、小学校では、令和4年度が8件、令和5年度が7件、令和

6 年度が 14 件、中学校では、令和 4 年度がゼロ件、令和 5 年度もゼロ件、令和 6 年度が 10 件となっております。

窃盗や盗撮等につきましては、過去 3 年間ではごく少数の事案が報告・把握がされておりますが、件数自体が非常に限られており、個別の学校や生徒等が特定されるおそれがありますので、詳細な件数の公表は差し控えさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 2 番、公文直樹議員。

○2 番（公文直樹君） 窃盗や盗撮等はプライバシーに関わるということで了解いたしました。いじめ、暴力については割と件数が多いように感じますけれども、これが全て第 28 条に規定される重大事態に該当しておるというわけではなくて、小さなものも合わせるとのことですね。かしこまりました。

②です。

予防対策、また、事案が発生した際の対応マニュアルや第三者委員会の設置基準などはあるのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薫君） お答えします。

いじめに対する予防対策としては、全ての児童・生徒を対象とした心の居場所づくりと絆づくりを通じて、教職員は、一人一人の児童・生徒に寄り添い、児童・生徒の自己存在感や充実感を感じられる安心・安全な学校づくりを進めております。また、いじめの早期発見や適切な対応等について、定期的に研修を実施しております。

窃盗や盗撮等に対する予防対策としては、教職員による学校内巡回体制の強化を推進しております。また、児童・生徒との対話を通じて、抱えている不安や疑問に対して積極的に耳を傾けることで、問題行動の早期発見を目指しております。

対応マニュアルや第三者委員会の設置基準について、重大ないじめの事案の場合は、香美市いじめ防止基本方針に基づき、事案が発生した場合、まずは学校内での調査を実施し、市教育委員会に報告をいただき、そして、市教育委員会、または、学校がその事案が重大であると判断した場合、速やかに香美市いじめ問題調査委員会を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施することになります。

暴力行為や窃盗、盗撮などの場合は、対応マニュアルや第三者委員会の設置基準は特に定められておりませんが、重大な事案が発生した場合には警察に通報する必要がありますので、以降は警察の指示に従うことになろうかと思います。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 2 番、公文直樹議員。

○2 番（公文直樹君） いじめについては、防止基本方針である程度マニュアル化されているということで、分かりました。そのほかにつきましても、ある程度の手順は確立されていると理解いたしました。諸問題に対して迅速に対応できるよう、例えば、

第三者委員会の有識者をある程度事前に絞っておくなど、事前にできることは準備していただければ、事態の収束も早いのではないかと考えますので、また今後、さらに御検討のほどよろしくお願いいたします。

③です。

加害者の更生や復帰に関する対応マニュアルなどについて、お伺いします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薫君） お答えします。

加害者への対応について、特に対応マニュアル等はありません。事案が発生した場合には、事案に応じて児童相談所や警察、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、市教育委員会、学校との連携を密にするため、支援体制を構築し、当該児童・生徒の状況、そして、支援方法などを明確に、それぞれの立場で更生に向けた当該児童・生徒への支援を行うこととなっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 2番、公文直樹議員。

○2番（公文直樹君） こちらについて、マニュアルはなくてもある程度の手順や体制は確立されているものと理解いたしました。しかしながら、学校に限らず、現代社会において加害者側は非常に厳しい環境に置かれ、加害者本人だけではなく、その家族も批判にさらされ、本人が罪を償ったとしても、以前の日常生活を取り戻すことは困難となる場合が多いと思います。とりわけ児童・生徒の場合には、将来にわたって加害者という自ら消すことのできない傷跡を抱えて生きていくことになりますので、できるだけ傷跡を小さくするように対応していただきたいと思います。また、しっかりとした対応により、再発防止と社会復帰も可能になると考えますので、よろしくお願いいたします。

④です。

以前、保護者より、クラスに問題があるので、我が子のクラス替えを学校に要望したが、全く応じてもらえないとの相談がありました。この問題については、少し時間を要したものの、関係者の話し合いにより解決したと聞いておりますが、今後、不祥事等があった場合のクラス替えなどの判断や基準について伺います。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薫君） お答えします。

クラス替え等の判断基準につきましても、特に文書化したものは設けておりません。当該児童の状況を踏まえ、事案に応じて、県教育委員会人権児童生徒課、県の心の教育センター、市教育委員会、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーなどと連携し、当該児童の心理状態を十分に把握して支援の方向性を明確にします。その後、児童・生徒が安心して学校生活を送ることを大前提としまして、学級担任、学年長、生徒指導、管理職等、学校の関係者が中心となって、本人や保護者の意向を丁寧に確認しながら柔軟に対応することとなっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 2 番、公文直樹議員。

○2 番（公文直樹君） ちょっと自分の先入観で、学校長が判断しているのかなと思っていた節がありましたが、先ほどの御説明で、きちんと関係団体と連携を取って、柔軟かつその子の特性に合わせて対応していくことをお聞きしましたので、安心しております。

次に、（4）被害に遭った児童・生徒について。

① です。

重大ないじめや暴力行為、窃盗や盗撮に限らず、校外での性被害及び痴漢や付きまといなど、児童・生徒が危険を感じた事案について、過去3年間の認知件数を伺います。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薫君） お答えします。

性被害及び痴漢や付きまといなど、危険を感じた事案については、過去3年間でごく少数の事案が報告・把握されておりますが、こちらにつきましても件数自体が非常に限られており、個別の学校や生徒等が特定されるおそれがありますので、詳細な件数の公表は差し控えさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 2 番、公文直樹議員。

○2 番（公文直樹君） いじめや暴力行為についての件数は、先ほど児童・生徒による不祥事についてお伺いした件数とほぼ一緒でよろしいですか、分かりました。

②です。

8月30日には、本山小学校近くの路上で、男子児童に対してはさみのような刃物を振りかざし、脅迫をするといった事件が発生しているようですけれども、本市における予防対策は、また、事案が発生した際の対応マニュアルや第三者委員会の設置基準についてお伺いします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薫君） お答えします。

先ほど、公文議員の御質問で、加害者への対応に係る予防対策、対応マニュアル、第三者委員会の設置基準に対してお答えしましたが、被害者につきましてもの対応も、加害者への対応と同じような内容となっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 2 番、公文直樹議員。

○2 番（公文直樹君） 分かりました。しっかりと迅速に対応をお願いします。さきにも申し上げましたが、児童・生徒の皆様の安心・安全を第一に取り組んでいただくことをお願いします。

③です。

被害者の治療やケアに関する対応マニュアルなどを整備されているか、お伺いします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薫君） お答えします。

被害者への対応についても、特に対応マニュアルはございません。事案が発生した場合には、事案に応じて、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーとの連携、そして、県教育委員会人権教育課や県の心の教育センターにも御助言をいただきながら、被害者が安心して学校生活を送るため、サポートしていくこととなっております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 2 番、公文直樹議員。

○2 番（公文直樹君） 当然に被害者の保護や手当などが最優先ですが、原因の究明や再発防止への取組も迅速に行い、保護者や御家族への丁寧な説明も必ずお願いいたします。

次の④のクラス替えについては、先ほどの（3）と同様であるということによろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは質問はいたしません。

これまでも保育や教育環境について質問を重ねてきましたが、とりわけ学校の安全性を取り巻く環境は、教職員不足や少子化、通信技術や電子機器の発展などにより、近年大きく変化していると感じます。幸い本市においては、人命や人身に関わるような重大な事態は聞き及んでおりませんが、今後、いつ問題が起こるか分かりません。こうしたことから、本市の教育行政の人員体制が万全であることは誠に重要であると考えます。

そこで、質問事項 4、教育長不在についてお伺いします。

今回、この質問をさせていただく前提として、私たち市議会議員が再び教育長の不在を決定した責任は非常に大きいと考えています。だからこそ、一日も早く教育長不在を解消したいとの強い思いからです。

①です。

昨日、市長からは、条件に合った人材をまずは私の人脈から検討したいといった旨の発言がありましたが、そもそも教育長職に足る選任候補者はいるのか、いたずらに人選を先延ばしにしているだけという意見もあるのではないかとということを踏まえ、現在の人選状況をお伺いします。

○議長（小松紀夫君） 依光市長。

○市長（依光晃一郎君） 人選状況についてお聞きいただきました。人選につきましては、いろいろと頭の中にある方はいますが、現状としましては、5 月臨時会議にて反対された 10 人の議員の皆様方が、こういった条件であれば、こういった方であれば賛成いただけるかについて、お聞きしている状況でございます。私としましては、この条件が明確になれば、人事案が可決されるかどうかは不確定であり、打診しようにも通るか通らないか分かりませんがお願いしますとは、私自身、言えないと考えており

ます。よって、現状、全く白紙という状況ではありますが、昨日、議長から報告いただきましたとおり、9月8日に、小松議長、舟谷議会運営委員会委員長の連名にて、教育長の議案に反対された10人の議員の皆様と私の意見交換の場を、正式につくっていただけるという御連絡をいただきました。教育長問題が進展することと思います。誠にありがとうございました。私からは、できるだけ多くの傍聴席を設けていただきますよう、お願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 2番、公文直樹議員。

○2番（公文直樹君） 白紙の状況ということですが、やはり反対された議員からの条件提示がなければ、なかなか依頼もできないということで、お願いしたい方は頭の中には何人かいらっしゃるということですね。

②です。

先ほどお答えいただいておりますが、前回の人事案否決後、市長の今のままでは誰を提案しても否決されるのではないかと考えた考えに変化はないと感じております。昨日、小松孝議員からは、現役の市職員から選任してはどうかといった御提案や、中平議員からは、前に進めるための議論を交わしたいといった話もありました。先ほど、意見交換の場を設けていただきましたら進展するであろうということですが、なお確認で、これはやはり反対された10人の議員から、賛成に至る教育長人物像の条件がはっきりと提示されない限り、人事議案は上程しないというお考えなのか、お伺いします。

○議長（小松紀夫君） 依光市長。

○市長（依光晃一郎君） 私の考えはそのとおりでございます。具体的な話をしますと、香美市の市議会議員の定数は18人ですが、現状は1人の欠員でありまして、議長は採決に加わりませんので、16人中9人の賛成者が必要となります。しかし、前回の人事案では賛成6人、反対10人との御判断をいただきました。つまり、賛成いただいた6人に加えて、反対と御判断をされた方の中から3人の方に御賛同いただかなければならないことになります。私自身、現状は非常に高いハードルだと考えております。

○議長（小松紀夫君） 2番、公文直樹議員。

○2番（公文直樹君） 高いハードルであるということですが、前回反対された議員10人からそれぞれ出された条件を、なかなか全て兼ね備える人材は極めて少ないのではないのでしょうか。今後、意見交換会の場でお互いに意見を交わして、ある程度の妥協点を見だし、事前の合意形成を目指す、あるいは、先ほどハードルが高いとおっしゃられてもいましたが、乾坤一擲の人事提案もあり得るという思いもあります。私たち議会としても、保護者の皆様をはじめ市民の方々の不安を払拭するために、教育長の不在は一日でも早く解消したい考えに変化はないと信じておりますので、できるだけ早く人事提案がなされるよう、市長からも積極的に働きかけていただきたいと思います。

③です。

教育長に至る人材について、市長には私から6月に、市内在住の香美市役所退職者を推薦いたしておりますが、今回、この質問を行うに当たり改めて御本人の意向を確認したところ、保育、教育行政の一日も早い安定運営のために協力は惜しまないとのことでした。当然、この方は、これまでの経過を熟知しており、現状で新たな人事案が提出されても、三たび議会が教育長の不在を決定する可能性があることは十分に理解しているとのこと。さらに申し上げるならば、香美市役所退職者ですので、議員各位もこの方を御存じです。この議場においても多くの議員各位と議論を交わされたこともありますので、人間性や人柄及び経歴といった人物像について、前回否決された際に聞かれた市長の説明不足といった理由は全く成り立ちません。もう一点、教育長の選任権は市長にあることも十分に御理解されていることから、御本人いわく、教育長職を拝命したとしても、来年3月29日執行予定の市長選挙の結果を待たず、3月31日付で辞表を提出する。4月以降の教育長の選任は、次の市長に委ねるが、再任は否定しないとおっしゃられています。

こうしたことから、適時提案できる人材もおりますので、ぜひとも依光市長には一日も早く教育長を選任していただき、万全の市政運営体制を整えていただきたいと考えております。ただし、先ほど申し上げたとおり、来年4月以降は次の市長に判断を委ねるということですので、もしよろしければ、次期市長選挙への出馬の御意向と併せて、教育長人事にこの方を提案することについてお考えをお伺いします。

○議長（小松紀夫君） 依光市長。

○市長（依光晃一郎君） 公文議員から、非常に優れた人物についての御紹介をいただきまして、私としましてもその方ならという思いはございます。ただ、まずは御本人の意思をしっかりと確認した後に、議会の皆様への御説明となりますので、この辺は慎重にと思っております。といいますのも、議会に御説明すると同時に、前回そうであったように、マスコミでもかなり報道されることと思います。そのため、個人名を出しての議会への打診は、9人の賛成が得られる感触がなければ、私としては今のところはできないと考えております。これまで2人の方を提案させていただきましたが、どちらの方にも言われのない誹謗中傷があったと私は把握しており、本当に提案させていただいた2人の方には申し訳なく思っております。これ以上、御迷惑をかける人は増やしたくないというのが率直な意見でございます。

また、市長選挙に向けましてもお話がありました。教育長問題があつて、非常に議員の皆様方とうまくいっていない状況ではありますが、私自身、教育長以外の問題に関しましては、4年間全力で頑張ってきたつもりでありますし、住民の皆様からも一定の評価はいただいておりますのかなと思います。今回の教育長（の問題）がありまして、多くの皆様方から、辞めたらいかんでというようなお話をよくされるのですが、本日、ここで明確に、次の選挙には出たいということをお話しさせていただきたいと思います。

次の選挙は、教育問題だけではなくて、今年度は朝ドラ「あんぱん」がありまして、

なかなかそこに人とお金をつぎ込んでということもありましたが、本来、私が市長に立候補したのは、中山間地域の集落を維持していきたい、集落を残すためにいろんな投資もしていきたいと思っておりました。そういう意味では、例えば、公文議員がいらっしやいますけれども、大柵地域の活性化は訴えさせていただいて、物部町の皆様方にも応援をいただいて、市長にならせていただきました。現状、議会の冒頭でもお話ししましたとおり、小学校も厳しい状況でありますし、この中山間地域の課題には時間がないと思っておりますので、住民の皆様方からの御支持をいただけるのであれば、２期目にチャレンジさせていただきたいと思っております。また、この２期目に関しまして、１期目は、いろいろな面で組織も、いろんなところで市役所内もなかなか大変だったことがあります、今すごく充実した状況ではないかなと思いますので、課題解決に向けて進める、また、来年度、組織再編もしますので、そういったことも踏まえて、私自身、意欲を持っているところでございます。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） ２番、公文直樹議員。

○２番（公文直樹君） 次の市長選挙への意欲ということで、ありがとうございます。当然、これまでの議論の中でも、市長が預かる市政というのは教育長問題だけではなく、おっしゃっていただいたように、私の出身の物部町は大変厳しい状況ですので、本当に予断を許さない、時間がない状況での対応が迫られております。スピーディーに今後も市政が、地域活性化策が検討されますことを応援していきたいと、私もっております。

しかしながら、やはり選挙に臨むということであれば、市政運営は万全の体制がやっぱりいいであろうと思いますので、一日も早く教育長を選任いただいて、次の市長選挙への準備を進めていただければと考えるところですので、ぜひとも、この教育長不在問題の点も前向きに、迅速に対応いただきますようお願い申し上げて、私の全ての質問を終わります。

○議長（小松紀夫君） 公文直樹議員の質問が終わりました。

暫時昼食のため休憩いたします。

（午後 ０時０９分 休憩）

（午後 １時１０分 再開）

○議長（小松紀夫君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

次に、６番、森田雄介議員。

○６番（森田雄介君） ６番、森田雄介です。議長の進行に従って、一問一答方式で質問してまいりたいと思います。

まず１点目、市街化区域での葬儀場建設について、お伺いしていきたいと思います。

都市計画における市街化区域では、住宅専用地域でなければ事業を行うための店舗を、建築基準法、消防法等に適合して建築することができます。このたび、宝町5丁目に株式会社ベルモニーの葬祭場が建設されるということなんですけれども、これに対しまして、特に地域にお知らせ等もなく、法に基づき必要とされる手続に沿って淡々と計画が進んでいたという状況であり、お聞きしております。近所のうわさなどが広がりまして、予定されている建築物が葬儀場であることが分かり、その特殊性から、こういった建物で、どんな運営をするのかが気になって、直接住民が問い合わせたということです。そうしたところ、個別に話を聞きに来てくれたようではありますが、仲介している不動産会社の方だったこともあって、事業を行うベルモニーによる地域全体への説明会を求めたことのことでした。

この辺りの経緯は、住民代表から出された陳情書が詳しいので、少し引用させていただきます。当該土地の近隣住民らは、令和7年8月初旬まで、これらの土地に葬儀場建設の予定があることを全く知らずにいた。自治会回覧で葬儀場建設の計画を知り、建築主であると言われている株式会社ベルモニー本社に問合せをし、地域説明会開催を申し入れたが、要望を聞き検討するとのことで、8月26日にベルモニー側から「土佐山田会館建築、運営について」を受け取り、住民側から「連絡書及び要望書（暫定）」を送信した。令和7年8月31日現在、26日付連絡書にて請求をした、施設利用詳細を記した図書類は受領したが、住民側要望書への対応、地域説明会開催の応否についての回答はないといった内容です。

既に9月5日より現地では工事が始まっている状態です。住民側は受け取った書類を確認して、改めて9月9日付「再要望書」も送付したと聞いております。本来なら法に規定がないとはいえ、建物ができれば今後数十年にわたってのお付き合いになるわけですから、社会通念的に、隣近所への挨拶等があって、良好な関係を築くよう努めるものと思います。また、今回のケースでは、完成後、葬儀場として運営される建物です。誰もが世話になるとはいえ、死と向き合うことは非日常的出来事でもあります。また、そういった人の一生の最後の尊厳を大事にする企業なら、ふさわしい対応があるのではないかと考えてしまいます。ベルモニー社のホームページには、地域に根差し、人の心をつなぎ、日本の心をつないでいきますとあります。ぜひ、近隣住民との話合いの機会をつくって、不安を取り除いてほしいと願い、以下質問いたします。

①です。

一定規模以上の建築物を造る場合、都市計画法、建築基準法、消防法などの法律に違反していないかを検査されます。近隣環境に対しましては、採光率、光の取り入れ率など、近隣住家が一定以上日陰にならないかも検証されます。そこに違反していなければ、自由に建築もでき、営業も業種によっては特段の許可申請もなく始められます。少しばかりの配慮があればと思われるようなことで、周辺住民とのあつれきが起きかねないと思います。できれば工事や営業が始まる前に、一定の説明や確認があつてほしいと思

います。まず一般的に、事業計画が固まって、建築確認申請が出てから許可が下りるまでの流れはどうなっていますでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 建設課、野村課長。

○建設課長（野村文紀君） お答えいたします。

建築確認申請につきましては、高知県建築指導課に提出する方法と、民間の指定確認検査機関に提出する方法とがございます。

まず、高知県建築指導課、また、高知県の建設技術公社へ建築確認を提出する場合は、確認申請書一式が申請者から市の建設課に提出されます。建設課におきましては、接道となる道路の幅ですとか、敷地と道路の高低差などを調査いたしまして、道路及び調査報告書を添付した上で、県建築指導課や建設技術公社へ市からお回しするという流れになります。県建築指導課及び建設技術公社におきましては、この届きました確認申請書の内容を審査し、申請者に対して問題なければ確認済書を交付するというのが、一連の流れでございます。

また、民間の指定確認検査機関へ御提出される場合ですが、こちらは、申請者が直接指定確認検査機関に申請書を提出することになります。指定確認検査機関から市に対して道路情報などの問合せがある場合もございますが、そのお問合せがあれば、建設課として幅員であるとかの情報提供をすることになります。民間の指定確認検査機関におきますと、直接申請者に、建築基準法等に適合すれば確認済証を交付するという流れでございます。民間の指定確認検査機関で確認済書を交付した場合でも、特定行政庁である高知県には、確認申請の概要書や申請報告書などが審査機関から提出されたとお聞きしております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 6番、森田雄介議員。

○6番（森田雄介君） 一応、今回のケースにおいては、民間で建築確認を、実際、建築現場には工事用の標識を立てておりますので、民間の確認書が貼り付けられておったと思うんですけれども、市としましても、その民間の機関から道路情報などの問合せが今回もあって、建築がされることは確認を、少なくとも連絡は受けていたということによろしいでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 建設課、野村課長。

○建設課長（野村文紀君） 今回のベルモニー会館につきましては、民間の検査機関へ提出されております。それから、民間の検査機関から建設課に対して道路情報等のお問合せがっておりますので、そちらへはファクス等で回答しております。

○議長（小松紀夫君） 6番、森田雄介議員。

○6番（森田雄介君） ②です。

現状でお聞きしますけれども、事業者から説明がなくても、行政に提出された申請内容や都市計画法その他に違反しない等の確認終了の情報を公表することは可能でしょうか。

か。

○議長（小松紀夫君） 建設課、野村課長。

○建設課長（野村文紀君） お答えいたします。

建築確認済の建築物につきましては、高知県建築指導課で建築計画概要書の閲覧が可能となっております。写しが必要な場合には、県の窓口、または、インターネットによる申込みが必要ということをお聞きしております。

○議長（小松紀夫君） 6番、森田雄介議員。

○6番（森田雄介君） 実際に建築されることが分かれば、県に行ってできるわけですが、そもそも何が建つのか分からない状況では、なかなかこういった情報を取りに行くのにもハードルがあるなというのが率直なところです。

それで、③に移ります。

これも現制度の確認ですけれども、新たに建物を建てる開発に伴い、農業用水路に排水を行う場合は、農業者や地元自治会の同意をもらう必要があり、建設内容や排水設備の説明が行われます。一方で、下水道整備地域においては、建築内容を着工前に近隣住民に知らせる規定はありません。同意をもらう必要がないからです。今後、排水同意を必要としない下水道整備エリアの市街化区域用途別開発範囲内での建設であっても、建築計画や運営形態等について、近隣住民へのお知らせや説明会などで合意づくりを促す必要性があると感じておりますが、いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 建設課、野村課長。

○建設課長（野村文紀君） お答えいたします。

まず、建築確認でございます。建築基準法第6条第4項に、建築主事は建築確認申請を受理した日から35日以内に建築基準関係法規への適否を審査し、適合を確認した場合は確認済証を交付しなければならないとされております。市街化区域内におきまして、建築基準法に適合した内容の建築確認申請がされた場合は、近隣住民の方との合意形成が仮に今できていないという場合でも、それを理由に建築確認を留保することはまずできないのではないかと考えております。

ただ、議員もおっしゃられましたが、建物を建てる場合には、葬祭会館に限らず一般的な家であっても、振動であるとか騒音、ほこり、また、工事車両が出入りをしたりということで、少なからず御近所に御迷惑がかかることがありますので、建築主の方や工事業者なんかが、事前に近隣の方に声がけや説明をされると思います。また、今回は家ではなく業としての建物でございます。建ってからも営業に当たっての車の出入りなどがございますので、なおのこと近隣の方々への配慮は必要であろうと考えております。

なお、今回の葬祭会館建設につきましては、先日の9月8日になりますけれども、その事業主の方に市役所へお越しいただきました。そして、内容などもお話しさせていただいて、市長からも直接、近隣住民からの御要望をいただいておりますので、改めてその内容をお伝えをさせていただいた上で、御配慮していただくようお願いしたところ

でございます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 6 番、森田雄介議員。

○6 番（森田雄介君） 事業者が市役所に来られたのは、市役所に要望書が出ておる関係で、市から連絡を取ったという認識でよろしいですか。

○議長（小松紀夫君） 建設課、野村課長。

○建設課長（野村文紀君） お答えいたします。

市にも 9 月 3 日付で地元の代表の方から陳情書をいただいております関係で、建設課から事業者に御連絡をさせていただいて、地元の方が御不安に思われていることもお伝えさせていただいたところです。

○議長（小松紀夫君） 6 番、森田雄介議員。

○6 番（森田雄介君） そういった対応をお聞きしますと、誠実に対応しているようにも思えるんですけども、一方で、要望があれば動けるということでありましたら、なおのこと事前に説明していただければ、それほどやくがかかって大変だというようなことはなかったんじゃないかとも思います。

④に進みます。

今回の葬儀場建設は進んでおりますが、要望に対する誠実な対応がされてほしいと願うわけですね。建設中に何がしかの影響があるかもしれません。また、他自治体に葬儀場の建設等に関する指導要綱とされるものが、複数のホームページ等で確認できます。それを一つ紹介させていただきたいと思います。

資料①を見ていただきたいと思います。荒川区葬祭場、遺体保管所等の設置に関する環境指導要綱です。こちらを紹介させていただきます。

この要綱では、1 枚目の一番下にあります第 5 条で要約をしておりますが、資料 2 枚目以降にありますように、近隣関係住民等との調和、そしてまた環境整備事項、管理運営事項を協議するように定めております。中でも環境整備事項の第 8 条において、資料の 3 枚目になりますかね、原則 6 メートル以上の道路に接すること、樹木等による緑化に努めること、葬祭場の延べ床面積に応じて駐車場を確保すること等を求めています。葬祭場等に対しましては、建築基準法以上の配慮も要するんじゃないかという見解でもあります。資料は以上です。

本市には、現在のところこういった要綱はないですけども、先行自治体の例に倣って建設図面の修正を求めることは可能でしょうか。

○議長（小松紀夫君） 建設課、野村課長。

○建設課長（野村文紀君） お答えいたします。

建築基準法関係の規定に適合しているかどうかの審査を受けまして、適合を確認した場合には建築確認済証が交付されます。今朝、ちょっと前を歩いてまいりましたが、既に、アスファルトを剥いだりとか、工事をされておる状況でございました。議員から

も御説明があり、この荒川区の指導要綱を例示していただきましたけれども、現在、香美市にはこの要綱がございませんので、ここにありますような壁面後退とかいったことで、図面を修正することを市から求めることはできないと考えております。

○議長（小松紀夫君） 6番、森田雄介議員。

○6番（森田雄介君） 条例や法に基づいて、要綱に基づいてということは無理でも、今回、住民の方が話をまず求められているという内容、そして、一応説明には回っていることですが、妥当な要望であればお応えをしていただく、個別に回ると、それまではやりますと言っていたことが、ある意味口約束であって、実際にはできていなかったとしても、いや、そんな話はしよったかねというようなことで、担保されないというような懸念もないわけではないと思ったりもいたしますので、できればオープンな形、もしくは文書を交わすような形での話がまずされるということ。建設図面の修正は、実際の設計に対する修正ですので、なかなか費用もかかって難しいことがあるかもしれませんが、軽微なもので対応可能なものであれば、やっていただきたいというような要望が出てくるんじゃないかと思っております。そういった事前の話し合い、修正はできないという前提ではなくて、誠実に話し合いに応じることを担保する姿勢を示していただきたいというように思います。実際に要綱はないけれども、そういったことを求められていく、また、住民から求められていますので、対応していただきたいと思います。

⑤に移りたいと思います。

高度成長期以降の住環境の変化から、自宅ではなく葬祭場を利用する葬儀が広がっております。また、高齢化による需要の伸びもあると見込まれておりますので、葬祭場の建設は今なお拡大しているようです。葬儀場はある種の特殊な施設であり、近隣住民に心理的緊張感をもたらす性質を持っております。誰もが避けて通れないとはいえ、葬儀はやはり非日常的行事と言えらると思っております。葬儀場が建設される場所や周辺環境への配慮には、営業の自由では押し通せないラインがあると考えたときに、法が想定していなかった事態として、要綱での対応をしている自治体が増えているものと思われます。

さきに紹介した荒川区のほかにも、京都市、佐賀市、さいたま市、吹田市、岡山市、糸満市等々、四国では確認できませんでしたが、西日本の各地で要綱が整備されております。こういった他自治体の要綱等を参考に、建設や事業運営について、本市でも環境指導要綱を整備していくべきではないでしょうか、対応をお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 建設課、野村課長。

○建設課長（野村文紀君） お答えいたします。

今回、議員から御質問いただいたことで、建設課としましてもインターネットなどで各市にどういった要望があるかを調べ始めております。おっしゃるように、ちょっと高知県内では作成した自治体はなく、四国内でもちょっとまだよう見つけておりません。全国的には何例かあるようですので、この整備につきましては、今後、他自治体の事例等を研究してまいりたいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 6 番、森田雄介議員。

○6 番（森田雄介君） できるだけ前向きに研究、検討していただきたいですし、今回は既に建築確認ができていますので、要綱ができたとしても反映させることはできないというお考えを、先ほども聞いたわけなんですけれども、例えば要綱の中に、今建築されている途中ですので、完成後の事業開始、この要綱の中等で、住民との合意をした後に事業運営を始めるというような一文を入れてもらうことによって、事業運営までに十分な話し合いがされるのを担保することにもなるんじゃないかと思うわけです。そういった形で、形式上だけにとどまらない、今、話し合いをしておるということではありますけれども、実際に合意をすることが担保できるように、これはすごくタイムスケジュール的には建築されるまでという短期間ではありますけれども、そういった形で要綱をつくることができないものかと思いますが、再度、お聞きいたします。

○議長（小松紀夫君） 建設課、野村課長。

○建設課長（野村文紀君） お答えいたします。

研究していきますという御答弁をさせていただいたんですけれども、いつまでにか、これが建ち上がるまでというお約束はしかねるところです。今回、いただいております陳情書を見ますと、住居地域等に設置し、運営する葬儀場に対してということです。市街化調整区域もございますし、都市計画区域外であればいいのかということもございます。また、原則的に、要綱なりを作成した場合には作成した日から有効になりますので、それ以降で新たに建てられる施設が通常は対象になるんだろうと考えています。既に現時点で営業されておる葬祭会館もございます。指導要綱ができた場合は、新しく建てる、建つものだけではなくて、既に営業されている葬祭会館などにもそれは当然適用されていくことになると思いますので、例えば、今回、荒川区の指導要綱をお示しいただいておりますけれども、接道の幅員が6メートル以上ないといけないとか、あと、壁面後退が1メートル以上というところは、既存で6メートルないところであったりとか、あと、敷地が広ければあれですけど、狭い敷地でやられている場合は壁面から大きく後退しなくてはいけない。ほかの自治体では3メートルとか壁面後退の延長も様々でございましたので、そういった既存の葬祭会館等が不適格になるのかならないのかとか、いろいろと研究をせんといかんところが多いと思いますので、なかなか建ち上がるまでにできるのかどうか、ちょっと今明言はできません。

○議長（小松紀夫君） 6 番、森田雄介議員。

○6 番（森田雄介君） ちょっとむちゃなお願いをしていることは承知の上でお願いしたわけなんですけれども、しかし、実際に要望があって、市からの働きかけがあったり住民の方からの働きかけがあって、それには動いていることを見ましたら、住民の方が要望していることには応えていただきたいと思うわけです、最後まで。今出ていること全てお応えされているわけではない。誠実な態度があるからこそ、近隣住民の皆様とよい関係をつくっていくことができるのだと思います。今後は分かりませんけれども、既に

工事が始まっておりまして、実際、建築に伴う騒音、ほこりとかが当然出てくると思います。主にそれは建築されている事業者の対応になりますので、なお、営業が始まったときの対応であるとかを担保していただくためには、事業者との話し合いがぜひとも必要だと思っております。この点、話し合いには応じてくれる相手ということでもありますので、何かあったときには、住民側だけではなく市からも一定要望していただくことをお願いできるのかどうか、市長にもお答えいただいて構いませんか。

○議長（小松紀夫君） 依光市長。

○市長（依光晃一郎君） 先ほど課長から御答弁をさせていただきましたが、私も住民としっかり合意していただきたいですし、住民生活にも配慮していただきたいたいという思いがありましたので、事業者に連絡しましたところ、9月8日に来ていただいてお話をさせていただきました。

先ほど法律の話もさせていただきましたが、市として事業に対して何らかの形で止めるであるとか、そういったことはできないことは御理解いただいたと思いますが、市としましては、やはり今後も事業を継続するのであれば、住民ともしっかりとよい関係をつくっていただきたいたいということは、要請させていただきました。この点につきましては、今後も必要に応じてさせていただきたいと思ひますし、御要望いただいた住民の皆様方と、私自身もお話をさせていただきたいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 6番、森田雄介議員。

○6番（森田雄介君） よろしくお願ひいたします。

以上で、大きな1点目の質問は終わりたいと思ひます。

2点目の質問に移ります。投票所の運営についての質問です。

7月の参議院議員選挙におきまして、新聞報道でもありましたように、投票用紙の取り違いや二重交付、投票時間の誤記載と、続けてミスがあったと報道されました。投票した1票が無効になるのは、選挙制度の信頼を損なうゆゆしき事態です。市民からも市役所は大丈夫かとの思いが出ましたし、市役所内でも緊張感が走ったものと推察します。これまで、ミスがあったことは報道されましたが、ミスを防ぐためにどのような手だてを取るのかは示されてきませんでした。先ほど、同僚議員の質問に対して、確認ミスがあったのでそのことに対する確認の更新をしていくというようなお話がありましたが、ミスを防ぐために、原因分析と対応をどうされるのか、お聞きしたいと思ひます。

①です。

この夏の参議院議員選挙の投票日に、佐岡地区公民館であった投票用紙の取り違い交付について、報道並びに市長報告がありました。取り違いが起こった原因は、交付機の場所を間違えたとのことでしたが、今後は間違わなくて済む工夫が必要になります。対策はどうされるのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 選挙管理委員会、竹崎書記長。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（竹崎澄人君） お答えします。

御質問にありましたとおり、この投票所におきましては交付機の置き間違いでございました。当該投票所におきましては、1人の従事者が同じ場所で2種類の投票用紙を別々に交付しており、今回のミスが発生した可能性が高いということでございます。

今後につきましては、複数選挙の場合には、1人が1種類ずつ投票用紙を交付するなど、投票所の運営方法の変更と、複数での確認を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 6番、森田雄介議員。

○6番（森田雄介君） ぜひ、そのようにしていただきたいと思います。なかなか人数が足りない等、大変なところはあろうかと思いますが、対応をよろしくお願ひしたいと思います。

②です。

浦山公会堂では、投票後に比例代表の投票用紙が1枚多いことに気づき、選挙用紙二重交付の可能性があるのと、市長の報告もありました。佐岡の場合と同様、間違えない工夫をと思います。検証された結果、原因としては排除されたのかもしれませんが、混雑した時間帯に棄権の意思表示もなく、比例代表の投票をせずに退出した可能性はないのかとも思ったところです。今回の件ではなかったかもしれませんが、そういった事態を含めた今後の対策についてお聞きいたします。

○議長（小松紀夫君） 選挙管理委員会、竹崎書記長。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（竹崎澄人君） お答えいたします。

この投票所におきましても、1人の方が同じ場所で2種類の投票用紙を交付しておりまして、ミスにつながった可能性が高いと考えております。こちらも同じように、複数選挙の場合には1人が1種類ずつ投票用紙を交付するなど、投票所の運営方法変更と複数での確認を行ってまいります。なお、投票用紙の残りの枚数と投票所への聞き取りから、当該投票所において棄権がなかったことを確認しております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 6番、森田雄介議員。

○6番（森田雄介君） 間違いなく二重交付であったとお聞きいたしましたし、対策は同じように取られるということです。

③の質問に移ります。

こちらはちょっと今回通告させてもらったときに御指摘を受けたんですけれども、当初、私は市のホームページで確認できる投票結果を見まして、選挙区への投票人数が1万2,558人であり、比例代表の投票数が1万2,555人となっていたのを見ました。比例代表に投票しなかった3人には棄権の意思表示があったということだろうかと、御質問をしたところです。ただ、通告をしたときの間違いもありまして、実際には1万2,559票が投票されておったと。これは県のホームページでも確認できるわけですが、比例投票の投票数は1万2,554票です。実際に投票に来た方より1票多

く選挙区での投票がされており、これがどうも二重交付になった投票用紙が入っておったのかなと思います。そうしますと、比例代表の票が1票少なかったのも、そういうことであろうかなと。来て投票しないと言った人ではない方で、1人投票しなかった人がおるとのことだと思います。通告文との兼ね合いはあるんですけども、一番お聞きしたかったのは、選挙区では1万2,558人、そして比例投票では1万2,555人ですので、3人には比例投票の棄権の意思があったのかをお聞きいたします。

○議長（小松紀夫君） 選挙管理委員会、竹崎書記長。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（竹崎澄人君） お答えいたします。

棄権につきまして、意思表示の確認をさせていただきます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 6番、森田雄介議員。

○6番（森田雄介君） 分かりました。この点では、トラブルではなく投票が行われたことを認識いたしました。

大きな2点目の質問は以上で終わりたいと思います。

3点目の質問に移ります。広域避難計画についてお聞きいたします。

6月定例会議で同僚議員からの質問がありましたけれども、検討中ということもあって進展状況が分からなかったため、再度、お聞きしたいと思っております。

広域避難計画は、高知県内を安芸、中央、高幡、幡多の4つの圏域ごとで分け、津波による被害が想定される沿岸部において十分な避難場所が確保できない場合に、内陸の自治体が住民を受け入れることで安全を確保する計画とされております。2020年3月には、4圏域で広域避難の合意が既にされております。しかし、具体的な市町村ごと、避難所ごとの移送・受入れについての協議は進んでいないと認識しております。

また、能登半島地震がその後に起こりまして、広域避難が呼びかけられたものの、施設入所の高齢者を中心に、避難先での病院という慣れない環境等で命を落とす方、また、自宅におるときにはなかった症状などが新たに出たケースなどが多く見られたと、課題が改めて浮き彫りになったところです。

改めて、こういった教訓を基に、行政も避難当事者も、広域避難を想定して備えていくことが求められていると思います。

そこで、①をお聞きいたします。

今年度、どんな枠組みで協議が進んでいくのか、広域連携に関連する協議の開催回数はどれくらいあるのでしょうか。あったのか、また、これからあるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課、中川課長。

○防災対策課長（中川英斉君） お答えします。

現在、高知市及び香南市からの避難者を香美市で受け入れる広域避難協定の協議を継続しており、今年度は8月までに3回、関係機関が集まり協議を実施しております。

○議長（小松紀夫君） 6 番、森田雄介議員。

○6 番（森田雄介君） これまでにも 3 回やって、今後も続いていくことを確認させていただきました。

②に移ります。

避難受入れの合意はあるので、被害に応じた柔軟な対応も、実際に起こったときにはされるのだと思うのですが、事前の具体的な協議が進まないと、勝手にこっちが進まないと思っているだけかもしれませんけれども、実際にまだこれといった説明をお聞きをしていないので、進んでいないと思っているのですが、協議に時間がかかっている、または進んでいない要因は何なのでしょう。想定される被害がなかなか明らかにできないということもあろうかと思えますけれども、お聞きしたいと思えます。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課、中川課長。

○防災対策課長（中川英斉君） 高知市及び香南市からの避難者受入れについて、受け入れる避難者の避難場所、受け入れる施設との調整・協議を重ね、早期の協定締結に向けて準備を進めております。

○議長（小松紀夫君） 6 番、森田雄介議員。

○6 番（森田雄介君） 調整ということですが、明らかに広域避難をされている方が多い場合には、当然、受入れが難しいというような事態も出てくると思うんですね。調整だけでは十分でないことも出てこようかと思えます。

③でお聞きいたします。

本市は避難を受け入れる側になろうかと思えます、内陸側の自治体です。不足する受入先の確保、整備を進めるためにも、現状での他市からの受入れ想定が明らかになることがまず望ましいと思えます。見解や現状の到達点、難しいのであれば、さらにその避難先をどう確保するのか、お聞きしたいと思えます。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課、中川課長。

○防災対策課長（中川英斉君） 広域避難を必要とする人数についてですが、高知県が試算しており、これに基づき香美市内の県有施設活用について、現在、調整・協議をしているところです。

○議長（小松紀夫君） 6 番、森田雄介議員。

○6 番（森田雄介君） 県有施設を対象にということで、同じ投げかけになるんですけれども、県施設で受入れし切れない場合はどうなるのかなというところでもあります。もちろん全てに応えることはできないことも想定されるわけですが、市で何か対応するようなことがあるんじゃないかな。また、実際に計画がないまま、能登半島地震のときにも広域避難をせざるを得ないということで、受け入れていた状況もあるんですけれども、事前に備えることができれば、より混乱なく進むんじゃないかなというように思います。

以前、同僚議員の一般質問で、智頭町の例がありました。疎開保険という仕組みです

けれども、事前に内陸部自治体と沿岸部自治体の住民が交流できる仕組みとして、疎開保険というものに入っていただくと、何事になれば年に1回か2回、疎開先から特産品が贈られると。また、疎開先のイベントなんかにも参加できたりとかがあって、どういったところに自分が疎開するのか、また、疎開しようとする場所との関係をつくっていくような仕組みでした。県有施設のハード面ではなかなか難しいかもしれませんが、もうちょっと小さな単位で地域と地域の交流ができるような仕組みもあれば、広域避難を補助するようなことにもつながるんじゃないかなという思いがいたします。実際に全体像が見えてきたりとか、もう少し細かな対応がなされていくようなことが、今後の広域避難計画の中で協議されていってほしいと思うわけですが、今の見解、協議をするに当たっての取組状況について、お聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 依光市長。

○市長（依光晃一郎君） 広域避難につきましては、これまでも御答弁しておりますが、なかなか調整ですとか協議に時間がかかっておることは事実でございます。一方で、先ほど議員から御指摘があったとおり、小さい単位で民間が独自にやっていくことは非常に有効であろうと思いますし、例えば、今、高知市、あるいは香南市に出ている方も、実家は香美市ということもあります。そういう意味では、おじいちゃん、おばあちゃんの家を事前に直していただくとか、何かあればそういうルーツのところに戻るとか、そういった交流をぜひとも進めていただきたいという思いもあります。そういった意味で、香美市の空き家の活用であるとか、また、日頃から農産物を使った交流であるといった、住民の、あるいはNPOの動きなどがあれば、支援することも考えていきたいと思っております。

○議長（小松紀夫君） 6番、森田雄介議員。

○6番（森田雄介君） また新たに進んでいくことを期待しております。

それでは、大きな4点目の質問に移ります。人件費の内訳でお聞かせください。

さきの全員協議会で、重い人件費負担の現状と組織再編の提案がありました。例年の財政分析資料でも言われておりますけれども、給与額は、類似団体や全国平均から下回っているものの、広い行政面積に対応する職員配置が要因になって、どうしても人件費が高くなっている状況です。また、苦しい財政状況の背景は、人件費の増大だけが原因ではないのではないかという意見も、全員協議会の際には出されました。大型の普通建設事業も複数行われておりまして、投資的経費や地方債の償還払いは、高止まりした状況が今後も続く見込みです。そのほか指定管理料やバス運行費なども高くなる傾向にあります。広い市域をカバーしなくてはなりませんので、これはもう本市の特徴と言わざるを得ないのではないのでしょうか。今回の報告では他市との比較がされておらず、あくまで、合併特例債がなくなった本市の歳入が減少していき、基金を取り崩さなければ単年度収支が赤字、このままでは、令和10年度末には予算編成に必要な基金残高を割り込む見込みということでありました。物価高の折、必要な人件費が確保されるような働

きかけもあっていいのではないかと思います。質問もします。

①です。

現在の職員定数ですが、必要な職員数確保の視点で職員定数改善を図ってきたと受け止めています。この点は、昨日の同僚議員の質問でも少し触れられておりました。一応現状で適正な職員定数と考えてよいでしょうか、確認いたします。

○議長（小松紀夫君） 総務課、竹崎課長。

○総務課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

総務課といたしましては、人事ヒアリング等で各課の状況を聞き取り、必要な人員数を配置してまいりました。また、職員定数につきましても、令和7年3月定例会議において一部改正を行い、実態に応じた数値に改正をしたものであり、現状では適正な職員定数になっているものと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 6番、森田雄介議員。

○6番（森田雄介君） 一応確認ですけれども、アクションプランとか第4次行政改革実施計画（集中改革プラン）では、令和9年度に400人程度としていたものが、令和7年3月の一部改正で410人に修正でよかったのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 総務課、竹崎課長。

○総務課長（竹崎澄人君） そのとおりです。集中改革プランでは、今おっしゃったような数になっていますし、この3月では410人の定数に増やしております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 6番、森田雄介議員。

○6番（森田雄介君） ②に移ります。

令和2年度からの人件費上昇は、会計年度任用職員制度の運用開始とも連動しております。国は、必要となる財源は確保されると、この会計年度任用職員制度の中では説明をしてきております。その点は、令和5年12月27日通知などでも繰り返し示されておりますが、それを担保するには、各市町村への聞き取りなどが必要じゃないかなと、個人的には思っております。この間、会計年度任用職員の給料や報酬、期末手当などを国に報告する、求めるといった仕組みはあるのでしょうか。また、歳入において人件費分がしっかりと示されているのか、改めて確認いたします。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課、黍原課長。

○企画財政課長（黍原美貴子君） お答えいたします。

人件費に関しましては、総務課が国へ報告を行っております。ただ、普通交付税の算定では、人件費分が個別に示されるような仕組みにはなっておりません。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 6番、森田雄介議員。

○6番（森田雄介君） 一応、国へ報告もしておるので出ているであろうということ

ですが、確認のしようは、ちょっと今の仕組み、説明ではないんじゃないかなと思いましたが。必要な人件費確保が不透明でありましたら、人件費を削減したいという全員協議会での説明でしたので、さらに活躍してもらいたい人材に、今回は機構改革の説明でもあったわけですが、仕事に見合ったポストをつくっていくことが難しいんじゃないかなとも思いました。また、地域おこし協力隊や集落支援員の話も出ておりまして、そういった方が香美市で活躍する事例が、他市でもそんなに多くはないのかもしれませんが聞こえてきたら、いや、香美市ではどうかなと思ってしまいます。

この間、あんぱん室やふるさと納税に対しても、少し力を入れるというお話がありましたけれども、本市の独自性を発信したいといったところで、いい意味で期待を裏切ってくれる人材に、思い切ってその仕事をしてもらう仕組みを、ぜひともつくっていただきたいと思います。

そのことを申し上げて、③に移ります。

香美市性質別歳出の資料をつけさせていただきましたので、資料②を御覧ください。少し細かいものになっておりますが、特に棒グラフを見ていただきますと、人件費を示しているのが上の青い線です。ずっと横ばいできておりまして、令和2年度の欄で大きく膨れております。オレンジの線も一緒に膨れ上がっておりまして、こちらがコロナ対策の補助金等がどんと増えた時期です。令和2年度は、先ほども説明しましたが、会計年度任用職員制度の運用開始に当たる年でありまして、このために人件費も伸びておるということです。令和2年度、令和3年度、令和4年度とある程度横ばいで進んでいった後、令和5年度、令和6年度で再び大きく伸びているのが見てとれます。その理由は、令和6年度の決算資料などを見ましたら、人事院勧告に伴う給料表改定による人件費増ということで説明されております。そうであれば、この分の歳入増が見込めない理由は何なのかと思うわけです。資料の説明は以上です。

本市が人を増やし過ぎたとか、給与を上げ過ぎたとか、個別の理由でないならば、人事院勧告に従って増えた分の人件費を、なぜ、歳入で見込めないのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課、黍原課長。

○企画財政課長（黍原美貴子君） 令和6年度の人事院勧告に伴う給料表の改定により、約2億1,400万円の人件費増の補正予算を昨年度計上させてもらっております。この増加分については、普通交付税の再算定や翌年度以降の交付税で措置される仕組みとなっておりましたが、この交付税措置だけでは、先ほど言いました歳出を全て補える金額ではなかったという状況になっておりますので、普通交付税の仕組みが原因の一つではないかと思えます。

○議長（小松紀夫君） 6番、森田雄介議員。

○6番（森田雄介君） 今回の人事院勧告に伴う人件費増は、当然、本市だけじゃなくて全ての市町村にも関係してくると思っております。必要な人員が確保できないことにもなりかねません。

そこで、④をお聞きいたします。

物価高に見合った形での給与引上げは必要です。その財源は国が責任を持つべきではないかと考えます。市長会などを通じて、歳入確保の働きかけがさらに必要ではないのか、お聞きいたします。

○議長（小松紀夫君） 依光市長。

○市長（依光晃一郎君） 今後も、国への要望につきまして、他の市町村とも連携して積極的に取り組んでまいります。

○議長（小松紀夫君） 6番、森田雄介議員。

○6番（森田雄介君） 本当にこれは全ての市町村にとって大変な状況かなと思います。ぜひ、国に対して要望するとともに、国もそれに応えていただきたいと思います。そのことを申し上げまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 森田雄介議員の質問が終わりました。
暫時休憩します。

（午後 2時05分 休憩）

（午後 2時17分 再開）

○議長（小松紀夫君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

次に、11番、山崎晃子議員。

○11番（山崎晃子君） 11番、くらしと福祉を守る会の山崎晃子です。私は、住民の皆様の声を大切にし、その思いを真っすぐ届けられるよう、丁寧な質問に努力いたします。率直で誠実な答弁をいただきますよう求めまして、通告に従い質問いたします。

本日の質問は、多文化共生社会の実現に関して、こども誰でも通園制度について、大柵保育園、大柵小・中学校への交通支援を、選挙に関して、市民の声を基に、林業施策についての6項目をお伺いいたします。

初めに、多文化共生社会の実現についてお伺いいたします。

全国知事会は、7月23日に青森市で開かれた定例会議で、外国人の受入れと多文化共生社会実現に向けた提言をまとめました。提言では、在留外国人は令和6年12月末時点で約377万人、外国人労働者数は令和6年10月末時点で約230万人と過去最高であり、国は外国人を労働者と見ているが、地方自治体から見れば日本人と同じ生活者であり、地域住民であると主張しています。本市においても、在留外国人は令和7年2月1日時点で477人と増加傾向にあると聞いています。高齢化や人手不足を背景に、農業分野や介護分野では外国人労働者はなくてはならない存在となっています。また、高知工科大学では、国際色豊かな世界に開かれた大学として発展しています。

このように、多文化共生社会の実現が求められている中で、さきの参議院議員選挙では、それに逆行する動きや排外主義的な言説が急速に広まってきたように思います。し

かし、若者が流出し続け、高齢化が加速度的に進む地方においては、外国人労働者がいないと成り立たないところもあり、外国人の家族も含め、今後、どう受け入れるのか、議論を深めていくことが大事ではないでしょうか。

本市では、本年度から「にほんごサロン」を開設し、外国の方が安心して生活できるよう、ボランティアの方々と交流しながら学んでいます。現場では、こうした共生を目指す取組が行われています。多文化共生社会の実現に関し、市長のお考えをお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 依光市長。

○市長（依光晃一郎君） 香美市におきましても、外国人が居住する割合は今後増えていくことと思います。外国人との相互理解を深めるような取組について、今後も検討してまいります。

○議長（小松紀夫君） 11番、山崎晃子議員。

○11番（山崎晃子君） 今後も増えていくため、相互理解を深める取組をとということですが、何か具体的に理解を深めるような取組は、こういうことをしたらいいかなというようなものが、市長にはございますでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 依光市長。

○市長（依光晃一郎君） まず、日常的に生活している中で、外国人を見かけることが多くなっていると。相互理解というのは、相手のことが分からないから怖いとか、何を考えているか分からないということがあろうかと思います。他市の事例では、農業実習生と子供たちが接する機会を増やすというようなこともありました。こういった活動は、行政というよりも民間も含めて日常的にやっていくのがいいのだろうと思っております。まずは「にほんごサロン」がありますので、そこから、いろいろな提案も含めて、市として取り組んでいけることについて、一緒になって考えてまいりたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 11番、山崎晃子議員。

○11番（山崎晃子君） 本市においても多文化共生社会を目指していくということだと思いますので、またよろしく願いいたします。

それでは、2番目の質問に移ります。こども誰でも通園制度についてお伺いいたします。

来年4月から、まだ保育所や幼稚園に通っていない幼い子供が保育施設を利用できる、こども誰でも通園制度が始まります。このこども誰でも通園制度は、国が打ち出したこども未来戦略の中で、全ての子育て家庭への支援を強化するとして創設されたものです。こども家庭庁によるこども誰でも通園制度の実施に関する手引では、一時預かり事業のように、言わば保護者の立場からの必要性に対応するものとは異なり、子供を中心に考え、子供の成長の観点から、全ての子供の育ちを応援し、子供の良質な成長環境を整備することを目的としています。月10時間まで等の一定時間利用枠の範囲内で、保護者

の就労や預ける理由を問わずに、3歳未満の子供が生後6か月から1時間単位で保育施設に通える、新たな通園給付です。現行の保育所には、ゼロ歳児から5歳児が通いますが、保護者の就労等によって家庭で保育できないことが入所の条件になっています。幼稚園に就労の要件はありませんが、通えるのは3歳からです。乳幼児が様々な人や環境との関わりを得られると言われる反面、保育現場からは、預けられることに慣れていない子を短時間だけ保育するのは難しいのではという声もあると聞きます。また、これまで保育の実績がない事業者の参入もできるようになると聞きました。

そこで、質問に移ります。①です。

こども誰でも通園制度について、見解をお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薫君） お答えします。

本市は、この制度を子育て家庭を地域全体で支える重要な施策と捉えており、その趣旨には賛同しております。未就園児の孤立防止や、社会性の涵養をさらに進める機会と捉えております。来年度は、既存保育施設の空き定員を活用する余裕活用型で、スモールスタートをする方針です。まずは、特定の施設で利用枠を設け、ニーズや運営上の課題を検証してまいります。本格実施に向け、保育士の確保や利用を希望する家庭への丁寧な周知を進め、市民の皆様の期待に応えられるよう、着実に準備を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 11番、山崎晃子議員。

○11番（山崎晃子君） 重要な施策と捉えているということが分かりました。

それでは、②の質問に移ります。

こども誰でも通園制度の利用に当たっての手続等はどのようなになるのか、その流れについてお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薫君） お答えします。

御質問の利用手続の流れにつきまして、現時点で詳細を検討中ではありますが、以下のような流れを想定しております。まず、利用を希望される保護者の皆様には、市のホームページや広報誌などで周知する内容を御確認いただき、利用希望の申請をしていただきます。その後、各家庭の状況を確認させていただいた上で利用調整を行い、利用可能な施設や日時を決定し、保護者に御連絡いたします。利用開始に当たっては、事前に、施設での面談や利用上の説明を受けていただくことを想定しております。市民の皆様にはスムーズに御利用いただけるよう、今後、具体的な手続や申請方法について、丁寧に周知を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 11番、山崎晃子議員。

○ 1 1 番（山崎晃子君） これからとお聞きしたんですけれども、申込みが重なってきて、受け入れられる人数というのは決まっていると思うんですけれども、そういった場合に対してはどうなっていくのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薫君） 具体的な利用者の対応につきましては、ニーズ等を把握した上で検討を重ねることになるかと思います。現状では検討中でございますので、今のようなお話になるかと思います。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 1 1 番、山崎晃子議員。

○ 1 1 番（山崎晃子君） これからということですので、十分に対応を、そしてまた、丁寧をお願いしたいと思います。

それでは、③の質問に移ります。

この制度は、既存の保育施設が取り組む場合、通常の保育に加えて新しい事業を実施することになります。在園時間や利用頻度が違う乳幼児が出入りを繰り返すことになるため、職員体制の管理や施設内での情報共有、来園時に支障のない運営ができるのか等、不安もあるのではないかと思います。来年度からの本格実施に向けて、本市ではどのように対応していくのでしょうか、取組状況等をお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薫君） お答えします。

この制度の実施に当たって、職員体制や在園児への影響など、保育施設が様々な不安を抱えていることは、十分に担当課としても認識しております。新たな事業を円滑に進めるためには、御指摘のとおり、在園児の安全と安心を最優先とした運営が不可欠であると考えております。現在、本格実施に向けた準備を進めており、来年度は既存保育施設の空き定員を活用した余裕活用型で、スモールスタートをする方針です。これは、各施設の負担を最小限に抑え、課題を1つずつ解消していくためのものと考えております。

現在の本市の主な取組状況としまして、1点目は、園長会での情報共有を図るため、8月の園長会で制度の概要を説明し、現場の率直な意見や個別の不安、課題についてヒアリングを行いました。2点目は、未就園児の実態把握と受入れ体制などの検討を進めるため、本市における未就園児の正確な実態把握に努めております。これらのデータを基に、各園が無理なく適切に対応できる受入れ体制や運営方法について、研究を進めております。3点目としまして、制度を円滑に進めるための要綱等の素案を作成中となっております。素案がまとまり次第、改めて各園長と協議の場を設け、現場の意見を反映させながら、具体的な実施体制を構築してまいります。

本市としては、現場の負担を最小限に抑えながら、制度の円滑な導入と運営を実現できるよう、着実に準備を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 11番、山崎晃子議員。

○11番（山崎晃子君） そういたしますと、来年はスモールスタートというか、試験的な形でして、本格的には令和9年度ということでしょうか。

それから、8月に園長会で説明されたということですが、園長からはこういった意見等がございましたでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薫君） お答えします。

令和8年度の実施はスモールスタートでと考えておりますが、その後、園を増やしていくか等につきましても、ニーズ等の把握に努め、必要であれば、2園目、3園目ということで検討していくことになろうかと思えます。

8月に実施しました園長会において、園長先生方の御不安としましては、どこの園で実際に実施するのかについて、非常に懸念を抱いておられましたので、こちらにつきましても、どの園で実施できるか、ニーズ等を調査した上で、慎重に検討していきたいと現状では考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 11番、山崎晃子議員。

○11番（山崎晃子君） この制度は、ゼロ歳児から3歳児までになっておりますけれども、方向性としてはゼロ歳児から3歳児を受け入れていくのか。例えば、ゼロ歳児だけとかということなども協議をしているかと思うのですが、それはどういう方向になっていくのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薫君） お答えします。

ゼロ歳児から3歳児までを対象とした制度となっておりますが、ゼロ歳児の受入れにつきましては、現場での負担は相当なものが予想されますので、ニーズ調査を実施した上で、必要であればどの年代から受け入れをするのかも含めて、ニーズ調査の結果によってこれから考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 11番、山崎晃子議員。

○11番（山崎晃子君） 大事な制度ですので、十分ニーズ調査を行い、そしてまた、安心して受入れができる体制を十分に整えていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、3番目の質問に移ります。大柝保育園、大柝小・中学校への交通支援について伺います。

6月定例会議の一般質問において、通園・通学バスなどがあれば、大柝の保育園、小・中学校に行きたいという声があることをお伝えし、交通支援について積極的に検討して、前向きな取組をするよう求めました。市長からは、対象となる児童・生徒の保護

者に向けたアンケートを提案したいとの答弁をいただきました。そして、今定例会議の提案説明では、大柵保小中学校運営協議会より、スクールバス運行に関する要望書を7月25日に受け取ったことの報告があり、前向きにスピード感を持って取り組みたいと、力強い発言がありました。早急な対応を望みますが、6月に市長の提案を受けて、その後の取組状況をお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薫君） お答えします。

香美市中心部と大柵保育園、大柵小・中学校を結ぶスクールバスの定期運行について、6月定例会議で市長から答弁がありましたが、まずは保護者のニーズを把握するために、教育委員会物部分室において、現在、アンケート調査を実施しております。具体的には、大柵保育園、大柵小・中学校に通園・通学する園児・児童・生徒の全ての保護者を対象としまして、利用を希望する方だけに回答していただく記名式によって、希望する運行ルートや運行時間の調査を実施しております。集計作業が完了すれば、運行計画案を作成し、民間事業者より見積書を徴収した上で、財政班との予算折衝に臨みたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 11番、山崎晃子議員。

○11番（山崎晃子君） 来年度に向けて取組を進めているということでお聞きいたしました。

その集計はいつ頃終わるような形で考えているのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薫君） お答えします。

アンケート調査の締切りを9月下旬に設定しておりますので、9月下旬から集計作業に入って、運行計画等の案を作成することになるかと思います。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 11番、山崎晃子議員。

○11番（山崎晃子君） 市長から、前向きにスピード感を持って取り組みたいという発言がありまして、進んでいっているとありがたく受け取っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、4番目の質問に移ります。選挙に関してお伺いいたします。

参議院議員選挙の投開票が7月20日に行われました。このことに関して、数点お伺いいたします。

①です。

本市の年代別投票状況をお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 選挙管理委員会、竹崎書記長。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（竹崎澄人君） お答えいたします。

年代別の投票状況につきましては、手作業での集計となり非常に時間を要することから、現時点で集計はできてございません。

○議長（小松紀夫君） 11番、山崎晃子議員。

○11番（山崎晃子君） できていないということで、分かりました。

大体、若い人の投票率が低いのではないかとも思うわけですがけれども、その辺りはどういう考え、思いを持っていますでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 選挙管理委員会、竹崎書記長。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（竹崎澄人君） 私はまだ集計を見てございませんで、詳細のところは分かりかねます。

○議長（小松紀夫君） 11番、山崎晃子議員。

○11番（山崎晃子君） 分かりました。

それでは、②の質問に移ります。

投票所には、満18歳未満の子供と一緒に入ることができます。投票所や投票する姿を見せることで政治を身近に感じることができ、貴重な社会教育の場になり、子供の社会への関心が深まるきっかけとなるのではないかと思います。総務省の調査では、子供の頃に投票所へ行ったことがある人は、ない人と比較して投票率が20%以上高いとの結果があります。このような子連れ投票を推進している自治体もありますが、見解をお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 選挙管理委員会、竹崎書記長。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（竹崎澄人君） お答えします。

親と投票に行った子供は、大人になって投票に行く割合が高いというデータもございます。選挙に興味を持ってもらう一つの手段として有効であると考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 11番、山崎晃子議員。

○11番（山崎晃子君） 有効であるという答弁をいただきましたが、本市において推進していくということで、何か働きかけ等を行う考えはないでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 選挙管理委員会、竹崎書記長。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（竹崎澄人君） 本市におきまして、積極的に子供も同伴で選挙へ行くようにといった周知はまだできてございませんが、投票所事務の手引の中で、18歳未満の方は出入りができることとしておりますし、若年層の投票率向上に効果がある旨は説明しております。それ以上のところは、また検討したいと思っております。

○議長（小松紀夫君） 11番、山崎晃子議員。

○11番（山崎晃子君） やはり子供の頃からこういう機会をつくることは非常に大事なことであり、積極的に推進している自治体も結構あるようですので、そういったところからも情報を得るなりして取り組んでいただきたいと思います。

それでは、③の質問に移ります。

さきの参議院議員選挙は、移動期日前投票所が前回選挙時より4か所増えて、12か所となりました。物部町は5か所から8か所、香北町では1か所から2か所、土佐山田町は2か所で変わりありませんでした。移動期日前投票所の1日目は、物部町では8か所で行われましたが、時間的には、これまでの1時間が30分に短縮されたところがありました。時間短縮等による問題はなかったでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 選挙管理委員会、竹崎書記長。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（竹崎澄人君） 参議院議員選挙におきまして、昨年10月の衆議院議員選挙から時間短縮や変更はありましたが、投票者数に大きな変化はなく、特に御意見等もいただいております。また、今回新たに設置しました4か所の投票所におきましても、同様、御意見等はいただいております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 11番、山崎晃子議員。

○11番（山崎晃子君） この移動期日前投票所は、もう皆様に知っていただいて、慣れてきてスムーズに行われているのではないかと思います。

それでは、④に移ります。

少子高齢化等の影響で投票場を閉鎖せざるを得ない地域が増えて、今後も、移動期日前投票所を希望する地域が出てくるのではないかと危惧しています。今後の対応について、お考えをお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 選挙管理委員会、竹崎書記長。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（竹崎澄人君） お答えいたします。

移動期日前投票所は、原則、既存の投票所を廃止した場所に設けることとしてございます。今後におきましても、移動期日前投票所の要望が出た際には、設置について検討いたします。

○議長（小松紀夫君） 11番、山崎晃子議員。

○11番（山崎晃子君） 検討していただけるということです。ただ、この時間が30分以上短くなるということはなかなか難しいと、それはちょっと日にちを増やすことになろうかと思いますが、そういった時間的なものは確保していただけるということでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 選挙管理委員会、竹崎書記長。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（竹崎澄人君） 現状12か所ということで、議員がおっしゃいましたとおり、1時間が30分になったこともお聞きしております。今後、どれぐらいの数になるかというところも含めて、そのときにまた検討しなければならないと思いますが、極端に短くなり過ぎるのもどうかとは思っています。

○議長（小松紀夫君） 11番、山崎晃子議員。

○11番（山崎晃子君） 今後も投票の機会を確保できるように、お願いしたいと思

います。

それでは、⑤の質問に移ります。

この⑤と⑥の質問については、さきに2人の同僚議員が質問いたしておりますので大体分かりましたが、1点だけお聞きしたいと思います。

物部町のことですけれども、3地区の計107人に、誤った投票時間を記載した入場券を送付したということがありました。物部支所は、住民の指摘を受けてミスを把握していたが、市の選挙管理委員会には伝えられず、事前の周知ができなかったということも新聞に載りました。物部町とか香北町もそうだと思いますけれども、何かあったときには、こんなことありましたとか、これはどうしたらいいでしょうかと、支所に相談とか指摘が入ってくると思うんですけれども、その中で、今回は連携ミスでこういったことになったかと思えますけれども、今後は、そういうことがないように対応していただきたいと思えます。その点について、見解をお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 選挙管理委員会、竹崎書記長。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（竹崎澄人君） 今後は、職員間の情報連携を密にしまして、いろんな選挙事務に努めてまいりたいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 11番、山崎晃子議員。

○11番（山崎晃子君） 今後、こういったことのないように、よろしくお願いいたします。

それでは、5番目の質問に移ります。市民の声を基にということでお伺いいたします。

①です。

べふ峡温泉が休館となって2年目となりました。べふ峡温泉の再開を待ち望む声がある一方で、再開のめどが立たないことに対するいら立ちの声も聞かれます。この問題については、昨日、同僚議員から売却という案も出されたところですが、私といたしましては、何とか有効活用できる方策を導き出してほしいという思いで、質問いたします。

当初の予定では、令和7年度の指定管理者募集を考えていたと思いますが、従来の方法での指定管理は困難との判断で、施設の在り方を再検討することになり、現在、庁内で協議をしていると聞いています。この間、どのような協議が行われてきたのか、協議の状況と今後の見通しについてお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 商工観光課、門脇課長。

○商工観光課長（門脇正人君） お答えいたします。

べふ峡温泉の指定管理者公募に向けて、これまで、県のマッチング事業への登録やサウディング調査を行ってまいりましたが、地理的な理由から、調査に応じてくれる事業者が少なく、提案いただいた内容を実現するためには、数億円規模の設備投資が必要という意見がございました。そこで、施設改修費用について御負担いただける事業者がいなか、また、現状の施設であっても、べふ峡温泉周辺の観光資源を活用し、運営で

きる方がいないかなどの情報収集を行っております。また、溪流釣りや登山、マウンテンバイクなどの分野に深く通じている方などから、ヒアリングを行っているところでございます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 11番、山崎晃子議員。

○11番（山崎晃子君） スピード感を持って取り組んでほしいところではありますけれども、十分慎重に案を練った上でということは、大事なことだと思います。ただ、大体どれぐらいかかるか、めどとしてはどういう感じで考えておられるでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 商工観光課、門脇課長。

○商工観光課長（門脇正人君） お答えいたします。

おっしゃったとおり、令和6年4月1日からの休館期間が非常に長くなってきておりますので、できるだけ早急に計画をまとめなければならないと考えております。ただ、経費の面や様々な課題がございますので、将来的な展望が開けるような計画を早急に取りまとめなければならないと考えております。めどといたしましては、今のところ具体的にいつまでという見通しは立っておりません。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 11番、山崎晃子議員。

○11番（山崎晃子君） 庁内で協議をしているということでしたかね、どことどこが、支所と担当課だけですかね、その協議はどういったメンバーになっているのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 村上副市長。

○副市長（村上真祥君） べふ峡温泉の活用に関する庁内協議のメンバーでございますが、私と現在の担当課である商工観光課、そして、物部支所のメンバーで協議をしています。会によりましては、県の物部川振興本部にもお入りをいただいて議論をしている状況でございます。

○議長（小松紀夫君） 11番、山崎晃子議員。

○11番（山崎晃子君） 分かりました。

副市長にお伺いいたしますが、大変難しい問題というか、なかなかずっと決まる問題ではないんですけれども、何らかの展望や見込み、前に副市長も言われていました、三嶺の山を活用するという案も出ていたかと思うんですけれども、なかなか難しいことであらうかとは思いますが、副市長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 村上副市長。

○副市長（村上真祥君） べふ峡温泉ですが、場所のポテンシャルとしましては、先ほど担当課から御答弁申し上げましたように、例えば、溪流釣りですとか登山、マウンテンバイクと、様々な活用というか、その場所を楽しむいろんなテーマはある、いろんな可能性がある場所だと考えてございます。

一方で、指定管理制度と申しますと、現在の施設全て、温泉、レストラン、宿泊施設といったところをまとめて、かなりの額を投資した上で指定管理者に委ねることになりますので、もしそれでお客様が来なかったと、採算が取れなかったという場合には、再度の撤退が容易に想定されます。こういったこともございまして、遊休公共施設の活用の仕方を少し勉強し、市でも最低限何をやっていただきたいのか、事業者は何をしてほしいのかというところをかなり絞り込み、その上で、その絞り込んだ内容を実施する主体を募集したいと考えてございます。幾つか成功している事例もあるようですので、そうしたところのノウハウも勉強しながら、今、研究をしている段階でございます。とはいえ、スピード感を持って進めるべしということですので、先ほど担当課から御答弁申し上げましたように、早急に進めていきたいと考えてございます。

○議長（小松紀夫君） 11番、山崎晃子議員。

○11番（山崎晃子君） それでは、よろしくお願ひしたいと思います。

次の、②の質問に移ります。

別府地域の観光拠点の一つである農林漁業体験実習館は、べふ峡温泉キャンプ場、もみじ茶屋に続き、本年度から休業となりました。農林漁業体験実習館は、これまでも、もみじ茶屋とともにべふ峡保勝会が運営してきましたが、住民の高齢化で、本年度から閉めざるを得ない状況になったと聞きました。このような状況から、別府地域は前のような活気がなくなり、ひっそりとしています。地域内の交流もなくなり寂しくなったと、地元住民からは嘆きの声が聞かれます。農林漁業体験実習館の今後の展望についてお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 物部支所、片岡支所長。

○物部支所長（片岡亮君） お答えします。

別府地区の農林漁業体験実習館につきましては、本年3月末まで、地元団体のべふ峡保勝会を指定管理者として指定管理を行ってまいりましたが、当団体の解散をもって指定管理を終了いたしました。地元の別府自治会と協議を重ねまして、今後は、指定避難所としての運用や地元自治会公会堂としての機能を維持していくよう考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 11番、山崎晃子議員。

○11番（山崎晃子君） 建物はそういうことになろうかと思うんですけれども、ここには展示室があったと思いますが、この展示室はどういう対応になるのでしょうか。見学したいときは見学できるのか、あそこには展示物がそのままあると思うんですね、それはそのままになるのか。奥物部ふるさと物産館とかどこかに移して展示品を見てもらうとか、せつかくあるものをそのまま眠らせてしまうのではなくて、活用することが大事ではないかと思うんですけれども、その辺りをお聞きいたします。

○議長（小松紀夫君） 物部支所、片岡支所長。

○物部支所長（片岡亮君） 農林漁業体験実習館の2階にございます資料館につつま

しては、現在、閉館している状況でございます。これまでに、生涯学習振興課の文化財室を通じて、中を見学したいというお客様がおられまして、文化財室の案内で見ていただいたことはありました。現在、資料館に保管しております民具などにつきましては、文化財室で、今後の保管場所や展示をどうするのか、検討いただいております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 11番、山崎晃子議員。

○11番（山崎晃子君） 資料館のものは検討していただいているということですね。きれいに展示されていたと思うんですけども、いい方法でまた展示していただければと思います。

それでは、③の質問に移ります。

奥物部ふるさと物産館は、4月16日から運営を開始し、レストランもオープンしました。物部町住民の大きな期待を背負ってのスタートとなりました。しかし、5月から土日限定で始まったモーニングは6月に突然終了し、現在は、水曜日、木曜日の定休日以外での営業で午前11時から、祝祭日は午後2時半までですか、そういう時間帯で、30分前にはオーダーストップとなっています。週5日、1日3時間から3時間半の営業です。また、1日の食数が20食と決まっているとも住民の方から聞いたのですけれども、食べられない等の声も聞きました。このような営業時間や食数に関する声は、あちこちで聞かれます。既に様々な声をお聞きになっていると思いますが、このような運営状況に多くの大変厳しい声を聞いています。そして、心配する声も聞いています。市は、指定管理者と定期的に協議をしていると聞いていますが、レストランの運営についての現状認識と、今後の改善や工夫等が必要ではないかと思います。見解をお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 物部支所、片岡支所長。

○物部支所長（片岡亮君） レストラン事業に関しましては、毎月報告会を開催し、収支状況や課題等の共有を図っております。また、香美市商工会にも御出席をいただきまして、専門的見地からの御助言をいただくなどの取組を行っております。運営につきまして、近隣住民や利用者のお客様から厳しい御指摘をいただいていることは認識しております。指定管理者と情報共有し、改善に向けた取組を行うよう協議を進めております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 11番、山崎晃子議員。

○11番（山崎晃子君） 先ほど、公文議員も質問されまして、大変心配をしているということでお聞きになったわけですが、運営状況で、収支については赤字になった月もあるが、目標額には達しているという御答弁でしたけれども、なかなか心配するところなんです。1日3時間あまりの営業時間だから目標額に達しているということで収まっていくのか、住民の願いや思いとは違っているんですね、この時間的なことな

んかに関しては。モーニングをやっていたのが、だんだん短くなって3時間と。だんだん広がっていくのであればいいのですけれども、だんだん短くなってきて、行っても閉まっているんじゃないかというところがあって、利用につながっていかないと思うわけです。そのことも含めて改善していくと言われていましたけれども、具体的に何か改善できる点、お話しできる場所があればお願いいたします。

○議長（小松紀夫君） 物部支所、片岡支所長。

○物部支所長（片岡亮君） 営業日や営業時間等が短いですが、モーニングサービスがなくなったこと等については、厳しい御指摘をいただいております。また、夜の営業に関してですけれども、宴会を設定できる日が限定的であったことも御批判をいただきました。それについても今後改善していくということで、既に宴会の制限につきましては改善しておりますので、今後も情報共有して改善したいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 11番、山崎晃子議員。

○11番（山崎晃子君） 始まったばかりで大変厳しいところではあるかと思えますけれども、できるだけ早め早めに改善をしていって、対応していただきたいと思います。

それでは、④の質問に移ります。

先月22日に仁淀川町へ行政視察に行った際、昼食を茶農家の店あすなろというところでいただきました。仁淀川の風景を楽しみながら、沢渡茶のおいしさを心ゆくまでお楽しみくださいと、お店の紹介をしています。私は、沢渡茶をうどんに練り込んだ茶うどんと、おむすび、季節のおかずがついた、沢渡茶うどん御膳をいただきましたが、お品書きも添えられ、接客も感じよく、おもてなしの心が伝わるようなお店の雰囲気を味わうことができました。お茶を前面に出したランチメニューとデザートメニュー、ドリンクメニューは、シンプルでありながらも、お茶をアピールするメニューとなっています。何かヒントが得られればとの思いで紹介させていただきましたが、ちょうど8月30日の地元紙にその様子が掲載されていました。お客様によって、また、その対象によってメニューが変わってくると思いますけれども、奥物部ふるさと物産館のレストランも、おもてなしの心を持って物部町ならではのメニューを提供できないものかと思いました。見解をお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 物部支所、片岡支所長。

○物部支所長（片岡亮君） お答えします。

使用する地元食材としまして考えられるのは、ユズ、お茶、ジビエ等などが挙げられます。現在、提供しておりますメニューにおきましては、具体例を挙げますと、メインメニューへのユズの使用やユズジャム、ユズパウンドケーキ、ユズゼリー、ユズシャーベット、お茶では、お茶のパウンドケーキ、物部茶を利用したパンナコッタ、接客に使用のお茶で使用してきました。ジビエにつきましては、10月からジビエ工房監修の

メニューに加え、新メニューを開発していく予定と報告を受けております。実際の営業におきましては、メニューの決定には調理師の裁量が大きく影響すると思いますが、地元ならではの飲食の提供を行うといった提案が評価され、指定管理者に指定された経緯もございますので、なお積極的な採用を求めてまいりたいと考えております。

また、おもてなしの心を持った接客という御指摘につきましては、指定管理者に連絡しておりますが、なお議員の御意見をしっかりと指定管理者に伝え、改善を求めてまいりたいと考えます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 11番、山崎晃子議員。

○11番（山崎晃子君） 地元の人の意見なども聞きながら、皆様が喜んで、楽しく、おいしくいただけるようなメニューを開発していただきたいと思います。

それでは、⑤の質問に移ります。

2階のフリースペースは、レストランが閉まっても自由に利用できますが、入りづらい、開いているのか分からない、2階に上がっても何もないとの声を聞きます。展示やイベントも行われていますが、何もないときには、町外の人や観光客に向けて物部町を紹介するような常設展示、例えば、三嶺とか茶畑、別府峡、ヤマザクラ、湖水祭、塩の道などの写真展示、ほかにもあるかと思えますけれども、そのようなことができないものでしょうか、見解をお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 物部支所、片岡支所長。

○物部支所長（片岡亮君） 2階のフリースペースにつきましては、イベント等の開催がないときは自由に使用できるよう開放しております。2階の貸出しに関しましては、申請に基づいて2階全体、もしくは分割して使用できるよう施設整備をしております。スペースを分割しての利用を求められた際に、対応できる状態を維持することを前提とした常設展示であれば、可能であると考えます。なお、実際の運用につきましては、指定管理者の運営方針に基づいた運用になると考えます。また、観光案内につきましては、1階のフロントカウンターにて観光案内リーフレットを提供するほか、SNS等により情報発信を行っております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 11番、山崎晃子議員。

○11番（山崎晃子君） 指定管理者に任せているということもあろうかと思えますけれども、「ポケふた」を見に来られた市外の方が、ここの2階スペースに来られていて、何もないねと言われていたので、市外の方が来られたときに物部町をアピールする、紹介するような何かがあってもいいんじゃないかなと思いましたので、この提案をさせていただきました。いろんなところで物部町を知っていただくことは非常に大事なことでと思いますので、またこうした意見もお伝えいただければと思います。

それでは、6番目の質問に移ります。林業施策についてお伺いいたします。

私たちの森林・林業・林産業活性化推進香美市議会議員連盟は、先月２２日に、山林情報バンク制度に取り組んでいる仁淀川町と、佐川町のおもちゃ美術館へ視察に行きました。周りを山に囲まれた地域で生活している者としては、将来の夢を託した先人が苦労して植林した山を何とか生かせないものかと、常日頃考えています。しかし、私には専門的な知識がないため、なかなか妙案がないのが現状です。２年前に行政視察をした岡山県西栗倉村の取組には大変感動し、そのときにも一般質問をさせていただきました。仁淀川町の取組も山に対する問題意識を持ち、積極的に取組を進めてきたことがうかがえました。

仁淀町では、山の木が大きくなることで仁淀川の水量が減ってきていることを問題視し、仁淀ブルーを守るため、山の保全をし、山を若返らせることが大事だと林業適地での再造林率１００％を目標に取り組んでいます。ここで、仁淀川町のことをもう少し紹介させていただきますと、仁淀川町は２００５年に３町村が合併して誕生いたしました。山林が約９０％を占めています。本市と同じく、戦後の国の施策により植林された人工林は伐期を迎えており、森林資源として活用できる状況を背景に、搬出間伐・作業道を開設、間伐材の運送などに対して補助等の支援を進めてきています。そうした中、高齢化による担い手不足を解消するため、仁淀川林産協同組合が実施主体となり、全国から１年間の研修生を募集し、研修終了後は事業体などに就職する等、移住施策とも絡めて取り組んでいるということでした。また、仁淀川町林業総合戦略といったものを２年がかりで策定したということで、地域が一体となって新木材流通システムを構築してます。そして、保育園とか小学校、中学校の子供たちと共同で、苗を育成したり、植林をしたり、森の手入れなどにも取り組んでいくよう進めているということでした。なかなかこの取組も大変すばらしかったと思います。

それでは、質問に移ります。①です。

本市の山を、宝の山にするのか価値のない山にするのか、林業施策の取組にかかっていると思います。前回の一般質問では、市長から、香美市にとって森林資源は財産であり、次世代にしっかり残していかなければならない。国・県とも情報交換をして、今後とも森林資源を守っていく努力を続けていくと、力強い答弁をいただきました。この資源を生かすべく、積極的な施策を検討してはどうでしょうか、見解をお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 農林課、川島課長。

○農林課長（川島進君） 市内の林業事業体や森林所有者が行う、間伐や作業道開設などの森林整備への支援を継続するとともに、森林所有者と市で協定を締結し、水源涵養機能や土壌保全機能といった森林の公益的機能の発揮を目的とした、市主導で行う間伐などの森林整備にも取り組んでいくために、令和６年度から意向調査を始めたところでございます。また、森林整備を担う林業従業者の確保・育成にも引き続き取り組んでまいります。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 11番、山崎晃子議員。

○11番（山崎晃子君） この林業施策は、1年や2年ですぐ結果が出るものではありません。長い目で見て、それでやっと成果が出てくることになろうかと思しますので、今まで取り組んできたもの以外にも、何か積極的な施策を考えていただきたいと思います。わけですけれども、私に何かの案があるということではなくて、林業は本市の基幹産業になっておりますし、重要な産業であると昨日も答弁があったかと思しますので、林業施策を中心に据えたようなまちづくりも考えていければなと思うわけですけれども、市長の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 依光市長。

○市長（依光晃一郎君） 議員から御指摘がありますとおり、香美市には非常に林業資源が豊富でありまして、そういう意味では、香美市の産業として一定成り立っているとも考えております。香美森林組合、また物部森林組合があり、ストックヤードもあるということで、山の木を生かした形で県外にも木が行っております。関西万博のリングにも香美市の木が使われていることと思います。そういう意味では、香美市で業をしつかりと成り立たせていくことが、香美市の林業政策だと思っておりますし、先ほどの御紹介にありました仁淀川町ですとか、いろいろな地域に私自身負けているとは思っておりません。

○議長（小松紀夫君） 11番、山崎晃子議員。

○11番（山崎晃子君） 林業に関しては、自分が山に住んでおりますので、すごく気になりまして、以前にも何回か林業に関して一般質問をさせていただいたんですけれども、その当時の課長からは、長らく林業の低迷が続いたと、今、山にやっと光が当たり始めたという答弁がございまして、その光が徐々に広がっていったほしいなという思いはありますけれども、なかなか広がっていないのかなと私は思っております。しかし、一步一步進めていくことが大事だと思いますので、引き続いて取組を進めていただきたいと思います。

それでは、②の質問に移ります。

山林の管理に困っている、売りたいくても買手がいない、息子も孫も要らないと言っているがどうしたものか、苦労して植えた木が何にもならんと、嘆く声を多く聞きます。視察した仁淀川町では、そのような声に応えることも考え、昨年6月、森林組合や仁淀川林産協同組合による山林情報バンク制度を創設したとのことです。山林所有者は所在地をバンクに登録し、経営・管理の委託、木の伐採、売却から希望する扱いを選び、林業事業体はデータベースから山林を探し、所有者に直接連絡する仕組みとなっています。まだ売買についての成果は出ていないということでしたけれども、面積が増えれば買手もできるのではないかと、これからだというお話をお伺いしました。こうした山林情報バンク制度を本市でも研究できないか、見解をお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 農林課、川島課長。

○農林課長（川島進君） 現在、市が指定した区域において、河川沿いの森林で、相続登記及び地目変更が完了している等の条件を満たした森林についての寄附を受け入れております。ただし、寄附の申出をいただいたものの受入れ条件に合わず、受入れできない森林も多くございます。今後、代替わりによる所有者不明山林の増加も懸念されることから、県や他市町村の取組や制度を参考に研究していく考えでございます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 11番、山崎晃子議員。

○11番（山崎晃子君） こうした売買を含めた山林のあっせんとかに関しては、全国的にまだ少ないということもお聞きしましたけれども、研究をしていただけたということでしたので、本市に合ったやり方を見いだしていただければと思います。

それでは、③の質問に移ります。

先月26日に奥物部ふるさと物産館で、小規模林業事業体の経営形態について実践者からの学びの講演会がありました。地域おこし協力隊として梶原町に雇用されていた方が、有限責任事業組合から株式会社へ転換し、造林・育林、育苗、森林教育、木製品の製作・販売等の事業を行っています。林業が仕事として成り立つことができれば、地元雇用が生まれ、山への関心が高まるのではないかと思います。今回の講演会が次につながるものと期待しますが、どのように受け止めているのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 農林課、川島課長。

○農林課長（川島進君） 講演会は、未来の森づくり委員会の取組として今年度から始めたもので、森林や林業、木材に関わる内容について、行政と市民とが一緒に学び合える場をつくることを目的とし、今後は、令和8年度から令和9年度の期間、年2回の開催を計画しております。今回は、森林を生かした働き方の一つとして講演をいただいたもので、参加者からは、よく理解できた、造林に特化するのも柔軟だと感じた、経験に基づいた分かりやすい内容だった、若者のエネルギーを感じたといった意見がございました。好評であったように感じております。前職が林業とは全く関係のない職からの転職で、こういう形の小規模林業が増えればと感じました。

今後、森林への関心が高まり、起業といった話があれば、県など関係機関とも連携し、支援方法を検討していく考えでございます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 11番、山崎晃子議員。

○11番（山崎晃子君） 起業ということがあれば支援していただけることは大変ありがたいと思いますが、小規模林業で丸太を出したりというところへの支援なんかは考えて、この起業という部分で、そういったことも含まれているのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 農林課、川島課長。

○農林課長（川島進君） 今後、話があれば、そういうことも含めての検討になると思います。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 11番、山崎晃子議員。

○11番（山崎晃子君） 今年から講演が行われるようになったわけですけど、私も大変いい取組だと感じております。そこで、副市長もこの講演をお聞きになったかと思いますので、副市長はどう受け止めておられるでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 村上副市長。

○副市長（村上真祥君） 当日、私も未来の森づくり委員会を傍聴した関係で、こういった講演会があるということで参加させていただきました。所感といたしましては、先ほど担当課からも御答弁を申し上げましたけれども、今まで林業に携わったことがない方が、起業という形で、ある意味軽やかに林業、山の仕事に入っていけることを目の当たりにしたので、非常にこういう小さい業から始めることに可能性を感じた次第です。先ほど、これも担当課から御答弁を申し上げましたけれども、いろんな形で、例えば、苗を育てる、啓発をするといった小さな業の仕方もあると思います。また、個人でやっていらっしゃる方で、木材を出していく起業をしたいという方もおられると思いますので、様々な形でニーズに沿った支援の在り方を考えていきたいと思っています。

○議長（小松紀夫君） 11番、山崎晃子議員。

○11番（山崎晃子君） ぜひ、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、④に移ります。

国民の祝日に関する法律では、8月10日が山の日です。山の日は、山に親しむ機会を得て、山の恩恵に感謝することを趣旨に、2016年に制定されました。このことを受けて、山に関心が持てるようなイベント等の取組はできないでしょうか、見解をお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 農林課、川島課長。

○農林課長（川島進君） 2003年に県が独自に制定した記念日、11月11日の「こうち山の日」に合わせ、高知県独自の森林環境税を活用した、こうち山の日推進事業におきまして「ひのみこアウトドアフェス」が開催されております。また、10月には「もくもくエコランド」が高知市で、11月には「甫喜ヶ峰フェスティバル」が甫喜ヶ峰森林公園で、「キッズフェス」が県立森林研修センター情報交流館で開催されるといったように、イベントが市内外で行われているため、現時点で山に関するイベントを市で開催する考えはございません。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 11番、山崎晃子議員。

○11番（山崎晃子君） 市独自である考えはないということですかね。いろいろと県も考えてくださっていると思うんですけども、市として、例えば、せっかく物部町には山がありますので、みやびの丘に登るとか、甫喜ヶ峰に行くとか、そういった山登りのことなんかも計画できないかなと思うわけですけども、今する予定はないとい

うことですが、なにもう一回お聞きいたします。

○議長（小松紀夫君） 依光市長。

○市長（依光晃一郎君） 森に関する、木に親しむようなイベントを、ぜひ、山崎議員に御提案いただいて、提案型事業がございますので。私の市政方針としましては、やはり住民の皆様方と一緒にやってやるということです。市主催というよりは、市民のやりたいことを応援していく。あと、山登りといったことに関しましては、塩の道の事業が定着しておりまして、私もスターターという形で、いつもお手伝いをさせていただいています。

○議長（小松紀夫君） 11番、山崎晃子議員。

○11番（山崎晃子君） 市長から答弁をいただきましたけれども、様々な機会を通じて、山に関心を持っていただく何か取組というか、そういったところを私も考えていきたいと思います。

それでは、⑤の質問に移ります。

本市は、合併して来年20周年を迎えます。合併時、西熊のヒカリ石に桜の記念植樹を行いました。当日は雨の中、当時の市長をはじめ、職員や議員、市民の有志が協力して植樹したことが思い出されます。その後、記念植樹された桜はどうなったのか、鹿の食害で枯れたとも聞きましたが、無事に成長していれば、きっときれいな桜の花を咲かせていることだと思います。せっかく記念植樹した桜を子供たちに見せることができなかったことは、大変残念に思います。また、記念植樹したことさえ忘れ去られているようにも思います。森林率87%である本市は、山とともにあることを強みと捉え、山への関心を持ち続け、次世代へ引き継いでいくことが大事だと思います。将来を担う子供たちに対する森林教育、森林学習の状況をお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薫君） お答えします。

小学校では、生活科、理科、社会、また、技術や家庭といった教科学習において、生態系、環境保全、森林資源の利用と保全、地域産業としての林業など、発達段階に応じて取り組んでおります。また、総合的な学習の時間には、香美市の8割を占める山林について、山の学習支援事業を活用しながら計画的に学習を実施しております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 農林課、川島課長。

○農林課長（川島進君） 農林課では、令和2年度から「かみんぐB a b y木のギフト」としまして、香美市に生まれた乳児に、市産材で作られた木製品をプレゼントしています。暮らしの中に木製品を取り入れ、木のよさを五感で感じてもらう機会を設けることで、将来の木材への親しみや木の文化への理解を深め、木材のよさや利用の意義を学んでもらうことを期待しています。

また、令和4年度から行っている「かみんぐK i d s木の学校」では、市内の小学4

年生から6年生を対象とした、森林や木材に携わる職業体験を実施しています。今年度は、7月22日、24日、25日の3日間を通して、森林管理署、森林組合、木材市場、製材所、設計士、大工の仕事を体験し、6人の参加がございました。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 11番、山崎晃子議員。

○11番（山崎晃子君） それぞれに取り組んでいただいていることが分かりました。また続けてお願いしたいと思います。

それでは、最後の質問に移ります。⑥です。

22日に視察した佐川町のおもちゃ美術館では、子供たちが木のぬくもりに触れながら楽しく遊んでいる姿を見ました。大人でも楽しめるおもちゃもあり、家族で楽しんでいる様子を見て、本市にも子供たちが木と触れ合える場所があればいいなと思いました。市の遊休施設や民間の建物を借りるなどして整備できないか、見解をお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 依光市長。

○市長（依光晃一郎君） 香美市には、大平地区に高知県立森林研修センター情報交流館があります。この施設について、広く市民にPRするなど、香美市の子供たちが今後とも木に親しめるよう取り組んでまいります。

○議長（小松紀夫君） 11番、山崎晃子議員。

○11番（山崎晃子君） 県の情報交流館があるので、市としては整備する予定はないということで、恐らくそういう答弁になるのではないかと考えていました。木に触れ合うことはすごく大事なことです。ぜひ、PRをしていただきたいと思いますし、財政的なこともありますので、こういったものを整備するのはなかなか難しいかと思いますが、何か施設を造ったり、あるいは改修したりするようになるときに、情報交流館はちょっと離れたところにありますので、気軽に行って遊べるものを整備するのも一つの方法だと思います。そういったこともちょっと頭に置きながら、対応していただければと思います。

今回、私は林業施策について質問いたしましたけれども、やはり87%という山林の状況を何とか生かしてもらいたい、そしてまた、みんなに関心を持ってもらいたいという思いで質問いたしました。またそれぞれに取組を進めていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（小松紀夫君） 山崎晃子議員の質問が終わりました。

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議は延会することに決定しました。

次の会議は 9 月 11 日午前 9 時から開会します。

本日の会議はこれで延会します。

(午後 3 時 35 分 延会)

地方自治法第 123 条第 2 項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

令和 7 年香美市議会定例会

9 月定例会議会議録（第 3 号）

一 般 質 問 資 料

西山潤資料①

質問事項 1 ①



手話による読み聞かせ



手話による歌



手話による歌



手話による歌



上野地区花見



ボッチャ



折り紙



コーヒータイム

荒川区葬祭場、遺体保管所等の設置に関する環境指導要綱

平成 7 年 5 月 1 8 日 制 定
7 荒 地 区 発 第 7 1 号
(区 長 決 定)
平成 1 1 年 4 月 2 8 日 一 部 改 正
平成 1 8 年 3 月 2 7 日 一 部 改 正
平成 2 6 年 2 月 2 7 日 一 部 改 正
平成 2 7 年 8 月 3 日 一 部 改 正
平成 3 1 年 4 月 1 日 一 部 改 正

(目的)

第 1 条 この要綱は、葬祭場、遺体保管所及びエンバーミング施設（以下「葬祭場等」という。）の設置計画及び管理運営に関し必要な指導内容を定め、葬祭場等を設置する事業主及び近隣関係住民等の相互に協力を求めることにより、葬祭場等の設置に伴う紛争を未然に防止し、地域の良好な住環境及び生活環境等の形成に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 葬祭場 業として葬儀等を行うことを主たる目的とした集会施設をいう。
- (2) 遺体保管所 業として遺体を保管（運送契約に基づき一時保管するものを含む。）する施設（当該施設内に葬儀を行う施設を有しないものに限る。）をいう。
- (3) エンバーミング施設 業として薬剤を使った遺体の保存、修復等の作業を行う施設（当該施設内に葬儀を行う施設を有しないものに限る。）をいう。
- (4) 葬祭場等の設置 建築、用途変更等により葬祭場等を設置することをいう。
- (5) 事業主 葬祭場等の建築主若しくは所有者又は賃借により葬祭場等を設置及び管理運営するものをいう。
- (6) 近隣関係住民等 葬祭場等の敷地境界から 1 0 0 メートル以内に居住する者及び土地又は建築物の権利を有する者並びに関係町会又は自治会等をいう。

(事業主の責務)

第 3 条 事業主は、葬祭場等の設置及び管理運営に当たっては、周辺の住環境及び生活環境等に及ぼす影響を十分に配慮し、良好な近隣関係を損なわないよう努めるものとする。

(近隣関係住民等の責務)

第 4 条 近隣関係住民等は、事業主から、葬祭場等の設置に伴う計画内容等について事前に説明の申出等があったときは、これに応じるよう努めるものとする。

(事前協議)

第 5 条 事業主は、葬祭場等を設置しようとするときは、当該事業の計画内容及びこの要綱に定める

事項について、事前申出書（第1号様式）を区長に提出し協議するものとする。

2 前項の計画内容で協議を必要とする事項は、次のとおりとする。

- (1) 第7条に規定する近隣関係住民等との調和
- (2) 第8条に規定する環境整備事項
- (3) 第9条に規定する管理運営事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、事業の重要な計画内容

3 事前申出書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 計画概要書
- (2) 案内図
- (3) 公図写、敷地求積図
- (4) 土地利用計画図、配置図
- (5) 各階平面図、立面図、断面図
- (6) 管理運営関係書類
- (7) その他区長が必要と認め指示する図書等

4 事業主は、区長との協議で合意に達したときは、合意事項について協定書（第2号様式）を2通作成し、各々1通ずつ保有するものとする。

（事前公開）

第6条 事業主は、葬祭場等を設置しようとする場合は、荒川区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例（昭和53年荒川区条例第34号。以下「紛争予防条例」という。）の規定に基づき標識を設置するときを除き、建築に係る計画等の周知を図るため、当該建築物の敷地の見やすいところに標識（第3号様式）を設置し、区長に標識設置届（第4号様式）を提出するものとする。

2 前項の標識は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第6条の2第1項の規定に基づく建築確認申請等の手続を行おうとする日の少なくとも20日前から（建築確認申請等の手続が必要でない場合は、次条に規定する説明会等を行う日以前から）第10条に規定する工事完了の報告をした日までの間、設置しなければならない。

3 第1項の標識の設置場所、設置方法及び標識の記載事項の変更については、紛争予防条例及び荒川区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則（昭和54年荒川区規則第5号）の規定を準用する。

（近隣関係住民等との調和）

第7条 事業主は、葬祭場等を設置しようとするときは、標識を設置した日から10日以内に、近隣関係住民等に対しその計画の内容について説明会等の方法により周知するとともに、近隣関係住民等の理解を得るよう努めるものとする。

2 事業主は、前項の説明会等を行ったときは、その内容について区長に報告書（第5号様式）を提

出しなければならない。

3 事業主は、地域コミュニティの形成に積極的に寄与するよう努めるものとし、その内容等について環境整備及び管理運営事項と共に、近隣関係住民等と協定を締結するものとする。

4 事業主は、事業によって生じた全ての紛争の解決について誠意をもって当たるものとする。

(環境整備事項)

第8条 事業主は、葬祭場等を設置しようとするときは、次に掲げる事項に適合するよう努めなければならない。

(1) 当該建築物は、原則として有効幅員6メートル以上の道路に接すること。

(2) 隣地境界線から葬祭場等の外壁までの距離（以下「壁面後退」という。）は1メートル以上とし、隣地境界線沿いは、樹木等による緑化に努めること。

(3) 接道部及び敷地内は荒川区みどりの保護育成条例（昭和55年荒川区条例第7号）の規定に基づいて緑化の推進に努めること。

(4) 自動車駐車場は、1台以上を当該建築物の敷地内に確保すること。ただし、葬祭場にあつては、葬祭場の用に供する部分の延べ床面積（以下この号において「延べ床面積」という。）が500平方メートルまでは5台以上（以下この号において「基準台数」という。）とし、延べ床面積が500平方メートル以上になるときは述べ床面積100平方メートルごとに基準台数に1台を加えた台数とする。

(5) 荒川区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例（平成9年荒川区条例第40号）に基づき敷地内に駐輪場を確保すること。

2 増築計画については、前項の規定に基づき敷地全体における将来計画を示すとともに、増築に係る部分の事業規模に応じた整備を行わなければならない。

(管理運営事項)

第9条 事業主は、葬祭場等の管理運営について次に掲げる事項を遵守するほか、近隣関係住民等の意向を尊重するものとする。

(1) 花環の設置は敷地内のみとし、接道部分には設置しないこと。

(2) 通夜、告別式等は、当該建築物の敷地内で行うこと。

(3) 建築物内外の音又は臭い等については、できるだけ周囲に影響のないよう防音・防臭等に配慮すること。

(4) 計画地の道路状況により、交通渋滞等が予測される場合は、会葬者の自動車による来場を自粛するよう指示するとともに、事故の防止に努めること。

(5) 計画地の周辺地域内に商店街等が隣接している場合は、会葬その他により営業の妨げになる行為等のないよう努めること。

(6) 施設及び周辺地域に過大な広告物等の掲示は行わないこと。

(7) 建築物等の管理を適切に行うとともに、近隣関係住民等から管理運営方法等についての苦情があったときは、誠意をもって速やかに対応がとれるよう体制を整えること。

(8) その他近隣関係住民等の生活環境に配慮し、事業により影響を及ぼす恐れがある場合は、当事者間で十分協議を行うこと。

(工事完了の報告)

第10条 事業主は、葬祭場等の設置が完了した時点で、区長に対して遅滞なく工事完了の報告（第6号様式）をするものとする。

(計画変更及び事業主変更)

第11条 事業主は、計画を変更し、又は事業主を変更しようとするときは、速やかに変更届（第7号様式）を区長に提出するものとする。

2 事業主は、当該設置計画又は設置する葬祭場等を譲渡又は賃貸する場合は、この要綱に基づき協定した内容等について、譲受人又は賃借人に周知し、これを遵守させるものとする。

(計画の取りやめ)

第12条 事業主は、設置計画を取りやめたときは、速やかに設置計画取りやめ届（第8号様式）を区長に提出するものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は実施細目等で、別に定める。

附 則

この要綱は、平成7年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年5月1日から施行する。

附 則

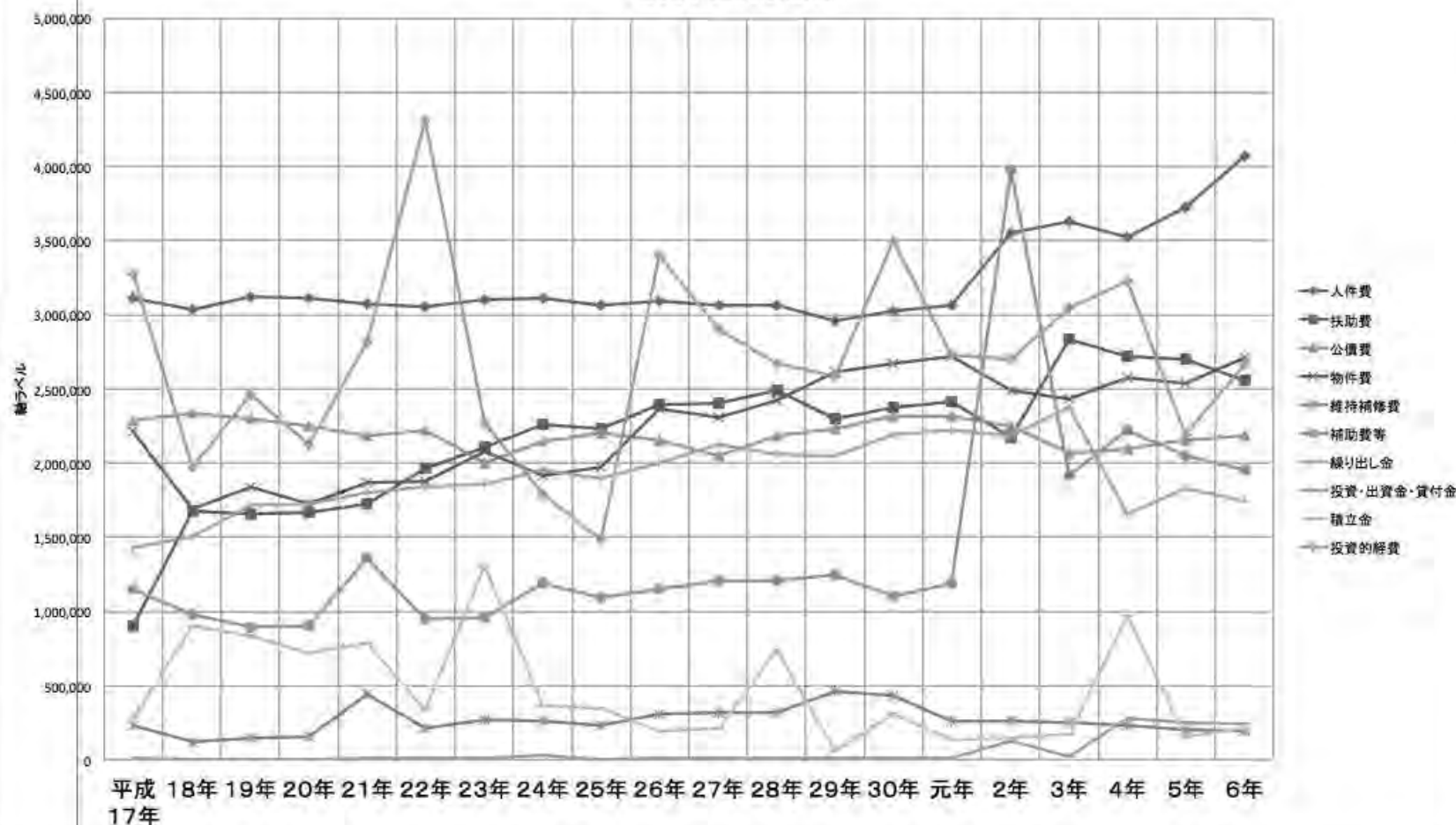
この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
	平成17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年	5年	6年
人件費	3,108,062	3,034,203	3,117,845	3,108,858	3,071,962	3,048,661	3,102,335	3,109,387	3,063,262	3,089,676	3,065,063	3,063,126	2,957,988	3,021,444	3,066,654	3,551,920	3,623,949	3,522,493	3,726,684	4,066,333
扶助費	898,796	1,678,971	1,659,584	1,668,166	1,723,797	1,959,992	2,101,907	2,256,900	2,231,148	2,397,410	2,403,020	2,484,585	2,298,709	2,377,648	2,412,963	2,174,955	2,833,063	2,714,968	2,700,901	2,557,213
公債費	2,286,380	2,339,084	2,296,479	2,247,482	2,186,913	2,222,265	1,995,967	2,148,675	2,200,209	2,151,703	2,044,375	2,178,483	2,231,901	2,317,642	2,313,799	2,245,561	2,071,949	2,094,101	2,150,339	2,186,791
物件費	2,215,473	1,688,713	1,833,247	1,720,920	1,865,205	1,874,634	2,076,844	1,914,277	1,973,587	2,366,767	2,308,888	2,417,314	2,611,014	2,673,167	2,718,361	2,485,888	2,433,735	2,572,003	2,532,760	2,713,522
維持補修費	229,795	119,230	146,315	150,240	442,310	206,816	263,643	259,976	233,684	303,007	315,648	320,465	461,178	433,887	256,046	262,170	252,914	227,244	198,190	189,675
補助費等	1,150,013	972,529	895,008	902,524	1,363,853	944,131	954,618	1,189,383	1,092,337	1,151,736	1,207,132	1,202,219	1,243,613	1,105,084	1,187,700	3,972,367	1,910,652	2,221,172	2,047,355	1,949,633
繰り出し金	1,428,638	1,500,963	1,714,547	1,719,410	1,796,271	1,835,402	1,857,901	1,953,758	1,892,568	1,996,889	2,125,733	2,059,641	2,046,746	2,195,715	2,218,836	2,186,489	2,377,382	1,660,632	1,824,885	1,738,891
投資・出資金・貸付	5,530	550	530	3,430	9,510	9,510	9,510	24,966	4,486	12,312	10,386	9,937	5,344	6,098	7,482	128,339	23,904	275,377	249,287	237,721
積立金	281,272	902,285	831,608	722,624	784,039	335,505	1,303,102	362,140	347,261	194,523	214,524	734,143	58,000	307,296	135,913	140,720	168,549	970,184	152,996	215,044
投資的経費	3,270,212	1,975,439	2,463,457	2,124,739	2,810,045	4,305,499	2,271,219	1,792,935	1,482,626	3,401,919	2,904,569	2,675,292	2,587,239	3,493,172	2,726,184	2,701,556	3,046,099	3,224,800	2,187,893	2,659,371
歳出合計	14,874,171	14,211,967	14,958,620	14,368,393	16,053,905	16,742,415	15,937,046	15,012,397	14,521,168	17,065,942	16,599,338	17,145,205	16,501,732	17,931,153	17,043,938	19,849,965	18,742,196	19,492,974	17,771,290	18,514,194

香美市性質別歳出



森田雄介 資料②
質問事項4. ③

香美市決算カードより作成

令和 7 年香美市議会定例会

9 月定例会議会議録（第 4 号）

令和 7 年 9 月 1 1 日 木曜日

令和7年香美市議会定例会9月定例会議会議録（第4号）

招集年月日 令和7年8月29日（金曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 9月11日木曜日（審議期間第14日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1 番 有 光 収 三
2 番 公 文 直 樹
3 番 中 平 麻 衣
4 番 西 村 剛 治
5 番 西 山 潤
6 番 森 田 雄 介
7 番 村 田 珠 美
8 番 小 松 孝
9 番 舟 谷 千 幸

1 1 番 山 崎 晃 子
1 2 番 笹 岡 優
1 3 番 濱 田 百合子
1 4 番 山 崎 龍太郎
1 5 番 利 根 健 二
1 6 番 山 本 芳 男
1 7 番 山 崎 眞 幹
1 8 番 小 松 紀 夫

欠席の議員

な し

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長 依 光 晃一郎
副 市 長 村 上 真 祥
総務課長兼選挙管理委員会書記長 竹 崎 澄 人
企画財政課長 黍 原 美貴子
定住推進課長 小 松 伯 聖

建 設 課 長 野 村 文 紀
商工観光課長 門 脇 正 人
ふれあい交流センター所長 原 美和子
《香北支所》
支 所 長 石 元 幸 司

【教育委員会部局】

教育長職務代理者 浜 田 正 彦
教 育 次 長 中 山 泰 仁

教育振興課長 前 田 薫
生涯学習振興課長 小 松 幸 春

【消防部局】

な し

【その他の部局】

な し

職務のため会議に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 一 圓 幹 生
議 会 事 務 局 書 記 横 田 恵 子

議 会 事 務 局 書 記 入 野 美 紀

市長提出議案の題目

な し

議員提出議案の題目

な し

議事日程

令和 7 年香美市議会定例会 9 月定例会議議事日程

(審議期間第 1 4 日目 日程第 4 号)

令和 7 年 9 月 1 1 日 (木) 午前 9 時開議

日程第 1 一般質問

- ① 1 3 番 濱 田 百合子
- ② 4 番 西 村 剛 治
- ③ 7 番 村 田 珠 美
- ④ 9 番 舟 谷 千 幸

会議録署名議員

1 番、有光収三君、2 番、公文直樹君 (審議期間第 1 日目に審議期間を通じ指名)

議事の経過

(午前 9時00分 開議)

○議長（小松紀夫君） おはようございます。ただいまの出席議員は17人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程はお手元にお配りしたとおりです。

日程第1、一般質問を行います。

通告順に従いまして、順次質問を許可します。

13番、濱田百合子議員。

○13番（濱田百合子君） おはようございます。13番、日本共産党の濱田百合子でございます。通告に従いまして一般質問を行わせていただきます。

まず、1番です。非核・平和都市宣言について質問いたします。

私は、戦争があったことを風化させてはいけないとの思いで、質問をさせていただきたいと思います。

今年は1945年8月の広島・長崎の被爆から80年、1954年3月のビキニ被爆から71年になります。日本原水爆被害者団体協議会、日本被団協と言いますけれども、1956年に結成され、被害者救済や核兵器廃絶に向けて活動されてきました。2017年に核兵器禁止条約が国連で採択されたことは、被爆者に大きな希望となりました。そして、昨年10月にノーベル平和賞を受賞しました。

日本被団協代表委員の田中熙巳さん（94歳）は、今年、長崎市で開かれた世界大会企画、被爆体験の継承と未来をテーマにした集いで、被爆体験を証言しました。それによりますと、田中さんは長崎市出身の方で、8月9日、13歳、中学1年生のとき、自宅2階で本を読んでいると、突然、B29という爆撃機が飛んできたそうです。途端にすさまじい爆風がやってきて、家の中はめちゃくちゃに崩れ、ガラス戸が田中さんの上に倒れたけれども、奇跡的に1枚も割れず生き延びることができたそうです。9月1日に登校し、被害の状況を報告し合ったそうで、そのときの学友が、私1人です、みんな死んでしまいましたと報告した、彼の声が忘れられないと述べています。そして、田中さんは、証言の中で、戦後80年間、核兵器を一つも使わせなかったことは、被爆者の運動が大きな役割を果たしたと自負しています。核兵器禁止条約ができましたが、残念ながら日本政府は参加していません。ノーベル平和賞受賞を活用し、核兵器の非人道的で残忍な状況を世界中に広め、私たちが訴えてきた、核兵器を使わせない、なくすという運動に結集していただきたいと述べています。

そこで、①です。

本市は、毎年8月、ヒロシマ・ナガサキ被爆の実相等に関するポスター展を開催しています。

スクリーンをお願いいたします。

資料①は、平成18年5月25日の本市の非核、平和都市宣言文です。そして、資料

②は、今年が被爆８０周年ということで、昨年、日本被団協がノーベル平和賞を受賞したことも、ロビーでの企画ポスター展に掲載がありました。このような取組についての評価をお聞きいたします。

スクリーンを終わります。

○議長（小松紀夫君） 依光市長。

○市長（依光晃一郎君） 香美市としまして、この活動に賛同しまして、市役所の広いところで多くの展示場所を提供させていただきました。毎年の展示ということで、市民にも定着してきたのではないかと思います。

○議長（小松紀夫君） １３番、濱田百合子議員。

○１３番（濱田百合子君） 私も、市民に定着してきたかなと思いますけれども、市長、これからもこの企画を、特に期限を切らずに続けていくという思いはおありでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 依光市長。

○市長（依光晃一郎君） 市が主体的にやるということではありませんが、要望があれば場所の提供をさせていただきます。

○議長（小松紀夫君） １３番、濱田百合子議員。

○１３番（濱田百合子君） 場所の提供とおっしゃいましたけれども、今やっていることは、一応、市が主催でしているという認識ですけれども、それでよろしいでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 依光市長。

○市長（依光晃一郎君） この展示につきましては、市が主体でということに一応賛同してなっておりますが、準備等を含めて、地域の方々にやっていただいていると認識しておりますので、市が主体になって企画を考えるのは、なかなか難しいのではないかなと思っています。

○議長（小松紀夫君） １３番、濱田百合子議員。

○１３番（濱田百合子君） それでは、②に移ります。

戦争体験者が高齢化する中で、継承方法として、証言を映像や文章で残すことや、学校で戦争の悲惨さを教える機会を増やす等があると思いますが、本市で取り組んでいることをお聞きいたします。

○議長（小松紀夫君） 依光市長。

○市長（依光晃一郎君） 市としまして、戦争の悲惨さを伝え続け、平和の尊さを学び、感じていただくことは、非常に重要であると理解しております。取組としましては、ポスター展の実施や広報誌にて、戦時の貴重な体験談等を募集・紹介し、保管しております。

○議長（小松紀夫君） １３番、濱田百合子議員。

○１３番（濱田百合子君） 広報８月号で、戦争体験者や体験を聞いてきた方なんか

に、証言や文書なんかを募っていると思いますけれども、それを保管しているのかなと理解したのですが、そういったものをこのポスター展なんかで展示するとか、何かの機会に市民の皆様へ、広報とかに載せて紹介するようなことは考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 依光市長。

○市長（依光晃一郎君） 広報誌につきましては広報委員会がございまして、そちらで検討されるものと思っておりますし、こういった効果的な活動を市民の方に知っていただくことにつきましては、市としても努力してまいりたいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 13番、濱田百合子議員。

○13番（濱田百合子君） 私は、学校で戦争の悲惨さを教える機会を増やすと書かせていただいているのですが、学校の状況は、語り部さんに来ていただいたりとか、修学旅行の前に事前学習をしたりとかいうことはあるかと思いますが、そういうことはずっと平和教育として学校の現場で継続していると理解しているんですけれども、そのような状況なのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薫君） お答えします。

学校においても戦争についての学習につきましては、すみません、詳細は把握しておりませんが、一定、実施されておるものと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、濱田百合子議員。

○13番（濱田百合子君） それでは、③に移ります。

アメリカは、1954年3月1日から5月14日まで、6回の水爆実験を太平洋マーシャル諸島ビキニ環礁で実施しました。3月1日、27日、4月7日、26日、5月5日はビキニ環礁、そして、5月14日がエニウェトク環礁です。ビキニ核被災事件と言われています。水爆実験による死の灰が、第五福竜丸ほか、日本のマグロ漁船やマーシャル諸島島民に降り注ぎ、海も空も人も魚も放射能に汚染され続けました。

2018年に発行されました「NO NUKES（ノーニュークス）」という写真集なんですけれども（資料を示しながら説明）、ノー核兵器ということで、ビキニの海は忘れないという本が発行されております。これは、被爆された方々の証言の写真文になっております。高知県の方が発行されました。この中の米国エネルギー省ホームページからの抜粋によりますと、キャッスルテストということで、先ほど私が述べました6回の水爆実験のことを書いているんですけれども、この6回の水爆実験が広島型原爆を8年9か月と18日間、毎日爆発させた規模の核威力だったとのことでございます。この6回を全部合計しますと48.3メガトン、広島原爆の約3,220倍となります。このようなキノコ雲がビキニ環礁から出てきて（資料を示しながら説明）、相当離れていたマグロ漁船の方々が、これにより死の灰を浴びたこととなります。こういった写真も提

供されています。そして、1954年3月16日から5月31日までに、東京港で放射能が検出された船が延べ992隻、うち高知県の船が延べ270隻、実数は117隻で、2,000人を超える漁船員が被爆したと指摘されています。ちょっと遠くて見えないと思いますけれども（資料を示しながら説明）、この太平洋のビキニ環礁へ、たくさんの船がその当時、マグロ漁船で日本から出航していたことになります。この事実が、2014年にビキニ水爆実験の放射能汚染検査記載文書が厚生労働省から公開されたことで、明らかになりました。マグロ漁船乗組員の内部被曝による苦しみは今も続いています。元船員たちの多くは、室戸市や土佐清水市に住んでいたマグロ漁船乗組員です。このようなビキニ被爆の実相に関する展示はできないでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 依光市長。

○市長（依光晃一郎君） 高知県にも関わることで、私も県議会議員のときにいろいろなお話を聞かせていただいたことがございます。市役所1階ホールなどで展示について御要望いただければ、対応させていただきます。

○議長（小松紀夫君） 13番、濱田百合子議員。

○13番（濱田百合子君） 対応していただけるということですので、前向きに考えていきたいと私も思っています。

次の、④です。

2006年5月25日に非核・平和都市宣言を行い、来年で20年となります。

スクリーンをお願いいたします。資料③は、本庁北駐車場の植栽の中に宣言を明記した、木のポールが設置されています。本庁舎を新築するときに、ポールをこの地に設置したとお聞きしています。植栽の剪定などは随時されていると思いますけれども、ポール自体が大変老朽化しております。この宣言ポールを市旗の近くに移転、または、新しい形での設置を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

スクリーンを終わります。

○議長（小松紀夫君） 依光市長。

○市長（依光晃一郎君） 庁内で検討させていただきます。

○議長（小松紀夫君） 13番、濱田百合子議員。

○13番（濱田百合子君） ぜひ、前向きな検討をお願いしたいと思います。植栽を剪定しても下のほうまでは剪定できないと思われますので、いつも上の部分しか市民の方には見えない状況になっております。年中、香美市は非核・平和都市宣言をしているまちなんだということを、多くの市民の方に、ぜひ、知っていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、大きな2番の質問に移ります。地域交通の充実について質問いたします。

本市の医療機関は入院できる施設が少なく、診療科も限られています。このことから、市民は市外に通院することを余儀なくされています。免許証を持っていない方々は、交通手段として、バス、汽車、タクシーなどを乗り継ぎ、予約時間に間に合うよう何とか

通院されています。例えば、南国市の皮膚科や泌尿器科を受診するときは、香北町からは市バスやジェイアールバスに乗り、土佐山田駅でまた汽車に乗り継ぎ、後免駅で降りますけれども、今、後免駅にはタクシーが常駐しておりませんので、事前に予約か電話をする必要があります。または、南国市のコミュニティバスに乗り継ぐことになります。タクシーが後免駅から後免町駅の電車通りまで行くのに、片道600円ぐらいかかるとお聞きしまして、往復で1,200円ですかね、JRのお金とかを含めると、片道1,500円、往復で3,000円以上かかります。診察時間が大体20分から長くても30分とお聞きいたしました、往復だけで朝から昼過ぎまで帰ってくるのにかかり、また、昼からの予約でしたら、もう夕方の午後5時過ぎまで帰るのにはかかるとお聞きしました。しかも、乗り継ぎが多いと体の疲れも相当あり、つえをついて行っている方が多いですけれども、病院に行った次の日はしんどくて出かけられないとお聞きいたしました。

高齢になっても不便だから運転免許証を返納できないと聞きますが、例えば、高齢になって、目安ですけれども80歳ぐらいになれば、安心して免許証を返納できるようにならないだろうかと思います。そのためにも、地域交通の充実を願います。

①です。

本市は、地域公共交通計画を昨年3月に作成しました。この計画期間が、2028年度までの5年間とされています。地域公共交通活性化協議会の協議内容について、お聞きいたします。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課、小松課長。

○定住推進課長（小松伯聖君） お答えいたします。

香美市地域公共交通活性化協議会における協議内容につきましては、先ほどありました、香美市地域公共交通計画に定められました事業の進捗について事務局から報告し、これを基に委員の皆様による意見交換を実施しております。なお、直近で対面形式により令和7年3月に開催しております第7回協議会におきましては、特に、乗り方教室・出前講座の実施についてであったり、土佐山田駅からのいち駅を結ぶ交通モードの検討について、多数の意見をいただいております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、濱田百合子議員。

○13番（濱田百合子君） その中でいろいろお話をされているということですが、この協議は、今年3月に第7回をされたということで、大体、年に1回か2回、打合せの日時なんかを3市で話し合いをして決めているのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課、小松課長。

○定住推進課長（小松伯聖君） お答えいたします。

香美市地域公共交通活性化協議会は、香美市のみで構成されておまして、議題に応じてですけれども、年に1回から2回程度となっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、濱田百合子議員。

○13番（濱田百合子君） 香美市内の地域公共交通についての話だと思いますけれども、その中で、近隣市の南国市や香南市への交通については、委員の皆様の協議会の中で議題に上がることはないということでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課、小松課長。

○定住推進課長（小松伯聖君） 市の区域を超える交通網につきましても、意見が出ることはございます。

○議長（小松紀夫君） 13番、濱田百合子議員。

○13番（濱田百合子君） ②に移ります。

香南市や南国市への乗り継ぎについて、担当課の現状認識を伺います。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課、小松課長。

○定住推進課長（小松伯聖君） お答えいたします。

香美市近隣の南国市と香南市ということでお話しさせていただきます。公共交通を利用して移動する際の乗り継ぎにつきましては、前日、議員からも御指摘があったとおり、南国市へは、JR土讃線の土佐山田駅に全て集約されるようになっておりまして、JRで後免駅へ移動して、後免駅を交通結節点としまして、コミュニティバス、民間バス路線、タクシーなどを使い最終目的地へ向かうと認識しております。続きまして、香南市へは、南国市と同様に土佐山田駅をハブとして後免駅へ移動した後、土佐くろしお鉄道ごめん・なはり線へ乗り換えてのいち駅へ移動し、のいち駅を交通結節点としまして、市営バス、民間バス、タクシー等を使い最終目的地へ向かうと認識しております。さらに、繁藤地区にお住まいの方が中心にはなりますけれども、南国市への乗り継ぎとしまして、土佐町の嶺北観光自動車が行きわたっており大杉駅・医大病院線等を利用して、高知大学医学部附属病院へ移動する路線もあります。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、濱田百合子議員。

○13番（濱田百合子君） 私も冒頭に述べましたが、課長からも説明をいただきました。乗り継ぎというのは、高齢者、また、障害を持った方々にとって、次に行動に移さなければならないので、なかなか大変な労力です。それから、時間で行かなければならないので、間に合うようにという気持ちの焦りと、体がうまく動かないという苛だちと、さらに、ひょっと乗り継ぎのときなんかの転倒とか、いろんなことが考えられることが、乗り継ぎの内容を聞いただけでも分かるかと思います。

それでは、③に移ります。

香南市への交通手段の協議状況について、お聞きいたします。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課、小松課長。

○定住推進課長（小松伯聖君） 御質問のありました、香南市への交通手段の協議内

容について御回答いたします。

昨年１１月ですけれども、香南市の担当課と協議を行いまして、主な利用者として想定される、香南市から山田高校に通学する生徒のニーズや、実際に運行する事業者の選定、運行ルート案など、検討状況について香南市と情報交換を行っております。その後、協議の場は設けておりませんが、担当課同士での情報交換は行っている状況でございます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） １３番、濱田百合子議員。

○１３番（濱田百合子君） 情報交換を担当課同士で行っているということですが、地域公共交通計画１０３ページでは、土佐山田駅からのいち駅を結ぶ交通モードは、実証運行を来年度からしていくような予定になっていきますけれども、その辺りを含めた２市の情報交換になってるかと思いますが、進捗状況はどんなになっているのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課、小松課長。

○定住推進課長（小松伯聖君） お答えいたします。

香南市の地域公共交通計画にも、土佐山田駅までの路線につきまして計画がございます。同じく、香美市の計画にも、御指摘のとおり記載がございますので、その実現に向けて協議を行っているところでございますが、進捗状況については相手もございますので、詳しくはちょっと控えたいと思います。

以上です。

○議長（小松紀夫君） １３番、濱田百合子議員。

○１３番（濱田百合子君） ④に移ります。

南国市への交通手段の見解をお聞きします。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課、小松課長。

○定住推進課長（小松伯聖君） ②の質問とかぶることがございますが、南国市への公共交通を利用した移動手段につきましては、先ほど申し上げましたとおり、土佐山田駅が香美市のハブになっておりまして、ここに結束をされるようになっております、ほぼ全ての路線がですね。その土佐山田駅からＪＲの鉄道を使つての移動であると、基本的に認識しております。また、先ほども言いましたとおり、繁藤地区につきましては、大杉駅・医大病院線がございますので、領石・岡豊方面への移動手段は確保されている状況だと認識しております。

○議長（小松紀夫君） １３番、濱田百合子議員。

○１３番（濱田百合子君） 南国市に行く場合は、香南市に行く場合もそうですけれども、やはり土佐山田駅を一つのハブ、中心にして行かなければならないということになりますと、土佐山田駅の現状は、階段で２番線、３番線へ行かなければならず、１番線からすぐ乗っていける場合もありますけれども、帰りは３番線に着くとかで、どうし

でも歩いて跨線橋を上がり、また下りてという、本当に若い方であっても、大学生なんかが引っ越しとかのときに重たい荷物をよっこいしょ、よっこいしょと上げているのを見ます。しかも８０歳以上の高齢の方が、この階段を行きも帰りも使わなければならないような、通院のときには予約時間とかがありますので、それに行こうと思うと特急に乗らなければならないこともあろうかと思います。やはりそういうことも考えましたら、南国市への交通手段についても、ルートはそうなんですけれども、こういうことで大変御苦労されているんじゃないのかなと、考えていただきたいと思います。それはまた駅のことにも関係しますので、これぐらいにとどめておきますけれども、ぜひ、土佐山田駅の利便性も含めて、南国市や香南市の医療機関にかかる場合の交通手段について、考えていっていただきたいと思います。

⑤です。

南国市にも香南市にも地域公共交通計画があって、それぞれ同じような協議が交わされていると思います。やっぱり安心して医療を受けることができるために、ぜひ、３市で、仮称ですけれども地域交通協議会のような会を立ち上げて、３市それぞれの住民が、スムーズに医療機関へかかることができるような手だてを考えていってほしいと思います。

一昨日の同僚議員の振興計画に据えるべき視点についての質問に、社会インフラに継続してアクセスできるような広域的な視点が必要との御答弁をいただいております。ぜひ、その視点で、３市で協議会のようなものを立ち上げて、協議をしていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課、小松課長。

○定住推進課長（小松伯聖君） お答えいたします。

恐らく、３市ともに公共交通計画がございまして、これは、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき設置された協議会にて、計画を作成しております。このような堅めの協議会という形とは別に、やはり、近隣市町村との情報交換等で課題を共有して、連携できるように努力していきたいと考えております。

○議長（小松紀夫君） １３番、濱田百合子議員。

○１３番（濱田百合子君） ぜひ、進めていただきたいと思います。

それでは、大きな３番に移らせていただきます。美良布保育園建設事業について質問いたします。

美良布保育園は、今年で築４８年です。私が通った園に孫も行っています。老朽化しているし、早く新しくしてほしいと住民の方からお聞きして久しくなります。新保育園の建設は喫緊の課題だと、私も認識しております。建設事業についての説明は、議員には８月７日、保育園職員に２０日、保護者には２５日、美良布地域の周辺住民に２８日、香北町内の住民に対しては９月１７日の計画で取り組まれています。

そこで、順次質問いたします。①です。

25日の保護者会説明会に保護者は何人参加でしたでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薫君） お答えします。

8月25日に開催した保護者説明会の参加人数は、6世帯7人でした。
以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、濱田百合子議員。

○13番（濱田百合子君） ②です。

28日の美良布地域周辺住民への説明会は住民何人の参加でしたか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薫君） お答えします。

8月28日に開催した美良布地域周辺住民への説明会、いわゆる地元説明会の参加人数は6人でした。
以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、濱田百合子議員。

○13番（濱田百合子君） ③です。

少ないと思うんですけども、それぞれどのように案内、周知をされたのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薫君） お答えします。

保護者説明会につきましては、8月13日に携帯電話への連絡システム「すぐーる」を使ってお知らせいたしました。なお、システム未登録者には保育園を通じて文書を渡してございます。

地元説明会につきましては、8月13日に美良布保育園周辺にお住まいの30戸に案内文書をポスティングで配布いたしました。また、美良布地区内の6自治会長の方々には、郵送で文書をお送りしてございます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、濱田百合子議員。

○13番（濱田百合子君） それぞれに御努力はされたと思いますけれども、8月13日に「すぐーる」で送信したということですが、25日に説明会があって、私はちょっと心配で3日前に3人の保護者に聞きましたら、いや、そう、見てなかったという答えが返ってきて、早く見てと言うのと同時に、美良布保育園に電話しまして、もし可能なら園だよりで、ペーパーで出すことはできますかみたいなことを園長にはお伝えしたのですが、夜の都合があったりとか、勤務の状況でなかなか参加できなかったのも理解できますけれども、61人の中でゼロ歳児から4歳児の世帯の方だとは思いますが、あまりにもちょっと少ないかなと思いました。

それと、住民への周知では30戸にポスティングをされたということですが、紙ベースのポスティングですので、大体見ているとは思いますが、28日が終わ

った後で、私が何人かに回りましたけれども、いや、そうかよというようなことで、そのことを知らなかった方もいて、6か所の自治会長に渡したということであれば、自治会長がほかの方にはなかなかそこまでの周知ができず、自治会長だけでも参加していただけたらよかったですけれども、ちょうど28日に用事があったのかもしれない。ちょっと少ないので、その辺りが本当に心配するところでございます。

④です。

参加者の状況から見ても、説明会を行ったとは言えない状況ではないかと考えますが、説明会は行えたとの認識でしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薫君） お答えします。

保護者説明会につきましては、対象50世帯中で参加が6世帯、地元説明会につきましては、対象36世帯中で参加が4世帯にとどまりました。日程の関係上、開催日がいずれも1日のみとなり、対象者の皆様に十分な説明ができなかったことは大変残念に思っております。しかしながら、いずれの会においても長時間にわたる意見交換を行うことができ、様々な御意見、御助言をいただきましたことから、説明会開催の目的は一定果たすことができたのではないかと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、濱田百合子議員。

○13番（濱田百合子君） 参加していた方々からは、時間内で説明、意見も含めてあったとは思いますが、その方には行えなかったけれども、そこに来ていた方があまりにも少ないので、それ以外の方への説明はないままですよね。それについて、再度の説明会はもうしないということなののでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薫君） お答えします。

今後につきましては、9月17日に香北町全体を対象としました住民説明会を開催する予定でございます。いずれの説明会にも参加できない場合には、御案内させていただいた案内文書には問合せ先を記載しておりますので、直接担当課へお問合せいただきたいと思いますと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、濱田百合子議員。

○13番（濱田百合子君） まだ9月17日がございますので、そのときにできるだけ参加していただくことになろうかと思っておりますけれども、この17日の周知については、今どのようにされていますか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薫君） お答えします。

17日の住民説明会の周知につきましては、広報香美9月号配布の際に、香北地区全

自治会宛てに回覧にて文書を御案内させていただいております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 13番、濱田百合子議員。

○13番（濱田百合子君） ⑤に移ります。

仮園舎建設予定地の吉野の駐車場について質問しますが、まず、そこに行くまでの道中を写真で撮ってきましたので御覧ください。スクリーンをお願いします。資料④は、国道195号から南に入り、駐車場までの上り坂です。カーブの西側にはガードレールがありますが、東側には擁壁があって、その上には細い木々がもう本当にたくさん密集しているような感じでございます。

次の写真資料⑤が、2つのカーブがあるんですけど、次のカーブです。これを見ますと、私これ、ちょうど午後2時頃の日中だったのでお天気もよくて撮った写真なんですけれども、冬場の朝は恐らく凍結や残雪もあるんじゃないかと思われれます。このような状況で仮園舎を予定されているところまで上らないといけないし、また帰ってこなければならぬことになるわけですが、保護者が乳幼児とともに通園する安全な走行場所とは言えないと、私は感じております。

スクリーンを終わります。

保護者から駐車場の件について、この上り道、下り道ですけれども、それについてどのような意見があったのか、お聞きいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薫君） お答えします。

仮園舎建設予定地への進入路に対しまして、保護者説明会での御意見はありませんでしたが、議員が御指摘の懸案事項があることは重々承知いたしております。庁内においても、こうした懸案をいかに解決するかといった点について、現在、具体的な解決方法の調査、検討を行っております。

今後、補正予算を上程し、十分に御審議をいただいた上で、議決をいただけることになりましたら、解決方法の実施に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、濱田百合子議員。

○13番（濱田百合子君） 仮園舎の駐車場は、図面上では4台分しかありません。

香北グラウンドには数台駐車できますけれども、乳幼児を連れての週末や週初めの登園・降園時の対応などに、私の地域からちょうど御夫婦で参加されていた方がおりました、昨日もその方が不安でたまらないという声を私に届けてくれましたが、お布団とかいろいろなものがありますので、それを200メートル以上離れたところから歩いて園舎まで持っていく、登園とか降園のときに。しかも、子供をだっこしてとか、雨天のときとか、心配すれば切りがないですけれども。

また、仮園舎は、見てのように、今の駐車場近くは本当に、平日、私は何度も行きま

すけれども、人通りがほとんどないですね。県立香北青少年の家は中に職員がいらっしやいますが、日曜日とか土曜日にはサッカーの試合がこの間にもあってありますし、体育館にも人がいて声がしていましたけれども、平日は非常に寂しくて人通りがないところですよ。そういうことも地域の方からは出ていたと思いますけれども、全般に対して庁舎内での調査、検討をしていくということなのではないでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薫君） お答えします。

御質問いただきました、仮園舎への送迎車両駐車スペースが原案では少な過ぎるといった点や、人通りが少なく夜間には街灯設備がないので大変暗いといった御意見を、保護者説明会の中でもいただきました。また、道路につきましても、凍結のおそれがあることや混雑の対応等もお話がありました。具体的に進めることになれば、それら全てにおいて課題をクリアできるよう、対応を考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 13番、濱田百合子議員。

○13番（濱田百合子君） この地域は吉野ですので、私も25年前に香北町へIターンといいますか、店をたくて引っ越してきたので、それからのことしか分からないんですけれども、ちょっと地元の方とか、それから70歳代の方にお話を聞きましたら、もともとあそこは全部山で、開発といいますか、香北青少年の家ができたり、体育館ができたり、プールができたり、駐車場も足りなくなっあそこを新しく増設したというようなことでした。予定でいきますと、1年3か月間仮園舎を使うようになっていますが、春夏秋冬と1年ありますので、その辺りは9月17日に地域の方がたくさんいらしてくれたらありがたいんですけれども、そういった地域事情みたいなところも、ぜひ、お話を聞いていただきたいと思います。

⑥に移ります。

保護者にはアンケート調査を行うと聞いています。説明会の参加者が少ない中、保護者の方々が十分理解できず回答された場合に、アンケートの回答だけで今後の対応を決定するのには心配があります。見解をお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薫君） お答えさせていただきます。

保護者説明会への参加世帯は少数でしたが、市が保護者宛に開催案内を通知した際や、全保護者を対象としたアンケート調査への協力依頼文書には、事業に関する問合せ先も記載させていただいており、御質問や御相談をいただける体制は常に整えている状況にあると考えております。こうした相談をいただける検討期間を経て、御提出いただいた保護者の皆様の御意見が、今後、市の方針を決定するに当たり重要な判断材料の一部になるものと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、濱田百合子議員。

○13番（濱田百合子君） 保護者全員にされるアンケート調査の締切りは、いつになっていますか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薫君） お答えします。

アンケートの締切日は9月12日とさせていただきます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、濱田百合子議員。

○13番（濱田百合子君） 9月12日の締切りまでに、その対象の保護者50人と言いましたか、対象の方全員からアンケートが寄せられていなかった場合は、またお電話等でお聞きするような形になりますが、どんなふうに。なかなか期日までもうないように思いますけれども、それを見て庁内で集計し、それで9月17日の香北町内住民への説明会には、ある一定そのことも提案するようになるのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薫君） お答えします。

現在、実施させていただきますアンケート調査につきましては、アンケートではありますが、記名式で行わせていただいております。12日の締切りまでに全てが整わなければ、議員がおっしゃっていたように、こちらから父兄に問合せをし、回収率100%を目指して集めるように考えております。また、集計結果につきまして、9月17日の住民説明会の際に発表させていただくことを予定しております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、濱田百合子議員。

○13番（濱田百合子君） ⑦に移ります。

行政からの説明の際、25日は、教育委員会教育振興課長、幼保支援班長、幼保支援係長の3人でございました。28日は、教育次長も含め4人の御参加をいただいております。建設事業を行う場合には、建設課や農業委員会など、関係のある課も来るべきではないでしょうか。確認したいのですが、この事業の責任部局は市長部局か、それとも教育部局なのか、お聞きいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薫君） お答えします。

今回の説明会は、園建設に関する考え方、概要を御説明するために開催したものでございます。よって、庁内他課に参加の要請はいたしませんでした。今後、建設計画が進展し、具体的な建設内容を市民の皆様にお示しするときなどには、必要に応じて関係課にも出席を要請したいと考えております。

次に、当事業に関する責任についてお答えいたします。当事業を含めた保育園に関する事務は、市長の権限に属する事務ですが、専門性を有する担当部署による円滑で効率

的な事務執行のため、教育委員会教育振興課幼保支援班が補助執行を行っております。
この補助執行とは、市長の権限に属する事務を教育委員会の名において行う委任とは異なり、事務を執っているのは教育委員会事務局でございますが、最終的な責任と権限は市長にあり、例えば、対外的な文書の発送は市長名で行っております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、濱田百合子議員。

○13番（濱田百合子君） 分かりました。

⑧です。

説明時に、現地建て替え2案についての説明がございました。移転候補地2案についての場所と、決まらなかった理由をお聞きいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薫君） お答えします。

移転候補地につきましては私有地であり、個人の所有物であるため、具体的には申し上げられない部分もございますが、大まかに申し上げますと、1か所目は香北中学校周辺、2か所目は大宮小学校から直線距離で約500メートルほどの北東にある、ふるさと農道周辺となっております。いずれも広さは申し分ありませんでしたが、本年6月2日の全員協議会で御説明したとおり、土地の取得に時間を要すること、周辺の環境整備に多額の費用を要すること、地元住民との合意形成の面において不確実な要素が多いことなどから、実現は困難であると判断した経過がございます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、濱田百合子議員。

○13番（濱田百合子君） 早く建て替えをしなければならないということが、一番にあらうかと思うのですけれども、先ほど聞いた理由の中身では、地域住民との交渉ももう一回していくということになれば、この移転候補地も候補に挙がってくるんじゃないかなと思いますが、仮園舎を造るのに、全員協議会の説明では仮園舎に3億1,900万円要すると、もろもろで3億7,000万円かかるわけですけど、実際、もろもろの心配も庁舎内で検討しなければならない、対応策を考えなければならないということにはなりますけれども、仮園舎の後利用もまだはっきりと提示されていない中、この限られた時間で進めなければならないという選考では、非常に心配があります。

そういうことも含めまして、⑨に行きます。

公共施設建設などに農地を転用する場合の手続をお聞きいたします。執行部から資料の添付がありますけれども、説明をお願いしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薫君） お答えします。

手続につきましては、お示しした別表資料、公共施設建築などに農地を転用する場合の手続（想定）の流れを想定しております。用地造成測量設計、不動産鑑定、補償費算

定、農業振興地域除外申請、土地収用法に係る事業認定申請、租税特別措置法に係る税務署事前協議、用地仮契約、農地法に係る農地転用申請を行った後、用地本契約になるかと思われます。以上の手続を実施した場合、農地取得までの期間といたしましては、別表にお示ししてありますとおり、約２年という期間を見込んでおります。

以上です。

○議長（小松紀夫君） １３番、濱田百合子議員。

○１３番（濱田百合子君） ２年かかるということだと、こっちにした場合、完成していつから新園舎に入れるようになりますか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薫君） お答えします。

あくまで想定になりますが、現案で進めた場合、令和１０年４月開園を予定しておりますが、用地取得等を改めて行うとした場合、約２年を見込んでおりますため、早くても令和１２年４月以降の開園になるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） １３番、濱田百合子議員。

○１３番（濱田百合子君） 令和１２年４月ですね。

⑩です。

建設事業の財源は、過疎対策事業債を活用し、実質負担は３割との説明がありました。過疎債の起債に期限はあるのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薫君） お答えします。

担当課に確認しましたところ、現行法に基づく過疎債の期限は、令和１３年３月末となっているとのことでした。

以上です。

○議長（小松紀夫君） １３番、濱田百合子議員。

○１３番（濱田百合子君） そうしましたら、農地転用をして造ったのが２年先としても、この過疎債については使えるという認識でよろしいでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薫君） お答えします。

過疎債の期限は現行法で令和１３年３月末となっております。用地取得に関しましては、用地交渉等もありますことから、今後の予定に不透明な部分がございますので、過疎債を必ず利用することができるかにつきまして、現状では何とも判断しかねます。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） １３番、濱田百合子議員。

○１３番（濱田百合子君） ⑪に移ります。

過疎地域持続的発展計画（令和３年度から令和７年度）の３４ページ、７、子育て環

境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、ア、児童の保健・福祉、②児童の福祉には、幼児期は人格形成において基盤を培う大変重要な時期であり、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を質・量両面において充実させることが求められている。このような課題に対し「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すであり、子供の健やかな育ちと保護者の子育てを香美市全体で支援する環境を整備し、安心して子供を産み、育てることができるまちづくりを目指していくと掲げています。最善の保育園環境を考えていくべきだと思います。子供は1年で随分成長・発達いたします。1年だからいいんじゃないかということにはならないと思います。最善の保育園環境を考えていくべきと思うことから、見解をお聞きいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薫君） お答えします。

議員が御指摘のとおり、子供の健やかな成長にとって、保育園環境の充実は欠かせないものと認識しております。本市といたしましても、子供の最善の利益を実現するため、施設の老朽化や保育士の確保といった課題を認識しており、よりよい環境を整備していく必要があるものと考えております。

今後も、物的環境の改善、人的環境の充実、多様な保育ニーズへの対応という3つの視点から、引き続きよりよい方法を検討し、当市の子供たちが安心して過ごせる環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、濱田百合子議員。

○13番（濱田百合子君） そのようなことだと思います。

⑫に移ります。

保育園建設事業は、まちづくりの観点から総合的に検討すべきではないでしょうか。現保育園は送迎路線も限られ、道路幅も狭い。保護者や職員の方々が安心して通行できている状況でしょうか。新園舎は70人規模で計画案より縮小できるとしても、近隣住民と良好な関係になっているとは思えません。今後、建設に当たり、45年間以上使用する新たな園舎となれば、送迎の安全性や利便性も考慮した場所の選定が必要ではないでしょうか。この建設事業は一度立ち止まり、総合的に見直すべき点を明確にし、新たな候補地を市の総力で探すことを求めたいと思います。見解をお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薫君） お答えします。

現園舎周辺につきましては、議員が御指摘のとおり、従前から、アクセス道路の利便性が悪いとの御意見をいただいております。こうした状況を受けて、昨年来、移転候補地を探索しておりましたが、先ほどの答弁で申し上げましたとおり、現時点では実現は困難であると判断しております。

今後、こういった方針で事業を進めていくかということにつきましては、議員の皆様

からいただいた御意見、保護者説明会、地元説明会、9月17日の住民説明会での参加者の皆様からいただいた御意見を踏まえ、また、現在、全保護者を対象として実施しておりますアンケート結果も十分参考にさせていただき、最終的には市長が市として総合的な判断をするものになると考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、濱田百合子議員。

○13番（濱田百合子君） よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、大きな4番に移ります。パートナーシップ登録制度について質問いたします。

現在、県内でこの制度を導入しているのは13市町村です。本市も導入に向けては前向きに検討するとのこと、遅くとも今年度中の導入との答弁もあつてゐます。2025年度は、室戸市、四万十市、土佐町、三原村が新たに取り入れたと、地元紙の報道もありました。また、9月9日の地元紙によりますと、佐川町でパートナーシップ制度が来年1月から導入予定だという掲載がありました。11市のうち、土佐市、須崎市と本市が、まだ導入には至つてゐません。

そこで、質問いたします。①です。

制度導入に当たり、課題になつてゐる点はどんなことでしょうか。

○議長（小松紀夫君） ふれあい交流センター、原所長。

○ふれあい交流センター所長（原美和子君） お答えいたします。

パートナーシップ制度の導入に当たり、主に検討すべき課題を2点ほど考えてゐます。1点は、事実婚を含めるか、次にもう1点は、パートナーシップ関係にある方の子供などを含むファミリーシップも導入するかという点です。県のホームページによりますと、8月1日現在、パートナーシップ制度導入済み13市町村のうち、事実婚を含めてゐるのは6か所、ファミリーシップを導入しているのは5か所でした。将来的に導入済み市町村と制度の連携が取れるよう、高知県におけるパートナーシップ制度の導入に関する指針で示された内容に近いものになるよう、調整していきたいと考えてゐます。

○議長（小松紀夫君） 13番、濱田百合子議員。

○13番（濱田百合子君） 確かに、13市町村の中でも、それぞれできることとできないことが違つてゐますので、それを見ると、なかなかどれが一番ベストなのか、頭を抱えるところだとは思ひます。急いだらいいというものではないかもしれませんが、例えば、近隣市にそういう制度がある中で、こちらに転入したい、または、こちらに移住したいといったとき、制度が整つてゐること踏み切れるということもありますので、できるだけ早急な対応をお願ひしたいと思ひます。私個人的な意見を言わせてもらいますと、やはりファミリーシップも導入していただきたいと思ひます。子供がゐる家庭、それも一緒に含めてというような、幅広い形での導入をお願ひしたいと思つてゐます。

②です。

制度導入までの流れをお聞きいたします。

○議長（小松紀夫君） ふれあい交流センター、原所長。

○ふれあい交流センター所長（原美和子君） 今年５月に県からの依頼もあり、制度上パートナー同士と認められた際に、提供可能な行政サービスについて、各課から回答いただきました。結果は、おおむね導入済みの市町村と同様の内容でした。

現在作成中の要綱案完成後は、要綱の内容について各課から意見をいただき、修正を重ね、今年度中の導入に向けて進めていきたいと考えております。

○議長（小松紀夫君） １３番、濱田百合子議員。

○１３番（濱田百合子君） なかなか制度をつくるのは大変な労力もかかると思いますが、ぜひ、よろしくお願いいたします。

以上で私の質問を終わります。

○議長（小松紀夫君） 濱田百合子議員の質問が終わりました。
暫時休憩します。

（午前１０時１３分 休憩）

（午前１０時２８分 再開）

○議長（小松紀夫君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

次に、４番、西村剛治議員。

○４番（西村剛治君） ４番、子どもと町を楽しくする会の西村剛治です。議長の許可をいただきましたので、通告に沿って一問一答方式にて質問させていただきます。アイデア型のまちづくりで私たちの暮らす香美市を子供たちが笑顔で育つまち、若い世代が暮らしたくなるまちにしていくことを目標に掲げ、コミュニケーションを大切にし、真摯に取り組んでいく所存でおりますので、本日もどうか前向きな御答弁をいただきますようよろしくお願いいたします。今回は、市民の関心が高い６つのテーマについて質問させていただきます。

１番、美良布保育園の建て替えについてです。

私は、８月２５日の保護者説明会、２８日の周辺住民を対象にした地元説明会に参加させていただいております。８月７日の全員協議会で説明されて以降、９月定例会議に美良布保育園建て替えに係る補正予算を提出するため、かなりタイトなスケジュールで、保育職員、保護者、住民説明会を開催していることに、私は少し不安を感じております。その不安の正体というのは、これまで提示されてきている計画内容が、機能性や実効性、そして、具体的な検証をされていないと感じるからです。加えて、この計画が、保護者と地域住民に十分な理解と納得が得られてないという声を聞き、特に行政は、時間をかけた意見交換よりも、スケジュール優先で進めているんじゃないかという、いわゆるブラックボックスに対する抵抗感を感じている市民が多いのを感じているからで

す。

(1) です。説明会について。

①です。

平日の夜に行われた保護者説明会ですけれども、参加者が非常に少なかったことに驚きました。示されているスケジュールでは、保護者を対象にした説明会はこの1回限りで今後は開かれなくなっておりますが、現状で、保護者に対して十分説明会が必要ないほど説明できているとお考えなのか、そうでないのであれば、今後、どのように保護者の理解を得ていく考えかをお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薫君） お答えします。

濱田議員への答弁で申し上げました内容の繰り返しにはなりますけれども、保護者説明会への参加世帯は少数でございましたが、市が保護者宛に開催案内を通知した際や、全保護者を対象としたアンケート調査への協力依頼文書には、事業に関する問合せ先を記載しており、御質問や御相談をいただける体制は常に整えている状況にあると考えております。保護者の方々に、美良布保育園建設事業についての御意見や御質問、御理解をいただけない部分があるようでしたら、いつでも担当課までお問合せいただければと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、西村剛治議員。

○4番（西村剛治君） そういう対応をしていただいているんですけど、実際は理解していない保護者もいらっしゃると思いますので、受け身ではなくて、できるだけ能動的な姿勢でいていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

②です。

保護者に対してアンケートを配り、建設についての意見を聞くとしております。ただ、8月25日に配ったアンケートは、内容を修正して再度配布し直すということでした。その後の状況についてお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薫君） お答えします。

アンケートにつきましては、8月25日の保護者説明会で、内容が分かりづらい、判断材料が乏しいとの御指摘をいただきましたので、手直しを加え、9月1日に紙ベースで保護者の皆様50世帯にアンケート調査票を配布いたしました。締切りは9月12日と設定させていただいております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、西村剛治議員。

○4番（西村剛治君） ちなみにですが、子育てセンターびらふ、また、保育園を利用していない保護者にはどのように連絡されているか、お聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薫君） お答えします。

未就園児の保護者につきましても、郵送にてアンケートを発送させていただいております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4 番、西村剛治議員。

○4 番（西村剛治君） ③です。

実施されている保護者向けアンケートの項目には、令和 8 年 1 1 月から現園舎を解体すること、また、1 2 月から吉野の仮園舎で保育活動が始まることが決定したという案内があります。その上で、令和 8 年度の通園をそのまま継続するのか、もしくは、ほかの保育園への転園を希望するのか、9 月のちょっと日にちは忘れましたが、早い時期に出してくださいという趣旨でした。こういった、もう決定事項のようなことを伝えている一方で、今後の美良布保育園整備の望ましい形を尋ねる項目が後ろに用意されており、選択項目としては、現地建て替え案プラス吉野の農村広場に仮園舎を造るという案、もう一つは、現地建て替え案プラス仮園舎は造らずに保育園を休園するという案。加えて、現園舎の大規模改修がよいか、ほかの敷地への移転がよいかという新しい選択肢が含まれており、それ以外に自由記入もありますけれども、この新しい項目が加えられていることに正直驚きました。

保護者から、現地縮小建て替えと仮園舎になることが決定したのに、なぜ、このアンケートに答える必要があるのかといった問いもありましたが、保護者アンケートの結果によっては、再度白紙もあり得るといった説明がされたことにより、私も含め、その場にいた全員が困惑しているような感じになりました。これまで議会に対してされた説明とも大きく異なる状況になっているように感じ、正直なところ、混迷の度を深めているといった印象です。この段階で、こういった内容のアンケートを保護者にする意味は何かあるのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薫君） お答えします。

今回のアンケートで、ゼロ歳児から 4 歳児の保護者には、現在の市の方針である現地縮小案に係る令和 8 年度の通園に関する調査と、今後の美良布保育園整備に関する調査、5 歳児の保護者には、今後の美良布保育園整備に関する調査を配付させていただいております。

本市といたしましては、事業に関する方針を定めるこの重要な時期にこそ、保護者の皆様のニーズを正確に把握した上で、今後の当事業実施に関する判断をしていくことが必要であると考え、あえて今回の調査を実施させていただいたところでございます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4 番、西村剛治議員。

○4番（西村剛治君） 白紙も選択肢としてある状況で実施するのは、確かに正しいと思います。本来であれば、もっと前にやっておけばまた違う流れにはなるんですけど、白紙を前提にしたことはあり得るのかなと思いつつも、やはり議員側としては、決定したと、これで今後進めていくんだということを聞いていたわけですし、それがちょっと揺らいでいるのかなという印象を受けました。保護者の方、地域住民も同じように感じるのではないのでしょうか。

④です。

今後のスケジュールでは、9月17日に住民説明会が開かれ、この場には市長も参加されると聞いています。この会が、現計画での実施、また、今定例会議への補正予算提出を決定する場になるのかどうか、お聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薫君） お答えいたします。

今後、どういった方針で事業を進めていくかにつきましては、議員の皆様からいただいた御意見、保護者説明会、地元説明会、9月17日開催予定の住民説明会への参加者の皆様からの御意見を踏まえ、また、現在、全保護者を対象として実施しておりますアンケート結果も十分参考にさせていただき、最終的には市長が、9月定例会議最終日に美良布保育園の建設議案を追加議案として提案するかにつきましては、市として総合的に判断をすることになるものと考えております。また、9月17日の地元説明会では、保護者に対して行っておりますアンケート結果の御報告させていただきますとともに、参加者の皆様から御意見をいただくことを予定しております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 4番、西村剛治議員。

○4番（西村剛治君） ということは、17日に、もうある程度決定です、この方針になりましたという場にはならないということではよかったですね、ありがとうございます。

（2）です。子育てセンターびらふについてです。

見送りになった以前の建て替え案と今回の計画においては大きな違いがありまして、それは子育てセンターびらふを新しい園舎の一部に組み込むというものです。

①です。

子育てセンターびらふは、昨年度大規模な屋根の改修工事を行ったばかりであり、雨漏りの心配もなくなったため、そのまま使うことに問題はないように思います。継続的に利用できるのであれば、新築する今回の園舎規模縮小にもなり、また、園庭拡大にもつながるように思います。子育てセンターびらふをそのまま使うという選択肢はないのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薫君） お答えします。

現在、市が提案している現地縮小案では、子育てセンター機能と、ゼロ歳児から1歳児を新園舎に集約する計画となっており、現在の子育てセンターびらふの建物は空き家で残す計画をしております。

先日の保護者説明会では、現園庭が狭いので、子育てセンターの建物を利用しないのなら、解体して園庭を広げたらどうかという御意見もいただきました。子育てセンターびらふの建物は、現状、活用できる建物ではありますので、今後決定される建設計画の中で、利活用の面も含めて、解体と再利用の両面で検討していきたいと考えております。以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、西村剛治議員。

○4番（西村剛治君） ②です。

今出たように、子育てセンターびらふの建物を壊したらいいんじゃないかとも確かに言われておりました。ちょっと思うのが、昨年度、恐らく起債をして大規模な改修をしたと思うんですけども、そういった建物をそもそも解体することができるのか。また、ちょっとこれは分かればですけど、別用途に転用する場合に何かの制限は発生しないのか、お聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薫君） お答えします。

子育てセンターびらふの建物につきましては、令和6年度に旧合併特例事業債を活用して大規模な屋根改修を行っております。財政担当課に解体した場合の償還金等の有無について確認しましたところ、借入先との協議次第になるとの回答がありました。しかしながら、改修後1年2か月しかたっていない状況であることから、解体の可否については慎重に検討するべきものと考えております。

また、起債の償還に係る用途転用につきましては、旧合併特例事業債において定められておると思いますが、その内容の範囲内であれば転用が認められる可能性はあります。それにつきましては、今後、調査をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 4番、西村剛治議員。

○4番（西村剛治君） ③です。

一応方針としては、一旦空き家にして再利用の道を探るということなんですが、庁舎内で、この子育てセンターびらふ再利用の協議はどこまでされているのか、お伺いしたいです。

先ほども述べましたように、どうしてもちょっと最近、香美市の施設整備がブラックボックス的に進むことによって、市民にいろんなアイデアとか言いたいことがあっても伝える場がなく、できれば一緒にやりたいという思いがあってもなかなか参加できないということが、非常によく聞かされます。香北町には、地域活性化のためにまちづくりについて活発に意見交換している市民グループが複数あります。また、地域の課題とし

て、図書館、シェアオフィス、朝ドラ「あんぱん」、活性化、商店街などなど、多岐にわたる現在進行系のテーマもいろんな視点で議論しております。香北地域の活性化と町の未来像を住民参加で話し合えるような、もっとオープンな意見交換の場をつくって、子育てセンターびらふをテーマにしてもいいと思いますし、市民が参加できるオープンな場での意見交換を一度開いてみてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薫君） お答えします。

現時点で、子育てセンターびらふの建物の再利用について、庁内での具体的な動きは出てきておりませんが、先ほど答弁させていただきましたとおり、まだ活用できる建物ではありますので、今後決定される建設計画の中で、利活用の面も含めて、解体と再利用の両面で検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、西村剛治議員。

○4番（西村剛治君） ちょっと意地悪な聞き方かもしれないですけど、現状、子育てセンターびらふにおいて、使いにくいとか不具合があるとか、何かもうこのままでは子供が少な過ぎて空き部屋だらけとか、分からないですけど、いろんな不具合と言われているものはあるのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薫君） お答えします。

現時点で、そのようなことはお伺いしておりますが、そのような不具合があるようでしたら、また今後、修繕等を考えていく必要もあると思います。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、西村剛治議員。

○4番（西村剛治君） （3）です。今回の仮園舎の計画について、お伺いしていきます。

①です。

今回は、前回と違い、仮園舎を再利用するという前提で話が進んでおります。ただ、現段階で再利用先のめどが立っているわけでもなく、再利用した場合の利用計画や必要な機能、また、そもそもそれを設置する場所などの具体的な見通しが無い状況です。そのような状況で、議会に見込みだけで予算請求するのは不適切ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薫君） お答えします。

今回の建設計画におきましては、仮園舎の再利用を大きなテーマとして設定しております。議員が御指摘のとおり、現在、再利用先を決めることができていない状況にはありますが、今後、補正予算を上程し、十分に御審議いただいた上で議決をいただけるよ

うでございましたら、早速、庁内で、利用方法、設置場所の選定に向けた協議を実施し、市民の皆様にご納得いただける形での再利用方法を模索していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4 番、西村剛治議員。

○4 番（西村剛治君） ②です。

前回の見送りになった案では、当初、仮園舎が 9,000 万円ぐらいの予算で出ていたと思います。それが、いろんな事情、2 階建てにしなければならない等がありまして、2 億円という増額が出されたときに、敷地形状の問題等々と合わせて、補正予算案を議会が否決したという経緯があります。今回の計画の建物規模は、定員を大幅に 120 人から 70 人ぐらいまで減らすという状況でありながらも、デザインビルドで 3 億 5,000 万円程度と、さらに高額になって出てきております。再利用を想定しているとは言いますが、それにしてもあまりに高額ではないかと思うんですけれども、ここまで高額になる理由は何かあるのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薫君） お答えします。

事業規模から整理いたしますと、昨年、修正動議が可決された際にお示しした仮園舎の面積が約 500 平方メートル、今回の建設計画案でお示ししている仮園舎の面積が約 600 平方メートルであり、今回の計画がやや大きな園舎となっております。面積で見ますと 100 平方メートルしか違いはありませんが、議員が御指摘のとおり、昨年 5 月の全員協議会でお示した金額が 1 億円で、今回お示した金額が 3 億円余りとなっております、相当な開きがあります。この金額の開きにつきましては、昨年お示した案がプレハブの建物であったものに対し、今回は再利用を目的とし、現時点で最も実現の可能性が高いコンテナ型の既製品を想定して計画案を作成したため、生じたものでございます。

なお、600 平方メートルのプレハブを採用した場合、現在での建設費用は 1 億 5,000 万円を見込んでおります。ただし、プレハブの建物を採用した場合には、契約形態がリース契約となり、起債対象とならないことから、全てが一般財源での対応となります。これに比べて、今回お示ししている仮園舎は、工事請負契約を通じて市の所有物となるため、過疎対策事業債の対象となります。この場合、実質負担割合は 3 割となるため、一般財源としては事業費 3 億円余りに対して約 9,000 万円となります。600 平方メートルのプレハブを採用した場合は、事業費 1 億 5,000 万円に対して約 4,500 万円となり、結果としては、3 億円余りの現計画による仮園舎のほうが一般財源を縮減することができます。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 4 番、西村剛治議員。

○4 番（西村剛治君） その辺はよく分かる部分ではあります。ただ、私が今回一生

懸命考えて、これは結構皆様が見落としているんじゃないかなと、恐らく行政の方たちも下手したら気づいていないと思う点がありましたので、ちょっとそれをお伝えさせてもらいます。

再利用しようという考え方自体は私も賛成です。しかし、前提として忘れてはならないことがあります。それは、仮園舎として使う期間よりも再利用した後が、市の財産として維持管理していく期間が長いという点です。これは意外と忘れていていると思います。やっぱりそういう点から考えて、市の財産としてお金を使ってきちんとしたもの、長く愛されるようなものを造るためには、再利用先を後から探すんじゃなくて、再利用先のめどを立てた上で、それに合わせた形の設計を委託する形にならない限り、二十何年間の償還期間を考えたときに、非常に矛盾した話になってしまうと。これはプレハブだからねとか、再利用だからねで許される問題ではないと思います。そこはぜひ、ちょっと皆様も頭の片隅に置いていただきたいと思います。

あともう1点、これは200坪もあるような建物です。これを解体して移築して再利用するとしたら、これもまた非常にお金がかかるわけです。200坪は、一般的な住宅で軽く四、五件分はありますよね、それだけの土地をどこで使うんだろう。仮に細切れにしたとしても相当な面積、これを全部再利用すると相当なものなんですよね。やはり最初にきちんと再利用することを前提に議論をまとめておいて、それに必要な予算を請求するべきではないかと私は思います。

ちょっと言いっ放しになるので、私も建築士ですから頭でいろいろ考えてみまして、提案という形でアイデアを一つ述べさせていただこうと思います。仮園舎の計画面積は600平米で200坪です。この建物は、全て香美市産材の杉・ヒノキを使って造ります。木材はできるだけ香美市で製材し、香美市の職人の力だけで全てを施工します。建築で使う柱・梁は一般的な規格材を使って造ります。100坪の建物を2棟造り、渡り廊下でつなぎます。1棟目は、10坪と20坪の平家ユニットを組み合わせ、もう1棟は、40坪の大空間ホールと20坪の平家ユニットを組み合わせで造ります。40坪の大空間ホールも全て木造で造ります。20坪ユニットは家族世帯用市営住宅として再利用します。10坪ユニットは単身世帯住宅・お試し住宅として再利用します。さらに、10坪ユニットは災害復興住宅の香美市モデルとしてもPRしていきます。40坪ホールは児童クラブとして再利用します。建設予算は坪単価100万円です。100掛ける200坪で総工事費は2億円です。多くのお金が香美市の中で循環します。市内の事業者を生かします。市内の職人を育てます。香美市の木材産業を育てます。移住世帯を増やします。災害に対する備えも充実させます。そして、仮園舎は香美市の香りがする気持ちのいい空間です。ちょっとポエムっぽいですけど、非常に魅力的なこういうストーリーがつかれると思っています。3億5,000万円を使えば十分にできるのではないかと思います。

③です。

これまでいろいろ述べてきましたけれども、現状で9月定例会議に補正予算を出すのは、非常に急ぎ過ぎではないかと思っております。保護者が説明会でも言われていたように、これまでさんざん5年間待ったわけで、保護者の意見も聞いてもらえないのに、今さら何でこんなに急いで進めなければならないのか、これはやはり保護者として、かなりリアリティのある言葉だと思いました。早いことよりも、しっかりと住民や保護者の理解と納得を得た上で計画を進めていくことが、私は価値が高いように思います。急がば回れのスケジュールで見直しをすることはできないものなのではないのでしょうか。今回ネックになっているのは、4月開園にちょっとこだわり過ぎているのではないかと思います。本来、これだけの規模のものであれば、当初予算にしっかり組み込んで進めていくべきであり、その結果、開園時期がずれたとしても、それは正しいことだと私は思います。ぜひ、こういったスケジュールの思い切った見直しをしていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薫君） お答えします。

繰り返しとはなっていますが、これまで開催いたしました説明会、9月17日の住民説明会、皆様からの御意見を踏まえ、また、アンケート結果を十分参考にさせていただきまして、最終的には市長が市として総合的に判断することになるものと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、西村剛治議員。

○4番（西村剛治君） 時間的に余裕が出れば、再度、建設委員会を設置するなどして、十分な合意形成をしていく中で、新たな課題や新たな気づきも見つかってくるものだと思います。決して無駄ではないですし、遠回りではないと思います。ぜひ、検討をしていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

大きな2番です。日ノ御子河川公園キャンプ場周辺の管理についてです。

今年も、連日、熱中症警戒アラートが発令される猛暑の夏となりました。一方で、市内小学校全校で夏休みのプール開放が実施されないという、子供たちにとってはとても残念な夏でもありました。そんな中で、自然のプールであり、避暑的に涼が取れる川遊びがとても人気です。香北町日ノ御子河川公園キャンプ場、以下、日ノ御子キャンプ場と言いますが、連日多くの利用者でにぎわいを見せておりました。

日ノ御子キャンプ場は、駐車場やトイレ、足洗い場などが整備されており、河川のきれいな水質や香北町の中心地から5分ほどで行ける利便性に加え、SNSを使った情報発信やイベント企画などで、県内でも注目のレジャースポットとして認知されるようになってきております。さらに、今週18日には5,000万円ほどをかけた大型バンガローの改修も終わり、今後、ますます香美市にとって重要な場所になっていくと思っております。

このように、内外から注目されている日ノ御子キャンプ場周辺エリアですけれども、これから夏のハイシーズンを迎えようとする7月初めに、遊泳エリアの斜面の一部で、倒木を伴う大規模な崖崩れが発生いたしました。

資料①を御覧ください。モニターの切替えをお願いします。崖崩れが発生したのは、日ノ御子キャンプ場駐車場の南側にある遊泳可能なエリアの東側斜面です。この場所は、流れが非常に緩く、水深も浅いところから深いところまであるため、初めて川遊びをするような幼児から大人まで水に親しむことができる、とても人気のあるエリアです。浅瀬の縁に、側面上層部から崩れた土砂と多くの竹木が大量に流れ込んでおりました。

資料②を御覧ください。同じ場所の別アングルの写真です。この写真ですと、なかなか規模感というか、被害の状況が伝わりにくいと思いますが、右側の写真の下に黄色い円をつけておまして、ここに成人男性が立っております。この成人男性と比べていただくと、向かい側にある斜面がかなり高いところから一気に崩れていて、土砂の量もそれなりにあるという状況が分かると思います。ちなみに、この日は川の水量が多くて、平常時の日ノ御子河川でいうと、男性が立っているちょっと手前ぐらいまでが河原になっています。土砂によって川が塞がれる状況までにはいっておりませんし、幸い、この崖崩れが発生したときに付近には人がおらず、人への被害もありませんでした。ただ、発生以来、残念ながら9月に入った現在も、土砂崩れが発生した状態のまま手つかずで放置されております。ちなみに、注意喚起については、資料の右上にあるように、指定管理者が任意で設置してくださっております。この水辺付近への進入を制限するような囲いの設置は困難であるため、7月、8月の夏休み期間中は、放置状態である崖崩れのすぐそばまで子供たちが近づいて遊んでいるのも目にいたしました。

モニターを戻してください。

このエリアは、毎年の夏、多くの家族が水遊びで利用しているだけではなく、水の透明さと、周囲の木々がトンネル状に河川へ覆いかぶさるようになっている印象的な景観であり、年間を通してサップやカヌーなどのコースとしても人気です。そして、日ノ御子エリアを象徴する景観として、SNSなどでは非常によく撮られる場所です。この日ノ御子キャンプ場周辺の安全と管理について問います。

①です。

土砂崩れ発生の状況はどのようなものだったのか、お知らせください。

○議長（小松紀夫君） 建設課、野村課長。

○建設課長（野村文紀君） お答えいたします。

7月18日に現地を確認させていただきました。ドローンで空撮させていただいて、実際に測量したわけではないですが、被災規模の延長は約15メートル、高さは約40メートル程度であると思われます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、西村剛治議員。

○ 4 番（西村剛治君） ちなみに、原因は何かありましたか、分かるものはありましたか。

○議長（小松紀夫君） 建設課、野村課長。

○建設課長（野村文紀君） 断定的な原因まではちょっと分かっておりません。

○議長（小松紀夫君） 4 番、西村剛治議員。

○ 4 番（西村剛治君） 河川の管理者は県になります。県との協議状況と、土砂や竹木の撤去及び修復について、何か見通しが立っていないか、お聞かせください。

○議長（小松紀夫君） ②の答弁でよろしいですね。

○ 4 番（西村剛治君） すみません、②です。

○議長（小松紀夫君） 建設課、野村課長。

○建設課長（野村文紀君） お答えいたします。

現地を確認させていただきました後、河川管理者である高知県中央東土木事務所、また、近隣で過去に治山事業の実績があります高知県中央東林業事務所へ、何か対応できないかという御相談をさせていただきました。

まず、河川管理者である中央東土木事務所ですけれども、県の見解としましては、対応できないと、不可であるということでございました。現場から下流に被害が出るような民家等の箇所がなく、護岸が壊れておるわけでもなく、これ以上被害が大きくなることはないであろうということで、河川管理者としては現状維持という見解でございました。

もう一つ、中央東林業事務所へ御相談をさせていただいたものですが、治山事業として現時点で対象になるかどうかのお答えは出せないということですが、対象になるかどうかの検討はしていただけるとお聞きしております。まだその回答はいただいております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4 番、西村剛治議員。

○ 4 番（西村剛治君） 私も中央東土木事務所に足を運んで、いろいろ協議をさせてもらったんですけれども、現状、本当に手が出せないというか、やれることがない、本当にできないんだというのがちょっとショックではありました。現状の認識だと何もできないということです。ただ、やはりこのまま放置することがいいのか、ちょっと私は考えております。

③です。

日ノ御子キャンプ場や、その前の駐車場は、香北町時代に整備されたもので、市が整備・管理をしていることになります。香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の設置及び管理に関する条例においては、設置の目的が、地域内に存する自然資源の活用及び農林業の研修体験等により、憩いと交流の場としての活用を図り、地域の活性化並びに市民の休養と健康増進を図ることを目的となっています。これを素直に読めば、単純に

キャンプ場施設を使って市民の健康増進を図ると読み取れるわけですが、ただし、文章の初めに地域内に存する自然資源の活用と書かれているように、このキャンプ場そのものが、河川の積極的な利用を想定して設置されていることは間違いないかと思います。言い換えれば、キャンプ場と河川はある意味不可分の関係にあるのではないかと思います。

資料③を御覧ください。モニター切替えをお願いします。これは、日ノ御子キャンプ場周辺の案内図になります。ちょっと分かりにくいかもしれませんが、上にある赤い星のところが、今回、崖崩れの発生した場所になります。日ノ御子川、正しくは河ノ内川というらしいですけれども、上流側にキャンプ場があり、ふれあいばしを渡った南側に新装の大型コテージがあり、その下段に誰でも利用できるトイレと駐車場が整備されています。そして、駐車場南側対岸の河川敷には、みどりの広場と呼ばれる親水公園のような広場、公園があります。日ノ御子で川遊びする場合は、もちろん日ノ御子キャンプ場から直接降りていける、ふれあいばし下の河川エリアもありますけれども、この青い点線で囲ったエリアを利用するのが大多数です。実情としては、日ノ御子キャンプ場の駐車場に車を止め、そこから直接河川に下りるパターンと、みどりの広場を經由して河川敷に下りていくという、極端な話、これ3つしかありません。そのルートとして書いているのが、この赤い矢印のルートになります。

モニターを戻してください。

ちょっとこじつけのような部分もあるかもしれませんが、自然環境でのレジャーには、一般的に自己責任論が認められるとは認識しておりますけれども、このように駐車場なり施設を整備し、観光振興目的で広く内外で訪問客に呼びかけている状況を鑑みますと、施設周辺の自然環境という部分に関して、ある程度一定の責任が生まれるのではないかと考えております。この点について、見解があればお願いいたします。

○議長（小松紀夫君） 商工観光課、門脇課長。

○商工観光課長（門脇正人君） お答えいたします。

施設の安全管理は、施設管理者がその責任を負うものと考えております。公園及びキャンプ場内の安全管理は、管理者である本市が行い、河川内の安全管理は管理者である高知県が行っております。河川管理者である高知県中央東土木事務所に、今回の土砂崩れの状況を確認していただきましたが、河川管理上は土砂の撤去等を行う必要はないもので、現時点で実施する予定もないとのことでした。しかし、公園及びキャンプ場の利用者等が土砂崩れの付近で遊泳することは危険でございます。そのため、指定管理者とも話し合った上で、現在、その付近に注意喚起の表示を行っております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 4番、西村剛治議員。

○4番（西村剛治君） 現状、できることはやっていると認識しております。ただ、厳密な管理区域と、例えば、自分の家の前の道は自分のものではないけど掃

除しますに近い、義務という話ではなくて、その姿勢、気持ち的なものとして、ある程度その部分に対して目を配るといいでしょうか、できることを増やしていくという姿勢であるべきなのかなと思います。そうでないと、本当にもうぱんと線を引いて、いや、知りません、自己責任ですという冷たい対応になってしまうので、それだと、後ほど述べますが、発生するかもしれないと予測できたものに対して被害者が出てしまう可能性が生まれますので、ちょっとそこについて、この後も質問で取り上げていきたいと思っています。

④に移ります前に、自然資源の観光利用に対する安全管理責任について、私は2年前にも一般質問で取り上げました。その際には、携帯電話の電波が全く届かない大荒の滝、木馬茶屋周辺の紅葉シーズンにおける安全について、また、利用者の管理把握が難しい塩の道や三嶺の登山道で、携帯の電波が届きにくい場所を把握しておいて、必要に応じた緊急対応がすぐできるようにしておくべきではないかという問題提起をさせていただきました。2年がたちましたので、何らかの対応をしていただけていることを期待しております。その際の答弁でも、利用者の自己責任であるということで話が終わってしまいます。裁判とかになれば、そういう話になるかもしれないですけども、予防というのは、ちょっとそういう視点とはまた違うんじゃないかなと思う部分があります。

④に移ります。

以前から、今回崩れた斜面よりも隣接する斜面が危険であると、利用者の中では思っている方が多かったです。

資料④を御覧ください。モニターの切替えをお願いします。上の写真は、左側が今回崩れた斜面で、右側の斜面が非常に危ないのではないかと思われていた部分です。今回、先に左側が崩れたことによって、ひょっとしたら今後、これと同じような状況がいつ発生してもおかしくなくなったのではないかという意味で、危機感を強めております。ちなみに、下の2枚の写真は、今回崖崩れが起きた場所のすぐ近く、隣接する危険性があると私が感じている斜面の前で、水遊びをしている子供たちの様子です。この斜面を使った飛び込みですとか、ターザンロープが非常に人気で、ここにいる方もやられたことがある方が多数いるかと思いますが、あのエリアになります。

続けて、資料⑤を御覧ください。黄色の点線で囲ったエリア①が、日ノ御子キャンプ場の対岸と、あと東側斜面ですけども、ここはハザードマップの崖崩れイエローゾーン、そして、レッドゾーンにも指定されています。一方で、今回崖崩れがあった赤星印のある黄色点線で囲ったエリア②の斜面は、イエローゾーンとか何も指定されていません。この理由については、先ほど建設課長にも御答弁いただいたのと関連しますけれども、斜面下側に住居等や生活者がいない、また、斜面の開発等を制限する必要もなく、県内の河川沿いには同様の場所が多数あり、そもそも普通河川である以上は自由遊泳の考え方が適用されるので、指定する必要はないだろうという考えです。ただ、これを指定するときに、下を人が泳ぐとか、多数の人がここに近づくということは全く想定して

いないと思うわけです。具体的な例を基に、私は、県としっかりこの斜面の危険性について協議するべきではないかと思っております。この点はいかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 商工観光課、門脇課長。

○商工観光課長（門脇正人君） お答えいたします。

土砂崩れの現場確認は、高知県中央東土木事務所のほか、本市建設課の土木技術職員にも状況確認をしていただいております。本市も施設管理者として、土砂崩れが発生した箇所周辺については注視すべきと考えてございます。継続して関係部署と対応策等の協議を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4 番、西村剛治議員。

○4 番（西村剛治君） モニターは戻っていますかね、モニターを戻してください。

下から見ると分からないですけど、実はこの斜面の上側は日ノ御子集落でして、かなり、住宅、畑、道路等が近づいている場所でもあります。いろんな視点でちょっと見たときに、協議するに値するのではないかなと思います。ぜひ、ちょっと自己責任であるとか、既存の視点だけで判断せずに、いろいろ継続的に調査していただけたらなと思っていますので、よろしくお願いします。

⑤に移ります。

今回調査をしていて、非常に混乱したことがありました。それは、日ノ御子キャンプ場と日ノ御子河川公園が別であるということです。

もう一度、資料⑤の地図をお願いします。日ノ御子キャンプ場がAです。対岸に駐車場Bがあり、みどりの広場と呼ばれる公園はCの場所にあります。そして、物部川に架かる暁美橋のたもとにある駐車場はDであり、この4つの敷地とその間にある河川や道路、また、橋等を含むエリアが浸水エリアで、日ノ御子河川公園などではないかなと私は思っておりました。周囲の人もそれに近い認識を持っていると思います。ちなみに、私は、日ノ御子河川公園の中にキャンプ場があると考えておりましたが、どうも違うということです。

モニターを戻してください。

日ノ御子キャンプ場として定められている範囲について、執行部にも資料を頂いておりますが、説明をお願いします。

○議長（小松紀夫君） 商工観光課、門脇課長。

○商工観光課長（門脇正人君） お答えいたします。

タブレットに資料を掲載いたしております。日ノ御子河川公園キャンプ場の範囲は、御覧いただいた資料の赤枠部分でございます。事務所、バーベキュー棟、バンガロー棟の建物がある施設・敷地と、その下にございますテニスコート跡の駐車場、大バンガロー、あずまや、トイレ棟等の敷地でございます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、西村剛治議員。

○4番（西村剛治君） 指定管理として出している日ノ御子キャンプ場は、この赤色の部分だけという認識で間違いないでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 商工観光課、門脇課長。

○商工観光課長（門脇正人君） お答えいたします。

議員がおっしゃった指定管理の範囲でございますが、先ほど申し上げたキャンプ場の赤枠のほかに、黄色で囲っております部分、河川公園及び河川公園駐車場もございます。草刈り、ごみ拾いなどを依頼しております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、西村剛治議員。

○4番（西村剛治君） 2つの場所について指定管理をしている形になっているということですね、分かりました。

そうしますと、それ以外の部分は基本的になくて、その指定管理者にお願いする形になっていると了解しましたので、⑦は取下げいたします。

⑧です。

これまで述べてきたように、この物部川を含む日ノ御子キャンプ場周辺の景観は、非常に価値が高いものではないかと思っております。日ノ御子キャンプ場は、香美市の観光にとって、今後、ますます価値のある観光資源になっていくのではないかと期待しています。一方で、正直に申しまして、行政の後押しはちょっと弱いのかなと思っております。にこ淵が有名になった仁淀川町ですけれども、利用者が増加していく中で、観光資源としてPRしていくために、もともとは急な斜面をはいつくばりながらといいましょうか、つかまりながら下りていくような場所であったにこ淵への道を、地元関係者等と協議しながら再整備をして、安全な歩道にしたと。また、周辺には情報掲示板などをデジタル化するなどして、利用者目線の取組をしております。

ちょっと市長にお伺いしたいと思うんですけど、香美市における日ノ御子キャンプ場は、非常に私は価値があると思っているんですけど、市長はどのように認識されているか、お聞かせいただけますか。

○議長（小松紀夫君） 依光市長。

○市長（依光晃一郎君） 日ノ御子キャンプ場につきましては、旧香北町からいただいた財産であると思っております。また、この川に関しましては非常に人気も高いということで、市としましても、整備に関してはかなりお金を使わせていただいたと考えております。

また、プールの話が今定例会議でもありましたが、子供たちが川に親しむ、川で遊んだことがあるかどうかということに関しまして、日ノ御子キャンプ場では、香美市外からも含めたいろいろな子供たちが川に親しむ場所ともなっておりますので、香美市の自然をしっかりと体験していただく場所として、しっかりと維持してまいりたいと考えて

おります。

○議長（小松紀夫君） 4 番、西村剛治議員。

○4 番（西村剛治君） そのように観光資源を育てていくためには、やはりきちんとした観光ビジョンといいますか、振興計画といいたししょうか、アクションプランといいたししょうか、そういったものをつくるべきであると思っておるのですが、どうも確認したところによりますと、香美市の観光において、個別のものを具体的に今後どうしていこうという細かい計画は、存在しないと聞いております。私は、市の考える日ノ御子エリアの将来ビジョンをつくるべきだと思っておりますが、この点はいかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 商工観光課、門脇課長。

○商工観光課長（門脇正人君） お答えいたします。

議員がおっしゃったとおり、現在、日ノ御子河川公園キャンプ場エリアの将来ビジョンについて、具体的に申し上げられる内容はございません。しかし、今後の日ノ御子河川公園キャンプ場施設の運営は、周辺の森林・河川等の環境に配慮しつつ、これまで以上に、地域住民や観光客が自然と親しみながら、憩いや交流の促進に努めなければならないと考えております。課題といたしましては、施設の老朽化対策を中心とした中長期の整備計画が必要であると認識しており、今後、指定管理者の意見も踏まえて取り組みたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 4 番、西村剛治議員。

○4 番（西村剛治君） 大きな3番に移ります。香北町にある農村広場周辺の再整備についてです。

まず、①です。

旧B & G海洋センターが廃止となり、解体に向けた予算がついておりますけれども、現状はまだ存在しております。この解体に向けたスケジュールがどうなっているか、お聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課、小松課長。

○生涯学習振興課長（小松幸春君） お答えさせていただきます。

解体等の設計につきまして、8月5日に契約を行い、現在、設計書を契約業者をお願いしております。9月末には設計書が完成予定でありまして、10月に工事業者の入札、11月に工事着工、令和8年2月末に工事完成予定で、現在、進めております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 4 番、西村剛治議員。

○4 番（西村剛治君） 年度内に終わるということですね。

②です。

跡地の活用については、駐車場にするという話をもちろん聞いておりますけれども、やはり体育館ですとかグラウンドの利用者にとっては、こういうものをつくってほしい

というような要望があると思います。そういったことについて何か聞いたり、今回は駐車場にするけれども、その先のことについて何か計画しているようなものがあるか、ちょっとお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課、小松課長。

○生涯学習振興課長（小松幸春君） お答えさせていただきます。

以前から、利用者からの剣道錬成大会やバレーボール、サッカーなどの大規模な大会におきまして、駐車場が不足しているという声がありましたため、駐車場として整備を行う計画で進めております。令和6年11月25日の香美市社会体育施設運営審議会で、B&G海洋センターについての取壊し報告と、跡地の活用については駐車場を整備していきたいということで、御理解をいただいておりますが、この会するときにも、屋根付きの休憩所があったらいいんじゃないだろうかとか、トイレが必要じゃないのかというような御意見もありました。現在、庁内の財政上の協議とかも含めまして、一旦は駐車場として整備させていただくことで御理解を得たところでございます。その後については、またいろんな要素を含めまして検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、西村剛治議員。

○4番（西村剛治君） ③に移ります。

この農村広場は、ナイター設備を完備した、香美市に1か所しかない天然芝の大型グラウンドです。年間を通じて、市民スポーツでの利用、また、サッカー等の大規模なスポーツ大会などが開かれており、市内外から多くの利用者がある施設です。夏休み中にも、県内から25少年団チームが集まる大会が開催され、きれいな芝生なので非常に喜ばれるんですけど、大いににぎわっておりました。その参加者や保護者からは、やはり駐車場が少ないとか、駐車するにしても遠いといった不便さはまず聞きますが、3方向を山で囲まれた、非常に静かで景観のいい天然芝グラウンドは、非常に好評であると思います。ただ、グラウンドには残念ながらトイレがありません。利用者は、隣接する香北青少年の家の広場にある屋外トイレを借りている状況です。

資料⑥を御覧ください。モニターの切替えをお願いします。借りているとは言いましたが、確認したところ、県と市が共同で利用するという契約はされております。ただ、維持管理・修繕等は、全部県が行っているということでした。この写真資料を見てもらうと、これがトイレとはなかなかぱっと分からない、何といいましょうか、ちょっと汚いというか、ちょっと暗いトイレです。このトイレ自体も、グラウンドから50メートル以上離れた場所にありまして、加えて、古いために男女の区分がはっきりしておらず、プライバシー配慮や防犯、バリアフリーなどには十分対応できていない状況です。また、夜にも練習があるんですけども、夜の練習のときなどには、子供たちは真っ暗な小道を歩いて行って、トイレも真っ暗ですので、きゃーきゃー言いながらスイッチをつけてたりするわけですけども、前々から、トイレ、更衣室がないことに対し

て要望が出されていると聞きますが、具体的な形で議論が進んだと聞いたことがありません。

資料⑦を御覧ください。こちらは、香南市のグラウンドに整備されているトイレを写真に撮ってきたものです。上は西佐古に最近整備されたフットサルパークのトイレ、下は野市ふれあい広場の物部川沿いにある大きなグラウンドのトイレで、左が管理棟の横にあるトイレ、右がグラウンド横に設置されたトイレです。この右下のトイレは、利用者がいないときには完全に鍵がかけられていて、ごみとか汚れの対策なのか、防犯なのかは分かりませんが、そういったこともできるようになっております。上の施設に関しては、備品庫があり、多目的トイレもきちんと整備されているきれいなトイレでした。モニターを戻してください。

安全性と利便性が確保された、屋外トイレの整備が必要であると考えます。最近、多くのほかの市町村グラウンドでは、明るく使いやすい多目的トイレを完備したトイレが多く見受けられます。また、こういったグラウンドは、実は防災時の拠点になる場所であり、グラウンドは避難場所、体育館については指定避難所になっております。また、ヘリコプターの離発着場でもありますので、そういった視点も含めて、今後、グラウンドの利便性がよい場所に新しいトイレの整備を進めていただきたいのですが、検討いただけないでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課、小松課長。

○生涯学習振興課長（小松幸春君） お答えさせていただきます。

少し御質問とかぶりますけれども、非常に利用者の皆様方には御不便をおかけしております。令和4年度当初予算要求時、香北体育施設リニューアル工事の中に屋外トイレを盛り込んでおりましたけれども、青少年の家を管理委託している高知県と、吉野周辺の施設管理につきまして整理した結果、トイレについては施設等の相互利用で、香美市農村広場利用者がキャンプ場の屋外トイレを利用できる協定を高知県と交わし、使える施設があるということで、財政上の理由によりまして整備できませんでした。農村広場に新しい屋外トイレができれば、利用者は非常に便利になると考えております。さらに厳しい財政状況が見込まれることから、現時点での整備は困難であると考えておりますが、先ほど御意見をいただきましたとおり、防災上でも非常に有意義なものになるかと思っておりますので、庁内でも協議を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、西村剛治議員。

○4番（西村剛治君） 防災上の多機能トイレというのでしょうか、非常に役に立つと思いますし、安心が生まれますので、ぜひ、検討をお願いします。

大きな4番に移ります。教育長人事についてです。

これにつきましては、今回の一般質問でも同じような質問をたくさんされておりましたが、市長からは、反対された議員から反対した理由を明確に示されない限り、新しい人

事案を出せないという話があったと思います。

1点、ちょっと関連する形でお伺いしたいんですけど、やはりそれぞれ10人の議員はみんな視点が違うわけです。それぞれ10人から、これであつたら通しますよというのを聞いたときに、市長はどのように調整をされる考えか、お聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 依光市長。

○市長（依光晃一郎君） 教育長人事案につきまして、私としましては、賛成の感触がなければなかなか提出できないということを、昨日までにもお話しさせていただきました。具体的には、10人のうち3人に賛成していただく必要があると考えておりますので、いろんな視点があろうかとは思いますが、3人が賛成してくれそうな、あるいは、私が考える方との条件が合った時点で、提出させていただきたいと思います。そして、この際この場で、香美市教育長に求める西村議員のお考えを御披露いただければ幸いに存じます。

○議長（小松紀夫君） 4番、西村剛治議員。

○4番（西村剛治君） 市長の中では、あと3人が賛成に回ってくればという勘定の仕方だと思うんですけども、しっかり参考にして、その中で市長が最終的に判断するわけであって、全員の意見が必要ではないと僕はちょっと考えるんですけども、私としては市長からの要請が議会に出ているということですので、ぜひ、対話をさせていただきたいと思っております。

本来、反問か何かで聞いてもらおうと私としてはすごく助かるんですけども、簡単に私の考えていることを述べさせてもらいます。私は、これまで6回、最初の否決から全ての定例会議において、教育長問題を取り扱いました。前回は、ほかにもたくさん香美市の課題があり、それを取り上げなければいけないということ、また、直前に市長と対話をしておりましたので、私の考えていることは十分伝わっているだろうという認識の下、削らせていただきました。私が一番大事だと思っているのは、教育の安定性と継続性です。そして、教育長になられる方にとって一番大事なものは、やはり人を育てる仕事であり、教育現場や子供たちの前に立って言葉を発する立場ですので、非常にその人格が問われるかと思っております。また、香美市の教育をよく理解し、訪れた人にきちんと香美市の教育を言葉でしゃべれる方という意味で、コミュニケーション能力の高い方であるといいと思っております。

また、これは市長にお願いですけども、提案するに当たりまして、もちろん私たちが知っている人間であれば判断は幾らでもできるんですけど、そうでない方を提案される場合、その方がどういった教育感を持っているか、また、香美市の教育長になったときにどのような教育を3年間されるのか、本来は面接の段階でしていただきたいのですが、きちんとそこを把握していただいて、その上で適任であるということ、自信を持って議会にも報告していただくべきであると思っております。こういった点でいかがでしょうか。

5 番に移ります。

①です。

8 月 25 日付で議長及びハラスメント防止条例特別委員会委員長名で、市長に対して申入れを出しております。市長の冒頭説明において関連する発言がありましたけれども、その時点では、市長がどうも多忙でいろいろ出張されていたので、この申入れには目を通していなかったということです。現在は目を通していただいていると思いますので、このまま質問をさせていただきたいと思います。

これまで私も取り上げてきましたように、香美市の現行の規定においては、特別職が関係した場合のハラスメントに対応できない、いわゆる条例に穴がある状態になってしまっているため、そこを埋めるべきだということをずっと申し上げてきました。例えば、こういう現行にある委員会を使ったらどうかとか、かなり具体的な意見を出してきました。ちょっと一部、市長の誤解があるのかなと思いますけれども、私と市長のやり取りの中で、市長個人の問題を議会で取り扱うと言ったことは、一度もありません。私が市長個人のことを取り上げているのは初回だけだと思います。あとは全て、香美市の制度の中で、特別職が関係した場合に、それを判断・処理するための条例がないと、それはつくるべきだということを言い続けてきたわけです。ハラスメント防止条例特別委員会の中でも様々な調査を行いまして、この条例は市長がつくるべきものであると、他自治体の事例を見まして判断できましたので、そのことも、この申入れ書には入れさせていただいております。難しい話ではなくて、私はこの条例をつくるべきだと思います。市長個人の問題ではなく、明日、仮に特別職が関係する問題が起きたとき、対応ができないわけです。それは市長には関係ない話ですよ、でも、それをつくるべき立場にいるのは市長なわけです。その条例を使って、御自身を裁くか裁かないかを判断するという話をするのは、私たちでもないですし、御自身だと思いますので、市長としてつくるべきものをきちんとつくっていただきたいというのが、この申入書の趣旨になります。

いろいろ思うところはあるかと思いますが、この申入れに対する今後の対応はどのように検討されているか、お聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 依光市長。

○市長（依光晃一郎君） 8 月 25 日付で、小松議長及びハラスメント防止条例特別委員会中平委員長の連名で、申入書をお受けいたしました。その中の、現行の香美市職員のハラスメント防止に関する要綱において網羅できていない、特別職が関係するハラスメントに対応した条例等の制定を早急に行うことについては、条例の制定ではなく、香美市職員のハラスメント防止に関する要綱に特別職を含める方向で検討しております。また、万が一、市長個人の関係するハラスメントが起こった際には、御指摘のとおり百条委員会を設置して調査する方法があり、市長部局で条例制定をする必要性を、私自身は感じてございません。もし、議会として必要とのことであれば、これまでも御答弁でお話しさせていただいているように、議会にて条例をつくっていただければと考えてお

ります。

なお、9月1日から12日までの間、職員に対するハラスメントアンケートを実施しております。本アンケートは、ハラスメントのない働きやすい職場づくりのため、職場の実態や認識を把握し、今後の防止策や改善策に役立てることを目的としています。もちろん、特別職からのハラスメント事案についても調査する内容となっております。

○議長（小松紀夫君） 4番、西村剛治議員。

○4番（西村剛治君） ちょっと確認ですけど、職員を対象にしたアンケートを市長部局から出しているということですが、その実施者は市長でしょうか。

○議長（小松紀夫君） 総務課、竹崎課長。

○総務課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

先ほど市長が言われましたとおり、このアンケートにつきましては、香美市の回覧機能でもって総務課から発出してございます。

○議長（小松紀夫君） 4番、西村剛治議員。

○4番（西村剛治君） もう少し整理をさせてもらいたいところもありますけれども、一旦これで終わらせていただきます。

大きな6番に移ります。

○議長（小松紀夫君） 5の②。

○4番（西村剛治君） 失礼しました、②です。

昨年5月、市長と教育委員の意見交換の場において、前教育長に対する市長の不適切発言や行為があったとして、公の場で問題提起されたことについて取り上げます。

私は、ちょうど1年前にも、このことは当時の教育長職務代理者に同じ質問をさせていただいておりまして、問題提起した側にもある程度の責任はありますと、今後どうするかということを示しながらではないと、この問題自体が宙ぶらりんになってしまうことを指摘させていただいてます。それから1年たちましたので、ちょっと現状、このことをどのように扱っているのか、お聞かせいただけたらと思います。

○議長（小松紀夫君） 浜田教育長職務代理者。

○教育長職務代理者（浜田正彦君） 御質問にお答えします。

市長と教育委員の意見交換での発言内容などは、これまでの会議録で御確認いただけますが、昨年5月の市長と教育委員の話し合いでは、前教育長に対して不適切な発言を行っていた、陳謝したいということであった文言が、今は、発言者も含め、ハラスメントを、言葉は悪いですが捏造したかのような発言に変わっています。どうしてこのようになるのか、全く理解することができません。不適切発言については、例えば、昨年5月の課長会や教育振興基本計画協議での席上における言動、ハラスメント相談に対する教育委員個人への対応など、前教育長や教育委員への嫌がらせと取れる発言などが散見され、行政の長として人権意識が希薄ではないかと疑う発言が見受けられました。そのことについては苦言を呈したところですが、その声は聞き入れてもらえないようです。行

政の長という立場を理解していただき、自らの言動に責任を持って発言されることを切に望みます。

教育委員会の今後の対応ですが、まずは、教育長不在の中でも香美市の教育に混乱が生じないように教育行政を進めていくことが、最も重要なことだと思っております。

ハラスメント事案については、個人に関わることであり、その発言者が市長ですので、教育委員会ができることは少ないと思いますが、このような問題が生じないように何ができるのか、考えていきたいと思っております。

○議長（小松紀夫君） 4 番、西村剛治議員。

○4 番（西村剛治君） 大きな 6 番に移ります。最低賃金上昇についてです。

高知地方最低賃金審議会は、2025 年度の最低賃金を 952 円から 71 円値上げして、1,023 円にするという答申をしました。これは前年以上の大幅な引上げであり、市が指定管理をしているもの、また、複数年で業務委託をしている団体にとっては、非常に大きな負担になると思います。

そこで、①です。

こういった賃金上昇について、指定管理者、また、業務委託者と協議を行う考えはありますでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課、黍原課長。

○企画財政課長（黍原美貴子君） 一般的に、事業を所管する課は、指定管理者及び委託事業者に、次年度の事業費について変更の必要はないかという協議をしておりますので、次年度の予算計上はちゃんとできていると考えております。

○議長（小松紀夫君） 4 番、西村剛治議員。

○4 番（西村剛治君） ②です。

気になるのは、多少、担当課によって対応が変わることです。賃金上昇分をしっかりと責任を持って計上していく考えはあるのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課、黍原課長。

○企画財政課長（黍原美貴子君） 近年の物価・人件費の高騰を受けまして、総務省からも、指定管理者や民間委託の運用の留意点などについて通知されておりますので、本市におきましても、これらの通知を踏まえて、適切な予算計上を行っていくべきと考えておりますけれども、一方で、さきの全員協議会で御説明したとおり、本市の財政状況が悪化していることから、各事業を見直すことで、指定管理料及び委託料の総額を削減していくことも必要と考えております。

○議長（小松紀夫君） 4 番、西村剛治議員。

○4 番（西村剛治君） ③です。

ある程度はルール化していくべきだと思っております。ルール化をしている多くの自治体がありますので協議をいただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課、黍原課長。

時間ですが答弁はしてください。

○企画財政課長（黍原美貴子君） 本市の指定管理制度の運用は、施設管理を所管する課の判断に任されており、議員が指摘されたとおり、統一的な指針が設けられておりません。こうしたことから、指定管理料の決定方法やモニタリングなどが、必ずしも的確に実施されているかは判断できない状況にありますので、本年度中に統一的な指針を定めるべく準備を進めており、先月には外部講師を招き、指定管理者制度に関する講習を行いました。この秋には運用指針の初版を完成させ、次年度以降の指定管理者制度運用に活用していきたいと考えております。

○4番（西村剛治君） 以上で終わります。

ありがとうございました。

○議長（小松紀夫君） 西村剛治議員の質問が終わりました。

暫時昼食のため休憩します。

（午前 11 時 50 分 休憩）

（午後 1 時 00 分 再開）

○議長（小松紀夫君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

次に、7番、村田珠美議員。

○7番（村田珠美君） 自由民主クラブ、村田珠美でございます。午後の大変お疲れのところ、どうぞよろしくお願いいたします。議長の許可をいただきましたので、一問一答方式で2項目の質問をさせていただきます。

それでは、まず1つ目の質問でございます。防災キャンプについてです。

防災キャンプは、災害時の避難生活の疑似体験により、対応方法を学んだり、防災意識を促す実践的な防災訓練でございます。高い確率で起きると言われている巨大災害は、いつどこで発生するか分かりません。一人一人が自分の命を自分で守るために、本市でも防災キャンプなどを実施し、避難生活がどのようなものかを想定しておくことが重要であると思います。今回は、片地小学校で初めての実施となります防災キャンプについて質問いたします。

①です。

防災キャンプについての認識をお伺いいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薫君） お答えします。

高知県土木部防災砂防課が実施しております、こども防災キャンプは、香美市では令和2年度に大栃小学校で実施しておりますが、以降の開催実績はありません。こども防災キャンプは、座学だけではなく、体験を通じて実際に災害が発生した場合に備えて対応方法を学ぶもので、子供たちが防災について楽しみながら知識を深めることができる

よう、授業の一環として行っております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 7 番、村田珠美議員。

○7 番（村田珠美君） 令和 2 年度に大栃小学校で実施されたことは知らなくて、大変申し訳ございませんでした。

この防災キャンプは、県内の小学校数か所で実施されています。昨年 10 月に土佐市立蓮池小学校、宇佐小学校、それから、四万十市八束小学校で実施されて、防災に関する知識を学習しております。本市でも、6 月定例会議で補正予算が計上されていましたが、先ほど課長もおっしゃいましたが、県の委託事業、高知県安全教育推進事業でございます。今回の防災キャンプを実施した後、片地小学校を拠点に、市内全域への学校安全の取組を普及させていくのではないかと思います。子供たちも高学年になりますと地域の大きな力になると思います。今回の防災キャンプは、そんな面でも有意義なものになると思います。

②の質問に参ります。

本年度、片地小学校では、学校安全総合支援事業で県の指定を受けて、地域防災についての研究を進めております。9 月 20 日には防災ミニキャンプが実施されると聞きました。片地小学校のこれまでの防災学習の取組をお伺いいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薫君） お答えします。

片地小学校では、高知県安全教育プログラムに基づく防災教育に取り組んでおります。ここ数年の具体的な取組としましては、防災に関連する事業を各学年で 5 時間以上実施することと、年 3 回以上の避難訓練を行っております。片地小学校ならではの特色ある取組としまして、本年度はミニこども防災キャンプの実施、昨年度は 5、6 年生を対象としました佐岡長期合宿において、ダンボールベッドやダンボールトイレの作成など、避難所の生活環境整備に係る体験活動を行いました。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 7 番、村田珠美議員。

○7 番（村田珠美君） それでは、続きまして③です。

片地小学校以外の市内小学校で実施されている、防災学習の主たる取組をお伺いいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薫君） お答えします。

片地小学校以外の小学校も、安全教育に係る年間指導計画である学校安全計画に基づき、避難訓練の実施だけではなく、生活安全、交通安全、災害安全の 3 つの領域において、各教科領域を通じて安全教育、防災学習を行っております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 7 番、村田珠美議員。

○7 番（村田珠美君） その中では、起震車を使ったりとか、いろんなことをされていると思います。

蓮池小学校では、児童と御家族、地域の方々、約 300 人が参加されています。宇佐小学校では、児童、御家族、先生、地域の方々、約 130 人の参加があったそうです。また、八束小学校も同じように実施されて、約 140 人が参加して様々な体験をされています。

④の質問です。

片地小学校は、実施日が参観日となっていますので、保護者や地域の方、関係団体等、多くの方が参加されると思いますが、参加者の想定人数をお伺いしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薫君） お答えします。

ミニこども防災キャンプの当日は、児童が 63 人、教員 13 人、保護者 40 人、地域の方が 24 人、関係者が 30 人の参加を予定しており、合計で約 170 人の参加を予定しております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 7 番、村田珠美議員。

○7 番（村田珠美君） 170 人の参加を想定しているということで、準備等がなかなか大変ではないかなと思います。

⑤の質問に参ります。

当日は、香美市防災対策課、香美市教育振興課の方々も参加、御協力されると思いますが、担当される内容はどのようなことでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薫君） お答えします。

教育振興課は、高知県土木部防災砂防課と学校との連絡調整役を担っております。当日は、体験メニューごとの各ブース運営まで含めて、高知県土木部防災砂防課が中心となって運営を行ってくださるため、市からも参加はしておりますが、ブース担当等の役割はないため、運営の補助的な役割を担うこととなっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 7 番、村田珠美議員。

○7 番（村田珠美君） 私は、連携されていていろんな役割があるのかなと思いましたが、この高知県土木部防災砂防課の方たちは、様々なところに行って主体でやっていらっしゃるようですので、様々な勉強、学習とかはすごく参考になるのではないかなと思いますので、よろしくお願いします。

防災対策課も参加されるとお聞きにはなっていないですか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薫君） お答えします。

防災対策課も担当が参加されるのかはちょっと確認できておりませんが、教育振興課から1人と、防災対策課からも可能であれば御参加いただけると聞いております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美議員。

○7番（村田珠美君） ぜひとも防災対策課の方にも参加いただけますようにお伝えください。よろしくお願いいたします。

⑥の質問です。

6月定例会議の補正予算では、県外からの講師派遣と説明にはありました。県外からの講師はどのような方で、今回の防災キャンプの講師となるのでしょうか。その講習内容をお聞きいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薫君） お答えします。

片地小学校では、令和7年度学校安全総合支援事業の指定を受け、災害安全の領域について授業実践に取り組む中で、本年10月に研究発表会を開催することを予定しております。研究発表会では、公開授業と実践発表、講演を実施する予定となっており、講演の講師には、県内からの招聘となりますが、高知大学地域協働学部総合人間自然科学研究科、大槻知史教授を招いて、防災における学校と地域との協働をテーマに御講話をいただくこととなっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美議員。

○7番（村田珠美君） 分かりました。専門の先生がおいでで様々な研修をされると思うんですけども、片地小学校へはどなたがこの発表を聞きに行ってもいいという、校内だけでやるのでしょうか。保護者とか地域の方も参加できるような内容になるのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薫君） お答えします。

研究発表会につきましては公開授業と実践発表で、公開授業は1年生から6年生までの全ての学年で実施されておりますが、地域の方が御参加いただけるかまでは詳細を把握できておりません。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美議員。

○7番（村田珠美君） 多分、公開されるかなと思いますので、またお手紙とかをよく注視しておきます。

それでは、⑦の質問です。

ドローンを使用しての訓練もあるのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薫君） お答えします。

ドローンを飛行させ、防災の分野でも活躍しているハイテク技術やデジタル化について学習し、6年生の児童は操縦体験ができる予定となっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美議員。

○7番（村田珠美君） 6年生が操作体験できるということは、すごく子供たちも喜ぶと思います。人数も本当に片地小学校の6年生は少ないので、5年生も一緒にできたらいいかなとも思いますが、そのところもまたよろしく願いいたします。

それでは、⑧の質問に参ります。

体験学習について、蓮池小学校では、降雨体験装置「大粒くん小粒ちゃん」で毎時180ミリの降雨体験や、3Dシアターで土石流の疑似体験、そして、煙脱出体験などをしております。宇佐小学校では、先ほどのものにプラスでロープワークも実施され、ロープの結び方を御家族で学んでおります。そして、八束小学校では明かりづくりもされておまして、この明かりづくりは、日用品のサラダ油、ティッシュペーパー、アルミホイルを使って、非常灯のつくり方を学んだようでございます。先ほどおっしゃっていましたが、片地小学校では担架づくりみたいなものもされたようでございます。

子供たちの体験メニューは、起震車体験、土砂災害学習、そして消火体験以外にどのようなことがあるのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薫君） お答えします。

起震車体験、土砂災害学習、消火体験以外の子供たちの体験メニューとしましては、ロープワーク、灯かりづくり、南海トラフ地震学習、VRゴーグルを使用した土砂災害体験などを行うこととなっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美議員。

○7番（村田珠美君） なかなか盛りだくさんで、時間的に大丈夫なのかなと思いますが、子供たちだけが体験されるということ、メインはそうだと思うんですけど、ロープワークとか、灯かりづくりなんかは一緒にできるのではないかなとは思っていますので、楽しみにしております。

⑨の質問に参ります。

炊き出し訓練の内容をお伺いいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薫君） お答えします。

炊き出し訓練の内容としましては、アルファ米の試食と地域の方々にみそ汁を御準備いただく予定となっております。また、今回は災害に備えた家庭での備蓄についての意識を高めたいと考えており、全てを準備してもらうのではなく、自分たちでも準備をす

るということで、各家庭から缶詰を持ち寄っていただくようにしております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 7 番、村田珠美議員。

○7 番（村田珠美君） 地域の方の協力も得てということでお伺いしました。

それでは、⑩です。

地域の方々の役割は先ほどお伺いしましたが、それ以外で何かあるのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薫君） お答えします。

子供たちが縦割り班に分かれて体験活動に参加することになっておりますので、地域の方々にもこの班に入っていて、子供たちと一緒に体験をしていただき、防災について子供たちと一緒に考える機会にしたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 7 番、村田珠美議員。

○7 番（村田珠美君） 縦割り班に参加することはすごくいいことだと思います。地域の方と、多分、保護者もこれに入るのかなとは思いますが、みそ汁は更生保護女性会が担当させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

⑪の質問に参ります。

今回の防災ミニキャンプの目的をお伺いいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薫君） お答えします。

子供たちが家族や地域とともに災害について学び、実際の対応方法を体験することで、災害から自分の命を守る力を身につけてもらうこと、また、PTAや自主防災組織など、地域の方々にも御協力いただき、地域が一体となった防災力の向上につなげていくことを目的としております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 7 番、村田珠美議員。

○7 番（村田珠美君） 本当に大事なことを防災キャンプで学べると思いますので、当日、たくさんの方に参加していただけたらいいんですけども、地域の方への声かけは、多分、地域にお手紙を流したりされたとは思いますが、そのところはちょっと分かりませんか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薫君） お答えします。

地域の方々への御案内につきましては学校で対応していただいておりますが、学校運営協議会（CS）や民生委員、自主防災組織等に案内を送ったと聞いております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 7 番、村田珠美議員。

○7番（村田珠美君） ほかの地域もそうだと思いますが、片地地域もなかなか協力者が多いので、想定より多い人数になるかもしれません。どうぞよろしくお願いいたします。

⑫の質問に行きます。

この防災ミニキャンプを機会に、小・中学校や各地域の自主防災団体にも、防災ミニキャンプや避難所を活用しての防災キャンプ実施を啓発してはどうでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薫君） お答えします。

防災キャンプは、災害時に必要となる知識や行動を、実体験を通じて学ぶ有効な機会であると認識しております。こうした取組が地域に広がり、自主防災組織等による防災キャンプや避難所を活用した防災体験の実施につながることは、地域全体の防災力向上につながるものと考えております。教育委員会としましても、引き続き、自主防災組織等との連携や防災における学校と地域との協働を意識しながら、地域での取組が促進されるよう、啓発に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美議員。

○7番（村田珠美君） 大柘小学校が終わって片地小学校ですけど、数年に1回ぐらい回ってくる可能性もあるのかなと思いますが、なかなか主催するには結構資格等も要ると思いますので、そういった面では大変だと思いますが、こういった活動を広げていけるような取組を、ぜひ、お願いいたします。

小学校での防災キャンプは、子供たちが、いざというときに自分の命を自分で守る力を身につけるといふ、大きな目的があります。実際に避難所を利用して、楽しくゲームをしたり、体験したりして、体を動かしながら楽しく防災を学ぶことができると思います。避難してみて初めて分かる自分に必要な備え、そして、知識だけではなく体験することで、いざというときにはスムーズに動けるようになります。今回の防災キャンプではちょっと体験できないかも分かりませんが、電気がないとか水が足りないという不便、不自由を体験することも必要ではないでしょうか。そして、自助・共助とはこういうことだよということも、子供たちがよく理解できるのではないかと思います。また、今日は防災対策課の方がいらっしゃらないですけれども、各自主防災組織でも、ぜひ、こういった避難所を使ったりとか、場所によって様々ですが、防災キャンプを実施していただけるようになればいいと思います。こういった発信をしていただけるように、市長も、ぜひ、よろしくお願いいたします。よかったです。

○議長（小松紀夫君） 依光市長。

○市長（依光晃一郎君） 今回の片地小学校での取組に関しましては、地域の皆様方も関わってくれるということで、本当にありがたく思っております。また、本日はちょっと課長がいませんけれども、防災対策課としてもしっかり取組を見させていただきた

いと思います。

この防災キャンプにつきましては、東日本大震災後は非常に盛んにやられていた記憶がありまして、このキャンプの目的は、先ほど課長からも答弁がありましたが、やはり地域のつながりを生むものでもありますし、また、実際の避難所を体験することで、議員もおっしゃられたとおり、シミュレーションが非常にできることで有効であると思います。自主防災会の会でも私に発言の機会があったときには、子供たちを巻き込むことによって、こういった自主防災活動が進んでいくという話をいつもさせていただいているので、今回、教育委員会の中でできたことは本当にありがたく思っております。

また、講師の高知大学地域協働学部の大槻教授とは、非常に私、仲よくさせていただいていて、広域避難ということで、昔、ほんと平山へ都会の人が逃げてくることを想定したようなキャンプを行いました。そのときには、電気が使えない中でどうやって御飯を炊くのかとか、ちょっと面白いことでいくと、当時はプールがありましたので、高知市内の長期浸水のときにはボートによる避難もあるだろうということで、ボート乗り体験とかもしておりました。

大学との連携を含めまして、高知工科大学にも防災についてのサークルがありますので、そういったところとも連携しながら、香美市内でも広げていけるように努力してまいりたいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美議員。

○7番（村田珠美君） いろいろなことを教えていただいてありがとうございます。

ぜひ、この日に市長もお時間が取れましたら、おいでいただくようによろしくお願いいたします。

それでは、次に2つ目の質問をいたします。香美市立中央公民館についてです。

公民館は、地域の学習・交流・文化振興の拠点でございまして、防災・福祉機能を併せ持ち、地域課題の解決に向けた主体的な活動の促進、生涯学習の推進が求められる施設でございます。様々な団体の方々が、この場所で会議を開いたりイベントを計画して実施したりなど、生きがいくりの場所の一つでございまして、市民にはなくてはならない重要な場所でございます。今回も、市民の方々からの声を主に質問させていただきます。

①の質問です。

中央公民館の玄関両サイドにある植物は、ハナヅノツクバネウツギいうものでございまして、低木で夏から秋にかけて小さな花を長い期間咲かせてくれます。ほかには、銅像の横側にクリスマスローズが毎年咲いております。最近気がついたんですけども、今までになかった名前が分からない木が1本育っております。この木が育つと、少し困るのではないかなと思います。ほかにも、ススキと雑草がたくさん生えておりまして、セメントじゃなくて鉄板の歩道のところがありますよね、そこの上を歩くのはちょっと危険なので、できれば公民館寄りを歩きたいという方もいらっしゃるって、草が生えてい

るから歩きづらいとおっしゃっていました。管理は現在どのようにされているのか、お聞きいたします。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課、小松課長。

○生涯学習振興課長（小松幸春君） お答えさせていただきます。

玄関両サイドの植栽につきましては、公民館の職員により剪定を行っております。雑草等が生えておるといことで、管理が十分に行き届いてないと思いますが、現在、職員で対応しています。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美議員。

○7番（村田珠美君） 中央公民館は国道沿いにありまして、香美市に入ると大きい建物ですごく目立ちます。市民の方々から、中央公民館は便利なおところにあるけれども、玄関がちょっと残念やねという声も聞きます。草の管理ができていないという声も聞きますのでお願いしたいところですが、職員で管理されているといことで、なかなかお時間が取れないこともあるんでしょうけれども、このハナヅノツクバネウツギは、成長が大変早くて刈り込みにも丈夫で手入れが簡単な植物でございます。多分、課長も御存じだと思いますが、成長が早いので年間に数回の刈り込みが必要になる可能性があります。四季の花を植えてはどうかという声も聞きますので、美しい玄関づくりを目指していただきたいと思います。定期的には刈り込みとか草引きをされていると思うんですけども、やはり定期的じゃなくて、草が小さいうちに引くとあれほどに伸びないので、管理が楽になるのではないかなと思います。こういった予算的なものでシルバーさんをお願いをするとかはできないでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課、小松課長。

○生涯学習振興課長（小松幸春君） 現在は経費の節減といことで職員がやっておりますが、十分に行き届いていないといことですので、また予算計上時にいろいろと協議、検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美議員。

○7番（村田珠美君） 地域のボランティアで、もし、やってくださるような方がいらっしゃったら、中央公民館のホールに草引きの御協力をお願いできませんかみたいな形で周知させていただくこともできるのではないかなと。広い範囲ではないので、数人ならそんなにかからないかなとも思います。地域の方に協力してもらうことも一つの方法かなと思いますので、よろしくお願いいたします。

あと、ちょっと気になったのが、色があせたのぼりなんですけれども、あんまりあせ過ぎると寂しいので、そういったところもまた交換等をしていただけたらと思います。

それでは、②の質問に参ります。

中央公民館の飲食が可能となり、市民の方からも非常に喜んでいる声を聞きます。飲

食が可能となった部屋はどこでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課、小松課長。

○生涯学習振興課長（小松幸春君） お答えさせていただきます。

中央公民館での飲食につきましては、長年、飲食を可能としてほしいとの要望が多く寄せられておりましたが、運営の都合で禁止とさせていただいておりました。今回、飲食可能といたしましたが、全館どこでも飲食可能ではなく、1階のエントランスにつきましては自由に飲食可能とし、それ以外の各部屋につきましては事前に申請していただければ飲食可能としております。過去にも飲食可能としていた時期もありましたが、食べこぼしやごみ、臭い等の問題がありまして、他の使用者から苦情が多かったために禁止となった経緯がございます。今回も同様のことがありますと、再び制限を設ける可能性がありますことから、マナーを守った使用をお願いしております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美議員。

○7番（村田珠美君） 前回、そういった事案があったことは私も知っておりますが、連帯責任にされたということで、すごく市民の方からもいろんなお声を聞きました。ペナルティーではないんですけれども、管理ができていなかった場合も考慮していただいて、次のときには、全員が駄目、全団体が駄目じゃないのがいいかなと思います。事前申請があれば、お弁当とか食事をして構わないということなんですけれども、このことはホームページを見ても出ていないので、申請をすれば食べていいことを知らなかったと皆様、公民館にしょっちゅう行かれる方ですけど、そういった報告や、説明が何もないということもお聞きしました。ホームページを見ても、飲食禁止とだけしかないのです、いい市民サービスになりますので、いい情報とか改良されたことがありましたら、また反対に、禁止につきましてもそうですけれども、できるだけホームページ上に掲示していただきましたら、電話をかけて聞くとかという手間も省けて、職員のお仕事の妨げになることもないと思いますので、ぜひともホームページを充実させていただくようお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課、小松課長。

○生涯学習振興課長（小松幸春君） お答えさせていただきます。

御指摘のとおり、サービスについての情報提供が、ちょっと不十分だったところがあると思います。新しいサービスの提供も含めまして、ホームページ等で情報提供していきたいと考えております。また、併せまして、その留意事項、よく守ってくださいという注意につきましても掲示していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美議員。

○7番（村田珠美君） できたら早い対応がいいと思いますので、本当に大変だと思いますが、早めに掲示していただくよう、よろしく願いいたします。

それでは、③の質問に参ります。

プラザ八王子に調理室があったとき、文化祭では調理室の前の部屋で軽食コーナーがあり、うどんとかちらしずしなどの販売ができていたので、御来場者とか出店されている方に非常に喜ばれておりました。

中央公民館では、現在、販売はできません。規則等があるとは思いますが、せめて、市の主催する人権フェスティバルですとか、教育委員会生涯学習フォーラムの際には、営利団体ではないボランティア団体等の活動資金を獲得するためにも、リサイクルバザーや軽食コーナー、手作り品等の販売を可能にできないでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課、小松課長。

○生涯学習振興課長（小松幸春君） お答えさせていただきます。

ボランティア団体などの非営利団体の販売につきましては、飲食を可能としたことと同様に、前向きに検討していきたいと考えております。具体的に、どの団体にどの程度までの販売を可能とするかにつきましては、検討が必要でございますので、今後、整理していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美議員。

○7番（村田珠美君） ぜひとも前向きに検討していただきたいと思います。飲食をすることによって盛り上がりも違ってきますし、様々なところに行って生涯学習フォーラムを盛り上げていきたい。人権フェスティバルはなかなか盛り上がりには欠けておりまして、今年は各部屋を使わせていただいて、いろんな団体にイベントをやっていたりとか、パネル展をやっていたりとか、今までにない試みをしようとしておりますので、そういったときにお食事ができると、もっとゆっくり見ていただけたらとか、交流も図れていいのではないかなと思います。ぜひとも早めに検討していただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

④の質問にも参ります。

市民の方々から、今年の夏も大変暑かったこともありまして、熱中症対策の一つとして飲料水の自動販売機設置を希望する声が多くあります。自動販売機を駐車場付近に設置できないでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課、小松課長。

○生涯学習振興課長（小松幸春君） お答えさせていただきます。

今回、飲食可能としましたことから、自動販売機の設置につきましても検討したいと考えておりますが、駐車場への設置につきましては困難であると考えております。理由といたしましては、設置による騒音問題等があります。以前より近隣の方から、中央公民館の騒音への苦情がありまして、主に駐車場へ駐車をする際の車のアイドリング音や、駐車場内での公民館使用者による話し声がうるさいというものでございます。自動販売機の稼働音やお金を入れて商品が落ちる音、利用者同士の話し声等が近隣の方への騒音

問題となること、ほかにも、ごみの放置問題等が懸念されます。近隣住民の生活環境への配慮も当然必要であることから、自動販売機が中央公民館から少し離れた場所に設置されておりますので、現状ではそちらの御利用をお願いしております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 7 番、村田珠美議員。

○7 番（村田珠美君） 近隣の方のことは私も聞いておりますが、駐車場も3か所あるわけございまして、歯医者さんのほうと国道のほうとがありますが、国道のほうの角ですよ、そういったところにも設置できないものか。一番のベストは、玄関ホールの中だと管理もしやすいし、ごみの問題とかも少ないのではないのでしょうか。そういったところも含めましての検討を、ぜひ、していただきたいのですがいかがでしょう。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課、小松課長。

○生涯学習振興課長（小松幸春君） 住民への配慮等の問題が解決できますと、設置についても検討できる可能性が出てまいりますので、場所等を含めまして検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 7 番、村田珠美議員。

○7 番（村田珠美君） 近くに自動販売機があるとおっしゃいましたけど、結構遠いんですよ。高齢者なんかは、なかなかペットボトルを持ってくるといっても重たいし、そこで買って飲めると、全部飲めなくても軽くなるので持って帰りやすいし、熱中症の策の一つといたしましても、ぜひとも前向きに検討をお願いいたします。

それでは、⑤の質問に参ります。

女性用洋式トイレが各階にございまして、大変便利になり喜んでいただいております。2階と3階の洋式トイレの便座が、安全性がすごく悪くて動くとお聞きしまして、私もすぐに見に行きました。すると、左右にすごく動くので、足腰が不自由な方は特に怖い。先日も、こけそうになったという声を聞きました。安全に使用できるよう便座を固定することはできないかという質問でしたが、10日に確認をしに行ったら、早速修理をしていただきまして、きちっと固定されておりました。どうもありがとうございました。

この便座は、洋式になってからこんなに動いてはいなかったと思うんですけども、多分、ねじで留めているとは思いますが、たまにでいいですけども、朝、全館を職員がチェックされますよね、そういったときに、ちょこっと女性のトイレとか男性のトイレなんかの確認をしていただくことはできないのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課、小松課長。

○生涯学習振興課長（小松幸春君） お答えさせていただきます。

巡回のときに職員が適宜確認をして、必要な場合には修理を行っていきたいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 7 番、村田珠美議員。

○7 番（村田珠美君） よろしく願いいたします。

それでは、⑥の質問に参ります。

中央公民館は、これまでも様々な改修工事を行っております。3月定例会議での同僚議員への御答弁で、ほかの改修につきましては大規模改修協議会の中で検討していくとのことでしたが、この協議会のメンバーと人数をお伺いいたします。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課、小松課長。

○生涯学習振興課長（小松幸春君） お答えさせていただきます。

現在、大規模改修につきまして検討しておりますが、大規模改修協議会のメンバーには公民館の運営に関係する方などを想定しております。どなたにお願いするか、人数も含めまして、まだ決定はできておりません。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 7 番、村田珠美議員。

○7 番（村田珠美君） 現在はまだ組織化されていないということなんですね。分かりました。

そうしたら、⑦の質問です。

どんちょうを撤去する予定とのことで、照明、音響についても検討していくということでしたけれども、協議会が開催されていないのでしたら、ちょっと御答弁もいただけないのかなと思いますが、もし、今、説明していただけるようなことがありましたら、お聞きしたいですが。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課、小松課長。

○生涯学習振興課長（小松幸春君） お答えさせていただきます。

どんちょうの撤去につきましては、ステージ改修にも関係しておりまして、また、貴重なものであることから、撤去は一旦保留として改めて検討することとしております。照明、音響設備等につきましては、大規模改修において公民館全体の改修として併せて検討していきたいと考えております。

協議会につきましては、規模が大きい改修であることから、慎重にこれから検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 7 番、村田珠美議員。

○7 番（村田珠美君） ⑧の質問とちょっとかぶってしまいましたけれども、本当に老朽化が心配される中央公民館でございますが、先ほどおっしゃっていただいたこと以外で、担当課としてこんなところも改修工事の中に入れていきたいという計画等はあるのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課、小松課長。

○生涯学習振興課長（小松幸春君） お答えさせていただきます。

中央公民館は、昭和54年度に建設された建物でありまして、老朽化が著しく進行し、各所で雨漏りなどが発生しております。平成21年度に耐震改修工事を実施しておりますが、現状では部分的な改修工事のみ実施となっております。今後は、さらに改修箇所が増加しますが、災害時の避難施設でもあり、安全で快適な公民館として使用していただくためには、長寿命化を含めた大規模な改修工事を実施する時期を迎えております。今回、長寿命化を含む大規模改修を実施することによりまして、耐用年数を大幅に伸ばすことを計画しております。また、長寿命化関係工事だけではなく、地域交流・学習・文化活動の将来に向けた拠点として、幅広い世代の利用ニーズに対応することを目的とした、全館リニューアル整備も計画したいと考えております。かなり大規模な工事を想定しておりますので、今年度は建物及び設備などの調査と検討の期間とし、来年度に協議会等を開催して設計等に進んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美議員。

○7番（村田珠美君） 様々な改修工事がされるため、どんなふうに改修されるのか、協議会の中で検討されていくということでございますので、見守りたいと思います。

⑨の質問に行きます。

市民の方からも要望が多い、香美市立文化ホールにつきまして、現在の見解をお伺いいたします。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課、小松課長。

○生涯学習振興課長（小松幸春君） お答えさせていただきます。

文化ホールの建設につきましては、建設に係る新たな土地の購入費や周辺整備、開館後の人件費、光熱水費等の維持管理費用も必要となり、現在の香美市の財政事情では、建設・維持・運営を行っていくことは困難であると判断しております。財政的な理由により、現時点で建設に向けて検討することは考えておりません。

なお、現在、中央公民館の大規模改修も検討しているところでありまして、香美市管内の社会教育施設の利用状況や周辺自治体の状況を見ながら、必要性等を含めた研究は続けてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美議員。

○7番（村田珠美君） 先ほどの中央公民館の改修等を聞いておりまして、文化ホールはもしかしたら、もう全く皆無に等しいのかなとも思ってしまいましたが、文化ホールに対する声も多いですので、基金は取り崩さないように、少しでも貯金をしていって近づけるということを、ぜひ、お願いしたいと思います。市民の方々に、設備の整ったステージで様々なイベントを見せてあげたいと思いますので、やめるじゃなくて、今後も引き続き建設に向けての基金積立てをお願いしたいと思います。これは私からの要望でございます。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小松紀夫君） 村田珠美議員の質問が終わりました。
暫時休憩します。

（午後 1時48分 休憩）

（午後 2時03分 再開）

○議長（小松紀夫君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

次に、9番、舟谷千幸議員。

○9番（舟谷千幸君） 9番、公明党の舟谷千幸です。議長の許可をいただきましたので、通告に従い、一問一答方式で3項目について質問させていただきます。

1番、香我美橋の交通安全対策。

香我美橋は、香美市の中心を流れる一級河川物部川に架かる国道195号の橋です。神母ノ木と談義所の間に架かる橋で、地域住民から青橋と呼ばれています。この橋は、1972年（昭和47年）に繁藤災害を起こした台風で橋脚が流出し、中央部が陥没したため、翌年の1973年に現在の香我美橋が架けられました。

①の質問です。

モニターの資料1を御覧ください。橋の歩道がちょうど左側にありますけれども、北側だけで1.5メートルの歩道がございます。地域住民からは、歩道が狭く、歩行者と自転車や自転車同士の対面通行がしにくく、危険であるとの声があり、昨年11月の片地多目的集会所で開催された議会報告会でも同様の声があったため、建設課に伝えていました。改めて、市としてこの状況をどのように認識されているのか、お伺いいたします。

モニターを閉じます。

○議長（小松紀夫君） 建設課、野村課長。

○建設課長（野村文紀君） お答えいたします。

香我美橋につきましては、香美市通学路安全対策連絡協議会においても、これまで対策必要箇所として何度も上げられてきております。香我美橋の歩道は1.5メートルと幅も狭く、橋梁の改修などを求める声があることは、市でも承知しております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 9番、舟谷千幸議員。

○9番（舟谷千幸君） ②の質問です。

現在の香我美橋が架けられて24年後の1997年に高知工科大学が開学され、大学関係者や大学生の車、バイクや自転車の通行量が多くなっております。大学に問い合わせますと、2年前からはデータ&イノベーション学群という新学群が開設されて学生数が増えている、現在は2,000人弱ぐらいで自転車通学が一番多いとお聞きいたしま

した。

そこで、昨日、山崎眞幹議員に見せていただきました、昨年11月14日に行われた香美市と高知工科大学の連携協議会の資料で、本年度の香美市キャンパス学生数の予定が1,740人、自転車通学生はおよそ500人とありまして、よりはっきりした数を知ることができました。

さらに、大学からお聞きしたことでは、香我美橋の歩道が狭くて危険、先ほど課長からもありましたけれども、原則自転車は車道ですが、車道を通っていたら遅い、自転車は歩道を走ると大学に苦情があったようです。また、学生はまとまって移動することが多く、朝夕等の通学時、橋の歩道を高齢者が歩いていても、自転車の学生と擦れ違う際は立ち止まって待っているのを見かける、擦れ違いが難しいとのことでした。歩道をよく通る地域の方からは、以前、香我美橋の歩道で自転車に乗った大学生と擦れ違う際、橋の手すり側によけていたところ、大学生が誤って車道側に転倒し、幸い車が通ってなかったので大事に至らなかったが、とても危険な状況があったとお聞きいたしました。

市として、安全を確保するための方策をどのように考えるか、お伺いいたします。

○議長（小松紀夫君） 建設課、野村課長。

○建設課長（野村文紀君） お答えいたします。

議員からも御紹介いただきましたが、令和6年度の香美市と高知工科大学の連携協議会におきましても、大学から、学生の通学路安全対策についてとして幾つか挙げられた中に、この香我美橋についても取り上げられておりました。

国道195号の道路管理者でございます高知県中央東土木事務所からは、香我美橋については、現状、1.5メートルほどの歩道が設置されておまして、十分とは言えないものの、歩く程度の幅は確保されておるということで、現状では橋の改良計画はないとの回答をいただいております。

先ほどちょっと御紹介もいただきましたが、歩道ですので、本来であれば自転車は車道を通っていただくと。歩道に行く場合には、自転車を降りてついていただくのが本来ではありますけれども、車の通行自体も多くて、車道の幅員も今の規格はそれほど広くもないですので、そこをスピードを出して自転車で行ったりしますと、歩行者がおった場合には危ないことがあったりしますので、譲り合って通っていただく、注意して通っていただくしかないかなとは思います。その前の質問でもちょっと出ましたが、通学路安全対策協議会でも対策必要箇所に挙げられておりますが、橋の改良計画は今のところないという御回答をいただいております。橋の前後におきましては、路肩を広げたり、歩道を新しく造ったりと、現状、できるところからの対策は取っていただいております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 9番、舟谷千幸議員。

○ 9 番（舟谷千幸君） 私も、香美市と高知工科大学の連携協議会の資料で、補修をした場所なども山崎眞幹議員から見せていただき、橋の前後においては、確かに広がったり、また、側溝にしっかり蓋をしているような状況もございました。橋自体は、もう県は架け直さないという状況ですけれども、安全対策としてしっかり大学と連携していることが、よく分かりました。

③の質問です。

香我美橋が改良されて52年になります。県が管理する国道の橋であり、県の考えを聞く必要はありますが、先ほどもおっしゃっていただきましたけれども、橋の架け替えや自動車歩道の拡張など、市から県への要望活動などは行っているのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 建設課、野村課長。

○建設課長（野村文紀君） お答えいたします。

高知市・南国市・香美市の3市で組織してございます、高知県国道195号改良促進期成会におきまして、毎年、高知県の土木部長及び中央東土木事務所長に対しまして、要望活動を行っております。具体的には、4つの大きな項目としまして、激甚化・頻発化する災害に備えるとともに、救急医療搬送をはじめ、観光振興、農林水産物の流通など、地域の発展や地域経済の活性化のため、道路整備を早急に推進をすること。国道195号山田バイパスの早期完成。既設構造物の機能強化及び老朽化対策の推進。そして、児童・生徒を交通災害から守るため、国道195号の交通安全対策の強化・推進という大きな柱で、要望活動をさせていただいております。

管理者である県中央東土木事務所にも要望しまして、その対策としましては、先ほども御答弁しましたが、香我美橋自体の改良計画は現在ございませんけれども、楠目地区や神母ノ木地区の橋の前後におきましては歩道の新設や路肩の拡幅工事、また、杉田橋川野間におきましては雨水・排水の対策、物部町の旧大栃橋撤去工事、別府地区におきましては何度も被災しております箇所のボックスカルバート拡幅工事、そして、新たに国道195号の山田バイパス整備など行っておりまして、全般的な交通安全対策を進めていただいております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 9番、舟谷千幸議員。

○ 9 番（舟谷千幸君） 詳しくありがとうございます。橋自体の架け替えとか拡幅は考えていないので、その要望ではなくて、緊急とか、今おっしゃった4つのことをしっかりと、高知市や南国市と一緒にやって要望活動を行っている。本当に国道195号は緊急防災の大事な道でございますので、しっかりと県への申入れは続けてやっていただきたいと思います。

④の質問です。

現在、山田バイパスが建設中であり、完成すると、物部・香北方面の車は香我美橋を通行しなくなるので、車の通行量は減ると考えます。しかしながら、現状、高知工科大

学生の通行量はそれほど変わらないのではないかと思います。昨日見せていただきました山崎眞幹議員の資料でも、令和10年度までではございましたけれども、1,700人ぐらいの学生が香美市キャンパスに通ってくる状況でございます。

地域の方々は、香我美橋の一つ下には町田橋、その次に戸板島橋がございますが、その橋と並行して歩行者専用橋が架けられておりまして、ふだんから通ってはいますけれども、自転車とか歩行者が通る道で、私もちょっと資料には載せておりませんが、戸板島橋に並行した歩道橋があるということで見てみますと、幅が2メートルほどございまして、しっかりした歩道橋、戸板島歩道橋という名前がついておりますが、そういった歩道橋がありまして、歩行者だけではなく自転車も通行している橋でございます。このような橋を香我美橋にも設置できないかといった地域の声がありました。確かに、新たな橋への架け替えも難しいでしょうし、山田バイパスができれば数が減るから、人数が減るからという思いはあるでしょうけれども、一番先に申しましたように危険な状況がありますので、安全対策は必要だと思われれます。このような歩道橋、戸板島橋のような橋に関して、お考えをお伺いしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 建設課、野村課長。

○建設課長（野村文紀君） お答えいたします。

先ほどの高知県国道195号改良促進期成会も通じまして、毎年、要望活動はさせていただいておりますが、まずは、この山田バイパスの早期完成ということで、実際に事業が、楠目地区から工事が始まった状況です。山田バイパスの早期完成を県にも働きかけてございますが、そうすることで香我美橋を通行する車両自体は減るであろうと考えております。また、対策が必要な箇所という認識は、市だけではなく県も同じように持っておりますので、今後、現状の課題といったものについては、県や市の各内部でも情報共有をしながら、安全対策についても、順次、講じていただくようお願いしてまいりたいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 9番、舟谷千幸議員。

○9番（舟谷千幸君） 重大な事故が起きたからではなくて、最初に申しましたとおり、本当に怖い、歩道から転倒した状況もあったと。毎日のように通る方でしたけれども、重大な事故が起こらんなかなか橋の架け替えはできんのかねという声も聞きましたので、ぜひ、そういうことが起こらないような安全対策を、本当に心がけていかなくはなりません。地域の声として、橋のこと、交通安全対策をしっかりとこれまで以上にまた取り組んでいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

大きな2番の質問に参ります。誰もが投票しやすい環境です。

この質問につきましては、故比与森光俊議員が令和5年6月定例会議において質問され、導入されたものもありますが、検討する内容もありましたので質問いたします。

①です。

障害のある方が円滑に投票することができるように、現在、配慮をされておりますが、

視覚に障害のある方が円滑に投票できるよう、選挙の投票所入場券に音声コードの導入をとの質問に対しまして、今後、入場券の見直し時期に合わせ、導入について検討したいとの御答弁がございましたが、その後の検討はどのようなになったのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 選挙管理委員会、竹崎書記長。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（竹崎澄人君） お答えいたします。

投票所入場券への音声コード導入につきましては、現在までに入場券の見直しは行っており、また、見直しの予定が現在のところないため、導入の検討までは至ってございません。

○議長（小松紀夫君） 9番、舟谷千幸議員。

○9番（舟谷千幸君） まだ導入に向かってはいないということでした。全国的にもまだなっていないですけれども、そういう方向に国も動いているということです。ぜひ、また検討もしていただきたいと思います。

②の質問です。

絵や文字で困り事や手伝ってほしいことが表示されているコミュニケーションボードは、昨日、総務課長が議場で示されましたけれども、故比与森議員が質問した後、導入されたことは大変よかったなと思っております。しかし、配備されていないことに、先に行いました4月の参議院議員選挙で気がつきまして、せっかくあるのにホームページでも掲載されていない、周知されていないのではということで、選挙管理委員会の職員にお話ししますと、数日後すぐにホームページへ掲載してくださいました。コミュニケーションボードの配備状況と活用状況について、お伺いいたします。

○議長（小松紀夫君） 選挙管理委員会、竹崎書記長。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（竹崎澄人君） コミュニケーションボードの活用状況につきまして、詳細な調査にまでは至ってございませんが、事務局のほうに具体的な実績、御意見等はいただいております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 9番、舟谷千幸議員。

○9番（舟谷千幸君） まだ具体的な実績がないと、期日前でも全部配備はされているのでしょうか、ちょっと確認です。

○議長（小松紀夫君） 選挙管理委員会、竹崎書記長。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（竹崎澄人君） 期日前に入っているかどうかは承知していませんので、明確にはお答えできません。申し訳ございません。

○議長（小松紀夫君） 9番、舟谷千幸議員。

○9番（舟谷千幸君） 今はもう本当に期日前投票を推奨しておりますので、ぜひともまた期日前投票にも配備していただきたいと思います。

③の質問です。

投票支援カードが導入されておられません。投票支援カードは、A4判で印刷し、投票

に際して手伝ってほしい内容にチェックを入れて、入場券と一緒に係員に手渡すと、スムーズに投票ができる仕組みです。導入した愛媛県四国中央市では、選挙までに、市内の障害者施設、市役所、公民館などに配布して周知を図り、期日前投票所や当日投票所に準備して活用されたそうです。また、自宅で市のホームページからダウンロードして印刷できます。自宅で事前に記入していけるので、投票所に行くと緊張感がありますが、その緊張感もなく、安芸市に問い合わせますと、7月の参議院議員選挙では数件使用されたということでございました。コミュニケーションボードとともに、この投票支援カードも導入してはいかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 選挙管理委員会、竹崎書記長。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（竹崎澄人君） お答えいたします。

議員から御紹介いただきましたとおり、投票支援カードは、投票所におきまして、自分の意思を伝えるための補助ツールとして活用されていると認識してございます。本市では導入しておりませんが、今後、近隣自治体の導入状況や利用形態を確認し、検討してまいります。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 9番、舟谷千幸議員。

○9番（舟谷千幸君） ぜひ、検討をよろしくお願いいたします。

最後の3番の質問です。大荒の滝周辺に安心して来ていただけるように。

紅葉のシーズンになると、香北町滝巡りとして、轟の滝、大荒の滝などへ、例年11月中旬頃に見頃を迎え、多くの方が訪れます。

①です。

モニターよろしくお願いします。

資料2は、大荒の滝の下流に位置する岩屋の滝への遊歩道に架かる太鼓橋です。この写真は通行止め前の写真ですので、このようになっております。この歩道橋は、大荒の滝の下流にある岩屋の滝と申しまして、遊歩道の改修工事として、大荒の滝にもこのような歩道橋が、もうちょっと長いですがあります。大荒の滝の歩道橋と岩屋の滝の歩道橋は、ともに、平成5年度に高知県において多目的保安林総合整備事業として架設されました。当時、高知県と香北町の間で協定書を交わし、維持管理については香北町が行うこととされております。現在は香美市が管理を行うことになっております。架設から32年が経過し、大荒の滝のほうは大丈夫だったようですが、岩屋の滝にしましては修繕が必要とされ、現在は通行止めとなっております。今後、修繕工事の予算や予定はどのようになっているのか、お伺いいたします。

モニターを閉じます。

○議長（小松紀夫君） 香北支所、石元支所長。

○香北支所長（石元幸司君） お答えします。

建設課職員と土木業者に現地を確認していただき、落橋のおそれがあることから、現

在、通行止めにしております。建設課が今年度発注しております橋梁点検業務受託者に対しまして、修繕工事に係る概算工事費と設計費の算出を依頼しておりますので、修繕費用が把握でき次第、修繕に向けて協議したいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 9 番、舟谷千幸議員。

○9 番（舟谷千幸君） 現在、工事費の算出を依頼中ということですので、今年の秋には間に合わないようではすけれども、概算的にはかなり予算が要る状況でしょうか。

○議長（小松紀夫君） 香北支所、石元支所長。

○香北支所長（石元幸司君） 建設課職員に聞いた話では、少し大がかりな改修工事になるのではないかとありますが、今、業者に見ていただいていますので、どういった工事が必要になるのかは、また算出していただけたらと考えております。

○議長（小松紀夫君） 9 番、舟谷千幸議員。

○9 番（舟谷千幸君） 岩屋の滝へは、駐車場から遊歩道を通って約 10 分ぐらいで行くことができますので、滝を間近に見る、眺める観光客にとっては、すごく観光スポットになっているということで、もちろん大荒の滝にも行かれるでしょうけれども、ぜひ、この橋を直すことで滝を間近に見ることができる大きなスポットですので、早めの修繕をよろしくお願いいたします。

②の質問です。

大荒の滝周辺は携帯電話の電波が届かないため、通話やインターネットの利用ができなくなっております。これは、ホームページでもしっかり周知されております。また、現地においても立て看板がありまして、ここからは電波が通じないという標識もございます。これまで、電波が通じないために連絡ができなくて困ったという観光客とかはおられたのか、お伺いいたします。

○議長（小松紀夫君） 香北支所、石元支所長。

○香北支所長（石元幸司君） お答えします。

時期が定かではございませんが、何年か前に事故を起こした車があり、電波の届くところまで歩いて助けを呼んだという話を聞いております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 9 番、舟谷千幸議員。

○9 番（舟谷千幸君） やはりそういう事故も少なからず把握されていることが分かりました。私自身も、実はここ最近になって 5 回ぐらい行ったんですけれども、その間、やっぱり電波が通じなくて困ったと実感したこともございます。

では、③の質問でございます。

大荒の滝は、轟の滝に次ぐ落差 40 メートルの規模を誇る名瀑です。春は若葉、夏は涼、森林浴も最適で、秋には紅葉を楽しむ多くの観光客が訪れます。令和 5 年 6 月定例会議での同僚議員の一般質問は、大荒の滝や木馬茶屋周辺は全域で電波が不通となって

いることに対する質問でございましたが、この対応についての答弁では、木馬茶屋へ一時的な公衆電話の設置等がありましたが、その後はどのような対応がされたのか、お伺いいたします。

○議長（小松紀夫君） 香北支所、石元支所長。

○香北支所長（石元幸司君） お答えします。

木馬茶屋は、大荒の滝周辺と電波が届く集落の中間位置にございまして、公衆電話の設置を検討いたしましたが、大荒の滝周辺までの距離が少しあることや、利用時期の偏り、あと、設置費用と維持管理の負担等から、今年度予算での設置は見送らせていただいております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 9番、舟谷千幸議員。

○9番（舟谷千幸君） 今年度予算は見送ったということですが、来年度に向かっては設置を考えていらっしゃるのでしょうか、確認いたします。

○議長（小松紀夫君） 香北支所、石元支所長。

○香北支所長（石元幸司君） 再度、当初予算につきましては上げて、また財政サイドと交渉はしていきたいと思います。また、今年度につきましては設置できませんでした、10月には紅葉状況等につきましてホームページ等で情報発信していきますので、携帯電話の電波が入らないこと、あとは道幅が狭くてカーブが多い道路状況などについても、広く周知していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 9番、舟谷千幸議員。

○9番（舟谷千幸君） これは基本的なことになりますけれども、上へ上がっていくと全然民家がないところで、そういう怖い目をした方もおられるし、また、観光地でもあるので、地域住民から数年前に、通信ができるようにという要望書も出されたとお聞きしておりますが、出されてもここはもう絶対無理といった認識なのか、市のお考えはどのようなものか、お伺いしたいです。

○議長（小松紀夫君） 香北支所、石元支所長。

○香北支所長（石元幸司君） 先ほど答弁させていただきましたとおり、周辺の要望等も鑑みながら、設置にかかる費用、利用にかかるのがどれぐらいの時期になるのか、紅葉シーズンだけなのか等も検討しながら、設置に向けてまた関係部署とも協議していきたいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 9番、舟谷千幸議員。

○9番（舟谷千幸君） ④の質問です。

大荒の滝世話人の方から、もみじ峡展望台の西の一部や山野草ロード、四国森林管理局高知中部森林管理署の作業道ですが、この一部で電波の通じるところがあると、その方が持っていらっしゃる電話会社だけでも、電波が通じる場所に看板の設置はできな

いかというお話がございまして、先日、この場所に行って電波を確認することができました。

モニターをお願いいたします。

資料３の「この林道行き止まり」の手前までが市道でして、ここから先が、先ほど申しました四国森林管理局高知中部森林管理署の作業道で、道幅は車が通るぐらい広いんですけれども、ここからは車が入れない、行き止まりになっています。資料４は資料３の反対側で、先ほどの行き止まりの奥の端から反対に見たところなんですけれども、この場所では電波が、私の携帯電話では３本ぐらい電波のアンテナが出まして、しっかりと通じました。目印は、ちょっとここが広がってしまっていて、見えにくいかもしれませんが、いっぱい木を何か積んでいるようなところで、市道ではございませんし、歩いていかなければいけないところなんですけれども、この場所が電波の通じたところです。ここは、山野草ロードと言われていまして、管理は市ではございません。ここに来られた山登りの方なんかは、この道を歩いて大荒の滝までずっと行かれるということでございます。徒歩で、さっきの通行止めのところから４５０歩、数えてみましたら４５０歩ぐらいのところでございましたので、大分歩かないけませんけれども、電波は通じたことが確認できました。

資料を閉じます。

この作業道から大荒の滝に向かうのは、少し厳しい登山道でございますけれども、森林浴ロードと言われておりまして、この道にも通話のできる場所がありました。しかし登山道なので、結構道幅も狭くて分かりにくいと思いました。

もう一つ教えていただいたところは、一番分かりやすい、もみじ峡展望台の西側でございました。電波はすごく弱いですが、ちょっと資料にはないですが、分かりやすく、市の管轄する場所でございます。観光客等の安心につながりますので、調査とか看板設置の検討はできないでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 香北支所、石元支所長。

○香北支所長（石元幸司君） お答えします。

看板等の規模や設置場所にもよるとは思いますが、設置自体は可能と考えておりますので、効果的な看板設置に向けて、大荒の滝世話人会の方々の御協力いただきながら、設置場所等について検討し、観光客等の安心につなげていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ９番、舟谷千幸議員。

○９番（舟谷千幸君） 前向きな御答弁、大変うれしく思います。ぜひ、よろしくお願いしたいと思います。

市長にも考えをお伺いしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 依光市長。

○市長（依光晃一郎君） 大荒の滝は、香美市にとりましても非常に重要な観光スポ

ットであると思っております。朝ドラ「あんぱん」によりまして、物部川も注目されました。その中で、ぜひとも大荒の滝まで足を伸ばしていただきたい、そのための整備も市として努力してまいりたいと思います。そもそもこの滝は、黒岩さんをはじめ地元の方々によって、非常に年配の方がチームでやったということで話題にもなったともお聞きしておりますが、地元の声からスタートしたものですので、そういった先人の思いも大切にいたしながら、しっかりと守ってまいりたいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 9 番、舟谷千幸議員。

○9 番（舟谷千幸君） 前向きな答弁いただきまして、本当にありがとうございます。

先日も大荒の滝世話人の方が、展望所という大荒の滝が見えるところに大変木が茂ってきているので、観光客が来ても写真で写せるようにということで、伐採の手続をやってくれております。本当にありがたいことだと思いますので、また、たくさんの方に大荒の滝に来ていただきたいと思います。通信が大変厳しい状況ではありますが、通信できるところがあるということはすごく安心につながってまいりますので、今後ともよろしく願いを申し上げまして、私の全ての質問を終わります。

○議長（小松紀夫君） 舟谷千幸議員の質問が終わりました。

以上で一般質問を終わります。

本日の日程は全て終わりました。

本日はこれで終了します。

次の会議は9月12日午前9時から開会します。

（午後 2 時 4 2 分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

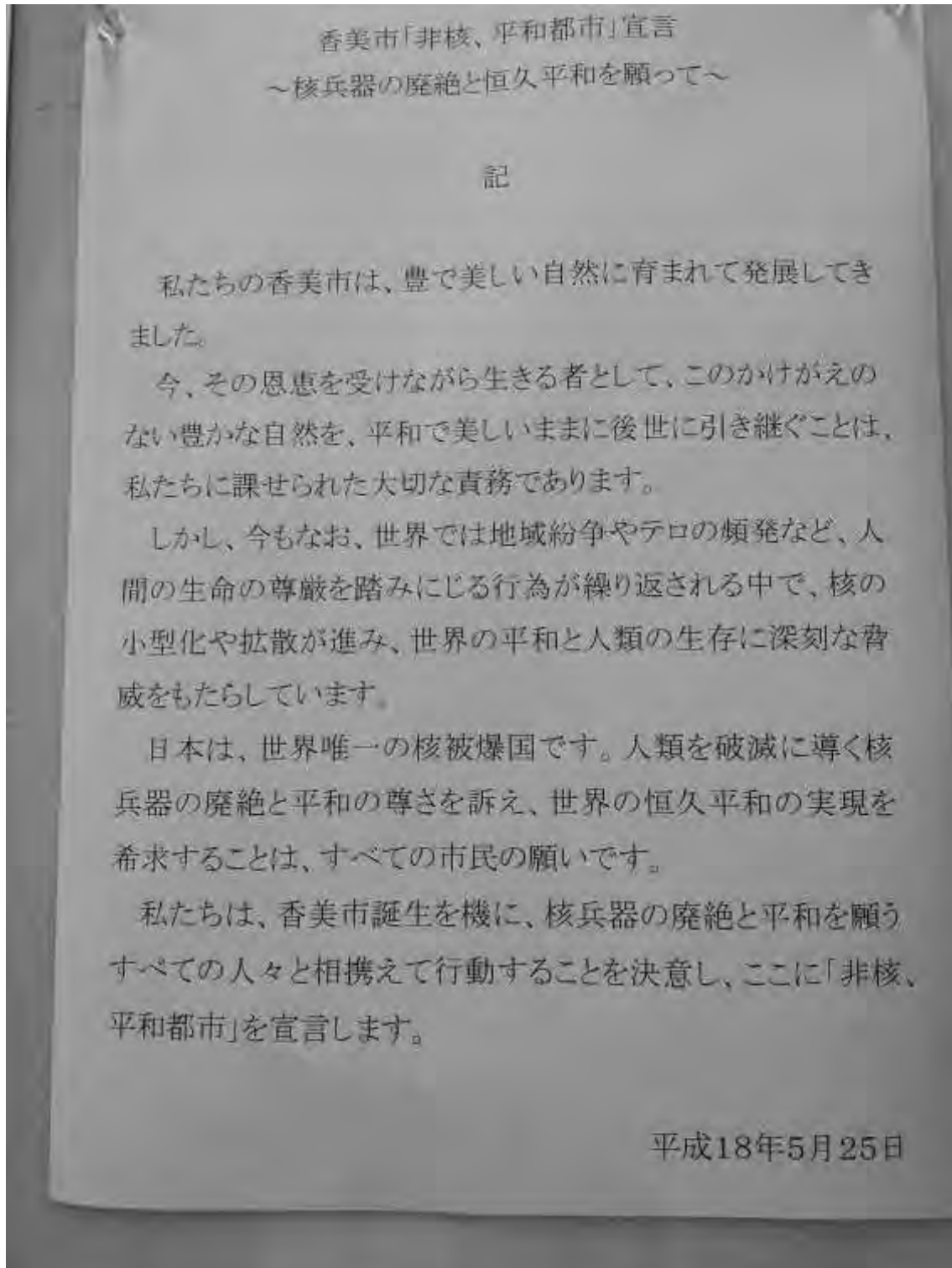
署名議員

署名議員

令和 7 年香美市議会定例会

9 月定例会議会議録（第 4 号）

一 般 質 問 資 料



「ヒロシマ・ナガサキ被爆の実相等に関するポスター展」の展示物

「ヒロシマ・ナガサキ被爆の実相等に関するポスター展」を開催するにあたり、まずは先の大戦で犠牲となられた方々に、衷心より追悼の意を表します。

原爆投下から 80 年となる本年 2025 年は、被爆 80 周年の歴史的節目にあたります。ご存命の被爆者が減少する中、証言を通じて伝えられる平和の重みを、多くの方々に改めて受け止めていただきたいと思います。

2024 年には、日本原水爆被害者団体協議会がノーベル平和賞を受賞しました。被爆者の方々の証言が、「核兵器は二度と使われてはならない」とする国際的な規範(“核のタブー”)の形成に大きく貢献したことが評価されたものです。

日本は世界で唯一、戦争で核兵器による被爆を経験した国です。悲惨な過去を繰り返すことなく、核の廃絶と平和の尊さを次世代へ伝える責任があります。核兵器は人類を破滅へと導く最も恐るべき存在であり、その廃絶を願う精神を決して忘れてはなりません。

本展において被爆の実相をご覧いただき、戦禍の惨状と戦争の愚かさに触れることで、平和の尊さを感じていただく契機となれば幸いです。皆様のご高覧を心よりお願い申し上げます。

令和 7 年 8 月 1 日

香美市長 依光 晃一郎



香美市役所本庁舎北側駐車場の非核平和宣言のポール

濱田百合子 資料④

質問事項 3 ⑤



香北町吉野の「県立香北青少年の家」への道

濱田百合子 資料⑤

質問事項 3 ⑤



香北町吉野の「県立香北青少年の家」への道

公共施設建築などに農地を転用する場合の手続（想定）

※令和7年秋までに移転先が確定した場合

年月 項目	令和7年度			令和8年度												令和9年度											
	令和8年												令和9年												令和10年		
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
用地造成測量設計	契 約	測 量	測 量	測 量	測 量	地 質	地 質	事 業 認 定 補 助	事 業 認 定 補 助	造 成 設 計	造 成 設 計	造 成 設 計	造 成 設 計	造 成 設 計	造 成 設 計												
不動産鑑定	鑑	定																									
補償費算定			算	定																							
農業振興地域除外申請 （農業振興地域の整備に 関する法律）							申 請						決 定														
事業認定申請 （土地収用法）								申 請									決 定										
税務署事前協議 （租税特別措置法）																		協	議								
用地仮契約																			仮 契 約								
農地転用申請 （農地法）																		申 請		決 定							
用地本契約等																				議 会 議 決	本 契 約	支 払	登 記				

がけ崩れの様子①

(設問2)

西村_資料①



7/25撮影

がけ崩れの様子②

(設問2)

西村_資料②



河川利用者の動線

(設問2)

西村_資料③



がけ崩れ周辺の様子

(設問2)

西村_資料④



キャンプ場周辺の状況

(設問2)

西村_資料⑤



農村広場のトイレ

(設問3)

西村_資料⑥



↑ 正面



↑ 大便所(男女共用)



↑ 小便所

多目的トイレ ↑

他グラウンドの付属トイレ

(設問3)

西村_資料⑦



↑ 西佐古フットサルパーク(香南市)



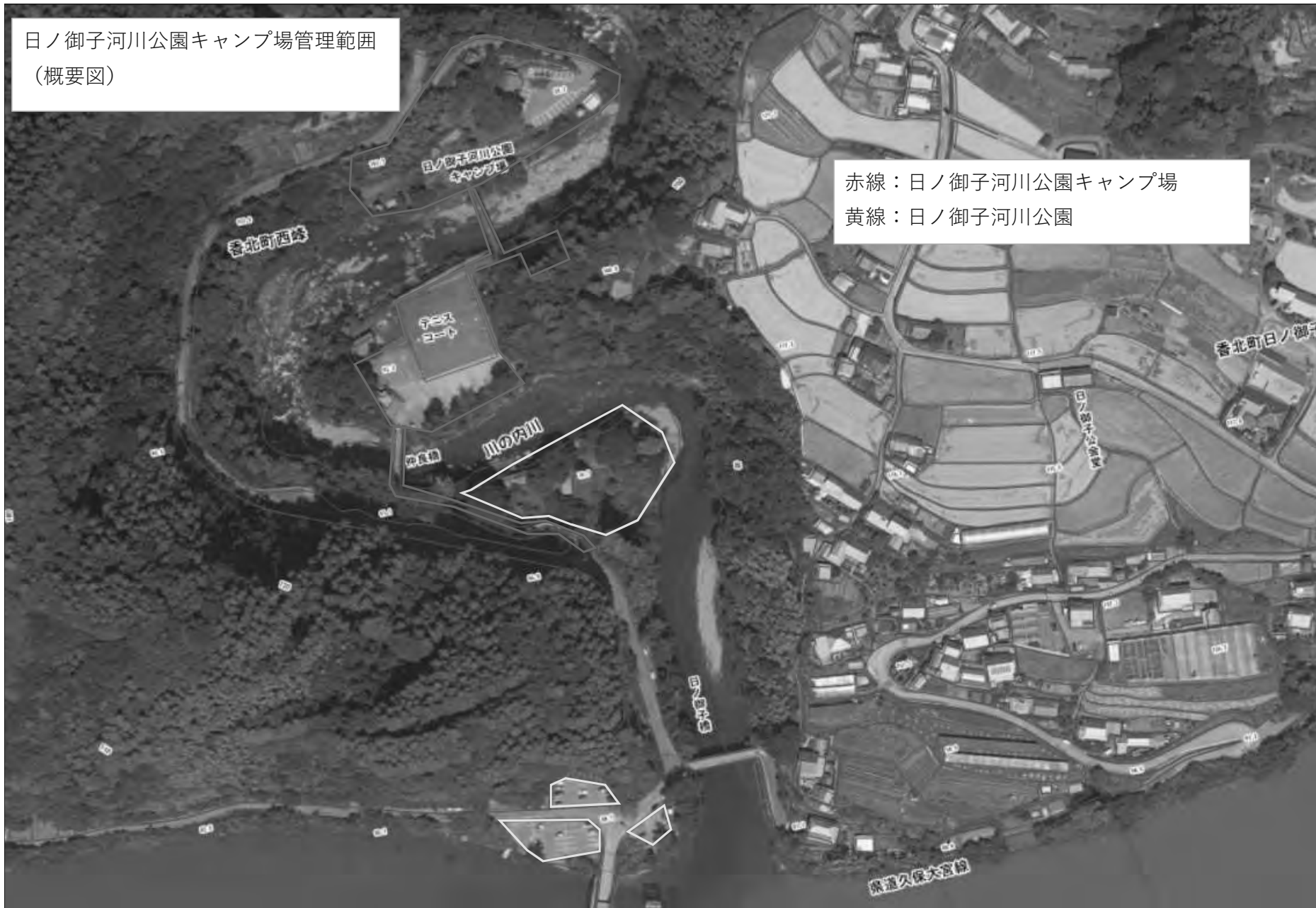
↑ 野市ふれあい広場(香南市)



↑ 野市ふれあい広場(香南市)

日ノ御子河川公園キャンプ場管理範囲
（概要図）

赤線：日ノ御子河川公園キャンプ場
黄線：日ノ御子河川公園



資料 1



舟谷千幸 1の① 香我美橋



舟谷千幸 3の① 岩屋の滝 太鼓橋



資料 4



舟谷千幸 3の④の2

令和 7 年香美市議会定例会

9 月定例会議会議録（第 5 号）

令和 7 年 9 月 1 2 日 金曜日

令和7年香美市議会定例会9月定例会議会議録（第5号）

招集年月日 令和7年8月29日（金曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 9月12日金曜日（審議期間第15日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1 番 有 光 収 三
2 番 公 文 直 樹
3 番 中 平 麻 衣
4 番 西 村 剛 治
5 番 西 山 潤
6 番 森 田 雄 介
7 番 村 田 珠 美
8 番 小 松 孝
9 番 舟 谷 千 幸

1 1 番 山 崎 晃 子
1 2 番 笹 岡 優
1 3 番 濱 田 百合子
1 4 番 山 崎 龍太郎
1 5 番 利 根 健 二
1 6 番 山 本 芳 男
1 7 番 山 崎 眞 幹
1 8 番 小 松 紀 夫

欠席の議員

な し

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	依 光 晃一郎	建 設 課 長	野 村 文 紀
副 市 長	村 上 真 祥	農 林 課 長	川 島 進
総 務 課 長	竹 崎 澄 人	商 工 観 光 課 長	門 脇 正 人
企 画 財 政 課 長	黍 原 美 貴子	環 境 課 長	依 光 伸 枝
定 住 推 進 課 長	小 松 伯 聖	管 財 課 長	三 谷 恵 司
防 災 対 策 課 長	中 川 英 斉	ふれあい交流センター所長	原 美和子
税 務 収 納 課 長	猪 野 高 廣	会計管理者兼会計課長	一 圓 まどか
高 齢 介 護 課 長	中 山 繁 美	《香北支所》	
福 祉 事 務 所 長	野 邑 裕 永	支 所 長	石 元 幸 司
市 民 保 険 課 長	萩 野 貴 子	《物部支所》	
健 康 推 進 課 長	川 渕 美 香	支 所 長	片 岡 亮

【教育委員会部局】

教育長職務代理者	浜 田 正 彦	教 育 振 興 課 長	前 田 薫
教 育 次 長	中 山 泰 仁	生涯学習振興課長	小 松 幸 春

【消防部局】

消 防 長	野 口 正 一

【その他の部局】

農業委員会事務局長	和 田 雅 充	上 下 水 道 局 長	西 村 安 史

職務のため会議に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 一 圓 幹 生 議 会 事 務 局 書 記 横 田 恵 子
議 会 事 務 局 書 記 入 野 美 紀

市長提出議案の題目

- 議案第 57号 令和6年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 58号 令和6年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 議案第 59号 令和6年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 議案第 60号 令和6年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 議案第 61号 令和6年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 62号 令和6年度香美市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について
- 議案第 63号 令和6年度香美市簡易水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について
- 議案第 64号 令和6年度香美市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について
- 議案第 65号 令和7年度香美市一般会計補正予算（第4号）
- 議案第 66号 令和7年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）
- 議案第 67号 令和7年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）
- 議案第 68号 令和7年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第 69号 香美市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 70号 香美市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 71号 香美市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 72号 香美市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 73号 香美市子ども・子育て支援法第82条の規定による過料に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 74号 香美市上下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制

定について

議案第 75号 香美市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

議案第 76号 香美市給水条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 77号 香美市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 78号 香美市過疎地域持続的発展計画の変更について

議員提出議案の題目

なし

議事日程

令和7年香美市議会定例会9月定例会議議事日程

(審議期間第15日目 日程第5号)

令和7年9月12日(金) 午前9時開議

日程第1	議案第 57号	令和6年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第2	議案第 58号	令和6年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)歳入 歳出決算の認定について
日程第3	議案第 59号	令和6年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)歳入 歳出決算の認定について
日程第4	議案第 60号	令和6年度香美市介護保険特別会計(介護サービス事業勘 定)歳入歳出決算の認定について
日程第5	議案第 61号	令和6年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の 認定について
日程第6	議案第 62号	令和6年度香美市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及 び決算の認定について
日程第7	議案第 63号	令和6年度香美市簡易水道事業会計未処分利益剰余金の処 分及び決算の認定について
日程第8	議案第 64号	令和6年度香美市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分 及び決算の認定について
日程第9	議案第 65号	令和7年度香美市一般会計補正予算(第4号)
日程第10	議案第 66号	令和7年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正 予算(第2号)
日程第11	議案第 67号	令和7年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正 予算(第1号)
日程第12	議案第 68号	令和7年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2 号)
日程第13	議案第 69号	香美市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を 定める条例の制定について

日程第14	議案第	70号	香美市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第15	議案第	71号	香美市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第16	議案第	72号	香美市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第17	議案第	73号	香美市子ども・子育て支援法第82条の規定による過料に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第18	議案第	74号	香美市上下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第19	議案第	75号	香美市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第20	議案第	76号	香美市給水条例の一部を改正する条例の制定について
日程第21	議案第	77号	香美市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
日程第22	議案第	78号	香美市過疎地域持続的発展計画の変更について

会議録署名議員

1 番、有光収三君、2 番、公文直樹君（審議期間第1日目に審議期間を通じ指名）

議事の経過

(午前 9時00分 開議)

○議長（小松紀夫君） おはようございます。ただいまの出席議員は17人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程はお手元にお配りしたとおりでございます。

日程第1、議案第57号、令和6年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第12、議案第68号、令和7年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）まで、以上12件を一括議題とします。

これらの議案について質疑を行います。質疑はありますか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第13、議案第69号、香美市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありますか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第14、議案第70号、香美市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありますか。

4番、西村剛治議員。

○4番（西村剛治君） お伺いします。

この住登外者の登録を、基幹業務システムの移行に伴い、また、共通機能が設けられたことで実施することになっております。この一元的に住登外者の登録・管理を行う理由は何か、登録される情報の内容はどのようなものか、また、想定される対象者はどれだけいるのか、お聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 総務課、竹崎課長。

○総務課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

まず、一元的に登録・管理をする理由でございますが、住登外者の氏名・住所・生年月日などの宛名情報が集約され、複数の対象業務システム間での情報共有が容易になるということでございます。

続きまして、登録される情報の内容ですが、基本的には、氏名・住所・生年月日・性別等の情報です。

想定される対象者数ですが、こちらの詳細までは不明ですが、現在のアクロシステムで登録されている住登外者数で考えますと、数千人程度となっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、西村剛治議員。

○4番（西村剛治君） 数千人ですね、分かりました。

この住登外者をどのように把握し特定するのか、ちょっと自分の認識ですと、住民基本台帳等を利用して把握するのではないかと思うんですけれども、こういったもののへの

個人情報利用、個人情報の目的外利用になるのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 総務課、竹崎課長。

○総務課長（竹崎澄人君） 住登外者をどのように把握・特定するのかというところでいきますと、本人からの各種申請、また、法令に基づく他の行政機関からの通知等があった際に、事務処理を行う過程で住民基本台帳に記録されていないということで、住登外者であると特定されます。

それと、続きまして、目的外利用にならないかというところですけども、事務執行のために各事務担当課が法令に基づいて他の行政機関から取得、または、本人からの申請等により取得した個人情報でございますので、目的外利用にはならないと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、西村剛治議員。

○4番（西村剛治君） そしたら、一気にこの住登外者を把握しようとするのではなく、業務の中で、この方は住登外者だなと認識した段階で、その都度登録していく流れになるということでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 総務課、竹崎課長。

○総務課長（竹崎澄人君） 新たな方が分かった段階で、また新しく分かってくるとのことですが、今までにもサービスを受けている方というのは、その情報がストックされているものと考えております。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第15、議案第71号、香美市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第16、議案第72号、香美市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第17、議案第73号、香美市子ども・子育て支援法第82条の規定による過料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第18、議案第74号、香美市上下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正

する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 19、議案第 75 号、香美市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 20、議案第 76 号、香美市給水条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 21、議案第 77 号、香美市下水道条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 22、議案第 78 号、香美市過疎地域持続的発展計画の変更について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、日程第 1、議案第 57 号から、日程第 22、議案第 78 号までの質疑は全て終わりました。

各案件はお手元にお配りしました議案審査付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託します。

お諮りします。付託しました各案件は 9 月 25 日までに審査を終えるよう、期限をつけることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。よって、付託の案件は 9 月 25 日までに審査を終えるよう、期限をつけることに決定しました。

以上で、本日の日程は全て終わりました。

本日はこれで散会します。

次の会議は 9 月 26 日午前 9 時 30 分から開会します。

（午前 9 時 09 分 散会）

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

令和 7 年香美市議会定例会

9 月定例会議会議録（第 6 号）

令和 7 年 9 月 2 6 日 金曜日

令和 7 年香美市議会定例会 9 月定例会議会議録（第 6 号）

招集年月日 令和 7 年 8 月 2 9 日（金曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 9 月 2 6 日金曜日（審議期間第 2 9 日） 午前 9 時 3 7 分宣告

出席の議員

1 番	有 光 収 三	1 1 番	山 崎 晃 子
2 番	公 文 直 樹	1 2 番	笹 岡 優
3 番	中 平 麻 衣	1 3 番	濱 田 百合子
4 番	西 村 剛 治	1 4 番	山 崎 龍太郎
5 番	西 山 潤	1 5 番	利 根 健 二
6 番	森 田 雄 介	1 6 番	山 本 芳 男
7 番	村 田 珠 美	1 7 番	山 崎 眞 幹
8 番	小 松 孝	1 8 番	小 松 紀 夫
9 番	舟 谷 千 幸		

欠席の議員

な し

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	依 光 晃一郎	建 設 課 長	野 村 文 紀
副 市 長	村 上 真 祥	農 林 課 長	川 島 進
総 務 課 長	竹 崎 澄 人	商 工 観 光 課 長	門 脇 正 人
企 画 財 政 課 長	黍 原 美 貴子	環 境 課 長	依 光 伸 枝
定 住 推 進 課 長	小 松 伯 聖	管 財 課 長	三 谷 恵 司
防 災 対 策 課 長	中 川 英 斉	ふれあい交流センター所長	原 美和子
税 務 収 納 課 長	猪 野 高 廣	会計管理者兼会計課長	一 圓 まどか
高 齢 介 護 課 長	中 山 繁 美	《香北支所》	
福 祉 事 務 所 長	野 邑 裕 永	支 所 長	石 元 幸 司
市 民 保 険 課 長	萩 野 貴 子	《物部支所》	
健 康 推 進 課 長	川 渕 美 香	支 所 長	片 岡 亮

【教育委員会部局】

教育長職務代理者	浜 田 正 彦	教 育 振 興 課 長	前 田 薫
教 育 次 長	中 山 泰 仁	生涯学習振興課長	小 松 幸 春

【消防部局】

消 防 長	野 口 正 一

【その他の部局】

農業委員会事務局長	和 田 雅 充	上 下 水 道 局 長	西 村 安 史

職務のため会議に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 一 圓 幹 生 議 会 事 務 局 書 記 横 田 恵 子
議 会 事 務 局 書 記 入 野 美 紀

市長提出議案の題目

- 議案第 57号 令和6年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 58号 令和6年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 議案第 59号 令和6年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 議案第 60号 令和6年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 議案第 61号 令和6年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 62号 令和6年度香美市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について
- 議案第 63号 令和6年度香美市簡易水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について
- 議案第 64号 令和6年度香美市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について
- 議案第 65号 令和7年度香美市一般会計補正予算（第4号）
- 議案第 66号 令和7年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）
- 議案第 67号 令和7年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）
- 議案第 68号 令和7年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第 69号 香美市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 70号 香美市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 71号 香美市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 72号 香美市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 73号 香美市子ども・子育て支援法第82条の規定による過料に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 74号 香美市上下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制

定について

議案第 75号 香美市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

議案第 76号 香美市給水条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 77号 香美市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 78号 香美市過疎地域持続的発展計画の変更について

議員提出議案の題目

意見書案第12号 地方公共団体情報システムの標準化に国庫負担の財政措置を求める
意見書の提出について

意見書案第13号 OTC類似薬保険適用の継続を求める意見書の提出について

議事日程

令和7年香美市議会定例会9月定例会議議事日程

(審議期間第29日目 日程第6号)

令和7年9月26日(金) 午前9時30分開議

日程第1 諸般の報告

(1) 専決処分事項の報告について

報告第 18号 損害賠償の額の決定及び和解について

日程第2 議案第 57号 令和6年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第3 議案第 58号 令和6年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)歳入
歳出決算の認定について

日程第4 議案第 59号 令和6年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)歳入
歳出決算の認定について

日程第5 議案第 60号 令和6年度香美市介護保険特別会計(介護サービス事業勘
定)歳入歳出決算の認定について

日程第6 議案第 61号 令和6年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の
認定について

日程第7 議案第 62号 令和6年度香美市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及
び決算の認定について

日程第8 議案第 63号 令和6年度香美市簡易水道事業会計未処分利益剰余金の処
分及び決算の認定について

日程第9 議案第 64号 令和6年度香美市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分
及び決算の認定について

日程第10 議案第 65号 令和7年度香美市一般会計補正予算(第4号)

日程第11 議案第 66号 令和7年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正
予算(第2号)

日程第12 議案第 67号 令和7年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正

予算（第 1 号）

- 日程第13 議案第 68号 令和7年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第 69号 香美市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第15 議案第 70号 香美市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第 71号 香美市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第 72号 香美市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第 73号 香美市子ども・子育て支援法第82条の規定による過料に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第 74号 香美市上下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第 75号 香美市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第 76号 香美市給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第 77号 香美市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第 78号 香美市過疎地域持続的発展計画の変更について
- 日程第24 意見書案第12号 地方公共団体情報システムの標準化に国庫負担の財政措置を求める意見書の提出について
- 日程第25 意見書案第13号 OTC類似薬保険適用の継続を求める意見書の提出について

日程第26 議員派遣の件

会議録署名議員

1 番、有光収三君、2 番、公文直樹君（審議期間第1日目に審議期間を通じ指名）

議事の経過

(午前 9時37分 開議)

○議長（小松紀夫君） ただいまの出席議員は17人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の会議の日程等につきましては、本日、議会運営委員会が開催されております。協議結果につきましては、議会運営委員会、舟谷千幸委員長から協議結果報告書が提出されておりますので、御覧いただきたいと思います。

議事日程はお手元にお配りしたとおりです。

日程第1、諸般の報告を行います。

市長から、地方自治法第180条第1項の規定による専決処分事項について、報告第18号の報告がございました。

これから、報告第18号について質疑を行います。質疑はありませんか。

11番、山崎晃子議員。

○11番（山崎晃子君） 報告第18号でお聞きいたします。

車両前方左側ライトを接触したということですが、どのような状況なのか。12万6,225円というと結構高いような気がするがですけれども、その状況と、それから、車はどういった車種だったのか、お聞きいたします。

○議長（小松紀夫君） 香北支所、石元支所長。

○香北支所長（石元幸司君） お答えします。

状況としましては、7月の連休に向けて臨時駐車場を設置するため、渋滞対策の作業としまして誘導看板を設置する最中でした。立て看板を相手方の観光会社の車庫のすぐ近くに立てる予定だったのですが、設置場所に別の車両があったため、一度、それを壁のところに立てかけた状態で現場を離れてしまいました。その看板が風にあおられて倒れ、角が観光バスのライトを傷つけたような形になります。車両としましては大型観光バスになりまして、費用が少し高額になっていますが、部品代が10万9,890円と工賃が1万6,335円、両方とも税込みになりますが、トータルで12万6,225円になっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第18号についての質疑を終わります。

日程第2、議案第57号、令和6年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第23、議案第78号、香美市過疎地域持続的発展計画の変更についてまで、以上22件を一括議題とします。

初めに、9月12日、17日、18日に開催されました、予算決算、総務、教育厚生及び産業建設の各常任委員会での審査結果につきましては、お手元にお配りしました委員

長報告書のとおりです。

これから常任委員会委員長に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第２、議案第５７号から、日程第２３、議案第７８号までの２２件を一括して採決します。

以上、２２議案に対する委員長の報告は可決であります。２２議案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第５７号ほか２１件は、委員長の報告書のとおり可決されました。

お諮りします。日程第２４、意見書案第１２号、地方公共団体情報システムの標準化に国庫負担の財政措置を求める意見書の提出について及び日程第２５、意見書案第１３号、ＯＴＣ類似薬保険適用の継続を求める意見書の提出についての２件は追加の案件であります。香美市議会会議規則第３７条第３項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。よって、日程第２４、意見書案第１２号及び日程第２５、意見書案第１３号の２件は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、日程第２４、意見書案第１２号、地方公共団体情報システムの標準化に国庫負担の財政措置を求める意見書の提出についてを議題とします。

まず、提出者から趣旨説明を求めます。１２番、笹岡優議員。

○１２番（笹岡優君） １２番、笹岡優です。意見書案第１２号、地方公共団体情報システムの標準化に国庫負担の財政措置を求める意見書について、趣旨説明をさせていただきます。

全国市長会は令和６年１２月１１日に、国に対して、地方公共団体及びシステム事業者の実情を踏まえ、令和７年度末とされている移行期限の設定を見直し、移行期限を延長すること、移行期限の延長と併せてデジタル基盤改革支援補助金の設置期限を延長し、令和８年度以降においても、システム移行経費に対して全額国庫負担にするよう、財政措置を講じることを求めています。従前のシステムと比較して、標準準拠システムへ移行したことにより増加する運営経費について、全額国庫負担による財政措置を講じることも意見として上げています。

特に、全国市長会でも指摘しているように、システム事業としての技術者を資源とした供給源不足が深刻で、拙速な移行は大きな混乱が懸念されます。今回の内容は、御存じのとおり、企業等の利活用を目的とし、国が標準化によって情報を全部管理します。そして、それを企業に提供していくというやり方になります。その内容は、実際は市町村にとっては何のメリット也没有ありません。この業務が増えます。同時に、市が今行っている日常業務は、全て新たなシステムで運営をしなければなりません。全国市長会も言っているとおおり、システムの事業者の資源不足というのは、インドを含めて外国に依存している状況です。今は円安ですので、為替レートの影響も含めてこれから経費が増大します。

以上、全国市長会の趣旨にのっとりった内容ですので、同僚議員の賛同をお願いし、趣旨説明とさせていただきます。御協力よろしくお願いします。

【意見書案第12号 巻末に掲載】

○議長（小松紀夫君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、まず初めに、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。ありませんか。

6番、森田雄介議員。

○6番（森田雄介君） 6番、森田雄介です。意見書案第12号、地方公共団体情報システムの標準化に国庫負担の財政措置を求める意見書に賛成の立場で討論いたします。

政府は2025年度末までに、全国1,700以上の自治体で、住民情報や税情報など、共通性の高い二重業務を標準準拠システムへ移行するとしています。ガバメントクラウドの利用は必須ではないと言いますが、独自システム維持の場合は数年ごとの大規模更新を今後も続ける必要があり、こちらも高コストにつながります。現実的には、政府方針どおりクラウド移行せざるを得ない状況で、この移行コストがエンジニア不足や物価高で高騰しています。また、移行後のランニング費用につきましても、現在、参入しているクラウド事業者は外資系4事業者と、2025年度末までに技術要件を満たすことが前提の国内1事業者という寡占状態で、外資系事業者に対してはドル決済、利用量に応じた課金となるなど、運用コストが高止まり、あるいは変動しやすく、見通しが立ちにくい状況です。

そもそも自治体DX（デジタルトランスフォーメーション）の狙いは公共サービスの産業化であり、地方自治体が担う住民福祉の向上につながる独自の住民サービスは、後継に追いやられてしまっています。また、市役所の窓口業務にとって直接のメリットではない行政改革が、システム経費の3割削減という当初の目的も完全に破綻している中

で、スケジュールありきで進められていいもののでしょうか。コスト増について、中核市長会からも要望書が出され、デジタル庁も対策をするとしていますが、具体化はされていません。また、セキュリティが強化されるとはいえ、漏えい時の被害は従来以上に甚大です。権利侵害が発生した場合の救済制度、再発防止は大きな課題です。さらに、外資系クラウド利用に頼らない国産クラウドの強化も必要と考えます。

以上の点から、意見書にもありますように、移行期限の見直し、地方分権として住民の個人情報を守る立場、市の財政負担増につながるやり方に対しては、しっかり意見を上げる重要性を指摘し、賛成討論といたします。

○議長（小松紀夫君） ほかに討論はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書案第12号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 起立少数であります。よって、意見書案第12号は、否決されました。

日程第25、意見書案第13号、OTC類似薬保険適用の継続を求める意見書の提出についてを議題とします。

まず、提出者から趣旨説明を求めます。13番、濱田百合子議員。

○13番（濱田百合子君） 13番、濱田百合子です。意見書案第13号、OTC類似薬保険適用の継続を求める意見書について、趣旨説明を行います。

OTC類似薬とは、医師の診断を受けて処方される薬のうち、薬局やドラッグストアなどで処方箋なしに購入できる市販薬と、同じ成分や効能のある薬のことです。風邪薬や胃腸薬、湿布薬、鎮痛剤や皮膚炎、アレルギー性鼻炎、便秘や花粉症、ぜんそくなどの薬があります。

アトピー性皮膚炎やぜんそくなどのアレルギー疾患、リュウマチや広範囲の皮膚炎などで、長期にわたりOTC類似薬の使用が必要な患者はたくさんいます。OTC類似薬が保険適用から外されたら、自己負担額は3倍超から慢性疾患や難病の患者では数十倍に上ると試算されています。また、患者が医療機関を受診せず自己判断で市販薬を購入することを促すため、早期発見の機会を損なうことや誤使用のリスクも指摘されています。

6月には、難病患者の家族が、保険適用の継続を求める要望書と8万人余りの署名を厚生労働省に提出しています。こうした患者の声を聞き、安全に治療が継続できるようにすることが重要ではないでしょうか。

以上述べまして、本意見書案への趣旨説明といたします。同僚議員の御賛同をよろしくお願いいたします。

【意見書案第13号 巻末に掲載】

○議長（小松紀夫君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから、意見書案第１３号を採決します。
本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 意見書案第１３号につきましては、可とする者８人、否とする者８人です。

ただいま報告しましたとおり可否同数であります。よって、地方自治法第１１６条第１項の規定によって、議長が本案に対して裁決します。

意見書案第１３号について、議長は否決と裁決します。よって、意見書案第１３号は、否決されました。

日程第２６、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件について、お手元に配付のとおり、議員を派遣することになしたいと思います。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件はお手元に配付のとおり、派遣することに決定しました。

この際お諮りします。ただいま決定しました議員派遣の内容につきまして、諸般の事情により変更が生じる場合には、議長に一任を願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

以上で、今定例会議に付された事件は全て議了しました。

定例会議終了に当たり、市長から発言を求められておりますので、これを許可します。
依光市長。

○市長（依光晃一郎君） 令和７年香美市議会定例会９月定例会議の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

先月２９日に開会いたしました９月定例会議も、小松議長の円滑なる会議運営によりまして本日閉会となりました。定例会議には多くの議案を提案いたしました。その全ての議案につきまして、慎重かつ適切に御審議、御決定を賜りまして誠にありがとうございました。厚く御礼申し上げます。

今定例会議では、香北地区での道路愛護作業や秦山公園整備に関する御質問、奥物部ふるさと物産館による地域活性化や観光地域づくり法人ＤＭＯによる朝ドラ「あんぱん」

を含めた観光振興、そして、片地小学校での防災キャンプを通じた地域防災力の向上についての御質問など、多岐にわたる論点について数多く御意見や御提案をいただきました。御審議の過程でいただきました貴重な御意見や御提言を十分に肝に銘じ、私自身も一層気を引き締めて今後の香美市の運営に努めてまいります。引き続きの御指導、御鞭撻を何とぞよろしくお願いいたします。

さて、本日の提出を見送りました、美良布保育園建設事業に関する補正予算案について御説明いたします。

この件につきましては、議会の皆様、そして、住民の皆様から様々な御意見をいただきましたことに、改めて感謝を申し上げます。この結論を出すに当たりまして、教育委員会、保育園の園長、企画財政課を招集し、議論をした上で結論を出しました。説明会を通じて、保護者や住民の皆様からの不安の声が大きかった、吉野への仮園舎の建設は断念すべきであるということ、一方で、香北町の将来を考えたときに園舎の建て替えは必要であり、できるだけ早く建設することが住民の願いであるということを、議論に加わった全員で確認いたしました。

今後につきましては、開園の時期を1年延期して、令和11年4月1日開園を目指すことといたします。なお、その前段として、どのような手順が望ましいか、住民の皆様、保護者の皆様から御意見をお伺いした上で、議会の皆様、また、住民の皆様に御納得いただける形での事業の進め方を模索してまいります。詳細が決まりましたら、また御報告させていただきます。

最後に、本日、NHK連続テレビ小説「あんぱん」の放送が終了いたします。午後からはパブリックビューイングを開催し、市民の皆様と最後の放送を楽しみたいと思います。議会の皆様には、NHK連続テレビ小説「あんぱん」放送期間中にいろいろな御尽力をいただきましたことに、改めて感謝を申し上げます。

最近では涼しい日も増えてきて過ごしやすい気候となつてまいりました。しかし、気温の変化が激しいとも感じております。議員の皆様方にはくれぐれも御自愛いただければと思います。

結びに、議員の皆様方のますますの御健勝と御活躍を心より御祈念申し上げまして、閉会に当たりましての私の御挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（小松紀夫君） ありがとうございました。

それでは、定例会議終了に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

8月29日に開会されました令和7年定例会9月定例会議は、本日までの29日間、議員各位の御協力により無事終了することができました。

今定例会議に提出されておりました、令和6年度の一般会計歳入歳出決算及び各特別会計歳入歳出決算、公営企業会計歳入歳出決算の認定議案、また、令和7年度各会計の補正予算をはじめ条例の制定及び改正議案につきましても、議員各位の慎重審議の結果、それぞれ適切な議決がなされました。また、一般質問におきましては、15人の議員が

市政全般にわたって、市長の政治姿勢や行政課題について見解をただすとともに、施策の提言も行われました。市長並びに執行部の皆様におかれましては、今後の市政運営に生かしていただきますよう、申し上げておきます。

先ほど市長がおっしゃったように、本日はNHK連続テレビ小説「あんぱん」の最終回でございました。本市は、これまでやなせ先生から多大な贈物をいただいておりますが、今回のNHK連続テレビ小説によりましてまた大きな贈物をいただきました。先生のふるさとへの思いを、これからの香美市発展に必ずつなげていかなければならないと、改めて心に誓うところでございます。

結びに、長く続いた猛暑の夏もようやく終わりを迎えた感の今日この頃でございますが、議員各位、執行部の皆様におかれましては、健康で御活躍いただきますように御祈念を申し上げまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。

これをもちまして、9月定例会議を終了し、令和7年香美市議会定例会を散会します。
(午前10時00分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

令和 7 年香美市議会定例会

9 月定例会議会議録

巻 末 掲 載 文 書

令和7年香美市議会定例会9月定例会議審議期間予定表

審議期間	月日(曜日)	会 議 等		
	8月22日(金)			再開要求通知・議案書発送
	23日(土)			
	24日(日)			
	25日(月)			
	26日(火)		AM9:30	議会運営委員会 【全国市議会議長会】
	27日(水)			【全国市議会議長会】
	28日(木)			【全国市議会議長会】
第1日	29日(金)	本会議	AM9:00	審議期間の決定、会議録署名議員の指名、諸般の報告・議長の報告 市長の行政の報告及び議案提案・提案理由の説明
第2日	30日(土)	休 会		休日、議案精査のため
第3日	31日(日)	休 会		〃
第4日	1日(月)	休 会		【一般質問通告期限(午前9時)・抽選(午後1時)】
第5日	2日(火)	休 会		議案精査のため
第6日	3日(水)	休 会		〃
第7日	4日(木)	休 会		〃
第8日	5日(金)	休 会		〃
第9日	6日(土)	休 会		休日、議案精査のため
第10日	7日(日)	休 会		〃
第11日	8日(月)	休 会		議案精査のため
第12日	9日(火)	本会議	AM9:00	一般質問①
第13日	10日(水)	本会議	AM9:00	一般質問②
第14日	11日(木)	本会議	AM9:00	一般質問③ 会派代表者会議
第15日	12日(金)	本会議	AM9:00	議案質疑・委員会付託・予算決算常任委員会・総務常任委員会 教育厚生常任委員会・産業建設常任委員会
第16日	13日(土)	休 会		休日、議案審査整理のため
第17日	14日(日)	休 会		〃
第18日	15日(月)	休 会		〃
第19日	16日(火)	休 会		議案審査整理のため
第20日	17日(水)	休 会		予算決算常任委員会
第21日	18日(木)	休 会		〃
第22日	19日(金)	休 会		議案審査整理のため
第23日	20日(土)	休 会		休日、議案審査整理のため
第24日	21日(日)	休 会		〃
第25日	22日(月)	休 会		議案審査整理のため
第26日	23日(火)	休 会		休日、議案審査整理のため
第27日	24日(水)	休 会		議案審査整理のため
第28日	25日(木)	休 会		〃
第29日	26日(金)		AM9:00	議会運営委員会
		本会議	AM9:30	議案採決(付託議案の報告～採決)

補正予算・議案審査

9月12日(金)	予算決算常任委員会		議案第 65・66・67・68 号
	総務常任委員会		議案第 70・71・72・78 号
	教育厚生常任委員会		議案第 69・73 号
	産業建設常任委員会		議案第 74・75・76・77 号

決算審査

9月17日(水)	予算決算常任委員会	AM9:00	議案第 57 号
9月18日(木)			議案第 57・58・59・60・61・62・63・64 号

委員会審査結果一覧表

1. 議 案 関 係

事件の番号	件 名	所管委員会	審査結果	備 考
議案第57号	令和6年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について	予算決算常任委員会	原案認定	全員賛成
議案第58号	令和6年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について	予算決算常任委員会	原案認定	全員賛成
議案第59号	令和6年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について	予算決算常任委員会	原案認定	全員賛成
議案第60号	令和6年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について	予算決算常任委員会	原案認定	全員賛成
議案第61号	令和6年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	予算決算常任委員会	原案認定	全員賛成
議案第62号	令和6年度香美市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について	予算決算常任委員会	原案認定	全員賛成
議案第63号	令和6年度香美市簡易水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について	予算決算常任委員会	原案認定	全員賛成
議案第64号	令和6年度香美市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について	予算決算常任委員会	原案認定	全員賛成
議案第65号	令和7年度香美市一般会計補正予算（第4号）	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第66号	令和7年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第67号	令和7年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第68号	令和7年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第69号	香美市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第70号	香美市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第71号	香美市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第72号	香美市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第73号	香美市子ども・子育て支援法第82条の規定による過料に関する条例の一部を改正する条例の制定について	教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成

事 件 の 番 号	件 名	所管委員会	審査結果	備 考
議 案 第 74 号	香美市上下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	産業建設常任委員会	原案可決	全員賛成
議 案 第 75 号	香美市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	産業建設常任委員会	原案可決	全員賛成
議 案 第 76 号	香美市給水条例の一部を改正する条例の制定について	産業建設常任委員会	原案可決	全員賛成
議 案 第 77 号	香美市下水道条例の一部を改正する条例の制定について	産業建設常任委員会	原案可決	全員賛成
議 案 第 78 号	香美市過疎地域持続的発展計画の変更について	総 務 常 任 委 員 会	原案可決	全員賛成

意見書案第 12 号

地方公共団体情報システムの標準化に国庫負担の財政措置を求める意見書の提出
について

地方自治法第 99 条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係
各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

令和 7 年 9 月 26 日提出

香美市議会議長 小 松 紀 夫 殿

提出者 香美市議会議員 笹 岡 優

賛成者 〃 濱 田 百合子

賛成者 〃 山 崎 晃 子

地方公共団体情報システムの標準化に国庫負担の財政措置を求める意見書（案）

令和 3 年 9 月に「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」が制定され、
地方公共団体情報システムの標準化が推進されています。

しかし、システム事業者の技術者の資源や供給源不足等影響もあり、移行困難が予
想されています。

特に、全国一斉の標準化対応に起因し、全国的な技術者不足により、人件費等が高
騰していることに加え、為替等の影響もありガバメントクラウド利用料や運営経費等
が増える事が懸念されています。

よって、国におかれては、地方公共団体の状況を踏まえ、全国一斉の標準化移行期
限を見直して、システム移行経費と標準準拠システムへの移行後の増加する運営経費
を全額国庫負担にするよう財政措置を求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和7年9月26日

衆議院議長	額賀福志郎	殿
参議院議長	関口昌一	殿
内閣総理大臣	石破茂	殿
総務大臣	村上誠一郎	殿
法務大臣	鈴木馨祐	殿
財務大臣	加藤勝信	殿
内閣官房長官	林芳正	殿
デジタル大臣	平将明	殿

高知県香美市議会議長 小松紀夫

意見書案第 13 号

OTC 類似薬保険適用の継続を求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

令和 7 年 9 月 26 日提出

香美市議会議長 小 松 紀 夫 殿

提出者 香美市議会議員 濱 田 百合子

賛成者 〃 山 崎 晃 子

賛成者 〃 西 村 剛 治

OTC 類似薬保険適用の継続を求める意見書（案）

OTC 類似薬の保険適用除外には、アトピー患者団体やアレルギー疾患団体は、患者負担増加や治療継続困難を懸念し、保険適用の継続を要望しています。

また、日本医師会の松本吉郎会長は、6 月 18 日の記者会見で、患者団体の要望に触れながら、「OTC 類似薬の多くは医療の根幹をなす基礎的な医薬品」として安易な保険適用除外に反対を表明しました。

全国保険医団体連合会も 7 月 10 日に厚労省に提出した要望書で「保険給付の見直し対象となる品目は、解熱鎮痛剤、咳き止め、抗アレルギー薬、ステロイド軟膏、湿布、保湿剤など日常診療で広く使うもの。現役世代含めすべての世代の患者に影響が出る」と指摘しています。

さらに自治体独自の子ども医療費助成制度や国の難病など公費負担医療の助成の対象外となり、少子化対策に逆行するとともに、難病患者などは命に直接関わる事態ともなりかねません。

同一有効成分の市販薬は、医療用医薬品の薬価を大きく上回る傾向にあり、大幅な患者負担増、受診抑制を招くとともに、自己判断での市販薬の服薬による重症化も懸念されます。

よって、国におかれては、O T C類似薬保険適用の継続を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和7年9月26日

衆議院議長	額賀福志郎	殿
参議院議長	関口昌一	殿
内閣総理大臣	石破茂	殿
厚生労働大臣	福岡資麿	殿
内閣官房長官	林芳正	殿

高知県香美市議会議長 小松紀夫

令和 7 年香美市議会定例会 9 月定例会議議決一覧表

1. 議 案 関 係

事 件 の 番 号	件 名	議決結果	議 決 年 月 日
議案 第 57 号	令和 6 年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について	原案認定	7. 9. 26
議案 第 58 号	令和 6 年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について	原案認定	7. 9. 26
議案 第 59 号	令和 6 年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について	原案認定	7. 9. 26
議案 第 60 号	令和 6 年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について	原案認定	7. 9. 26
議案 第 61 号	令和 6 年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定	7. 9. 26
議案 第 62 号	令和 6 年度香美市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について	原案認定	7. 9. 26
議案 第 63 号	令和 6 年度香美市簡易水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について	原案認定	7. 9. 26
議案 第 64 号	令和 6 年度香美市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について	原案認定	7. 9. 26
議案 第 65 号	令和 7 年度香美市一般会計補正予算（第 4 号）	原案可決	7. 9. 26
議案 第 66 号	令和 7 年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 2 号）	原案可決	7. 9. 26
議案 第 67 号	令和 7 年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第 1 号）	原案可決	7. 9. 26
議案 第 68 号	令和 7 年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）	原案可決	7. 9. 26
議案 第 69 号	香美市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	原案可決	7. 9. 26
議案 第 70 号	香美市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	7. 9. 26
議案 第 71 号	香美市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	7. 9. 26
議案 第 72 号	香美市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	7. 9. 26
議案 第 73 号	香美市子ども・子育て支援法第 8 2 条の規定による過料に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	7. 9. 26

事 件 の 番 号	件 名	議決結果	議 決 年月日
議案 第 74 号	香美市上下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	7. 9. 26
議案 第 75 号	香美市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	7. 9. 26
議案 第 76 号	香美市給水条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	7. 9. 26
議案 第 77 号	香美市下水道条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	7. 9. 26
議案 第 78 号	香美市過疎地域持続的発展計画の変更について	原案可決	7. 9. 26
意見書案 第 12 号	地方公共団体情報システムの標準化に国庫負担の財政措置を求める意見書の提出について	原案否決	7. 9. 26
意見書案 第 13 号	ＯＴＣ類似薬保険適用の継続を求める意見書の提出について	原案否決	7. 9. 26